

— 目 次 —

(9月8日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	6
出 席 議 員	9
欠 席 議 員	9
議会事務局職員出席者	9
説明のために出席した者	9
開会、開議宣告	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
議長の諸般の報告	11
市長の行政報告	11
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	17
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	20
長崎県病院企業団議会議員の報告	21
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告	24
報告第5号	26
報告第6号	26
報告第7号	26
報告第8号	26
報告第9号	26
報告第10号	26
報告第11号	26
報告第12号	26
報告第13号	26
認定第1号	39
認定第2号	40
認定第3号	40

認定第4号	40
認定第5号	40
認定第6号	40
認定第7号	40
認定第8号	40
認定第9号	41
認定第10号	41
認定第11号	41
議案第66号	42
議案第67号	66
議案第68号	66
議案第69号	66
議案第70号	66
議案第71号	66
議案第72号	66
議案第73号	66
議案第74号	66
議案第75号	75
議案第76号	76
議案第77号	76
議案第78号	81
議案第79号	81
議案第80号	81
議案第81号	81
議案第82号	82
議案第83号	82
議案第84号	86
議案第85号	86
議案第86号	86
議案第87号	86
議案第88号	86
議案第89号	86

議案第90号	86
議案第91号	90
議案第92号	91
諮問第1号	91
請願第1号	92
請願第2号	92
陳情第3号	92
陳情第4号	92
散会	93

(9月9日)

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	95
議会事務局職員出席者	95
説明のために出席した者	96
開議宣告	96
市政一般質問	96
16番 小川 廣康君	97
2番 小島 徳重君	108
1番 春田 新一君	120
14番 初村 久藏君	129
散会	138

(9月10日)

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139
欠席議員	139
議会事務局職員出席者	139
説明のために出席した者	140

開議宣告	140
市政一般質問	140
7番 黒田 昭雄君	141
3番 入江 有紀君	152
13番 小宮 教義君	165
4番 船越 洋一君	177
散会	189

(9月11日)

議事日程	191
本日の会議に付した事件	191
出席議員	191
欠席議員	191
議会事務局職員出席者	191
説明のために出席した者	192
開議宣告	192
市政一般質問	192
15番 大浦 孝司君	193
10番 波田 政和君	203
6番 脇本 啓喜君	213
散会	224

(9月19日)

議事日程	225
本日の会議に付した事件	226
出席議員	227
欠席議員	227
議会事務局職員出席者	227
説明のために出席した者	227
開議宣告	228
議案第66号	228
議案第78号	228

議案第79号	228
議案第80号	228
議案第81号	229
議案第82号	229
議案第83号	229
議案第92号	229
請願第1号	239
請願第2号	239
陳情第3号	239
陳情第4号	239
議案第93号	242
議案第94号	242
議案第95号	242
委員会の閉会中の継続審査について	246
発議第3号	246
発議第4号	246
発議第5号	246
発議第6号	246
閉会	255
署名	256

対馬市告示第59号

平成26年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月29日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成26年9月8日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
小宮 教義君	初村 久藏君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 栄君
作元 義文君	山本 輝昭君
堀江 政武君	

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○9月10日に応招しなかった議員

春田 新一君

平成26年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成26年9月8日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第8 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第9 報告第5号 平成25事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第10 報告第6号 平成25事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第11 報告第7号 平成25事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第12 報告第8号 平成25事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第13 報告第9号 平成25事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第14 報告第10号 平成25事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第15 報告第11号 平成25事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第12号 平成25事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第17 報告第13号 平成25年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 認定第1号 平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第2号 平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第9号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第10号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第11号 平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第67号 平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第68号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第69号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第70号 平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第71号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第72号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第73号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第37 議案第74号 平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第75号 対馬市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第76号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第77号 対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例
- 日程第42 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例
- 日程第43 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例
- 日程第44 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第45 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第46 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第47 議案第84号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝地区）
- 日程第48 議案第85号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）
- 日程第49 議案第86号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）
- 日程第50 議案第87号 市道の認定について（グリーンピア樽ヶ浜線）
- 日程第51 議案第88号 市道の認定について（高浜住宅団地内1号線）
- 日程第52 議案第89号 市道の認定について（高浜住宅団地内2号線）
- 日程第53 議案第90号 市道の認定について（卯麦佐保線）
- 日程第54 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 日程第55 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第56 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第57 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第58 請願第2号 TPP交渉並びに農協改革に関する請願書
- 日程第59 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

- 日程第60 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第8 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第9 報告第5号 平成25事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第10 報告第6号 平成25事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第11 報告第7号 平成25事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第12 報告第8号 平成25事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第13 報告第9号 平成25事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第14 報告第10号 平成25事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第15 報告第11号 平成25事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第12号 平成25事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第17 報告第13号 平成25年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第18 認定第1号 平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号 平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第20 認定第3号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第9号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第10号 平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第11号 平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第29 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第67号 平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第68号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第69号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第70号 平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第71号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第72号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第73号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第74号 平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第38 議案第75号 対馬市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第76号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第40 議案第77号 対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例
- 日程第42 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例
- 日程第43 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例
- 日程第44 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第45 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第46 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第47 議案第84号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(比田勝地区)
- 日程第48 議案第85号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(西泊地区)
- 日程第49 議案第86号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(久田道地区)
- 日程第50 議案第87号 市道の認定について (グリーンピア樽ヶ浜線)
- 日程第51 議案第88号 市道の認定について (高浜住宅団地内1号線)
- 日程第52 議案第89号 市道の認定について (高浜住宅団地内2号線)
- 日程第53 議案第90号 市道の認定について (卯麦佐保線)
- 日程第54 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 日程第55 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第56 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第57 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第58 請願第2号 T P P交渉並びに農協改革に関する請願書
- 日程第59 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第60 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制

度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

出席議員（21名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 淵上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君

総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君
代表監査委員	長岡 豊明君

午前10時00分開会

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。配付しております議案中、議案第87号から議案第89号の市道の認定3議案において印刷誤りがあり、配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、御了承願います。

ただいまから平成26年第3回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、淵上清君及び脇本啓喜君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程案のとおり、本日から9月19日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月19日までの12日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

議長の庶務報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日ここに、平成26年第3回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、職員の懲戒処分について御報告申し上げます。保健部職員が、7月7日に逮捕されるという、あってはならない事態が生じました。このことは、市民の皆様の本市に対する信頼を著しく失墜させるものであり、まことに遺憾であります。市民の皆様に心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

この職員につきましては、市民とのトラブルに関し、虚偽の報告があったとして、8月1日付で停職3カ月の懲戒処分に、また同日付で管理監督責任として上司2名に訓告処分を行っております。

不祥事の根絶に向けましては、私が先頭に立ち、綱紀粛正に取り組んできたところではあります。そのようなさなか、このような事態になりまことに残念であります。

今後、市民皆様の信頼回復に向け、改めて倫理の徹底と服務規律を強く指導するとともに、再発防止策に取り組んでまいります。皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、6月定例会以降、今日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございます。

域学連携地域づくり推進事業についてであります。平成25年度より有識者、地域代表者を交え検討いたしておりました「対馬市域学連携地域づくり推進計画」については、地域と大学が連携し、相互に学び合うことで、対馬の新たな価値を創造し、持続的な産業を創出することを基本理念に平成26年6月に平成32年度末までの7年間の計画を策定しております。

今後は、本計画を域学連携推進事業の道しるべとして、中長期インターンの受け入れ、学術研究の推進、対馬学会の設置などを展開し、その成果を対馬市の諸政策に反映していきたいというふうに考えております。

平成26年度については、地域おこしの現場体験である「インターンシップ」に74名が、地域づくりや環境保全に対する理解促進と担い手育成の「島おこし実践塾」に34名が対馬を訪れました。さらに包括連携の協定を結ぶ九州大学、長崎県立大学などから、約200名の学生が対馬をフィールドとして各分野の研究に取り組むようになっております。

また、本年度から小中学生を対象とした「子ども寺子屋」を、上県、上対馬地域で開催し、124名が参加。また、高校生を対象とした「大学生との語り合い」については、上対馬高校と対馬高校を対象に46名の参加がありました。初めての取り組みでありましたが、よい教育機会の創出ができたのではないかと思います。今後も今年度の検証を踏まえ、継続をしていきたいと考えております。

次に、対馬市異業種間連携・交流協議会についてであります。

複数の業種団体からの要望を受け、20団体の賛同のもと、7月22日に「対馬市異業種間連携・交流協議会」を設立しております。任意の協議会ですが、各業種間・団体間の情報・技術・ノウハウなどの連携、交流を行う場として、今後の対馬市の活性化に向けた取り組みや対馬市の課題に向けた取り組みなどを各業種のトップレベルとの協議、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、総務部関連でございます。

釜山広域市での市長会議開催についてです。

8月20日、釜山広域市で、第115回長崎県市長会議が開催されました。釜山広域市での開催は、対馬市が会議の開催担当市になったことから、釜山広域市での開催を提案いたしました。日韓の自治体間の交流拡大を図ることを目的とするものでしたが、県内各市の賛同を得ることができ開催されたものです。

会議では、「釜山との友好交流についての決議」が採択されたほか、国・県への提言事項として、都市財政の拡大強化や合併市町村への支援策など12項目が採択をされました。

また、市長会議終了後には、釜山広域市区庁長・郡守協議会との交流会、釜山広域市長との懇談会を行ったほか、21日には、釜山広域市観光協会との交流会を開催いたしました。

次に、総合政策部関連でございます。

「国境観光シンポジウム」の開催についてであります。

7月7日、福岡市で、日本初の国境観光としての対馬モデルの可能性を探るシンポジウムを開催いたしました。当日は、台風接近の悪天候にもかかわらず、定員を超える100名もの聴衆が参加しました。

シンポジウムは、昨年度実施した福岡発対馬経由釜山のモニターツアーについての基調報告と、対馬観光物産協会会長やJR九州高速船、ANAセールスなどの大手旅行会社役員等によるパネルディスカッションを実施し、今後の商品化に向けたニーズや可能性、具体的な課題等について、熱心な議論が繰り広げられました。

航路事業者、旅行会社からは今後の商品化に向け、連携していきたいとの提案もあり、事業者、団体との連携により、「国境観光商品」による交流人口の拡大に向けた取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

次に、全国離島交流中学生野球大会準優勝についてであります。

8月19日から21日にかけて「国土交通大臣杯第7回全国離島交流中学生野球大会」が新潟県佐渡市で開催されました。

大会は、過去最多の23チームが参加し、昨年度、全国中学校野球大会優勝チームをはじめ、各種大会で好成績をおさめるチームが参加するレベルの高い大会になりました。対馬市からは、島内4つの中学生野球チームから選抜された精鋭18名で構成する「対馬ヤマネコボーイズ」として参加し、見事準優勝に輝きました。準優勝という結果をもたらしてくれたことは、対馬市民に大きな力を与えてくれたものと思います。

対馬市の宝である子供たちの今後の活躍を期待するとともに、子供たちが伸び伸びと勉学やスポーツに打ち込める環境づくりに、今後も力を入れていきたいと考えております。

次に、諫早農業高校と対馬市の対馬固有植物保存に向けた協定の締結についてであります。

6月23日、県立諫早農業高校と対馬固有植物及び希少種を保存するための調査、研究に関する協定の締結を行いました。

諫早農業高校では、1994年から今日までの20年間対馬固有種であるオウゴンオニユリの増殖研究が行われております。その培養技術等を活かした対馬固有種や希少種の調査・研究についての提携を図り、シカ、イノシシ被害により減少している対馬の固有植物及び希少植物の保全を図りたいと思います。

次に、（仮称）観光交流センターの名称決定についてでございます。

現在、建設工事を行っております（仮称）観光交流センターの名称について、7月に名称の募集を行い、全国から52件の応募をいただきました。

8月11日に観光物産協会長をはじめとする審査会において「観光情報館 ふれあい処つしま」と選定されました。関係条例の制定を議案として提出しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

次に、「対馬厳原港まつり」についてであります。

8月2日、3日に対馬厳原港まつりが開催されました。

国内からは、瀬戸内市、下関市などの友好都市や関係団体の皆様、韓国からはチョン・ヨンホ、カン・ナムジュ両国際諮問大使をはじめ、駐福岡大韓民国総領事館、また影島区庁、釜山文化財団、ペギンセ舞踊団などの関係者の皆様に参加をいただきました。

台風11号接近の悪天候の中での開催となりましたが、1日目は、無事に厳原港の特設会場で各種行事を行い、2日目は、舟グロー大会、朝鮮通信使のパレード、納涼花火大会などの行事が中止になったものの、交流行事は対馬市交流センターに会場を変更し実施され、国書交換式では、宗対馬の守役の堀江議長から、盗難された仏像の未返還問題はあるものの、対馬と韓国のいい関係を構築し交流を促進していきたいとのメッセージが述べられました。

悪天候の中、商工会青年部をはじめとする厳原港まつり振興会の関係者の皆様には、大変な御苦労だったと思います。祭りを通して対馬の活性化と国際交流に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

次に、朝鮮通信使をユネスコ記憶遺産に登録する取り組みについてであります。

対馬市に事務局を置く朝鮮通信使縁地連絡協議会は、韓国の財団法人釜山文化財団と朝鮮通信使をユネスコ記憶遺産に登録する取り組みを進めています。

今年度から予算を確保し本格的な体制づくりに着手しました。長崎県にも御支援いただき、5月21日、長浜市において対馬市・壱岐市・下関市・長浜市・近江八幡市の5つの自治体による「朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会」を設立しました。その後、静岡市及び3つの民間団体が加盟し現在は9団体で取り組みを進めています。

また、6月23日には神戸市で学者さんや学芸員らによる朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本学術委員会を設立し、申請内容の協議を重ねています。

さらに8月25日には、下関市の国際会議場において両団体の学術委員会及び推進部会を招集し「朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日韓共同推進会議」を開催しました。

この中で日韓両組織の代表者会議設置など決定し、2016年3月に共同申請できるように事業を推進することを確認しました。

次に、市民生活部関連でございます。

「第2回日韓海岸清掃フェスタIN対馬」についてであります。

8月24日、「美しい対馬の海ネットワーク」、「ふるさと清掃運動会」との共同主催により、

「第2回日韓海岸清掃フェスタ I N対馬」を開催いたしました。

豊玉町加志々地区の海岸において、韓国大学生を含め、市内外からのボランティア約230名が参加し、海岸清掃作業を行い、トン袋にして約120袋の漂着ごみを回収しました。

また、清掃作業終了後、「シャインドームみね」において開催した漂着ごみ対策シンポジウムには、約100名の参加がありました。

次に、福祉部関連でございます。

子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

6月10日から9月10日を申請期間として、受付順に審査を行い、8月より支給開始しております。なお、8月末までの申請者数は3,605件で、受給予定者の概ね95%の方が申請しております。

また、臨時福祉給付金につきましても、7月1日から9月30日までを申請期間とし、随時申請受付しておりますが、8月末までの申請率が約30%と低いため、9月初めに受給該当が推定される皆様に、申請のお知らせを送付いたしました。

次に、(仮称)比田勝認定こども園建設の進捗状況についてであります。

(仮称)比田勝認定こども園につきましては、旧上対馬町庁舎跡地を建設用地とし、構造を木造平屋建て(一部2階)の方針が決定したことから、統合予定である比田勝幼稚園・比田勝保育所・泉保育所の保護者を中心に住民説明会を実施し承諾を得ることができました。

説明会では、多くの貴重な御意見をいただきましたので、今後は平成28年4月開園を目指し、さらに、協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、対馬市子ども夢づくり補助金についてであります。

子供の夢づくりを育成することを目的として、造成した「対馬市子ども夢づくり基金」を活用した補助金について、広報誌等による啓発を行ったところ、多数の申請を受け、8月末現在776万5,000円の補助金を交付しております。今後も、子ども夢づくり補助金の活用について普及・啓発を行っていきたいと考えております。

次に、保健部関連でございます。

「対馬いづはら病院」跡地利用についてであります。

かねてより検討いたしておりました「対馬いづはら病院」跡利用の件であります。

議員の皆様はもとより市民の皆様にご心配をおかけしているところではございますが、この場で中間報告をさせていただきます。

今回の対馬いづはら病院跡を「病院等」として開設運営していただくことで協議している法人は、皆様も御存じだと思いますが、福岡で福岡和白病院、救急ヘリ「ホワイトボード」等を運営されている社会医療法人財団「池友会」でございます。

なお、池友会の関連法人におきましては、一般病院10、リハビリテーション病院11及び看護学校、助産学校、リハビリテーション学校などを全国的に展開されております。

さて、社会医療法人財団池友会蒲池理事長より、いづはら病院跡に外来診療と「回復期病床」50床と「一般病床」10床を保有する病院を整備するとの判断が下され、大筋で合意に達したところであります。

ただし、書面による協定書締結までには道半ばであると捉えておりますので、冒頭申し上げましたように「中間報告」と表現をさせていただいた次第です。

蒲池理事長におかれましては、対馬市、特に厳原地区の医療事情を御理解いただいた上で、来年5月に開院予定である対馬医療の基幹となる統合病院を補完する医療体制が厳原地区にも必要であると考えられ、また理事長は「患者様は元気で家庭に戻っていただきたい」との強い思いを持っていらっしゃいます。これらの考えから回復期病床を50床、また一般病床を10床を整備される方向のお考えを示されたものと思われまます。

大筋合意したところではありますが、これから詳細事項の詰めの協議に入る予定であります。またあわせてその他の解決すべき問題についても、関係機関と協議を推し進めているところであります。

次に、農林水産部関連でございます。

対馬猪鹿加工処理施設の稼働についてです。

猪鹿加工処理施設につきましては、6月に施設改修工事が完了し、加工処理に必要な備品や、空調・冷蔵等の設備も整え、9月1日付で対馬保健所からの営業許可をいただいたところです。

また、8月27日には、本格稼働に向け、対馬イノシシ・シカ肉衛生管理ガイドライン作成のため、大阪府立大学の先生をはじめ、有識者による専門部会を開催いたしました。今後は、被害対策で捕獲されたイノシシ・シカを資源として活用する取り組みを開始いたします。新たな産業の一つとしてなるよう取り組みを進めてまいります。

次に、中対馬振興部関連でございます。

旅客定期航路の運航計画変更についてであります。平成25年度に長崎県離島航路対策協議会樽ヶ浜～仁位航路分科会により実施された「航路改善に係る経営診断及び航路診断等に関する調査」について、今回、寄港地の住民の皆様に対し調査報告書の概要の地区説明会を実施いたしました。

その中で運航計画の変更について、利用実態を踏まえ、航路運営の効率化を図る観点から説明をいたしましたが、現在の毎日2便の運航から、土日祝日の1便の減便について、地区の皆様から御理解をいただきました。

実施に当たっては、平成26年10月1日からとすることで、九州運輸局長宛て運航計画変更

認可申請を行っております。

次に、消防本部関連でございます。

長崎県消防ポンプ操法大会についてであります。

8月3日に開催された第32回長崎県消防ポンプ操法大会に、本市の代表としてポンプ自動車の豊玉第1・仁位分団と小型ポンプの豊玉第7・卯麦分団が出場し、ポンプ自動車の仁位分団が準優勝を果たし、小型ポンプの卯麦分団が12位と健闘いたしました。

なお、ポンプ自動車の部においては、優勝チームが競技開始直後に、ポンプ車のギアを入れたままエンジンを始動し、積載ホース5本が落下するという事態があつての優勝でした。この件につきましては、新聞報道等で御存じの方も多いと思います。

このため、長崎県消防協会としても、異例の臨時理事会を3回開催し、論議を重ねた結果、大会当日の発表順位を追認したものであります。

操法競技未経験者として軽々に批評できないところでありますが、消防団の皆様には、腑に落ちぬ結果であつたでしょうが、そのじくじたる思いを次の大会にぶつけていただき、「全国操法大会出場派遣費用」を2年後の議会で補正予算として、議会の皆様をお願いすることができればと心より願っている次第です。

以上、6月定例会以降の主な事項について申し上げましたが、議員皆様には、市政全般にわたり、今議会において、さらなる御意見、御提案を賜りたいと存じます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成25事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告ほか9件、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算認定ほか11件、平成26年度一般会計補正予算ほか9件、条例の一部改正3件、条例の制定6件、あらたに生じた土地の確認3件、市道の認定4件、契約の締結1件、長崎病院企業団規約の変更1件、諮問1件など、合わせて48件の案件について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明をさせたいと思いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会にあつての挨拶といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） おはようございます。

対馬市議会議長、堀江政武様、厚生常任委員会委員長、脇本啓喜。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、議会規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、8月25日11時より対馬市交流センター4階視聴覚室において開催された「美しい対馬の海ネットワーク」（上野芳喜代表）主催の海岸漂着ゴミに関する講演会に全委員が出席し、公益社団法人日本マリンエンジニアリング学会（以下、JIMEという）の会員及び大学院生による4演題を聴講しました。なお、JIMEには、対馬市が今年度総務省より選定を受けました「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定事業」のうち、漂着ゴミ資源化プロジェクトに資料を提供いただいております。また、昨年対馬市も主催となっている「日韓海岸清掃フェスタIN対馬」にもアドバイザーとして参画いただいております。

特に、「ポリスチレン油化油の品質向上と用途拡大について」（神戸大学大学院海事科学部小川翔太氏）は、現在対馬市で実施している漂着発砲スチロールの油化油の上質化に寄与する調査研究であり、対馬市にとって非常に有用な研究と思われるので、この演題に絞ってその概要を報告します。なお、詳細は資料を配付させていただきますので、御参照くださいますよう御案内申し上げます。

講演概要報告の前に、ことしの3月定例会での委員会報告と重複しますが、対馬市における漂着発砲スチロール処理の現状について触れておきます。

平成22年度に設けられた地域グリーンニューディール基金による大規模回収開始以来、対馬市では大量の発砲スチロールが回収されており、平成25年度実績では1トン袋で約4,500袋が回収されています。平成22年に峰町櫛の対馬クリーンセンター中部中継所に漂着発砲スチロール油化装置が導入され稼働するまでは、1トン袋、約1万円をかけて島外で処分されておりました。現在でも、漂着発砲スチロールには異物が混入しているものもあり、機械に負荷がかかる部分は、切り落としながら処理しているため、全てが油化されているわけではありません。処理できない部分は、ダイオキシン規制をクリアした小型焼却炉でその他の可燃ごみと一緒に焼却処分されています。

また、精製されるスチレン油は1日平均70リットルで、そのうち30リットルは油化装置自体を稼働させる燃料として利用し、また、クリーンセンター中部中継所の小型焼却炉、厳原町の足湯の燃油としても利用しています。

平成25年度は、738袋を処理し、3,680リットルの油が精製されました。しかし、スチレン油の性質から利用用途が限られています。ポリエチレン系のごみと混ぜて油化処理すれば、より良質な油が精製されるため、さらなる有効活動を図るため、現在対馬市で精製されたスチレン油の成分分析をJIMEが実施し、まずは船舶用の燃油等としても利用可能な程度までの品質

改良に向けた調査研究が行われています。

それでは、講演概要について報告します。

講演概要

使用済み発砲スチロールの再資源化については、J I M E の 2 3 代会長で、海洋浮遊ごみの処理システムに関する調査研究委員会初代委員長を務めた（故）西田修身教授らのチームが成果を残しつつあったが、原油価格が比較的廉価な状況にあったため、日の目を見ることなく終息してしまっただけであった。原油価格が高騰した現在、再び脚光を浴び始めている。

その後も引き続き研究を行っているが、その成果は以下のとおりである。なお、各物質の発熱量を配付資料に添付したので参照されたい。

C 重油に廃プラ油を 1 0 % から 3 0 % 添加するだけで動粘度が低下し、余熱なしで小型ディーゼル機関に使用が可能である。

廃プラ油の添加で着火遅れは長くなるが、機関性能には大きな変化はない。

排出 N O x 窒素酸化物濃度は若干増加するが、S O F 可用性有機成分、PM 微粒子物質の低減は著しい。

M o t t a i n a i という日本語が、ノーベル平和賞受賞者ワンガリ・マータイ氏によって紹介され、世界共通語として普及しています。最近では環境 3 R、すなわち R e d u c e 削減、R e u s e 再利用、R e c y c l e 再資源化に、R e s p e c t 尊厳を加えた実践により、M o t t a i n a i 精神のさらなる浸透が図られています。

回収した発砲ポリスチレンを環境 3 R に当てはめ、その評価を試みた。R e d u c e 削減は、漁獲活動に必要なものであるため困難である。R e u s e 再利用は、修繕を施し同じ用途への使用は可能であるが、使用場所まで戻す輸送コストが高い等のデメリットがある。R e c y c l e 再資源化は、西田教授らの研究成果の活用が可能であるが、輸送方法等の検討を要する。

以上のことから、今後の研究の方向性を考察した。

現行の廃プラスチック油の成分分析、燃焼性をさらに調査し、廃プラスチック油の改質を行い、用途に適合した油の精製を行う。また、廃プラスチック油の他の油との混合を行い、高額な燃料油の低廉化及び低廉な燃料油の高級化を図ることが求められる研究の方向性である。

講演後、同席する N P O 法人森里海再生協議会会員、地球温暖化防止委員会委員等とともに活発な質疑応答に参加しました。

質疑応答の中で、J I M E の方が漂着ゴミを今後は資源として捉えようとの提言がありました。流れ着いたものを再資源化することは有益なことであり、今後も推進していくべきです。その一方、どんどん流れて来てもらってもよいといった回答もなされました。その発言は、回収コストを無視し、また道徳心を軽んじるように受け取られます。今後、そのような趣旨の発言は、厳に

謹んでいただくようお願いしました。

総務省より選定を受けた「分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン策定事業」のうち、漂着ゴミ資源化プロジェクトにおいて、油化の研究成果が実用化されるまでは、発砲スチロールを廃天ぷら油で揚げると、容積が商品によっては50分の1に減容化されることを利用し、島外への搬出コスト軽減に努める等の研究も同時に行っていただくことを要望します。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は、平成26年第2回定例会で、その開催について報告いたしておりました、国境離島特別措置法（仮称）の制定に向けた三市特別委員会の正副委員長会議が開催されましたので、その概要について報告いたします。

日時、平成26年8月20日

場所、自由民主党長崎県支部連合会（県連本部）会議室

出席者、対馬市、長信義委員長、作元義文副委員長。壱岐市、鶴瀬和博委員長、市山和幸副委員長。五島市、林睦浩委員長、三浦直人副委員長。谷川弥一衆議院議員（自民党離島振興対策特別委員長）でもあられます。自民党県連瀬川光之幹事長。坂本智徳県議会議員。各三市の事務局であります。

当委員会は、8月20日（水）午後4時から自由民主党長崎県支部連合会会議室において特定国境離島保全・振興特別措置法（国境離島新法）案の現状について谷川代議士より報告を受けました。

その概要は、国境離島新法については、現在、議員立法で進めているが、担当省庁と想定されている国土交通省にはソフト面への予算配分が少ないことから、佐藤正久参議院議員が国防（国土保全）を主体として法案提出にかかわっている内閣府の予算に合体し、国土保全、離島振興・雇用対策を合わせた内閣府での予算化を進めている。

また、秋の臨時国会での法案提出見送りの主な理由については、沖縄県知事選挙・日中首脳会談への配慮とあわせて、東京オリンピック関連予算等が内閣府に集中し、省庁の予算配分的な問題もあることから、今回の国境離島新法法案については、時期的に無理をしないことで全体的な判断がなされたとのことであります。

従いまして、法案提出は来年の通常国会となる公算が大きいとのことではありますが、確定したものではありません。また、その間における陳情活動・決起大会等法案提出に対する活動については、引き続き行ったほうがよいとの谷川代議士のアドバイスをいただいたところであります。

次に、三市特別委員会の今後の動きについてであります。県内離島三市として同一の行動を行うことで一致いたしました。また、今後、三市が活動する上で事務局の設置が必要であるとの認識で一致しましたが、8月27日に予定されている長崎県離島振興市町村議会議長会において、会長に五島市が選出される見込みであることから、事務局を一本化してはどうかとの意見が出されました。離島振興市町村議会議長会の場で協議をしていただくことといたしております。なお、新上五島町、小値賀町については、五島市において当委員会への参画について促していくことといたしました。

次に、今後の陳情活動について協議がなされ、陳情時期については内閣改造人事が決まり次第、臨時国会中でも日程調整等ができれば活発に行いたい。その折は谷川代議士も同行する方向で検討したいとのことであります。

陳情書については、離島三市で統一したものを作成する必要があるため、各市の特別委員会で市長部局と要望事項等の整理を行うことを確認し閉会いたしました。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 長崎県病院企業団議会議員の活動及び審議内容について、次のとおり報告をいたします。

平成26年長崎県病院企業団議会臨時議会は、平成26年8月21日、長崎市筑後町ホテルセントヒル長崎において、午後2時30分から議員11名の出席により開会され、対馬地区からは

大浦孝司議長と2名の出席です。

会期は、1日間と決定され、会議録署名議員に町田誠議員と、私、上野が指名され議事に入りました。

まず、宮寄義彰南島原市議の勇退に伴い、副議長に種村繁徳議員（島原市選挙区）が選出されました。次に、米倉企業長より開会の挨拶があり、前定例会以降の重要事項についての報告と本定例会に提出された議案についての説明がありました。

その内容について簡潔に報告いたします。

まず、次の各項目についての説明がありました。

1. 対馬病院（仮称）の開院時期の決定について
2. 壱岐市の病院企業団への加入について
3. 平成25年度決算見込みについて
4. 会計事務の不適切処理について

以上の項目についての説明がありました。

対馬病院（仮称）の開院時期につきましては、平成27年春の開院を目指して建設工事をはじめ、諸準備を進めているところであり、入院患者の搬送にあたっては、安全性、特に寒さ対策に配慮すべきと考え、開院日を平成27年5月17日に決定し、移転に伴う新旧病院での救急患者の受け入れや外来診療対応については、今後詳細を詰め対馬市とも連携して市民の皆様への周知を図るという説明であります。

次に、壱岐市から県等に対し要望されている、壱岐市民病院の病院企業団への加入につきましては、平成25年度決算見込みでは黒字に転換するなど課題となる経営面での改善が着実に進んだことから、去る6月19日に長崎県知事が壱岐市の病院企業団加入について構成市町と協議を進めることに了承され、これを受け7月18日から8月5日にかけて、壱岐市長、長崎県及び病院企業団で構成市町を訪問し、企業団加入について説明を行ったところであり、企業団としては、構成団体及び壱岐市の協議が整い次第、規約変更の手続きを進めるとともに、企業団議会12月定例会において長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の改正について、上程する考えであるとの説明であります。

次に、平成25年度決算見込みについては、速報値では、ほぼ前年並みの医療収益を確保し、4年連続して経常収支黒字を計上できる見込みであり、今後とも継続的かつ安定的な地域医療の確保を図るため、引き続き健全経営に努めていくとの説明であります。

対馬地区におきましては、経常収支で、いづはら病院6,000万円の赤字、中対馬病院600万円の黒字、上対馬病院7,400万円の赤字で対馬地域におきましては、全体で1億3,000万円の経常収支に赤字決算であります。

次に、会計事務の不適切処理については、去る6月上旬に長崎県上五島病院で公金着服事件が発覚し、6月18日付で関係職員に対し処分を行ったところであります。地域住民の信頼を失墜させる不祥事が発生したことについて、まことに遺憾であり、今後、このようなことがないよう全力で再発防止に努めるという説明がありました。

次に、本来の議案であります条例議案1件、予算議案1件、計2件の提案がありました。

第5号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

以上、2件であります。

第5号議案は、島原病院の診療科目に「病理診断科」を追加するため、所要の改正を行うものであります。

島原病院につきましては、本年4月から病理診断を担当する常勤医師（認定病理専門医）を配置しており、病理診断管理に関する設置基準を取得することが可能になったところですが、もう一つの要件として、「病理診断科を標榜している保険医療機関である」ことが規定されていることから、診療科目を規定している病理診断科を追加するものであり、施行期日については、公布の日から施行するものあります。

次に、第6号議案補正予算（第1号）につきましては、資本的収支及び債務負担行為の設定であります。資本的収支については、今回、予算の補正を行う工事が4件あり、そのうち対馬病院（仮称）建設工事については、物価スライドによる工事費の増額、その他の3件については、関係機関との調整に不測の日数を要したことや、入札不調に伴い工事着手時期が遅れること等により、工期が翌年度に渡ることから、今年度の執行額の減額補正を行うものであります。

資本的収入については、企業債、計2億2,100万円の減、補助金1,192万円の増、合計2億908万円の減となっております。

資本的支出については、建設改良費、計4億6,251万円の減となっております。

対馬地区関連の工事につきまして、説明をいたします。

対馬病院（仮称）建設工事については、工事契約締結後の賃金等の急激な変動に対処するため、「公共工事建設労務単価の運用に係る特例措置について」本年2月の長崎県土木部長通知により、「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第6項（インフレ条項）」の具体的な運用基準が示されており、この通知に基づき受注者から工事費増額についてスライド協議の請求があり、請求内容等について精査を行った結果、3億4,200万円の工事費の増額が必要となったものであります。

また、対馬病院（仮称）職員宿舎・保育所建設工事においても、6,900万円の増で、その他の工事を含め建設改良費の合計で4億3,000万円の増となっております。今回の工事の増

減に係る財源については、対馬病院（仮称）建設工事について、企業債3億4,200万円を充当することとし、ほかの2件の増額については、過年度の減価償却費等で事業会計内部に留保されている損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、工事着工が遅れることとなり、工期が平成27年度までかかる見込みとなったことにより、五島中央病院職員宿舎・保育所建設事業2億6,900万円、上五島病院増築・改修事業5億4,000万円、対馬病院（仮称）職員宿舎・保育所建設事業6億2,020万円の追加であります。

第5号議案・第6号議案ともに慎重に審議し2件とも原案のとおり可決されました。議会閉会后、全員協議会、議員研修を行い全日程を終了いたしましたところであります。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第8、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

18番、兵頭栄君。

○議員（18番 兵頭 栄君） それでは、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告をいたします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議案審議の内容について、次のとおり報告をいたします。

平成26年8月25日13時より長崎縣市町村会館において、平成26年第2回定例会が招集されました。

議案審議に入る前に空席になっている議長、1名欠員の議会運営委員の選任が議題となり、議長に長崎市の源城和雄議員、議会運営委員に南島原市の黒岩秀雄議員がそれぞれ選任されました。

経過等の報告の後、平成25年度決算報告2件と補正予算案1件の3議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

議案の内容について報告をいたします。

議案第7号、平成25年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般家計歳入歳出決算については、歳入総額2億6,753万4,000円、歳出総額2億4,656万3,000円、当年度の実質収支額は2,097万1,000円であります。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金で市町村からの共通経費負担金2億233万円で歳入構成比の75.6%を占めております。その他、6款繰入金1,976万2,000円は、財政

調整基金の取り崩しによるもの。7款繰越金1,193万円は、平成24年度の決算剰余金であります。

歳出の主なものは、職員の人件費及び事務所借り上げによる経費であります。

議案第8号、平成25年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額2,170億394万6,000円、歳出総額2,086億9,057万5,000円で、当年度の実質収支額は83億1,337万1,000円であります。

歳入の主なものは、1款市町支出金309億2,618万8,000円は、保険給付関係事務に係る市町からの共通経費負担金で、全体の14.3%、2款国庫支出金は762億1,396万3,000円で全体の35.1%、4款支払基金交付金839億3,446万円は、現役世代が加入している医療保険者が負担する後期高齢者支援金を財源とする支払基金からの交付金で、負担対象額の約38.7%などであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費の2,040億1,825万9,420円で歳出全体の98%であります。

議案第9号、平成26年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれに500万円の追加補正がありましたので、その補正理由について説明をいたします。

長崎県では、平成25年度までの6年間の時限立法として、医療費が県平均と比較して20%以上低い五島市、小値賀町、新上五島町に対して「高齢者の医療の確保に関する法律」の附則第14条に規定する不均一保険料率(経過措置)を設定いたしておりました。

この法律の期限が平成25年度までであったことから、代替措置として国に要望していましたが、平成26年6月25日付で厚生労働省より当連合会に500万円の交付及び交付基準の通知があり、その内容については、医療機関が少ないなど医療資源が限られた地域において、必要な保険事業を実施するための事業が新たに交付対象とされました。

対象市町の選定については、代替措置という意味合いから、医療費が県全体との20%以上の乖離がある市町を対象とし五島市、小値賀町、新上五島町に加え、新たに対馬市が補助対象となり、補助額については被保険者数で限度額は設定されていることから、小値賀町と新上五島町が100万円、五島市と対馬市が150万円となっております。

最後に長崎市の麻生隆議員の一般質問があり閉会をいたしました。

以上をもちまして、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長(堀江 政武君) これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

休憩します。再開は11時20分にします。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第9. 報告第5号

日程第10. 報告第6号

日程第11. 報告第7号

日程第12. 報告第8号

日程第13. 報告第9号

日程第14. 報告第10号

日程第15. 報告第11号

日程第16. 報告第12号

日程第17. 報告第13号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、報告第5号、平成25事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから日程第17、報告第13号、平成25年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの9件について、報告を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました報告第5号から報告第13号までの9件につきまして、提案理由、その内容を御説明申し上げます。

報告第5号から報告第12号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に提出するものでございます。資料は別冊になってございます。よろしく願いいたします。

まず、報告第5号、平成25事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。

この厳原愛育会は、豆殿、佐須、久根の3へき地保育所について受託運営を行っており、この受託事業に係る経営状況の報告でございます。

次に、報告第6号、平成25事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

本法人は、対馬市交流センターのテナント管理業務、交流センター駐車場の管理運営業務、交流センターにおける施設管理運営業務などを行っております。

次に、報告第7号、平成25事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬産品の特色を活かした新商品の開発、販売、新規取引業者の開拓、水産物の加工、販売を主な事業としておりますが、一般財団法人への移行に際し、公社の経営改善策として貸付金、債権の放棄、補助金の交付を行ったところでございます。

次に、報告第8号、平成25事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、上対馬温泉「渚の湯」の管理、運営を受託運営しておりましたが、平成25年9月30日をもって解散となりましたので、それまでの経営状況でございます。

次に、報告第9号、平成25事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社の主な事業といたしましては、農作業等の支援、受託、特産物の加工販売、肥育、堆肥等の生産販売、そば道場の管理運営、その他施設の管理運営などを行っております。

次に、報告第10号、平成25事業年度株式会社カミレイ経営状況報告についてでございます。

本法人は、冷凍事業の釣り使用の釣り餌供給業務などを行っております。

次に、報告第11号、平成25事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的とし、公益事業としてのアワビ、赤ウニの種苗生産、収益事業としてアコヤ貝、岩ガキなどの種苗生産を行っております。

次に、報告第12号、平成25事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告についてでございます。

本協会は、対馬と外国諸国との友好親善の推進を目的とし、地域の国際化を図るため国際交流及び国際交流に関する事業を展開しており、韓国内における対馬の総合窓口として釜山広域市に対馬釜山事務所を開設をし、運営を行っております。

なお、これまで説明をいたしました法人中、財団法人厳原愛育会並びに財団法人対馬栽培漁業振興公社につきましては公益財団法人へ、また、財団法人豊玉町振興公社、財団法人対馬市農業振興公社並びに財団法人対馬国際交流協会につきましては、一般財団法人へと平成26年7月1日付にて移行手続きが完了いたしておりますので、申し添えます。

また、この経営状況の質疑につきましては、それぞれ所管部長にて対応いたしますので、御了承くださいますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第13号、平成25年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明をいたします。

議案の17ページでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規

定により、監査委員の意見をつけて議会へ報告をするものでございます。

監査委員の意見につきましては別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を用いることになっております。議案17ページ中段の健全化判断比率の表中、実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、実質収支が赤字でないため数値はございません。

次の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質収支が赤字でないため数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率でありまして、11.0%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率でありまして、27.6%でございます。

また、次の資金不足比率の表は、公営企業会計におきまして資金の不足額がないため、いずれにおいても数値はございません。

これらの健全化判断比率の4指標が、早期健全化及び財政再建の健全化計画策定義務の基準となるところでございます。

本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるということが言えます。

なお、今回御報告を申し上げます各比率につきましては、暫定値でありまして、今後変更もあり得るということを申し添えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。これから、9件に対する質疑を行います。質疑はありますか。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 報告11号について、何点か質疑をさせていただきます。

まず1点ですけど、事業報告書、アワビ種苗生産計画数30万個中28万個を生産した。出荷数その状態で28万ですけども、これ差し引いたら13万1,000個を出荷したようになってますよ。残りが14万9,000、約15万ですね。昨年もこのような報告やったんですよ、前回のときも。それで、残りのこのアワビはどのようになっているのかを、まずお聞きしたい。

それと第2点目、アコヤ種苗生産計画数150万個中80万個を生産した報告ですね。出荷数59万個、これを差し引いたら80万から59万を引いたら21万個、これ残、残るんですよ。これは、今現在どうなってるのか。昨年は久須保の了解を得て山に処分したと、山に捨てたとい

う報告がありましたよ。だから、まず、この2点をお答えください。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、アワビの生産についてですけれども、残につきましては、現在公社のほうで保管をしているということです。それと、アコヤについては廃棄をしているということを伺っております。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 昨年と一緒なんですよ、廃棄をしましたと。どこに廃棄をしたか、部長、確認されてますか。されとったら教えてください。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） どこに廃棄をしたかは聞いておりません。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 昨年も同様の答えを出したんですよ、20万個を処分しましたと。三浦は久須保の地元の同意をもとに山に処分しましたという前回の報告があったんです。私も久須保地区に確認したんですよ。20万個のアコヤをどこに処分されるかなと思って確認したら、そういうことはなかったような答えをもらいましたよ。今、現の美津島漁協の組合長からも聞きましたよ。

処分するなら、なぜ海に放流しないかが、私、理解できないんですよ。アコヤというのは海を浄化する作用があるんですよ、貝は。わざわざ山やろうが、どこやろうが処分する必要はないと思うんですよ。なぜ海に放流できないかを不思議で、これわからないんですけど、今、部長をここで責めても把握できてないということです。

前回のときも把握できてなくて美津島の活性化センターの八坂部長が確認して、昼の時間に何か山に捨てた、処分しましたという報告を受けました。今回も、これ同じ状況ですよ。こういうところ、もう少ししっかりしてもらわないと、あまりにもちよっとずさん過ぎると思うんですね。もう、これ私たちが美津島町のときから、ずっと私は水産議員ですから、これ何回も指摘したことは覚えてます。去年も指摘しましたよ。全然、これ改善なくて同じような状況でしょ。どこに捨てましたか、後で確認とって私に報告ください。

○議長（堀江 政武君） よろしいですね。

○議員（17番 大部 初幸君） いや、もう一つあります。いいですか。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 続けてですけども、貸借対照表、この中で長期未収金105万が載ったままなんですよ、わかりますか。長期未収金105万、この105万が1円たりとも徴収できずに、105万がそのままずっと載ってるんですよ、毎年。ここは10億の基金持ってる

から、こういう経営ができるんですよね。10億1,200万がことし減って、10億300万に、約926万が減ってますけども、普通の会社やったらやっていけませんよ。なぜ105万を長期未収金で載せるかというのが理解できない。私に言わせれば職務怠慢と思いますよ。地元の人ですよ、これは。頭足を運んで徴収すれば、人間ですからできないやつでも3万でも5万でも入れることあるんですよ。1年かかって105万がそのままずっと、この何年かですよ。これ市民怒りますよ、これわかったら。こういうところですね、部長、部長も交代されてあれでしょうけど、こういうとこを強く指摘しとってください。お願いしておきます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 長期未収金につきましてですが、昨年12月の末でございますが、私のほうから電話をして、そのあたり年度内にと話をしていたんでございますが、年度末に入金がなかったということで、今回の理事会のほうでその分が話をなされまして、その件につきましては、具体的な支払方法、支払計画を提出させて今後対応していくと。これにつきましては、真珠組合長、豊玉町漁協組合長及び公社の3者で対処をしていくということで確認がされている模様でございます。

○議員（17番 大部 初幸君） 議長、最後に。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 今、そのお話を聞いて、少しは進展したなというのはわかるんですよね。これが1年になってこういう報告がされる自体が私は納得いかなくて、これ質問させてもらってるんですけども、やはり、みんなきついのはお互いですから、その中で少しでも改善させるような方向に持っていかないと、ほかにいろんなこういう似た事業所いっぱいあるやないですか。じゃ、あそこがいいから俺たちもということになったら、とてもやないですよ。やはり、今、部長からそういうきちとした説明がっておりますので、一つ進歩したかなということで私も理解します。わかりました。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 報告第7号、豊玉振興公社の決算に係ることでお尋ねいたします。

25年度の決算の監査報告が13ページにございます。ちょうど真ん中よりちょっとやや下ですか、1億3,000万相当の見込みの売り上げに対し、9,800万、業績が伸びておらない、しかも中身には運転資金が不足して事業がうまく進んでいないという単年度のことが書いております。

確か産業建設常任委員会の所管の報告が前回の委員会であったと思います。

その内容は、当公社の経営が危機的な存在にあると。非常に資金不足の折、資源の確保、もし

くは職員の給与等も支払いが一部滞っておるというような非常に危機的な発言がございました。

確かに25年度で対馬市が、豊玉の振興公社の理事長は豊玉の旧支所長といいますが、当時のその部長がなされとったわけですが、間接的に、現在対馬市から出向を1名されております。何とかこの危機を乗り越えようというふうな思いで、私はあると思いますし、そうあってほしいと思います。部長でも結構です、市長でも結構ですが、私は間接的に対馬市がこの問題を26年度以降後押しするかどうかわかりませんが、どのようにこれを乗り越えようとする新しい26年度の振興公社の構成の中、そして対馬市を含めて協議をしておられるのか、その辺の心づもり、方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 豊玉町の振興公社の経営状況の件でございますけども、先ほど来、総務部長のほうで申しましたように、今年3月の議会の際には債権の放棄と赤字の補填を2,000万等といただきまして、大変ありがとうございました。

この公社の決算ですけども、御案内のとおり、決算の資料の8ページ、9ページをごらんいただければと思いますが、当然、今回の債務の特別の免除がございまして、基本財産がそれにプラスをされるということで、合わせまして1,200万程度の正味財産が確保されたということになっておりますけども、現実の補助金につきましては、キャッシュフローを見ていただければ二十数万円の残額ということになっております。

そういった中で、公社の現状でございますけども、議員からお話のとおり、この5月から職員を1人派遣をいたしております。

公社の運営については、尽力をいただいておりますけども、確かに年度当初の売り上げの不足の要因もありまして、かなり苦戦をした、5月の22日の所管事務調査の折には、そのような状況のお話をしておりました。

その後、地元からの原料の仕入れの強化、いわゆる原価計算の見直し、販路開拓など、公社のほうもこの健全な運営に向けて頑張っていると。それとあわせまして、現理事長のほうとも、私どもも連携とりながらお話をしますと、公社のほうは自助努力をしたいと、一生懸命ちょっと頑張りますということで、今後のちょっと展開も見えてきているような状況も聞いております。

ただ、現状におきましては、長期的な観点から申しますと、施設の老朽化、設備の老朽化等ともございますので、人材育成を含めたところの課題も大変ございます。市としても計画的な支援をやっていきたいと考えておりますので、議員皆様のさらなる御理解・御支援をいただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ただいまの答弁では、何とか乗り切れるような方向でということですが、資金調達の不足ということが産建の委員長のほうからも強く、その現状を報告されたんですが、そのめどはついたんでしょうか。そのことだけで結構ですが、そういう話し合いが現理事長、原田理事長の中でそういうふうな方向性がついたのか、それを確認して終わります。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） その方向性がついております。頑張りますとのことでございました。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか、大浦さん。ほかに。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 今の大浦議員の関連なんですけども、豊玉振興公社のことについて報告第7号、この同じく監査報告書の13ページでございますが、先ほどのやり取りを聞いてても、今年度に入っても厳しいということで、当初、財団法人から一般財団法人に変わるときに、単独で頑張りますということで議会も承認したわけでありましてけれども、ちょうど一番最後の要望事項に、最後にあるんですが、「理事会において市への補助金支援、または運転資金借入れ等の検討をされますことを監事として強く要望をいたします」とありますけども、あくまでも監査報告書でございますから云々言うことはできませんけれども、公社のほうはいいんですけども、市への補助金支援というのはあらかじめ説明をされた上で理解してないのか、それとも市への補助金がないということをさらさら説明してないのか、どういうことか御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） お答えしたいと思います。

まずもって法人移行後、新法人に移行する中では必要とする運転資金については、市のほうの提供はちょっと困難なのかなというふうなお話をさせていただいておったようなことを聞いております。

そういった中で、先ほど申しますところの後の資機材の長期的な分、そこらあたりのことについては、今後、交付金等の事業等も勘案しながらやっていきたいと思いますということでお話をさせていただいていると聞いております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ちょっと曖昧な御発言で、ちょっとはつきりわからないんですが、理事長は御納得されているんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） その運営資金の補助の関係でございますでしょうか。

○議員（7番 黒田 昭雄君） はい。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 納得されています。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 濟いません、私も非情なことを言うつもりはないんですけども、そういった意味合いじゃなくて、こういうふうには経営が厳しくなると、資金繰りが厳しくなると、そういった場合には、当初市長部局の御説明によりますと、赤字補填は市はしないというお話を聞いていたんですけども、単刀直入に、今後負担する方向になるかもしれませんけども、私どもは決して負担しないと、一般財団法人が全て責任を持ちますということを知って了解したわけですけども、そこはしっかり説明をされた上で納得をしてらっしゃるのか、それとも説明をしてないのか、はっきり御答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 公社の理事長さんのほうには、そこらの説明は、補助金の関係につきましては、説明をさせていただいております。

公社のほうも当面、自分たちの自助努力というか、公社としても頑張っていきたいというふうな御発言でございましたので、5月の22日の所管事務調査の折と若干状況もちょっと変わってきております。事業展開も進めておりますので、公社は自分たちのところで、今のところは一生懸命頑張っていきたいというようなお話でございますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。ほかに。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、厳原愛育会についてなんですが、もともと外郭団体の今後の方針としては終息ということであったんですが、法人の名称が変わって存続という形になっておりますが、先日、長崎新聞見ておりますと、佐世保市が7つ公立幼稚園がある中、これ保育園ですが、幼稚園があるうち5つの公立幼稚園を閉園するということが出ておりました。残りの2つにつきましても、1つは障害児を中心とした幼稚園とすると。それから、認定こども園の、何て言うんですかね、サンプルと言ったらあれですけど、どういう形でやっていこうかとするための幼稚園にするんだと。

だから、実質、通常私たちが言ってる公立幼稚園というのは、全て閉鎖するという方向性のようです。

今後、ほかの福祉施設等についても、指定管理を飛び越えて、直接民間移譲ということも考えていらっしゃるようです。今後、この愛育会について、どういうふうな方向性を考えているのか、市長のほうから答えがあれば、よろしくをお願いします。

それから、2点目なんですが、先ほどの豊玉町振興公社の決算に関連してなんですが、当初議会に説明があったとき、資本金500万円では今後金融機関からの借り入れも難しいだろうと。資本金の積み増しをしたほうがいいのではないかということについて、議会のほうからも指摘が

あつたと思うんですが、そのまま500万円のまんまでですね。そこがやっぱり、金融機関からの資金調達等が難しい原因だと思われませんが、その500万円にしてた積み増しをその時点でやらなかったことについて、今どういうふうを考えていらっしゃるのか、聞かせていただきたい。

それから、もう一点。ちょっとこれは小さいことなんですけど、渚の湯について、上対馬町振興公社、指定管理に出してますので、なかなか調整は難しいと思うんですが、今市営の循環バスが上対馬回っております。ほとんど同じ時刻に、比田勝の埋立地前を通過しています。

やはり利用者を増やすのであれば、そのあたり指定管理者と調整を行って、バスの時刻を変える等、検討されたらいかがでしょうか。その辺、指定管理者と市営バスの、循環バスのダイヤについて協議をなされたことがあるのかどうか、お聞かせください。

最後、株式会社カミレイについて。これは数年前から、これ第三セクターで始めた株式会社ですから、市の債権放棄という形は難しいということで、今後どういった形で民間、丸々民間企業にしていこうかということが頭も悩まされておることだと思います。

今回のこの監査報告書、これを見ると、もうせっぱ詰まってますね。この7ページ、「このままの経営状況では、カミレイが破綻するのは火を見るより明らかです」と、こういう表現も出てきてます。市の債権放棄は難しい中、どういったスキームで民間移譲考えていらっしゃるのか、市の考えを質したいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず、1点目の愛育会の今後の方向性といえますか、ほかの施設とも当然絡んでくる問題ではありますが、それに連動した愛育会をどうしていくのかという話がございました。

最終的に、今佐世保のお話等がありましたけども、佐世保の人口が集積し、地区が集積もして中でのやり方と、集落が120を超えてある中での物事のつくり込みというのは、おのずと同じにはならないだろうなというふうには思っております。

しかし、そういう中でも、やはり子供たちが極力というか、保育所という性格上、保護者の問題も大いにありますが、通園できるようなやはり距離ではないといけませんし、そのあたりのことを勘案しながら、今後のことについては、しっかりと考えなくてはいけない部分だろうと思っております。

ほかの施設とも同様の扱いは大変しづらい部分があるというふうな思いがありますが、地域住民の方たちの御理解等々がまたいただけるような状況も出てくれば、前回のような方針で物事を進めていきたいと思っております。今後の状況というのをしっかりと見定めていく必要がある案件だと思っております。

それと、豊玉町振興公社の積み増しの問題がありました。これについては、先ほどの愛育会の問題とは全く違う案件だと思っておりますし、やはり収益事業ということに専らやっていく問題。そして、入り口ベースでの今度は漁協とのタイアップの問題など、対馬がこれから先やっていくためのさまざまなテストケースが、ここに私は秘められていると思っております。

それらのことを考える中で、民間の方たちといいますか、漁協の方たちのお考えというものを尊重しながら、なおかつ、こちらとしましては、地場のさまざまな第1次産品というのが生まれ変わって付加価値がついて消費者に届くということに変えていかなくてはいけませんので、それらをきちんとやっていこうとする中で、民間のほうも今の状況で、どうにかぎりぎりやってみようというお考えの中で資金調達等もされているというふうに報告を聞いております。

3点目の渚の湯とバスとの関係がありました。これについては、以前バスは、公共交通のバスのお話でございますけれども、古里から西泊のほうに入って、西泊からまた古里に戻って、泉のほうに走るというふうな流れで運行でありました。

それらを渚の湯を通してから行くようなダイヤ、ダイヤといいますか、変えて渚の湯を市民の方が使いやすい状況をつくっていこうというふうなことで、ダイヤ改正をしたところであります。

指定管理者との間でダイヤ改正を詰めてるのかというお話がございましたが、これらにつきましては、正直私の思う、そこまではやってない。私自身もやっておりません。

ただし、このダイヤ改正といいますと、運輸局との当然兼ね合いがありますし、今、対馬地域の公共交通の協議会等々での論議がないと次へ進めない部分もございます。きょう御提案いただいた部分について、指定管理者の要望等も聞きながら、あまりにも公共交通ですので柔軟性というものは出せない部分あるかと思っておりますけれども、やれる範囲で組み込めたらというふうに思っておりますので、その論議を待っていただければと思っております。

カミレイの今後の方向性ということでありました。カミレイにつきましては、もう御存じのように、冷凍冷蔵の部門と、もう一つ収益事業も抱えておって、収益事業、決算と今回引き離れた関係で、今回このような形で受けました。

ある意味、本体事業なのかもしれません、これは純粋な。これを見るにつけ、今後の方向性というのを上対馬の漁協が当然これは主になって、どのような方向を考えていくかというふうなことになろうかと思っております。それらの協議には入って、当然行かなくてはいけない案件だと思っております。

先ほどの豊玉の問題につきましても、上対馬の問題にしましても、漁協のあり方っていうのも、これからやはり投げかけていかなくてはいけないことにどんどんなろうと思っておりますので、そういう意味でしっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、愛育会についてですが、おっしゃるとおり、私企業というか、営利企業とまた異なる面があります。対馬の津々浦々の子育てを支援していくということをしっかりやっつけていかなければいけない、そのとおりだと思っておりますが、対馬の場合は、子供たちが減ってきている中、今回の議案の中にもできてるように、保育ママ制度等これから検討していくことになると思いますので、地域の方にもしっかりそういう制度のことを周知しながら、よりよい方向に進めていただきたいと思います。

それから、豊玉町振興公社、それからについてなんですが、これ現在の漁業組合長が、漁協の組合長が理事長務めていらっしゃるからいいことですが、今後、この漁協の組合長新しくなる方がこれを拒否するということになる、この公社自体が立ち行かなくなりますね。

以前、美津島町にあった対馬物産開発、この理事長を美津島の当時支所です。支所長がずっと務めてたところ、それを結局債務負担がその支所長に対してかかってくるというときに拒否をされた経緯も聞いております。そういうことも考えられ得ることです。しっかりと経営を成り立って行くように、そうしないと組合長、次々になるかわかりませんが、なる方が、私は理事長になりたくないと言った時点で、この公社立ち行かなくなると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、カミレイについてなんですが、漁協のほう为主体となってということですが、大株主は対馬市なわけですから、その辺をしっかりと協議に参加していくという形ではなくて、民間に移譲するスキームについては、やはり法的なことについては市役所のほうがプロなわけですから、しっかりと検討をして提示をしていくということを要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）市長、何かありますか。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） カミレイの件については、ある意味、大株主は確かにこちらということになります。後のことを考えたときの話として、私どもがそこに主体になるということはありません。得ないわけですし、そういう意味において、組合が主となって次の展開というものに乗り出すことを、こちらも促していくということが大事だというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 2点、確認とお願いをしたいと思います。

まず1点は、豊玉の振興公社の件ですけど、これは今もう既に3人の議員さん方が意見述べられたし、また御答弁もあったんですが、私も少し確認とつけ加えをさせていただきたいと思うんですが、先般、いわゆる一般社団法人への移行のときに、赤字補填と債務免除をいたしましたですね。

そのときに、いわゆる説明があったことは、この公社がやっている事業は、対馬のこれからの水産加工業にとってとても大事な事業であるから債務免除、赤字補填をしてほしいということで議会も承諾したように記憶しております。そのことについては、市長の答弁もあったし、それから高屋副市長からの答弁もあったと思います。

それで、特に水産加工業ということで地産地消にも結びつくしということで、そういう説明もあったし、やはりこれを今後やっぱり運転をさせていかないと、今まで債務免除したことや赤字補填したことが無駄になっていくと思います。だから、このことについては、3議員が今述べられた意見と私も全く同感です。

そういう意味では、市のかかわりということについては、いわゆる法人になったからということで、市とのいわゆるつながりといいますか、かかわりが、3人の議員が述べられたことと同じことを私も危惧をしております。今までつぎ込んだお金のこともあるわけですから、ぜひこれが好転して、島の水産加工業をリードするような、そういう技術も開発をするということがはっきりと言われているわけですから、そのことについては市も十分責任を持つべきだろうと思っております。

それから、もう一点は細かいことなんですけども、対馬市の農業振興公社の件なんですけども、資料の2ページ、雇用対策事業として、美津島事業所管内でマグロ堆肥での実証栽培試験活動を行ったということがあります。これは多分、市の委託事業で行われたと思うんですが、この実証実験行って、ここまでのことはこれに報告してあるとおりでよろしいと思うんですが、将来的にせっかく実証実験したんですから、このことが事業化とはどういうふうに関連をしているかということが、もし今の時点で市としての方針があれば御説明をください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の豊玉町振興公社の経営の問題でございます。

昨年度における、ある意味債務免除というふうな決断に至ったのは、当然ながら皆様方も基幹産業に水産加工業を育てていかねば、今後の対馬にとって、行かねばならないというふうなことを御理解していただいたところでございます。

また、それゆえ、市の今後の関与というののあり方というのをどのようにしていくのかという御質問でございました。私どもも、その点については大変悩ましく感じているところであります。と申しますのは、あくまで収益を求めてやはりいかなくてもはいけない企業になっていったわけでございますし、その部分と、市として基幹産業に育ててもらわなくてははいけない。また、そのほかの模範となっていたかなくてははいけないというふうなことを思っております。

そういう意味において、今回、理事者の皆様方がみずからの知恵によりまして、今回のやはり

厳しい状況というのはまだ変わらないわけですが、こちらから派遣をしております職員をはじめ、今一生懸命頑張ってくれてるところであります。

今後の方向性というのも、ぼやっとではあるものの、明るい日差しは差し込んでくるという中で、理事さんたちも、自分たちの自助努力の中で物事をやっていますというふうなお話もちらに届いたところでもあります。育てていかねばならない行政と、そして企業としても、企業自身も育ててもらわねばならないという思いの中で、私どもも判断をずっとしていくことが今後とも当分は続くんだろうなというふうに思っております。その点で御理解いただければと思います。

豊玉町振興公社のマグロの残渣のお話がありました。これらの結果等について、当然成分というのが高たんぱく質ですので、成分としては上質なものが堆肥ができ上がっていくわけがございます。これらの堆肥というのを、今進めております生ごみ堆肥とあわせて、堆肥の資材として今後も使っていけるのが見通しとしては立っておりますので、そちらも考えていく予定で事業を進めているところであります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 豊玉町振興公社の件については、市の方針、考え方も一応お聞きしましたので、ほかの議員さんも述べられたように、ぜひこれはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、マグロの堆肥化のことですが、このことについては結構な、いわゆる内臓が出て、その処分聞きますと、安神の焼却場に運んで焼却をしているという、結構な量だというふうに聞いております。

つまり、それがいわゆる堆肥化できるなら、そのことを早急に取り組んで、いわゆるごみ焼却場の負担を減らすとともに、漁業者の方々も、運搬とか手間とかも近いところで処理できるようなことを考えていかないと、養殖漁業、対馬の主幹漁業になってるわけですから、そのことについて十分な手だてが必要かと思っておりますので、要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今お話がありましたマグロの件については、堆肥化施設を今回も補正で上げさせていただいておるところでございますけれども、それらの部分でしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、当然堆肥でございますので、皆さんから出される生ごみ、それから海で上がってくる、まして安神の焼却場で焼却を、処分をしていく部分を堆肥に変えていくことによって、またそれが農地に返っていくというふうな形。さらに、そこででき上がっていく農産物等ができれば、給食センター等で使っていくというふうな循環を進めていくつもりでおりますので、どうか御理解いただければと思います。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号から報告第13号までの報告を終わります。

昼食休憩とします。再開は1時15分からといたします。

午後0時13分休憩

午後1時13分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第18. 認定第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第18、認定第1号、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、阿比留保君。

○会計管理者（阿比留 保君） ただいま議題となりました認定第1号、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めるものであります。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す

ることに決定しました。

委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時25分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に入江有紀君、副委員長に船越洋一君が決定しました。

日程第19. 認定第2号

日程第20. 認定第3号

日程第21. 認定第4号

日程第22. 認定第5号

日程第23. 認定第6号

日程第24. 認定第7号

日程第25. 認定第8号

○議長（堀江 政武君） 日程第19、認定第2号、平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、認定第8号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、阿比留保君。

○会計管理者（阿比留 保君） ただいま一括議題となりました認定第2号、平成25年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成25年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めるものであります。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第26. 認定第9号

日程第27. 認定第10号

日程第28. 認定第11号

○議長（堀江 政武君） 日程第26、認定第9号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、認定第11号、平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括議題となりました認定第9号、認定第10号、認定第11号の3件は、水道局の所管でございますので、続けて御説明申し上げます。

認定第9号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成25年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見書並びに主要な施策の成果説明書を添えて議会の認定を求めるものでございます。

次に、認定第11号、平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書並びに事業報告書等関係書類を添えて議会の認定を求めるとでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第11号までの10件は、配付しております決算審査付託表のとおり所管

の常任委員会に付託します。

日程第29. 議案第66号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年4月オープン予定の仮称ではございますが、観光交流センターの内部施設整備事業3,906万円、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、導入にかかわる電算システムについて、今回、福祉関係業務のシステム改修費として1,940万円、市道などを含む各種公共施設の改修などが主なものでございます。

また、4月の組織改編に伴う大幅な人事異動に係る職員の人件費を、費目間での調整を行っております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出7億4,460万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353億430万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけて記載しております「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条地方債の補正でございますが、地方債の変更を6ページから7ページに記載をいたしております「第2表地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を66億7,650万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明を申し上げます。

予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は、普通交付税を3億102万3,000円追加をいたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金へ障害児通所給付費負担金747万3,000円などを追加をいたしております。2項国庫補助金でございますが、9,617万2,000円を減額をいたしております。その主なものは、1目総務費国庫補助金のがんばる地域交付金1,800万円、社会保障・税番号制度システムの整備費補助金として

1,411万1,000円の追加、4目農林水産業費国庫補助金の漁港整備事業補助金9,924万4,000円の減、8目教育費国庫補助金でございますが、14ページのほうになります、学校施設環境改善交付金、上対馬の学校給食共同調理場の建設事業のことでございますが、補助の不採択となったために、3,259万2,000円の減でございます。

15款県支出金1項県負担金でございますが、2目民生費県負担金、障害児通所給付費負担金373万6,000円の追加。2項県補助金1億3,288万7,000円の追加でございますが、その主なものは、1目総務費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金612万3,000円の追加、2目民生費県補助金で、地域介護福祉空間整備等補助金490万5,000円、放課後児童健全育成事業補助金654万8,000円の追加、4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の経営体育成支援事業補助金2,252万9,000円、3節水産業費補助金の漁港整備事業補助金9,127万6,000円の追加などがございます。

予算書の16ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、振興基金につきましては、緊急経済対策としまして、平成24年度末に国の補正予算で創設された地域の元気臨時交付金を原資として積み立てておりました3,380万円を、充当事業の決定により今回繰り入れるものでございます。教育施設整備基金につきましては、学校給食共同調理場建設に係る事業費の高騰による追加及び国庫の不採択事業となったことから、今回繰り入れを追加するものでございます。子ども夢づくり基金につきましては、スポーツ活動振興補助金に充当するためのものでございます。

20款諸収入5項雑入でございますが、長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付される鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金1,600万円を追加いたしております。

21款市債でございますが、それぞれの事業に充当するための追加でございますが、18ページのほうになります。交付税の振り替え財源として発行する臨時財政対策債1億3,680万円の追加を含め、1億4,260万円を追加をいたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてご覧くださいようお願いいたします。

それでは、予算書の20ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、1目一般管理費に755万7,000円追加をいたしております。職員研修の一環として、よりあい処つしまに職員を派遣し、業務を通じて接客・接遇力の技能を図る職員研修の経費としまして、旅費及び使用料、賃借料に151万1,000円計上いたしております。参考資料の1ページの上段に記載をいたしております。5目財産管理費は、庁舎並びに集会施設等の修繕、改修工事費など1,637万2,000円追加をいたしております。7目企画費1,788万8,000円の追加でございますが、予算書の

22ページになります。11節のCATV施設修繕料に470万5,000円の追加、仮称ではございますが、観光交流センターに路線バスの発車時刻表示システムの構築委託料としまして464万3,000円、博物館建設に係る周辺整備計画策定業務委託料としまして485万円を、それぞれ13節委託料へ計上いたしております。参考資料1ページの中段から2ページのほうに説明をいたしております。

予算書の24ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございますが、13節委託料へ障害福祉業務のマイナンバー制度対応システム整備といたしまして400万円、20節扶助費の障害児通所給付費としまして1,494万7,000円追加、5目老人福祉費3,641万4,000円の追加でございますが、予算書の26ページのほうになります。15節の地域介護福祉空間整備工事490万5,000円でございます。これは、高齢者生活福祉センターへのスプリンクラー設置のためのものがございます。並びに施設の維持補修及びマイナンバー制度へ対応するための経費といたしまして、特別会計への繰出金2,144万1,000円追加などが主なものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉業務のマイナンバー制度対応システム整備といたしまして、300万円を含めまして795万4,000円の追加、2目児童福祉施設費につきましては、放課後児童健全育成事業といたしまして委託料に385万3,000円、これは、親愛第2クラブの新設に係るものでございます。及び負担金補助及び交付金に598万1,000円、これは、学童保育ひまわりの移設に係るものということでございます、の追加が主なものでございます。

予算書の28ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費でございますが、1目保健衛生総務費1,303万6,000円につきましては、健康管理業務のマイナンバー制度対応システム整備に159万9,000円、水道事業負担金1,200万円の追加、診療所特別会計、簡易水道特別会計の繰出金538万8,000円の追加などがございます。2目予防費につきましては、10月から法定接種となる水痘及び成人用肺炎球菌の予防接種事業委託料としまして1,577万2,000円を追加、4目環境衛生費は、斎場施設の修繕料としまして357万8,000円の追加、5目診療所費は、豊玉・仁田診療所の検査データ授受システム整備委託料といたしまして302万4,000円の計上いたしております。参考資料の3ページ上段及び4ページのほうに記載をいたしております。

予算書の30ページをお願いいたします。2項清掃費1目清掃総務費につきましては、工事請負費に2,300万円計上いたしておりますが、これは、平成25年度の繰越事業として予算化いたしております生ごみ堆肥化施設建設事業で、本年2月の建築単価変動による人件費及び資材費の高騰したことによるなどのものでございます。参考資料の3ページの中段ほどに説明をいた

しております。2目塵芥処理費につきましては、クリーンセンター施設の燃料費、機械器具法令点検、保守点検委託料など1億8,578万1,000円の追加でございます。

6款農林水産業費1項農業費でございますが、予算書は32ページになります。3目農業振興費につきましては、19節経営体育成支援事業の補助金3,135万3,000円が主なものでございます。5目農地費は、がんばる地域交付金を充当して実施をする大谷農道災害防除工事400万円、農道島山支線舗装工事300万円など、農道整備といたしまして1,124万9,000円が主なものでございます。参考資料の3ページの下段及び5ページの上段のほうに記載をいたしております。

2項林業費2目林業振興費2,871万4,000円の追加でございますが、予算書の34ページになります。13節林業技術者育成事業委託料へ612万3,000円、参考資料の5ページの中段ほどでございます。19節有害鳥獣駆除事業補助金2,000万円の追加などがございます。3項水産業費につきましては、漁港施設の修繕、維持補修、漁港の施設整備に要する経費の追加並びに組み替えでございます。

予算書の36ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費3目観光費は、9,897万9,000円の追加でございますが、11節観光施設の修繕料に406万5,000円、仮称ではございますが、観光交流センター内部施設整備事業といたしまして、委託料に1,928万6,000円、備品購入費に1,978万3,000円、参考資料の5ページの下段のほうに記載をいたしております。並びに比田勝港国際広場整備の工事費といたしまして2,540万円、これは、参考資料の6ページの中段ほどに記載をいたしております。これらのほか、湯多里ランド湯揚げ予備ポンプの購入費を含めまして、18節機械器具費といたしまして1,560万8,000円の追加でございます。

8款土木費でございますが、予算書の38ページになります。2項道路橋りょう費2目道路維持費につきましては、市道の整備補修費といたしまして2,191万4,000円の追加、3目道路新設改良費といたしまして2,548万円の追加は、市道の改良、災害防除、排水溝整備、また、公有財産購入費1,457万1,000円につきましては、市道グリーンピア樽ヶ浜線道路改良に伴う工事請負費からの組み替えでございます。参考資料の6ページ下段及び7ページの上段のほうに記載をいたしております。

予算書の40ページをお願いいたします。5項都市計画費5目まちづくり事業費は、市道巖原小学校線改良事業による用地購入費、建物等補償費など1,480万円追加をいたしております。

9款消防費3目消防施設費2,087万2,000円の追加でございますが、建築単価変動の影響による、消防署峰出張所移転事業の工事請負費を今回増額するものがございます。参考資料の7ページの中段ほどに説明をいたしております。

予算書の42ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費でございますが、学校施設の修繕、改修、設備費の整備などのために、学校管理費へ395万7,000円の追加、塩浦小学校の豊玉小学校への統合に伴うスクールバスの購入に805万7,000円、参考資料7ページの下段ほどに記載をいたしております。など、教育振興費へ842万7,000円追加をいたしております。3項中学校費は、小学校費同様、学校施設の修繕、改修工事費などに410万9,000円の追加でございます。

予算書の46ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費は、子ども夢づくり基金の活用によるスポーツ活動振興補助金600万円の追加、3目学校給食費につきましては、上対馬学校給食共同調理場建設事業に係る建築単価変動による工事費の増、また、調理場の備品購入費を工事請負費より備品購入費へ組み替えを行っております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 19番です。1点質問させていただきます。

40ページ、消防費でございますけれども、実はお断りしておきますが、私は総務委員会でございますので、詳しいことはまた総務委員会のほうでお聞きしたいと思います。

この消防費の非常備消防の消防団加入促進事業、この件につきましては後で聞きますけれども、今、消防団の定数は1,900人、そのうちの現在数は1,600人ぐらいと聞いておりますが、約300人ぐらい今定数割れをしております。このことにつきましては、委員会のほうでまた詳しくお聞きしたいと思いますけれども、この件に関連をいたしまして、市長の行政報告にもありましたように、消防団の操法大会、長崎県の大会がございました。8月3日にですね。

この大会の結果について、私も消防を長くやっておりましたので、消防団としてですね。非常に納得しがたい審査のあり方であったというふうに思っております。そういう点を踏まえまして、消防長と、後で市長にもお聞きをしたいと思っておりますけれども、この経過と概要について、消防長のほうに、簡単に結構ですけれども説明をお願いしたいと思います。この順位の変更については、恐らく覆されることはないと思っておりますけれども、これからの消防団活動について、非常に大きな問題であると思っておりますから、ぜひ、説明をしていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま御質問がございました8月3日の第32回長崎県消防ポンプ操法大会におきまして、本市の代表であります豊玉第1分団は準優勝でありました。ところが、

市長の行政報告の中にもありましたように、スタート前のギア操作を間違っただけでホースが転落をするというようなことで、この場合の審査という基準を超えた状況が発生をいたしました。それを審査班長の判断で、現状復旧をいたしまして、途中からの審査を加えるというような行為を行った結果、点数が対馬より上位だったというような結果になったものであります。それで、私ども、この大会の翌々日の8月5日に、消防団長に消防本部のほうに来ていただきまして、今後、この審査結果が対馬の消防に及ぼすであろう影響について検討いたしました。

第1に出てきましたのは、現有の消防団員のモチベーションの低下、それから第2が現在今、議員のほうから御指摘がございました消防団促進事業、これに対する影響、そして第3が長崎県消防学校等における消防団教育の信用の失墜という問題が発生するので、これを最小限の打撃に抑えるべく、どういうふうな方策をとっていくかということがこれから大事だろうというような方針とございますか、考えを一応共有をいたしました。その後、8月7日に第1回の臨時理事会が行われまして、その席で、一度検証をして、そして3回目の理事会の幹部理事会によって、結論の方針を出そうということになりました。8月20日に第2回の臨時理事会を開きまして、検証して、その結果が出ましたので、第3回の理事会前に幹部理事会を開いたんですけども、その幹部理事会で結論の方針が見出せないというようなことになりまして、恐らく両者の意見が拮抗していたのではないかとこのように想像しております。理事会に、そのままの意見を図ったところ、もう1回幹部理事会を開いて方針を出してほしいということで、8月3日の順位はそのまま追認をしようというような方針を理事会に図りまして、これを理事会が承認いたしまして、決定したところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 7日に抗議のための理事会があったということで、審査長はそれを認めたと。審査のやり直しをするということと言われたんじゃないですか。審査長。（「説明会っていう（ ）」と呼ぶ者あり）いや、いい。あとで、また、それは言うてもらっていいですが、そのやり直しをするということも、私も聞きましたけれども、20日にもう1回やった。そして27日にもやった。20日には結論が出なかった。20日には落ちた5本のホースの巻き替えをやってみて、どれくらい時間がかかったかという検証もしてみた。その結果は、最終日の審査報告の中には反映されていないというふうに私は理解しております。何のために、そういったことをやったのかということですよ。審査のやり直し、やり直しというか、検証をし直すためにやったんでしょ、それをね。それが全然反映をされてない。そして、壱岐市の消防団が優勝したんですけども、これは9連覇、今までやってますよ。それで今度は10連覇かかってたんですよ。それで、9連覇を達成した壱岐市の消防団が点検をミスをするような失敗をした。操法

する前に、かなり入念な点検を消防学校としてもさせるはずですよ。それをしながら、ギアが入ったままエンジンを始動した。そういったことを審査の点数に加えないで、優勝は壱岐市にしてしまった。これが私は納得がいかないし、そういったことをいうようにあれば、消防長も御存じでしょうけれども、豊玉町の消防団が準優勝をしたことがありますよ。そのときにはドアにロックがされてたんですね。そのときは準優勝でしたけども、ドアのロックを解除して、そして操法のやり直しはさせてもらわずに、そのまま操法を開始して準優勝したんですけどね。そのときでも、そういったことをいうようにあれば、最初からまたやり直しさせればよかった。それをやってない。でも、今回はそれをやった。そういったことに対して、我々消防をずっとやってきた人については、この裁定の仕方について大きな不満を持っているというふうなところですよ。だから、消防団員の人たち、特に操法をした人たちは、もうやる気をなくしてるような気がするんですよ。何人かと私も話してみましたがね。だから、しばらく、やはり、冷却期間が要るのかなと思うけれども。やっぱり、消防長は学校に対して、対馬市の消防団の訓練とか、指導とか、全て消防署がするわけですから、こういったことがないように、消防学校に対して、その操法のあり方、審査のやり方、こういったものを私は厳しくもう1回追求をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま御質問がありました件であります、私ども対馬で操法大会をするときは、操法大会の会場の近くで、交通事故があつて、救助事案が発生した場合、大会運営どうするかとか、近くで火災が発生した場合はどういうふうにするのかというようなことを考えて操法大会に臨んでおります。ところが、今回、長崎県消防学校の操法大会で発生をいたしました事案は、私ども全く想定をしたことがございませんでした。それで、最も必要なことは、想定外の状況が発生した場合は、どのような手順を踏んで、操法審査を行うかということを一回とめてしまつてというような対策を組み立てなければいけないと。対馬でも、そのように対応しなければいけないというふうに考えております。先ほど申し上げました3点のモチベーションの低下とか、団員加入促進の影響といったようなものも含めまして、この想定外の事案対処というものにとそれに対する訓練については、消防学校のほうに強く働きかけてもらいたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 審査の結果が覆るわけではございませんので、それ以上厳しく追求はしま——消防長に言うたって始まりませんのでしませんけれども、やはり、今後の消防団、1,900人、1,600人の団員のね、地域に、この人たちが地域にどれだけの貢献をしているかということ。消防団なくしては、今、50年に1回、100年に1回というような災害が発生

してるんですよ、どこでも。対馬市においてもそういった事案がいつ来るかわからない。そういった中で、こういった消防団のトップが、長崎県のトップが、こういった裁定の仕方をしたということに対して、私は非常に腹立たしい思いがしております。ぜひ、これは改めてほしいし、市長にもお願いしておきますけれども、これは県も絡んでますので、県の消防防災課、危機管理課、こういったことに、こういったところに、やはり、市長は対馬の親分ですから、消防も市長の命令で動くんですから、その力を1回県に行って、おかしいじゃないかと。その検証をされてみましたか、防災課しましたか、消防団にどういうことを今から言いますか、というような、私は、追求を市長もしてほしい。そして、帰って、また対馬市の消防団の幹部を集めて、実は、こういう結果で、こうなったけれども、これから地域防災のためにしっかり頑張ってくださいねというような訓示をするべきだというふうに思います。何もしないで、それをやったら、私はだめだと思う。やはり、県に言うことは言う。学校に言うことは言う。そして、自分たちがやることをやって、そして、消防団に対して、そういった厳しい話をしていただきたい、いうふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 8月の途中経過において、私どもも大変、ある意味、どこかで、喜び、楽しみにしていた部分がありまして、最終結果を聞いて愕然としたわけですが、私ども以上に、ずっと地域で操法の訓練を一所懸命やる。地域のためにと考えてやってある消防団員の方たちのことを思うと、今おっしゃられたように、消防団員の士気が低下をするようなことがあっては成り立っていきませんので、できれば、この議会中に出県をさせていただいて、向こうにアポをとって、また、小西消防団長のほうにも再度お会いして、そのあたりの話を再確認させてもらいながら、県のほうに、きちんと消防団員の気持ちというのを伝えたいというふうに思っております。以上です。

○議長（堀江 政武君） 19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） ぜひ、団長を含めて、小西団長からも話を聞きましたけれども、非常に小西団長も危機感を持っております。自分の責任も感じておられます。こういったことの解消のためにも、やはり、市のトップとして、消防長、市長は、ぜひ、私がさっき言いましたように、そういったことをしていただきたいなというふうに思います。消防団にはたくさん家族もついておりますから、ぜひ、お願いをしておきます。

質問終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） ほかに。16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 済みません、1点だけ、所管外ですので、1点だけ、お尋ねをしておきたいと思いますが。

資料の35ページになろうかと思いますが、林業費の中の林業技術者育成事業委託料612万

3,000円。この説明書の中では5ページになるかと思いますが、この新規事業ですが、目的等はここに書いてありますからわかるんですが、林業のプロを育成するというふうなことでうたわれております。この委託先が未来りん業、今回2名養成するということですが、今後の考え方、この2名を林業従事者のプロとして育成し、この2名がどのような位置づけの中で、我が対馬のその林業の振興、特に林業の管理に当たらせようとして、今回、この事業を組み立てたのか、その1点だけを確認をしておきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えいたします。

これは、対馬が大体80%を超える森林ということで、今後、施業がふえてくるということで、新たな担い手を、これを育てるために、長崎県の緊急雇用対策事業を活用して、新たに2名を育成をしていると。将来的にということですが、これは将来的に林業者として頑張っていたきたいというふうに期待をしております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 林業者ということになりますと、もちろん自分の山や山林を持たなければいけないわけでしょうが、その後継者を育成するという目的なのか。そのところをちょっと私ちょっと理解ができないんですが、将来、林業者を育成するために、この事業で、緊急雇用対策で、林業のプロを育成するというのか、あるいは、後継者、今の林家の中の後継者を何らかの委託先の未来りん業という会社といいますか、この団体に委託して育成しようとするのか。ちょっと目的がよく、ちょっとわからないもんですから具体的にお願ひしたいと思いますが。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留部長。

○農林水産部長（阿比留勝也君） これは林業後継者、それぞれの家庭の後継者という部分のみではありません。あくまでも一般の人が入ってもオッケーと。もちろん林業家庭の後継者が入ってもオッケーでございますが、あくまでも、ハローワークのほうに募集をいたしまして、その中から手を挙げていただいた方になっていただくというふうにしております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） いま一度、将来像が見えないんですが、もちろん林業の、林業作業といいますか、特に作業にかかわるものだろうと思うんですが、特に災害とか、そういうことがうたわれておりますので、果たして、ハローワークによって応募された中から、この2名の方を選出すると。いろんな条件があろうかと思いますが、やはり、将来の林業の担い手を育成するという観点から立てば、私はもう少し中身について詳しく、特にこれは産建のほうに振られると、付託されると思いますので、そこらあたり、もう少し、私は、深くちょっと審査をしていただきたいということを産建委員長のほうにお願いをしておきますが。今、特に、森林組合等で林

業に従事されてるといいますか、労務班、言葉はそういう使い方していいのかどうかわかりませんが、特にそういう従事されてる方が今かなり多くいらっしゃいます。ですから、もし、そういう作業のプロ、そして林家、将来的に林家になるというのは、非常に私は、持ち山を持たないのに林家にどうしてなれるのかな。漁業であれば、船を買って漁業権をとれば漁師にはなれますけど、林家の場合、作業だけの林家というの、もちろんあると思いますが、そこあたり、非常に今の説明ではよく先が見えません。ですから、このことについては、産建委員長のほうに特にお願いをしておきたいと思います。

それで終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 産建付託以外の3つの事業について、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

今回の参考資料としていただいておりますが、一番表の3つの事業。これは私どもの産建付託外でございますので、この3つについてお尋ねをいたします。

まず、1点目の市民コンシェルジュと言うんですかね、育成事業というのがございますが、これは日本語で言うと世話人とか、または案内人ということなんでしょう。その事業をするということなんですけども、これについて、まず4点お尋ねをいたします。

現在、福岡には、「よりあい処つしま」がございまして、現在の人員の構成はどうなっているのか、営業はどのような日にちになっておるか、営業時間はどうなっておるか。つしまの方も、向こうに行ったときにも、私もよくお聞きしますんで、時間はどうであるかということもございましたんで、これをはっきりとしていただきたいと思います。

2点目は、市の職員を派遣をするということですね。派遣はどのような形態をとるのか。と申しますのは、1人をずっと派遣するのか。それとも数人を期限を切って、1週間とか、1カ月とか、そういう期限を切って、派遣するのか。また、向こうに行かれると対馬と違いますので、その勤務時間はどうなっておるかということです。ちょっとメモしてくださいね。ありますんでね。

そして、これは3番目ですけども、この派遣事業は職員をやるわけですけども、まず、この職員の派遣に対する考え方というのはお聞きになったのかということですね、職員に対してね。

そして、4番目ですけども、対馬市は、市の職員として社会人枠を設けて、現在までに7人の採用をしておられます。この社会枠で設けた、この方々がどのような効果があったのか。まずは、その効果を検証して、そして、このような職員の派遣、プログラムも作成をすべきではなかったのかという点です。

次はですね、メモとってくださいね。忘れたらいけんからね。それと、この2番目の路面バス

の話なんです、時刻表ですね。新しくできる観光交流センターに2つ付けるそうです。天井と壁に。この事業については、まず3点お尋ねをいたします。大きい項目ですね。

今度できる観光交流センター、バス停ができた後も、現在のティアラ前のバス停、これも存続をさせるやにお聞きをしておりますけども、これは存続をさせるのかということです。

そして2点目は、観光交流センターに路面バスのバス停ができて、当然、電子掲示板が天井や壁にできるわけですが、しかし、バスの案内人とか、キップを売る方の配置がないようなんですけれども、当初と申しますか、お話を聞きしてるときには、対馬交通さんがお入りになるという話をお聞きしておりましたけれども、入らないと聞いておりますが、これはどうして入らなくなったのかということですね。

そして、3点目ですけども、この循環バスが行ったり来たりしております。定期バスの発車は、皆さん御案内のとおり、多いときで1時間に2本か、3本です。時間帯にはもうないときもございしますが、1人当たり平均して、4人か、5人ぐらい。一つのバスについてですね。ないわけですが、私もよく福岡によく行くんですけども、福岡の天神や博多駅のバス停にはバスの路線を書いた地図がございします。絵が。そして、時刻表がございします。今回のような計画は、天神のバスセンターとか、センターですね、とか、博多駅前のバスセンターには、このような電子時刻掲示板がございします。しかし、対馬のように、行列ができるような、たくさんの人が使用するわけじゃございませぬので、本当にこれが必要なのかということですね。

それと、先ほど資料いただきました、この史跡関係の周辺の整備計画の策定概要をいただきましたけれども、これについてお尋ねいたしますが、これは2点です。

まず、周辺整備計画を作成をして、博物館と一体的な整備を図るということですけども、いまだ、この博物館については県のほうの意向もはっきり提示されておられません。というのは財源の確保等、問題は、建設後の管理運営はどのように決定してるのか。物事ですから、これがなければ、あとには進みませぬのでね。

これ最後になりますけれども、この説明資料には、こう書いてございませぬ。皆さんお手元にあるかと思うんですけども、この中で、この博物館の基本計画により行うんだと。地域の計画ということですけども、地域の計画というのは、どのような地域となっておるのかという点です。資料はいただいておりますけども、これの全体だと思っておりますが、その辺の説明もお願いをしたいと思ひます。長くなりましたけどもね。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 13番議員のお尋ねでございますが、まず1点目のコンシェルジュ育成事業という部分の中のまず4項目がございました。

1番最初の人員構成とか、営業時間につきましては、担当部長のほうが後ほどまた御説明いた

しますけれども、私のほうは2点目以降について内容をお話をいたします。

まず2点目、職員の派遣の形態ということでございました。これは、業務、出張ということで対応いたします。

内容等でもございましたけれども、1人の人間を派遣をずっと派遣するのか、それとも交代かということでございますが、おおむね1名の職員を2週間という期間の中で派遣をいたします。また次に、2週間後に、また新しい職員が派遣をされると。したがって、年間を通じて、市の職員があそこに1名、業務を通じて接客接遇の研修につくというような捉え方でございます。

もう1点目は、勤務時間はというようなお話もございました。当然、よりあいのスタッフの皆さんがまだ業務をしておるその最中に、もう終業時間が来たから失礼しますよというようなことは全く考えておりません。当然、よりあいのスタッフと同様、閉店まで、その場所で業務を体験をするというようなことで考えております。

それから、職員の考え方についてという3点目のお話でもございました。多分によりあいのほうのスタッフの職員の考え方はどうかというようなことじゃなかろうかなというような思いでいたしておりますが、今回のこの職員研修を組み立てるに当たりましては、当然、「よりあい処つま」のスタッフ、並びに、その経営母体でございます対馬観光物産協会のほうへはあらかじめ御相談を申し上げまして了解を得ておるといふようなところでございます。

それから、最後の社会人枠の採用ということでございました。効果についてはどのようなことを考えるのかと、効果という部分の検証した後でというようなお話もございました。直接的に社会人枠の効果ということよりも、私ども市役所の職員は、どうしても接客接遇の技能にまだまだ未熟なところがあるというようなことを従前のほうからいろいろとお話を頂戴いたしております。そういう中におきまして、従前から外部の講師を市内に招聘をいたしまして、市役所等でそういう接遇研修なりを行ってございましたけれども、どうしても一時的なもので終わってしまうということで、効果がまだまだいふところでございます。

また、一方長崎県総合事務組合のほうの内部組織でございます、市町村職員研修協議会というものがございます。そちらのほうの主催をする事業といたしまして、長崎市内のデパートの協力を得まして、市町村職員を対象とした実地研修等も行っております。

当然、私ども対馬市のほうも、そちらのほうの民間の実地研修のほうに、ここ数年来希望者を募りまして派遣はいたしておりますけれども、なかなか全体的な枠の関係上、横の広がりがいま一つということでございまして、今回そのように関係者と協議をした結果、せつかくのよりあい処という部分の協力を得られるならば、職員を派遣をして接客、接遇の技能の向上を図りたいというようなことで、今回の計画に至っております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 私のほうから、福岡のよりあい処につきまして御回答いたしますけども、スタッフの構成でございます。現在料理長を含めまして7名で構成をしております。内訳といたしましては、料理長が1名、それとホール責任者が1名、アルバイトの方が3名、それから観光協会から1名派遣をされております。それから、市の職員が1名派遣をしております。計の7名ということでございます。

営業時間につきましては、午前11時からちょっと私も記憶がございませんけども、夜は10時頃だろうと考えております。

それと、2点目の周辺整備計画の委託料でございます。博物館との兼ね合いで御質問がございました。現在、博物館建設につきましては、準備室のほうで長崎県、それから県教委の学芸文化課、それと文化庁との事前協議を鋭意行っております。市といたしましては、長崎県との合築を目指しております関係上、事業主体、規模、事業費、財源、またその負担割合、それから建設方法、管理運営方法などの項目につきまして、現在協議を行っております。

今回の補正予算の周辺整備計画の策定につきましては、例えば巖原幼稚園跡地を解体が7月末に完了をしております。現在、観光バスの一時乗降所として利用を行っておりますが、博物館建設を目前に控えまして、博物館への動線、それから駐車場の問題等を考えた場合、その周辺整備計画が当然必要になってまいります。

また、この巖原幼稚園跡地につきましては、博物館建設だけではなくて、清水山城跡、それから金石城庭園、それから李王朝との成婚記念碑、宗家墓所等の文化財施設にとりましても、この用地というのがその玄関口に当たりますので、大変重要な用地と考えております。駐車場だけの問題ではありませんが、少なくとも観光バスが乗り入れができるようなスペースを必要最小限確保していく必要がございます。

また、お手元の資料にもございますが、御台所門の遺跡等、新しい状況も生まれてきております。また、文化庁の意向といたしましても、博物館の駐車場計画、緑地公園としての活用、多目的広場など、周辺整備計画の構想ビジョンが必要ですねということで、市のほうに投げかけをいただいております。

対馬市といたしましても、文化庁の意向に添いまして、土地利用のあり方、それと周辺の交通体系のあり方についてきちんとデザインをしていく必要があるということで、今回提案をさせていただいてるところでございます。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） 小宮議員さんの質問について御答弁をいたします。

路線バスの発車時刻表のシステム構築事業に関係することだと思えます。

まず1点目が、ティアラ前のバス停、今の路線バスのバス停をそのままにするのかということですが、そのまま路線バスのバス停として使う方向で進んでおります。

あそこのバス停につきましては、路肩が狭いもんですから、通常の観光バス等の乗り降りにも使えないということで、路線バスの停留所としては利用可ですよということで警察関係部署との協議の中では、そういうふうな結論に達しておりますので、従来どおり路線バスの発着所として利用をしていきたい方向でございます。

2番目の質問ですが、対馬交通の事務所については、今度の新しい交流センターに入らないということであります。この建設につきましては、国の補助金等を活用して建設をしております。民間の営利団体が入居することになりますと、建設目的外の使用ということになりますので、その対馬交通の共有する面積等も含めまして相当の補助金の削減もありますし、合併特例債等の対象とならないということで、対馬交通のほうと協議をしてみましたけれども、使用料、賃借料的に現在のティアラの賃借料のほうでいこうということになりましたので、対馬交通については、今の事務所をそのまま活用をするということで結論が出ております。

3つ目について、この路線バス発車時刻表システムについての必要性はどうかという質問でありますけれども、このセンターにモニターを2台設置いたしますけれども、資料の2ページにも概要を添付させていただいておりますけれども、利用される市民の方、ビジネス客、観光客等などに利用される皆様にバスの発車時刻が一目でわかるように、わかりやすくモニター表示するシステムでありますので、利用者の利便性向上には寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 3回しかございませんもんで、まとめて言って申しわけなかったですけども、まず1点目のこの市民コンシェルジュっていうんですか、これなんですけど、時間等はさっきお聞きしました。そして、7名で頑張るとという話なんですけど、この1点目ですけどね、ただ日曜日とか年末年始はお休みだということなんですけれども、このつくった目的は、対馬をもっと多くPRをするということできとるわけですよ。土曜日、日曜日とか、その人が戯れるときに店が閉まっているということは、本来の目的のPRというのに欠けるんじゃないのかと思いますね。

なぜかという、あそこはビジネス街ですから、言われるように日曜日は人が少ないと思いますよ。そういった意味じゃ、本来の目的を達成をしていないのですから、早くほかの方向性を見出すというのを早くお示しになったほうがいいと思いますね、目的が達成できないならば、どうでしょうか。

それと、職員の派遣なんですけれども、どのような形態でいくかということ、1人を2週間単位

で送るんですね、そんなら1年を通じてじゃなくて。1人を2週間単位に送って教育をするということですよ。この世話人や案内人というこの項目でうたってあるような市民の視線に立って発想力、行動力を習得させると。行政の施策に生かすんだということですけども、この2週間というのは非常に短いと思いますよ。

市長のように、驚異的な思考力と洞察力があれば別ですけども、一般の職員はまず2週間ではできない。これが本当にできると思ってあるのかどうか。たった2週間ですよ。その分についてお尋ねいたします。

それと、先ほどの派遣事業について、職員の考えは聞いたのかという話をしましたけれども、向こうのスタッフの話じゃなくて、対馬市が送ろうとする職員、それなりの者も含めてですね、市のほうが職員にあなたが行ってどうだろうかと、そういうふうな習得が可能だろうとかか、そういうことを職員の方にお聞きになったのかという質問でございましたんで、再度答弁をしてください。

それと、路面バスの時刻表、これは先ほどのしまづくり部長ですか、平山部長さんのほうからの話ですと、観光交流センターにバス停を設けるんだと。さらに、今のティアラ前のバス停、これも活用すると。当初は観光バスをとめるという話でしたけども、先ほどの説明がありましたように、観光バスとめられないんだということですよ。観光バスもまた路面バスをとめるということは、バス停が2つできるんですよ。今のティアラバス停から交流センターまで歩いて30秒ぐらいで行くんですよ。2つつくってどれだけのメリットがあるのか、その分についてお答えをお願いしたいと思います。

それと、3点目のこの電子掲示板は必要ないというお話ししました。なぜかという、使用される方は皆さんもよくバス停を見ればわかると思いますが、使用されるのはお年寄りの方が多いんですよ。ほぼと言ってもいいと思います、定期バスはですね。

そして、お年寄りの立場からすると、どういう案内がいいのか。今回は電子掲示板だけで、アナウンスはございません。ただ、壁と天井にこの小さい文字が出るだけです。でも、お年寄りはそういう小さい活字は見にくいと思います。

だから、一番いいのはよくあいつた大きいバス停に行ったら、特に対馬は広うございますから、対馬全体の路線図を書いて、色を分けて書いて、そしてその下に時刻表を書けば全体的にわかりますから、そちらのほうがお年寄りにもわかりやすいと思います。

だから、このような500万も役にも立たん品をつくる必要はないんですよ。使われる方の身になれば、先ほどのように福岡でも十分対応してるわけですから、あれだけの人が。だから、そのようなお金を捨てることは要らないから、看板というのは安いんだから、それで対処する考えはないのかということですね。

それと、この博物館の建設関係なんですけど、今財源的なものとか協議をしたらということですが、協議が終わった後に、方針がはっきり決まらんと物が進まないわけですから、協議が終わった後にこのような計画を作成するべきじゃないですか。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 幾つか私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

1点目のよりあい処の現在の営業日のことと、そのよりあい処の目的というのが合致してないから、早く閉じた方がいいんじゃないかっていうふうなことで、なおさらこのコンシェルジュの事業なんちゅうのは、目的と違うんじゃないというふうな質問だったかと思います。

よりあい処の問題については、あそこで消費者側の意見というものをしっかり組み入れて、それをこの対馬にフィードバックすることを大きな目的にしてるということは、何度となくここで言ってきたところであります。そういう意味において、日曜日に営業しないから目的に合致しないではないかとおっしゃられるのは、またそれも違うのかなというふうに思います。

2点目、2週間で人を交代させていくのは、あまりにも短過ぎはしないかというお話がございました。9月1日から6日間ですか、志多留のほうで「島おこし実践塾」というのが34名全国から手弁当で集まってありました。この中で終わったときに、大学の先生が自分の教え子を見られてからおっしゃられたのは、「来る時と今帰りの閉校式の時とが、もう明らかに違う」と、「ここで十分に学んでくれた」と。「目の色も変わったな」ということを私に法学部の先生がおっしゃられました。

2週間という短期の確かに研修に思われるかもしれませんが、そこでの目的という部分をしっかり持って、そして皆さんが人に対してお客様という意識と、そして1円を稼ぎ出すためにどのような工夫をしなければいけないかということも含め、職員が皆さんがやってることをしっかりと気づかないと、行政のほうも変わらないと思いますし、2週間その期間でしっかりといるんな意味での勉強をしてもらいたいというふうに思っております。

それと、ちょっと飛び飛びになりますけども、路線バスの時刻の表示の問題で、ちっちゃい字だからお年寄りに見にくいんじゃないかという話もありました。さまざまなお年寄りがいらっしやいます。皆さんが見えんわけでもありませんし、見にくいわけでもありませんし、ましてやバスのほうからも運転手さんもその時間のとき、見えないようなお方に対して音声というのも、その直前はされると思いますし、それについてはそういう部分での対応は乗りおくれとかいうことはなくなっていくんだろうと思います。

それと、時刻表の一覧に書くということがありました。とても対馬全体の時刻表というのは、お手元によく届いて見られることはあろうかと思っておりますけども、対馬全体の時刻表を1枚の紙に書き込むというのは、到底これは不可能な状況があろうかと思っております。

それじゃなくても、今何枚にもなってるやつを、すごく見にくい状況というのがあろうかと思っています。39近くの路線が抱えてありますので、それらについての時刻表というのの難しさは、ちょっと今全部載せる必要は確かにないんですけども、難しさはあるのかなというふうに思っ
て、聞いておりました。

もう一つが、博物館のことがありました。博物館建設とも当然これは絡んでくるわけですけども、国指定史跡地内における後の使い込みっていうのを、この区域を含めて作り込んでいくということ
を大きな目的にしていることを御理解いただきたいなというふうなところでありまして、今ち
よっとメモをした範囲でお答えをさせていただきました。また漏れがあれば答えさせていただきます。

あとそれ以外については、部長のほうにさせます。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） 1点だけが残ってるんじゃないかと思っておりますけども、ティアラ側の現停留所と今度新たに観光交流センターのほうにロータリー形式の発着所を
設けますけれども、距離が近いから2カ所必要でないんじゃないかという小宮議員さんの質問で
ございますけれども、新しく観光交流センターのほうにつきましてはロータリーだと。下からの
分も上からの分も全てそこで離発着をするという方向でございます。

ティアラ側につきましては、必要ないという議員さんのほうの意見もありますので、その件に
つきましては検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 小宮議員のコンシェルジュに関するお尋ねの中で、市の職員の考え
は聞いたのかということがございました。これにつきましては、先ほど説明をする中におきまし
て、出張扱いだというのが基本でございます。

ただ、出張といたしましても、本来の自分に与えられた業務以外の出張でございまして、当然
それには本人の同意なりが必要となると。そういう思いの中で、非公式ではございますけども、
職員組合のほうにはそれなりに水面下でお話はさせていただいております。

以上でございます。

○議員（13番 小宮 教義君） 最後ですね、3回目ですから。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 濟いませぬ。この市民コンシェルジュ事業ですけどもね、職員
を派遣はするんでしょうけども、ただ受け入れるほうですね、福岡のお店のほう、2週間しか来
ないわけですから、そうすると受けるほうも大変なんですよ。

まず、このよりあい処ですから、料理を運んだりつくったり、片づけはせんといかんわけですよ。まず2週間で一般的にはですよ、すごい能力なら別ですけども、一般的にはまず2週間あれば、の中でできるというのは、まずメニューを覚えることですよ、メニューを、それが先です。金額を覚えるということ、そして流れる作業の段取りを若干覚えるだけなんですよ。それしかできないんです、能力的には。

それよりも、市の職員が途中で仕事をやめて、今までの仕事をやめて2週間行くわけですから、とめた仕事の量のほうが市民には大きいですよ、影響は。とまるんだから、そこで仕事。仕事をやめて行くんですから、2週間。そして戻ってくる、そのほうが市民にとっては大変なことなんです。税金で行くんですから、遊びじゃないんですから。

ならば、向こうも受け入れをあまりしたくないと思いますよ、常識としてたった2週間しかいないんだから。そして、市の職員も仕事を放ったらかして行くんだから、そういうことはなしにして、こういう事業は職員を2週間単位では派遣することは効力を発揮しません。それよりも、もっと教育をしなければいけないところがありますよ、市の職員も含めて。

まず、市民にうそを言わないということ。うそをです、市民に。市長はやめる、やめないと市民にうそを言うけども、そういう職員としての根本的なうそをつかない育成、教育というのが一番じゃないんですか。それはこの分です。

それと、この路面バスなんですけども、バス停2つは要らないですよ。使われる方からすると。そして、今のティアラバス停がありますけども、あそこには対馬交通が入ってます。8月なんかは1,100人ぐらいですか、お客さんが来るんですよ。それ観光案内とは別に切符を買ったりとか、それだけのお客さんが来るんですから、観光交流センターをつくってもその案内もできないし、お客さんにとっては不便なんですよ。本当に要らないんですよ。

だから、もっと市民の考えを聞かなければいけないと思いますよ。どう思っているのか、どういう効果が本当に出るのか。2つつくってもメリットは何もない。不便さが出るだけです。だから、観光交流センターのバス停をやめて、従来どおり長年とまっておるこのティアラバス停前、これにするということです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これしかないんですから。市民の声を聞いていただきたいと思いますよ。

それで、この3番目の博物館の問題なんですけども、博物館がまずできるかできないか今協議をしようならば、何度も言いますけども、協議が終わった後にしなければ無駄遣いになるんですよ。無駄、税金ですからね。

だから、前回のときでしたか、市長さんが言っておられたように、木材と水で海外に輸出して、そして雇用を生み出すんだという話ししておられましたよね。予算も組んだ、水については調べたでしょう。しかし、何もできなかった。上見坂トンネルの水は生かせなかったわけですから、

まず基本となるものをはっきりと県と示しをして、覚書をして、その後しなければ、水問題と一緒にです。ざるから水が落ちるだけです。どうなんですか、その辺は。

以上ですね、これで終わりです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 答えようがありませんが、うそをつかない教育のほうが先じゃないかということですが、決して私自身うそをついたわけではありませんので。

そして、職員に対して自分が真摯に取り組んでいく、業務に取り組んでいくことをきちんとこれからも教育を身をもってしたいというふうに思っております。

また、観光交流センターのことにつきましては、何度となくもう一般質問でこの問題については話をしてきた問題でありますし、その位置づけという問題等々をしっかりと私どもは考えているつもりでございます。

そして、2カ所から南、北への路線バスの動きということをきちんと作り出していくことが、市民にとって使い勝手は絶対いいというふうに考え、このような計画で今建設が進んでいるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。

○議員（13番 小宮 教義君） ありませんよ、もう3回よ。

○議長（堀江 政武君） まだあるようですので、休憩します。再開は3時5分からお願いします。

午後2時52分休憩

午後3時02分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 私もこの市民コンシェルジュ育成事業と路線バスのこと、もう先ほどありましたから長くは聞きません。

まず、この路線バスの件なんですが、まずこれ対馬市が出すお金なのかどうかということも一つ疑問です。対馬交通のバスなんですから、対馬交通が負担してやるならやるというのが本来の筋だと思います。

それから、これ一番最初の時点では券売、切符の販売も観光交流センターのほうで行うという構想だったはずなんですが、これができなくなったっていうのは元々構想がミスだったということなんじゃないんですかね。まずそこを認めて次の段階に入るべきだと思います。

それから、市民コンシェルジュのほうにいきます。まず、島おこし実践塾、私も3年間ずっと報告会には行かせていただいてすばらしい、毎年毎年レベルが上がってきてすばらしいなと思っ

てます。こういうところに、若い職員ですね、最初の年は3人ぐらい有給をとってですかね、受講してた市の職員がいらっしやいました。

それから、ちょうど夏休み時期でしたので若い市内の女性の教員、2名か3名かぐらい来てました。こんなすばらしい学生たちが集まって刺激が受けられるものはないと思いますから、ぜひこういうところで民間の感覚というか外の感覚を磨いていってほしいというふうに思います。

いわゆるインターンシップというやつなんでしょうが、対馬島内にはそういうことが体験できる企業がないというふうに判断されて、この旅費とか宿泊先借上料というものまで出して受けさせようというふうに思っただけなのかなどか。

逆に、私商売してますが2週間の経験ということですが、はっきり言って教える人を1人つけなきゃいけない、その教えて、さあ少しは戦力になるかなと思った頃に帰ると。邪魔しに来るようなもんだいと、私はそういうふうに思ってます。

それから、市民コンシェルジュの件なんですけど、その市民志向の行政施策ということをも身につけるといことなんですけど、この夏市民のほうからこういう問い合わせがありました。海水浴場の監視員についてです。

遊泳禁止となったときには、対馬市の規定では遊泳禁止の旗を出して帰ってよいと。それも1時間の労働と見なすという形になってます。これがある町の町議会で、雨の日におらしていてももったいないじゃないかということで、経費削減ということからこういうふうになっているというふうに、調べたらそういうことでした。

本来、監視員を雇うということは、市民の命を守るために雇ってるんだと思うんですよね。そういう泳いだら危険だというときでも来るんですよ、遊泳する人は。その人にきょうは遊泳禁止ですと、上がってくださいと、入らないでくださいと。そのために必要なのが監視員だと思うんですよね。

私は本末転倒してると思います。役所の責任を逃れるためにその遊泳禁止出して、そこに監視員がいなくて、もしそこに監視員がいてそれで遊泳禁止の中泳いだ場合、役所のほうに責任がかかるからとそういう回答を受けましたが、それではそのコンシェルジュの目指す方向じゃないと思います。

念のため、壱岐市と五島市に監視員の勤務体系はどうなってるのかということでファックスで送ってもらいました。やっぱり壱岐と五島は、遊泳禁止のときでもその場に残って、きょうは遊泳禁止です、泳がないでくださいと注意をしろというふうに書かれています。もし、そのまま泳いだとしたら自己責任になりますよということをはっきり伝えること、そこまで書いてあります。

今後、この海水浴場の監視員に限ってじゃないですが、とりあえずこの監視員についてどういうふうな対応にしていけるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） 新しい観光交流センターの路線バスの表示については、市がすべきことじゃないんじゃないかという御質問ですけども、これはあくまでこの新しい観光交流センター全て市の施設です。市の施設を利用され、路線バスにそこから乗られる市民の方、観光客の方等の市民サービスの一環として捉えて、市の施設としてこのシステムを構築する事業でありまして、何ら問題はないと考えております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 職員研修についても何か。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島おこし実践塾の話がありましたが、ことしも職員が自分らで何名も参加をして、全6日間という、長くじゃなくて短期間で参加をしたのを見かけた次第です。

それと、島おこし実践塾のミニ版というのを実は彼ら彼女らには、MITのほうですね、にはお願いをしております。そちらに対して職員、新人特に研修は向こうに、田舎のほうに入ってもらってそして泊まっていたいて、実際の農作業等を体験をし、市民の生業の状況をしっかりと体感してもらうというふうな事業といたしますか、研修カリキュラムを組んでいるところであります。

よりあい処に、福岡まで行く必要はないんじゃないかと、島内にあるんじゃないかというお話がございました。よりあい処に行くという目的は、先ほど申しましたように対馬に足りないものとか、足りない動き出しとかそういうものを福岡の内地の消費者と直に触れ合うことによって感じてもらうということを、あわせてこの研修の形には入れ込んでおるところであります。そういう意味において、よりあい処で都会の消費者に触れあっていただくことを進めておるところであります。

海水浴場のちょっと遊泳禁止のことについては、私もそのあたりどういうふうな運用をしているのかがわかりませんので、この件については改めてお答えを別の機会にさせていただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） では、まずその路線バスのほうなんですが、観光交流センターに市が案内するためにつくるから、対馬交通がしなくて対馬市がするんだという話ですが、先ほどの小宮議員の質問の中で、ティアラのほうのバス停が要るか要らないかを検討したいということでしたが、私はあくまでも観光交流センターのほうのバスの発着所というほうが要らないと。

たった歩いて30秒かもしれませんが、雨の日券売機で買って、旅行者傘持ってない人もたくさんいますよ。ほいであちら側に移って乗ってください、これが本当のおもてなしですかね。そ

の辺をよく、利用者の立場に立って今からでも考え直していただきたい。

発券業務がそこでできないということがわかったのは後からでしょ、自分たちの構想がまず間違ってたていうことを認めなきゃいけないんじゃないんですか。それからどうしようかということにしないと、お互いの信頼関係ができませんよ。

それから、長くなりますのでもう1つだけ。その海水浴場の件につきましては、上対馬振興部のほうにも壱岐市等のその状況をファックスでもらったものを渡してますので、ぜひ御検討ください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 構想がミスだったんじゃないかということではありますが、券売機のことにつきましては、券売機の必要性というのを感じてずっとみんなおったわけですが、対馬交通と話途中で、今対馬の方々は1回1回の、どこからどこまでの路線のお金を払うという形態から変わってまして、フリーパスポートをもつばら買うようになったために券売機というのがもう使わなくなったんだというお話があったり、最終的にバスに乗り込んで、僕らも精算お金だけ入れるというケースがありますけども、最初買うという行為もあるだろうと思ってたら、そのフリーパスポートの新調によってそのあたりがなくなると、減ってきてしまっているんだというふうな話があり、そのあたりの見通しの甘さというのは私どもにあったんだろうと思います。

そういう意味においては、今6番議員がおっしゃられるようにその部分の構想というのは、私どもが見通しが甘かったというふうなことだということは認めていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今そのフリーパスポートを買うからということですが、そのフリーパスポートを買うのも券売機じゃなくても券売所で買うんですよ。その券売所がないターミナルなんてどうなんですかね、私はそういうふうに思います。

どういう方が利用してるのかを考えると、この構想では日本語のみだと思うんですけど、実際必要な方は観光客のほうだと思うんですよ。地域の方は、何時何分に自分のバスが出るというのはある程度わかってるんですよ。観光客に対してどうするか。

対馬で今観光客はどれだけの人が来てるのか、考えると韓国人が年間18万人でしょ、そういう対応も考えていかなきゃいけないじゃないですか。そういうところも、どういう人が利用するんだろうということに思いをはせて施策を考えていただくように要望します。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 要望ということでようございますね。ほかに。18番、兵頭栄君。

○議員（18番 兵頭 栄君） 消防長のほうに2点ほど。このたび消防署の峰出張所に移転に

伴う予算補正2,087万2,000円、その中の一部が女性消防隊員のトイレの新設に伴う工事
とこう出てきております。そこでまず1点目は、女性消防隊員何名おられるのか。

次に2点目ですね、あそこの中対馬開発総合センター、あそこにはちょうど今度の出張所の裏
側に男女トイレがあります。もう御存じと思う。そのトイレがあるのに女性用トイレだけを新設
しなければいけない、その理由について。その2点お尋ねします。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 現在、消防本部には女性職員は1名おります。

それで、現在の庁舎の中で女性トイレがありますのは、南のほうから行きますと豆殿、そして
本署、そして北部支所というようなことになっております。美津島につきましては、事務所のほ
うと共同でやっております。

それで峰のすぐ後ろのほうに確かにトイレがあるんですけども、現在美津島で供用しており
ますトイレにつきましては、そこに指令回線を持っていってるんですね。この指令回線の中で、
患者の状況等を伝えるようにしておりますが、この指令回線の構成といいますのが平成8年に考
えたもので、職員がトイレにいても風呂にいても、それから外部で訓練をやってもその音声
が届くようにというようなことのでつくったものですから、患者情報を詳しく述べますと情報が全部
漏れてしまうということで現在とはとめております。

将来的には、美津島については現在行っております指令台の整備が終わりますと、トイレ部分
についてはシャットダウンをして情報が外に漏れないような対応をとっていきたいということで、
別途庁舎内にトイレをお願いしているところであります。

○議長（堀江 政武君） 18番、兵頭栄君。

○議員（18番 兵頭 栄君） そういう理由ならば、男性用トイレも新設するべきじゃないか
と。（発言する者あり）いや、男性用トイレいうのは現在のセンターのトイレを使ういうこと
ですか、別にあるわけですか。いや、そこまであれするいうて、ぐるっと回っても30メートル、
そこと思ったからちょっとお尋ねしましたが、そうすれば消防隊員の数は、救急業務以外に消防
業務のほうも携わっておられるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 現在採用しております女性消防隊員につきましては、4月1日から
8月いっぱいの本署での勤務を経まして、この9月2日から消防学校の初任科教育を受けており
ます。

それで、初任科67期だったと思うんですが、その中には上五島の女性職員と対馬の女性職員
2名が入っております。

以上です。将来的には、救急隊員消防隊員同じように育てていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 濟いませぬ、最初に皆様にお断りをしてしながら質問させていただきたいんですが、今議案審議されてる内容とちょっと関連と言うたら関連、外れるんですけど、私たち4日の議運のときに福祉のまごころとあゆの郷ですか、その件で不正受給問題で議運の委員会にかかったときに、完全に戻してるということは答弁を受けてるんですよ、戻ってるというのが。

しかし、私たち議員としてもどこの項目に入ってるのか把握できてないし、この一般会計の71ページには何ですか、決算で不正行為による公費負担分返還金約400万が、これ決算では載ってない、これ全然まだ審議前ですけども、当然決算審査特別委員会でこれするんですけどなぜ私がここで言うかという、決算特別委員会はテレビが入らないじゃないですか。だから、一般民は実際に資格審査は取り消されてますけども、お金が実際に入ってるか入ってないかというのがわからないんです。

私たち、この前の4日の議運のときでもその声が出ました。再確認をしたら入ってるということなんですけど、ここで実際に入ってるのは入ってるということを書いてもらったほうが、対馬市民も納得できるんじゃないかと思ってこれ審議会で作らせてもらってるんですが、担当の方どんなもんですか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） それでは、私福祉部長ですが、私のほうでは一般会計の生活保護費が関係がございますので、それで説明をさせていただきます。

25年度一般会計の決算書の、先ほど申されました71ページをお開き願いたいと思います。

その中に、不正行為による公費負担金分返還金ということで396万2,261円ございますが、これが生活保護費に係る保護課へ返還するものでございまして、請求額全て納入はされております。完済をされております。

あとこれ以外には、介護保険のほうはまだ特別会計のほうでございまして。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） その件は先ほど言ったように、議運の委員会でも確認させてもらったんですよ。私が、本人おられますけれども議員辞職勧告のときに3,800万返還、残り分割で払いますということで、この先月の4日まで私たち議員としても把握できてなかったんです。

市民も把握できてないだろうということで、決算特別委員会のときは当然この審議は出るんですけども、あえて私がここで言ったのは、テレビがあるときに全額戻されてますよということを書いて言ったほうがいいかなと思ってですね、わかりやすくしてもらった方がいいと思って書いて

るんです。

これ、今言うように不正受給のやつは約400万くらいわかってるんですけど、分野分野がわからないんですよ、あっちいきこっちいきですね。今さっき言われたように介護とか幾らとかいうの、また今度委員会ではそういう補足説明はお聞きしますけども、全額返金ができるということだけはここでわかるわけですから、私もそれだけでいいと思います。済いませんでした。

○議長（堀江 政武君） 一般会計でまだ歳入のほうで聞きたいことがあれば聞いていただければと思います。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第67号

日程第31. 議案第68号

日程第32. 議案第69号

日程第33. 議案第70号

日程第34. 議案第71号

日程第35. 議案第72号

日程第36. 議案第73号

日程第37. 議案第74号

○議長（堀江 政武君） 日程第30、議案第67号、平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、日程第37、議案第74号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第67号から議案第70号の4件につきまして、その提案理由と内容について続けて御説明申し上げます。

議案第67号、平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、仁田、鹿見、伊奈の3診療所の電子カルテのレセプト点検ソフト使用料、豊玉及び仁田診療所の医療用器具使用料の追加が主なものでございます。1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,469万5,000円と

するものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入、1項外来収入は313万8,000円を追加しております。1目国民健康保険診療報酬収入78万9,000円、3目後期高齢者診療報酬収入216万8,000円、4目一部負担金収入18万1,000円をそれぞれ追加しております。これは、慢性心不全等の患者が当初34名と想定しておりましたが、患者が4名ふえたことから診療報酬等を増加するものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、38万8,000円を追加し、一般会計からの繰入金を1億521万9,000円とするものであります。

5款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金を60万1,000円追加し、110万1,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項施設管理費は、13節委託料を27万5,000円追加しております。これは、医療の質と安全を維持するため、豊玉、仁田診療所の自動血球計及び内視鏡洗浄機などの医療機器の保守点検を実施しようとするものであります。

14節使用料及び賃借料は、89万4,000円を追加しております。これは、仁田、鹿見、伊奈の3診療所にあります電子カルテにレセプト電算データ点検ソフトを導入するための使用料74万5,200円、仁田診療所の医事システムリース料14万7,840円の追加であります。

2款医業費、1項医業費、1目医業用機械器具費、14節使用料及び賃借料は295万8,000円を追加しております。これは、豊玉診療所分として医業用酸素濃縮器等の使用料218万円、仁田診療所分として睡眠時無呼吸器レンタル料77万7,600円を追加するものであります。3目医業用衛生材料費は財源の振りかえであります。

続きまして、議案第68号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国が推進しております社会保障税番号制度の導入、いわゆるマイナンバー制度対応システムの国保事業の整備委託料、長崎県と協力して取り組んでおります慢性腎臓病対策の関連事業として、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料、税の徴収嘱託員2名増員に伴う追加が主なものであります。

1 ページをお願いいたします。平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,749万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金1項国庫負担金は、3目特定健康診査等負担金2節過年度分を25年度実績により64万3,000円増額しております。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金は、平成26年度交付金額等の決定によりまして72万4,000円を減額しております。

6款県支出金1項県負担金2目特定健康診査等負担金は、平成25年度の特定健康診査及び保健指導の実績等により64万3,000円を増額しております。

2項県補助金1目県財政調整交付金は、2節特別調整交付金を577万円増額しております。これは、長崎県調整交付金適正賦課及び収納率向上対策事業が25年度までは50%の補助率でありましたが、26年度から100%の補助率になったため410万3,000円の追加、また、26年度事業として糖尿病性腎症重症化予防に取り組むこととしておりますが、その事業補助として166万7,000円を追加したものであります。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、職員給与費等として307万7,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、683万1,000円の増額であります。1目一般管理費の主なものは、13節委託料320万円の追加であり、これは国が推進しておりますマイナンバー制度に対応するためシステム整備を行うための委託料であります。

また、3目医療費適正化特別対策事業の委託料339万7,000円は、本市は平成25年度より長崎県と協力いたしまして、慢性腎臓病対策に取り組んでおりますが、その慢性腎臓病予備軍である糖尿病に絞りまして、糖尿病性腎症の重症化予防対策を実施する予定であります。

2項徴税费は201万6,000円を追加しております。徴収嘱託員を現在の2名体制から4名体制に増員し、徴収率の向上を目指すものであります。

2款保険給付費1項療養諸費は、財源内訳の変更であります。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等は、平成26年度交付金額等の決定により26万円を追加しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。4款前期高齢者納付金等も平成26年度交付金額等の決定により4万1,000円を追加しております。

8款保険事業費1項特定健康診査等事業費は、26万1,000円を増額しております。

今回の補正は、7節賃金20万9,000円、13節委託料16万7,000円を減額し、主に14節使用料及び賃借料60万円の追加であります。これは、市民の皆様の健康維持増進のために、特定健診事業を毎年6月から2月までの集団型、個別型、節目型のメニューで実施しております。受診率向上のため、健診推進員5名を雇用し、戸別訪問等啓発に努めておりますが、対馬市の受診率はまだまだ低く三十五、六%のところであります。さらなる受診率向上に努めたいと思っております。

続きまして、議案第69号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国が推進しておりますマイナンバー制度対応システムの後期高齢者医療事業の整備委託料の追加であります。

1ページをお願いいたします。平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,597万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款繰入金1項一般会計繰入金は、1目事務費繰入金150万円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費13節委託料に150万円の追加であり、これは国が推進しておりますマイナンバー制度に対応するためシステム整備を行うものであります。

続きまして、最後になりますが、議案第70号、平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

後期高齢者医療特会と同様に、国が推進しておりますマイナンバー制度対応システムの介護保

険事業の整備委託料の追加であります。

1 ページをお願いいたします。平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,901万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、7款繰入金1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入金400万円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、400万円の追加であります。マイナンバー制度に対応するため、介護保険システムの整備を行うための委託料であります。

以上、議案第67号から議案第70号までの保健部が所管する4つの特別会計の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第71号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、施設の維持管理に伴う点検業務や補修工事費等の増額が主なものでございます。

1 ページをお願いいたします。平成26年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,892万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を1,594万1,000円、4款1項繰越金は、前年度繰越金を484万9,000円それぞれ増額をしております。

歳出でございますが、10ページをお願いいたします。第1款民生費1項社会福祉費は

2,079万円を増額しております。3節職員手当等は、予算書記載の諸手当の追加でございます。

11節需用費は、公用車の車検料、13節委託料として特養いづはら、同じくひとつばたごの浄化槽や消防設備、電気設備の点検保守業務委託料、また、日吉の里、浅茅の丘の特殊建築物設備点検業務の委託料の追加でございます。

15節工事請負費で特別養護老人ホームの維持補修工事費として特養ひとつばたごの温水ヒーター配管改修及び空冷圧縮機の改修整備、それから、特養いづはらのナースコール並びに電話設備改修工事合わせて1,650万2,000円を計上いたしております。

以上、議案第71号の補正予算の内容について御説明をさせていただきました。御審議の上、御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 一括して議題となりました議案第72号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

今回の補正は、船員等の人件費及び待合所建設工事請負費等の補正でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,574万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条で、地方債の補正は、地方債の変更を4ページ及び5ページの「第2表 地方債補正」によるものとなります。

まず、歳入について御説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を151万7,000円、8款1項市債は、旅客定期航路事業債で180万円それぞれ追加をしております。

次に、歳出について説明申し上げます。12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、人事異動に伴う職員手当等で151万7,000円の追加、2款1項施設費1目施設管理費は、県の港湾施設用地に建設予定の市営航路待合所木造平屋建てでございますが、実施設計積算の結果、不足が見込まれることから、建設工事費の追加として175万1,000円、あわせて同待合所の水道加入金4万9,000円を追

加するものであります。

14ページ、15ページに補正予算給与明細書を添付いたしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 時間延長いたします。

水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第73号、議案第74号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第73号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、簡易水道整備工事に伴う増額補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,603万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億719万1,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正の内容について、歳入から御説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金500万円の増額補正は、一般会計から建設費分追加による繰り入れる増でございます。

2項簡易水道基金繰入金685万円の増額補正は、簡易水道基金からの繰入金追加による増でございます。

7款1項繰越金1,418万7,000円は、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費の267万7,000円の増額は、職員手当等の増によるものでございます。

2目施設管理費472万円の増額補正は、11節需用費の雑知簡易水道急速ろ過装置の修繕料追加が主なものでございます。

次に、2項水道建設費1目水道建設費1,864万円の増額補正のうち、13節委託料864万円は、琴一重簡易水道総合整備事業に係る事前の測量調査設計監理等委託料の増と、15節工事請負費1,000万円は雑知簡易水道整備事業の追加による増でございます。

以上が、議案第73号の概要でございます。

続きまして、議案第74号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成26年度対馬市水道事業会計予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,543万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額990万7,000円、過年度分損益勘定留保資金7,553万2,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を第1款資本的収入額を1億8,240万6,000円に、第1款資本的支出額を2億6,784万5,000円に補正するものであります。

補正の内容について、収入から御説明いたします。4ページ、5ページをお願いをいたします。

収入でございますが、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金1,200万円の増額は、一般会計建設改良負担金の追加でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費1目営業設備費360万円は、施設維持管理用車両2台の購入費の追加でございます。

2目施設整備費15節委託料の200万円は、浅藻簡易水道水源開発事業として地下水ボーリング委託による追加でございます。

21節工事請負費2,000万円の減は、砥石渕浄水場導水管整備事業として佐須坂トンネル内湧水利用を計画しておりましたが、水量が非常に少なく事業断念による上水道施設整備費5,000万円の減額と浅藻簡易水道地下水開発事業及び小浦ダム攪拌装置設置の追加による簡易水道施設整備費3,000万円の増額であります。

以上、議案第73号、議案第74号の補正予算の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから8件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております8件については、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。8件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第67号、平成26年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第67号は原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第68号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第68号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第69号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成26年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第70号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第71号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第72号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第73号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成26年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第74号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は4時15分から。

午後4時02分休憩

午後4時15分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第38. 議案第75号

日程第39. 議案第76号

日程第40. 議案第77号

○議長（堀江 政武君） 日程第38、議案第75号、対馬市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例から日程第40、議案第77号、対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第75号、対馬市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、新市建設計画の執行状況の変更に関する事項を主な所掌事務として、合併後10年間設置をしておりましたが、平成26年3月1日をもってその設置期間が終了しました。しかしながら、各6つの地域での審議会における協議、検討の結果、全審議会におきまして、今後も一定の役割を持たせる形での審議会継続を望む声があり、全会一致での決定がありました。また、市民協働を推進する本市におきましても、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現することや、地域コミュニティーの醸成、地域間連携の強化を図ることは、これまで以上に必要との認識により、今回、地域の活力向上や市民協働のための各施策の協議や意見交換等をはじめ、行政と地域をつなぐ役割を持った審議会として改正するものでございます。

なお、主な改正内容といたしましては、第1条の趣旨中、設置場所6カ所を対馬市部設置条例に基づきまして3カ所とした点、及び第2条追加により、各用語の意味、各地域の説明、以下各条繰り下げによりまして、第3条審議会の設置期間、第4条所掌事務、第5条組織の審議会委員の人数等が主なものとなっております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第76号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

豊玉町の対馬市立塩浦小学校が、対馬市立豊玉小学校に統合に係る関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正をお願いするものであります。

議案集の43ページをお開きください。別表の第1の1、小学校の表、対馬市立塩浦小学校の項を削るものであります。

なお、施行日を平成27年4月1日といたしております。参考資料の一部改正、条例新旧対照表の3ページに、今回の改正部分を棒線に付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第76号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括提案されました議案のうち、議案第77号、対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

今回、条例の一部改正を行う目的は、基金の額の減額であります。現在1,350万円を原資としておりますが、高額療養費制度におきまして、平成19年度に入院費用に係る限度額認定制度が開始され、また、平成24年度には、限度額認定制度の適用範囲が外来診療及び調剤等にも拡大されたことから、医療機関の窓口での支払いが法定自己負担額で済むことになりました。このため、平成19年度以降、貸し付け希望者及び貸付額も少なくなっていることから、定額運用基金の額を減額し、300万円とするものであります。

その他、所要の改正を行っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第75号、このことについてなんですが、既に区長会は振興部単位となっております。上対馬振興部管内だと60名ぐらいですか、これだけたくさん区長が集まって、ほんとに行政側のお伝えしたいことが伝わるんですか。説明するのが仕事じゃなくて伝えて、しかも地区の方に伝えてもらうのがこの区長会の意義だと思うんですが、これだけたくさん形だと、本来ならそこで意見を吸い上げることも必要だと思うんですが、私はこの振興部になったからといって一遍にこういう形になって、びっくりしてました。

で、今度、この審議会についてなんですが、確かに、法令では設置期間が過ぎたかもしれませんが、まだ、合併算定替えの資金も全くなくなったわけではなくて、今、逡減的に減っている状況ですよ。時期尚早だと思いますよ。この第4条で定員を15名以内を20名以内とするということで、見た目はふえたように見えますけども、6カ所が3カ所になるんですから、90名以内が60名以内、全島でなるんですよ。3分の2になるんですよ。これで本当に行政がお伝えしたいことがしっかり伝わっていくのか、それから、行政が吸い上げなければならない意見が吸い上げられるのか、私は大変疑問に思っています。その辺について、十分これで対応できるのかどうか、回答をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 1審議会当たり15名が20名と、これまで6カ所で設置されとったものが3カ所ってことでございますが、この人数につきましては、これまでの審議会の開催状況、その内容を十分に精査した上で、設定した人数でございます。またこの人数案につきましては、本年度の2月に各6つの地域審議会を開催いたしまして、その中でも、提案をし、

御承認をいただいたものでありますので、どうか、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議員としても、なかなか、もっと、議会で何が起こってるのかきちっと伝えきれてない、そういうことも自分は反省していますが、この地域審議会についても、ケーブルテレビでこういうことがありましたというのがちょこっと出るぐらいで、なかなか市民にも伝わってないと思うんです。この10年間、この審議会をやってきて、もっとこの審議会から市民に伝えるということが可能な部分もたくさんあるはずなんです。そこを踏まえれば、この時期で、機能を弱体化させるというような形ではなくて、少なくとも現存維持ぐらいの形はとっていかないと、今までこの審議会をして、ほんとに伝わってきたというふうに感じてるというふうにとってよろしいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今までの法定協議会ということで、地域審議会を10年間設置してまいりました。法で定められている審議事項というの縛りがあるということも御理解をいただければと思っております。そういう中、次なる10年間をどうしましょうかということで、地域審議会の委員の皆様方に、各員に、8月でしたか、1回だし、2月にまた再度どのように組み立てていきたいと思いますかということで、2回協議を持っていただいた結果、このようなことが出てきて、存続をしようじゃないかと。そして、市のほうも振興部単位で一つの方向性というのを見いだし、いくことに対しての御理解いただいたんでしょ、3カ所でやっていいじゃないかと。ただし、20名ぐらいで拡充していったらどうかという中で、この結果が出てるというふうに私自身は理解をしてるところであります。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） そして、この9条ですね。9条にも毎年2回以上を毎年2回程度というふうに条例変更するものなんですが、明らかに、これは1回でも2回程度ですから、1回やれば批判は受けないだろうというような文言になるんですよ、これ。読み方によっては。実際そうじゃないですか。2回以上であれば、2回は最低しなきゃいけないんですよ。2回程度であれば、1回であっても2回程度だということになるじゃないですか。明らかに、市民の声を聞こうという姿勢が減退してるというふうに感じるしかないんですよ。この条例変更は、もっと市民の声を聞こうという姿勢があるならば、こういう条例改正は、今の時点では出てこないと思います。私はこの条例改正については、時期尚早だと思って、賛成はしかねます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですか。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 私も、今脇本議員の質疑であったとおり、この条例について、全く同じ考えを持っております。それで、私の意見をお尋ねする前に、確認をまず1点したいと思えます。部長のほうからは、この審議会は、合併後10年で一応終了したというようなお話があったんですが、こういうことについて確認をしてみたいんですが、どうでしょうか。合併特例法の第5条第3項から10項のところでは、新市建設計画を変更しようとする場合は、あらかじめ地域審議会の意見を聞かなければならないと。これは、どの議会だったですか。新市建設計画、別冊という資料をいただきましたが、その中にそう記載してあります。だから、今は必置じゃない、置かなくてもいいんだけど、市民の声を聞くために設置したというような答弁に聞こえんですが、そのことを踏まえた上での設置の趣旨でしょうか、確認をします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 合併特例法での法定期間はおっしゃるように10年間です。それを受けまして、この2月に6カ所での地域審議会を開催いたしました。その地域審議会の総意として、6カ所ともこの審議会については、継続してくださいというような御要望がございましたので、法定とは別に、任意の地域審議会として引き続き設置をするものでございます。基本的には、6カ所での地域審議会の委員さん方の御意見を反映させていただいたものでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 一応、前回のこれまでの地域審議会、10年間という義務づけられた審議会の中での要望があって、認めたから存続したということはわかりました。ただ、私が聞いたのは、国の合併特例法の中には、必ず、合併特例債を使って国の予算を使う場合は、地域審議会を置いて、必ず市の総合計画、新市建設計画ですか、新市建設計画を変更する場合は、あらかじめ地域審議会の聞かなければならないというふうに、私はこの資料から読み取っています。だからまずその確認をしていただくことが大事ですけども、どうも十分納得がいきませんから、確認を後日で結構ですから、してください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 合併の特例のほう、法律ですね、法律に基づいてこの審議会はつくられたわけですが、新市建設計画、並びに新市建設計画を変更する際に審議会にかけるというふうにしたしか書かれてたと思います。そういう制約した中での審議だったものですから、逆に狭い範囲になってしまって、審議がうまく進まない部分が逆にあったと、歪みがあったというふうには私は思っております。この問題については。そういう中、昨年8月だったと思いますが、7月か8月かちょっと定かではありませんけども、審議会の折に来年3月で、この審議会というのは、法によってなくなっていく、新市建設計画というのものもある意味なくなるわけですよ。そういう流れの中で、この審議会というものの必要性を私どもは感じておりますが、審議会の皆様はどのよう

に考えてありますかということで、8月に1回、私のほうから投げさせていただいた、逆に経緯があります。そういう中、皆さんと協議をし、2月にまた6カ所でする際において、この問題についての最終的な方向性というのをまた出していくというふうな作業をした結果、今回の改正というふうに御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 一応今のことはもう置きます。それで、この条例の改正についての第1条の趣旨、地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するとともに、市民協働の推進による地域コミュニティーの醸成、及び地域間連携の強化を図るためにと、こう趣旨があります。すごく立派な趣旨ですね。これは、先ほどの脇本議員の質問にも答弁があったとおりです。ところが、趣旨とその改正しようとする内容とは、先ほど脇本議員がおっしゃったように、矛盾してるじゃないですか。人数減らす、回数を減らす、そして、やはり、旧町の枠は越えなきゃいけないと言いながら、やはりそれぞれ6町それぞれの地域性があるって、それぞれの思いもあるわけです。それを4つにまとめる、それはやはり条例の趣旨と、やろうとすることが、私も、矛盾してる。だから脇本議員おっしゃったように、時期尚早と、そういうふうに思います。

そして、特に区長会議の話も出ましたが、美津島と巖原を一緒にして、区長会議もやってますが、この審議会も、一緒に美津島と巖原をやろうとすると、行政区の数からいったら、美津島と巖原で89ありますよ。対馬の半分の行政地区があるところを一緒にやる、人口にしても、約60%は美津島と巖原に住んでいるわけです。そこを一つにやる。これはやはり、趣旨に述べてることと矛盾してるように思います。そして、市民の声は、合併後10年たったけれども、やはり、市民の声が届かないと、行政に。行政がよく見えないと。その声が多いじゃないですか。やはり区長会議もそれから、この地域審議会もすごくやっぱり大事にしなきゃいけないと思います。そういう意味でも、脇本議員が発言されたことと私も全く同感です。一応意見として述べておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑がないようでございますので、お諮りいたします。ただいま一括議題となっております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は、委員会の付託を省略することに決定しま

した。

これから3件について、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第75号、対馬市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。議案第75号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。（発言する者あり）要するに異議があったら異議あるということで。（発言する者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）異議があるようでございますので、この件につきましては、起立採決を行います。（発言する者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）1人でもいいですが、異議があったら採決せにやいけませんので。3件について賛成の方の起立を求めます。失礼しました。訂正します。議案第75号について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第76号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。議案第76号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、対馬市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第78号

日程第42. 議案第79号

日程第43. 議案第80号

日程第44. 議案第81号

日程第45. 議案第82号

日程第46. 議案第83号

○議長（堀江 政武君） 日程第41、議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例から、日程第46、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括提案されました議案のうち、議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例について、その提案理由を御説明いたします。

平成26年第186回通常国会におきまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が可決、成立し、6月25日に公布されました。法律の趣旨は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について、所要の整備等を行うというものであります。これにより、全国一律の予防給付である訪問介護、通所介護が市町村の取り組む地域支援事業へと移行されます。

財源は、都道府県に基金が創設され、市町村に配分されることになっておりますが、サービス提供を行う単価は国が示す限度額内において市町村が設定し、実施することになります。関連する改正法律は、順次施行されますが、医療と介護の連携等、多様化する事業に対応していく必要があります。よって、地方自治法第241条第1項の規定により、介護保険地域支援事業を健全に運営するため、条例を制定し、基金を創設しようとするものであり、第1条で設置目的を、第2条で基金として積み立てる額を、第4条では、その運用益処分の方法を規定しております。

また、附則におきまして、施行日は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第78号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

現在、厳原町今屋敷672番地1に建設中の仮称観光交流センターの新設に伴い、同施設の管理運営につきまして、指定管理制度を導入するもので、新たに条例の制定を行うものでございます。

条例の主な内容といたしましては、第1条では施設の設置目的及び名称、第2条では施設の位置について、第3条では指定管理者の指定及び指定管理者の業務等について、第4条については

休館日について、第5条では利用申請及び許可の取り消しについて、第6条、第7条では使用料について、第8条、第9条、第10条では利用の制限事項、遵守事項、損害賠償について、第11条では委任について定めております。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例について、その提案理由と内容について説明をいたします。

上県町飼所の仁田ダム河川敷内で利用されておりますゴルフ場は、河川敷地占用許可準則により、地方自治体が占用自治体となることが義務づけられており、現在の占用形態が適切でないと県から指摘を受けていることから、今回提案させていただくものでございます。

議案集の53ページをお願いいたします。条例では、第2条において、その位置を、第3条で管理の代行、第4条で行為の制限、第5条で行為の禁止、第7条で許可の申請、第13条で利用料金に係る別表を定め、別表第2において、金額を制定するものでございます。

また、あわせてこの条例の施行日を平成27年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第81号から議案第83号までの3議案につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案集の59ページをお願いいたします。

初めに、議案第81号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が制定され、この平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であります。

この制度では、小学校就学前の子供が、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用した際に、施設や事業者に対して市町村から給付費が支払われることになります。施設等がこの給付費の支払い対象となるためには、一定の運営基準等を満たしているものかどうかについて、市町村の確認を受けることが必要となります。その基準等については、市町村が条例等で定めることとされていることから、本市におきましても、必要となる基準を条例により定めるものでございます。

なお、この基準は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項に基づき、平成

26年4月30日に公布されました国の内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準をもとに定めることとされています。

給付の対象として、市の確認を受けたものを特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業といいます。

特定教育・保育施設とは、確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園をいいます。それから、特定地域型保育事業とは、確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいいます。

では、内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

条例案は、第1章から第4章までの全53条及び附則で構成をしています。

第1章の第1条から第3条までは、条例の趣旨、定義、施設等の一般原則を定めています。

60ページをお願いいたします。第2章から第3章までは、利用定員をはじめ、施設並びに事業の運営に関する基準を定めています。

84ページをお願いいたします。第4章、第53条に委任事項を、また、附則で施行日を法の施行の日からとしています。

なお、基準の内容につきましては、対馬市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を本市の基準としております。

続きまして、議案第82号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について御説明を申し上げます。

議案集の89ページをお願いいたします。この制度では、家庭的保育事業等の新たな保育事業が創設されます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、各市町村において省令に従い、また、省令を参酌して認可基準を条例で定めることとされていることから、本市におきましても、必要となる基準を条例により定めるものであります。

なお、この基準は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、平成26年4月30日に公布されました厚生労働省令、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準をもとに定めることとされています。

家庭的保育事業等とは、次の4つの事業のことです。

1、家庭的保育事業、家庭的保育事業とは、家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業、利用定員は5人以下をいいます。

2つ、小規模保育事業とは、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業で、A型、B型、C型の3つの類型があります。

3つ、居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児の居宅において、家庭

的保育者が保育を行う事業です。家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児は1人です。

4つ、事業所内保育事業とは、雇用する労働者の乳幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児に対し保育を行う事業をいいます。

それでは、内容を簡単に御説明いたします。

本条例案は、第1章から第6章までの全50条及び附則で構成しております。

第1章の第1条から第6条までは、条例の趣旨、定義、最低基準の目的等や事業者等の一般原則を定めています。

97ページをお願いします。第2章の第23条では、家庭的保育事業の設備基準を定めています。

99ページの第3章、第28条から第37条までは、小規模保育事業について規定しています。

105ページからの第4章では、居宅訪問型保育事業を、また106ページ、第5章、第43条から第49条までは、事業所内保育事業について規定しています。

なお、附則に施行期日ほかをうたっております。

続きまして、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について御説明申し上げます。

子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令を踏まえて市町村が条例で定めることとされていることから、本市におきましても、必要となる基準を条例により定めるものです。

なお、この基準は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、平成26年4月30日に公布されました厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をもとに定めることとされています。

放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

内容について御説明申し上げます。

本条例は、全23条及び附則で構成しております。

115ページをお願いいたします。第1条では、本条例の趣旨について、第2条の用語の定義、第3条の最低基準の目的として、利用している児童が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする定めています。

次のページ、第6条では、事業の一般原則を、117ページ、第10条で設備の基準を、また、第11条第2項で放課後児童支援員の数を規定しています。

121ページ、第19条では、開所時間及び日数を定めています。

附則といたしまして、施行期日を法の施行の日からとしています。

この条例も、前の2つの条例と同様に本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準の内容を対馬市の基準としております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第78号から議案第83号の6件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第47. 議案第84号

日程第48. 議案第85号

日程第49. 議案第86号

日程第50. 議案第87号

日程第51. 議案第88号

日程第52. 議案第89号

日程第53. 議案第90号

○議長（堀江 政武君） 日程第47、議案第84号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝地区）から、日程第53、議案第90号、市道の認定について（卯麦佐保線）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第84号及び議案第85号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の123ページをお願いいたします。議案第84号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝地区）でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港海岸保全工事に伴い、海岸保全施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するととも

に、その区域を上対馬町比田勝字シイザキ並びに上対馬町網代字瀬ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町比田勝字シイザキの1の2から18の18地先、並びに上対馬町網代字瀬ノ浦549の5地先で、面積は1,606.72平方メートルの土地でございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。議案第85号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港改修工事に伴い、水路、護岸、道路用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町西泊字横道並びに西泊字在所に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町西泊字横道206の21地先並びに西泊字在所224の2から1300の1地先、並びに250及び295に隣接する水路地先で、面積は2,474.86平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第86号から89号までの4議案は建設部所管となりますので、その提案理由を説明申し上げます。

初めに、議案第86号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久田道地区）でございますが、議案書の135ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するため議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、対馬市が事業主体で施行しました厳原港湾関連施設整備事業に伴い、緑地及び駐車場用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を厳原町久田道に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書の136ページの位置図、138ページの字図を添付しておりますが、写真で示していますとおり、1区と2区に分けて埋め立てを行っております。

まず、1区でございますが、厳原町久田道1571の3、1571の4、1574の2及び

1598の地先並びに1594の8に隣接する水路地先で、面積1,568.60平方メートルの土地でございます。

2区につきましては、厳原町久田道1627の5、1627の7、1630の2、1630の5、1633の4、1635の6及び1636の3地先で、面積4,380.96平方メートルの土地でございます。

続きまして、議案87号から89号までの3議案は、市道の認定についての議案でございます。

まことに申しわけございませんが、この3議案につきましては、起点及び終点の字に間違いがありましたので、本日正誤表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この3議案は、いずれも市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第87号、グリーンピア樽ヶ浜線でございますが、議案書の141、142ページと本日配付の正誤表をお願いします。

この路線は、新病院への連絡道路として市が現在整備を行っている道路で、県管理の臨港道路樽ヶ浜1号線と接続する対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱を起点として、県道グリーンピア線に接続する対馬市美津島町雞知字ナガイタを終点とする延長539.1メートルの道路でございます。

続きまして、議案第88号、第89号、高浜住宅団地内1号線及び2号線についてですが、これは、国道382号からグランドホテルに至る市道国民宿舎線の途中の新興住宅地であります高浜団地内の道路で、平成26年4月30日に土地所有者14名より寄附採納願が提出されました。

5月22日、調査をしましたところ、市道認定基準も満たしており、平成26年7月24日に対馬市への所有権移転登記も完了いたしましたので、今回市道認定のお願いをするものでございます。

高浜住宅団地内1号線が、議案書の144ページの位置図に示していますとおり、市道高浜住宅団地内線に接続する対馬市美津島町雞知字濱ノ原陰を起点とし、高浜住宅団地内線に接続する対馬市美津島町雞知字濱ノ原陰を終点とする延長112.2メートルの道路で、高浜住宅団地内2号線が議案書146ページの位置図に示していますとおり、市道高浜住宅団地内線に接続する対馬市美津島町雞知字濱ノ原陰を起点とし、対馬市美津島町雞知字濱ノ原陰を終点とする延長する260メートルの道路でございます。

以上、簡単でございますが、議案86号から89号までの提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 一括議題となりました議案第90号、市道の認定について

(卯麦佐保線)につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集の147ページをお願いいたします。

本議案は、平成26年8月に一般県道唐崎岬線道路改良工事(佐保工区)の完成によりまして、新たな路線が開通したことから、旧道敷となります一般県道について、長崎県知事から市道への移管引き継ぎ依頼がありましたので、今回、市道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この卯麦佐保線につきましては、次ページの添付図面のとおり、一般県道唐崎岬線と接続する対馬市豊玉町卯麦字卯麦浜を起点とし、同じく一般県道唐崎岬線に接続する対馬市豊玉町佐保字キロスガハマを終点とする延長1,450メートルの道路でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから7件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。7件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。7件に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 討論なしと認め、採決します。

議案第84号から議案第90号までの7件を一括採決します。議案第84号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(比田勝地区)、議案第85号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(西泊地区)、議案第86号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(久田道地区)、議案第87号、市道の認定について(グリーンピア樽ヶ浜線)、議案第88号、市道の認定について(高浜住宅団地内1号線)、議案第89号、市道の認定について(高浜住宅団地内2号線)、議案第90号、市道の認定について(卯麦佐保線)、この7件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。7件は原案のとおり可決されました。

日程第54. 議案第91号

○議長（堀江 政武君） 日程第54、議案第91号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議題となりました議案第91号、工事請負契約の締結について、櫛漁港漁村再生整備工事（25線）につきまして提案理由の説明をいたします。

議案集の149ページをお願いいたします。

本議案は、櫛漁港漁村再生整備工事（25線）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る8月19日に6社による一般競争入札を実施した結果、別に添付いたしております参考資料の入札結果一覧表のとおり、久保工業株式会社代表取締役高橋和裕氏が1億4,933万2,000円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した1億6,127万8,560円で去る8月25日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、添付いたしております参考資料の150ページをごらんください。浮き栈橋1基の発注でございます。なお、工期につきましては、平成27年3月末日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

続行してよろしいですか。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

休憩の声がありますので、10分間休憩をしたいと思います。5時25分から再開します。

午後5時15分休憩

午後5時24分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第55. 議案第92号

○議長（堀江 政武君） 次に、日程第55、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま議題となりました議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

長崎県病院企業団を組織する地方公共団体に壱岐市を加え、病院企業団が経営する病院に壱岐病院を加え、病院企業団議会の壱岐選挙区の議員数を2人とするため、所要の改正を行うものでございます。

変更内容といたしましては、長崎県病院企業団規約第1条中、「及び対馬地域」を「、対馬地域及び壱岐地域」に、第3条中、「及び対馬市」を「、対馬市及び壱岐市」に、第7条中、「14人」を「16人」に、「9人」を「11人」に、別表1中、「対馬いづはら病院、中対馬病院、上対馬病院」を「対馬いづはら病院、中対馬病院、上対馬病院、壱岐病院」に、別表2に、「壱岐市2人」を加えるものであり、この規約変更について、地方自治法第286条第1項及び290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第56. 諮問第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第56、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります鳥屋洋美氏の任期が本年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を再び委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

鳥屋氏は、平成24年1月から人権擁護委員として御活躍されており、現在1期目でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第1号は鳥屋洋美氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。諮問第1号は鳥屋洋美氏を適任とすること決定しました。

日程第57. 請願第1号

日程第58. 請願第2号

日程第59. 陳情第3号

日程第60. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第57、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書から、日程第60、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負

担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての4件を一括議題とします。

この4件は、配付の議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

あすは、定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後5時30分散会

平成26年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成26年9月9日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成26年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、皆様、おはようございます。16番、新政会の小川廣康でございます。

まず、8月20日の未明に発生いたしました、広島市の豪雨による土砂災害で多くの方々が被害に遭われましたことに対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を願うものでございます。

我が市においても、土砂災害警戒区域が169カ所指定されており、土砂災害危険箇所が1,874カ所存在するとされております。しかし、本市においても、避難勧告の数値基準がないということが先日報道をされておりました。今後、避難勧告のあり方を含め、防災対策に万全を期すよう冒頭お願いをしておきたいと思っております。

さて、9月3日に、第2次安倍改造内閣が発足をいたしました。対馬市が我々議会と手を携えて取り組んでまいりました、仮称ではございますが「国境離島新法」も、昨日の長委員長の報告によりますと、今回の臨時国会では見送られ、来年の通常国会に提出の見通しであるという報告がございました。どうか、地元国会議員の先生方とともにさらに連携を深められ、よりよい法案として成立しますよう、最大の努力を市長にお願いをしておきたいと思っております。

また、この夏休みには、高総体、中総体で対馬の中高生が活躍をしてくれました。また、全国離島交流中学校野球大会では、23チーム参加の中、対馬ヤマネコボーイズが準優勝を果たしてくれました。また、個人的ではありますが、私の近所の22歳の青年が小さいころからの夢を追い求め、航空自衛隊パイロットの証であるウイングマークを取得し、戦闘機操縦訓練の配属前の休めで、この夏帰っておりました。ちょうど話す機会がありましたが、やはり目的を見定めた子供たちの目は輝いております。我々市政に携わる者は、対馬の宝でもある子供たちのために確かな環境をつくりあげなければならないと、そのとき痛感をいたしました。

市長も、昨日の行政報告の中でこのことを強く延べられていました。市長、教育長、今から私が3点質問してまいりますが、やはり将来を見据えて、お互いにいい汗をかきながらその道を切り開いていこうではございませんか。

さて、今回は3点通告をさせていただいておりますので、順を追って質問していきたいと思っております。

まず、第1点目は、限られた農地面積の中で、遊休農地の増加傾向になかなか歯どめがかかりません。特に、水田による水稻の作付面積は今後ますます減少し、それが耕作放棄地となり、水田の持つ多面的機能が失われ、いわゆる災害の防止力も失われていくものと私は考えております。

農業については、政府においてもさまざまな施策を講じていただいておりますので、今回は、

対馬市、農業団体、農家の意識が確認できれば解決できることについて、質問し議論をしてみたいと思います。

まず、島民の約半年分しか賄えないと言われておりますこの300ヘクタールの水田を維持、拡大していくためには、農作業の受委託ができる組織の育成が不可欠であると考えております。農業機械の有効的活用の観点からも、団地ごとの協業体組織、そしてまた広範囲な営農を視野に入れた農業生産法人の立ち上げ、そして対馬農業振興公社の抜本的見直しと、方法は幾つかあると思います。佐須地区のライスセンターを中心とした集団の再編も必要だと考えます。それが、他地区の利用が可能になり、ひいてはコストの軽減につながるのではないかと考えております。

まず、市としては、これらのことに対しどのように考え、どのような農業のあり方を追い求めていかれようとしているのか、まずこの点について質問いたします。後もって具体的に質問をしていきたいと思います。

2点目は、公有財産の土地の活用とそのあり方について伺いたいと思います。

まず、雞知中学校に隣接する土地が、平成19年に普通財産に移行され、現在、市の指定管理者が一部使用されていますが、今後の計画について伺います。

この件につきましては、23年9月定例会で質問し、この時点では個人住宅が1軒存在していましたが、現在は既に解体済みであります。このときの教育長の答弁では、部活動の迎えには道路等に停車している状況なので、学校の駐車場として利用できたらという答弁がなされております。現在も一部は使用されておりますが、基本的な今後の考え方について伺いたいと思います。

次に、雞知保育所は、現在、一部ではございますが病院企業団所有地を借りております。市として、この際、取得する考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

最後の質問でございますが、この質問も平成23年9月の定例会の再質問になりますが、新病院周辺の道路の整備状況についてであります。

来年5月開院に向けて、本体工事は着々と進んでおります。市道グリーンピア樽ヶ浜線については既に着工済みであり、このことについてはお礼を申し上げますが、パル21前の三差路の南下するときの右折車線の整備と、雞知市街地入り口までの進捗状況についてお伺いをしたいと思います。市長、教育長の明快なる答弁を求め、後もって再質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小川議員の御質問にお答えします。

対馬の農業の状況というのは、もう小川議員も十分に御存じのことですけれども、遊休農地化というものがやはり進んで、歯どめが効かない状況になっております。当然、それぞれの農家が農地に入らなくなったこともありますし、集落内での作業受託等がきちんとできあがってな

ということも、大きな原因であろうと思っております。そういう状況の中、作業受託組織というものが、御存じのように、対馬市農業振興公社、佐須農業機械利用組合、それから豊玉の廻りの機械利用組合、そして豊玉の豊玉町作業受託組合の4組織しかありません。

そういう中、対馬市農業振興公社の受託状況でありますけれども、これも平成24年、25年、それぞれ200件の53ヘクタールから、25年度は60ヘクタールと、件数、面積がふえてはおりますものの、農地の遊休化というのには歯どめはかかってない状況だというふうに私も認識をしておるところであります。

農業従事者の高齢化ということに伴いまして、農作業の受委託というものは、ふえる傾向というものは見えます。これに対応していくため、各組織とも体制の見直しが必要であるというふうに考えておりまして、対馬市農業振興公社が、先ほど申しましたように、60ヘクタール、235件を担っておるわけですが、これがふえていこうと思うのと、市としては、今後この公社に対して、機械設備の導入とかオペレーターの育成等の支援というものが必要というふうに考えております。

また、そのほかの団体につきましては、ある意味、任意団体になっておりますので、法人化に向けた体制整備というものに対して、まずもって支援が必要なんだろうというふうに認識をしております。

しかし、この4つしか現時点において組織が無いわけでありまして、そうなりますと、高齢化や後継者不足に加え、小規模な農家が多い地区については、今後、5年後とか10年後を見通す中で、農業を維持することが難しいことから、その中心となる経営体やリーダーの確保、それから、今年度から動き始めております農地中間管理機構による農地の集積、営農体系等を人・農地プランにきちんと位置づけ、新規就農者や認定農業者等の担い手を核とした集落営農組織の育成を、行政としては支援をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、公有財産の土地の問題であります。

雞知の中学校に隣接する公有財産でありますけれども、平成19年の12月に、学校用地としての活用予定がなく教育財産として必要ないという理由で、普通財産への所管がえが行われ、翌平成20年の11月に、指定管理者制度によるCATV施設の管理代行の開始に合わせ、有償によりその土地の一部の貸付契約を、指定管理者であります株式会社コミュニティメディアとの間で交わしたところでございます。

所管がえした土地の利用につきましては、26年3月までは、一部個人の住宅用地として貸し付けられておりましたが、年度内に立ち退きが完了し、その後、教育委員会から雞知中学校教職員等駐車場として利用できないかとの相談があり、関係課において調整を行った結果、現在、当該残地を同校の教職員等駐車場として利用するに至っております。

今後でございますけれども、株式会社コミュニティメディアは、対馬市CATV事業の指定管理業務の運営に際し、社員の地元採用を積極的に行うことと、施設整備の維持管理業務の拡大に伴い、それに見合う社員の配置が必要となり、現在の中央センターでは手狭なため、貸付申請が必要になったという経緯がございます。

また、御質問の土地については、市が設置した受電設備用地と点検車両がそこに至るまでの通路敷、CATV事業用事務用地、並びに雞知中学校来客者等の駐車場と、公用または公共の用に供され有効活用できているというふうに認識をしております。少なくとも、CATV事業の指定管理期間の終期であります平成30年3月31日までは、現状における利用が適当であるというふうに考えておるところであります。

次に、現在の雞知保育所の土地のことにつきまして、この時期に取得をしたかどうかという御提案であります。大変貴重な御提案だというふうには思います。

この雞知保育所の土地というのは、もう既に御存じのように、旧国立病院宿舎跡地でありまして、現在は、その流れの中で病院企業団の所有となり、平成27年3月31日まで、長崎県中対馬病院との間で土地使用貸借契約を結んで、無償で貸し付けしていただいているところであります。

今後につきましては、子ども・子育て支援法と関連する法律に基づいて、子ども・子育て支援新制度が来年4月に本格スタートする予定であります。この制度は、都市部における待機児童の解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保などのために、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていこうとするものであります。

市、県においては、子ども・子育て支援事業計画を現在作成しているところです。その中で、既存の保育所等施設に関しましても協議を重ねているところですが、国のスケジュールのおくれ等もあり、子ども・子育て会議に図ることも多く、今後の動きがまだ定まっていない状況にあります。

市としましても、雞知保育所の土地の来年度以降の契約についても、従来どおり無償で継続契約いただきたく、本年7月、中対馬病院と協議をさせていただいたところであり、無償での契約継続の見込みが立っておりますので、現時点において、市としましては、雞知保育所の土地取得の考えまでには至っておりません。

次に、新病院周辺の道路の整備状況についてであります。

一昨年の9月定例会において同様の御質問があつており、新病院と空港、そして新病院と樽ヶ浜地区を結ぶ2路線の整備について、県に要望はしているものの、前向きな回答が得られないため、引き続き協議を進める旨の答弁をしておりました。

しかしながら、市といたしましては、新病院の連絡道路が一般県道グリーンピア対馬線のみと

いう現状では、防災上の観点からも非常に危惧しているところでございます。

したがいまして、県へ要望をしておりました2路線のうち、新病院と樽ヶ浜地区を結ぶ路線を市道グリーンピア樽ヶ浜線とし、市の事業により、平成25年度に測量設計並びに用地測量を実施、今年度改良工事に着手している状況です。

なお、樽ヶ浜地区側の県の埋め立てに係る竣工認可が今年の1月に完了し、登記がことしの7月28日に完了をしたため、今議会において市道認定をいただいたところであります。

また、国道382号のパル21前の三叉路の問題でございまして、これにつきましては、特に交差点前の右折車線の整備についてであります。これについては、測量及び設計も完了し、現在、用地取得に向け、地権者と用地交渉に入っているようであります。

また、十八銀行美津島出張所交差点の国道から美津島に入る右折車線の整備については、今年度から事業に着手する予定だというふうに聞いております。

今後におきましても、新病院を中心とする道路整備等の必要性については十分に認識をしておりますので、周辺の状況を注視し、県と連携を図りながら迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） おはようございます。雞知中学校の敷地の件について、私のほうからお答えをさせていただきます。

御質問の土地でございまして、敷地内の一部が指定管理者と賃貸借契約が結ばれております。また、個人所有の家屋1棟が建っておりましたが、本年3月に解体が行われ、現在更地となっております。

平成25年度事業で実施しました雞知中学校の保健室及び給食配膳室の増築工事により、既存の駐車スペースが手狭になり、教職員及び学校来客者の駐車に支障を来しております。このため、財産管理担当課と協議の上、教職員及び学校来客者使用の駐車場として、現在使用をしております。

今後は、中学校と更地の間ブロック塀等を除去し、できれば舗装等を行い、賃貸借契約の土地を除いた更地部分を、雞知中学校の駐車場として利用していきたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、残り28分ですが、後段の分からちょっと再確認をしてみたいと思いますが、まず、新病院の道路周辺の整備状況についてですが、これも23年以前から私も再三お願いをしてきておりました。おかげさまで、勝見団地から空港下の入り口までには、歩道として若干拡張されまして、今ラバーポールで歩道としての区分けがいまなされてお

ります。

これについても、ある程度評価したいと思いますが、一番心配しますのは、パル21前の、あの三叉路、非常に、夕方、朝、渋滞が発生をしておりますし、前回も言いましたように、追突事故等が頻繁にあそこは起こっておる場所でございます。

県との協議をするということで、以前から答弁をいただいておりますが、大体いつごろめどが立つのか、そこあたり県のほうからの回答があつてないのか。

そして、もう一点は、今、パル21前から十八銀行までの国道382号線、スーパーサイキさん側の歩道につきましても、あれは以前、通学路としての危険箇所として指定されております。今そこも、ラバーポールで歩道としての区分けはされておりますが、この整備状況について、めどはいつごろになるのか、用地交渉段階なのか、あるいは予算の獲得はまだ難しいのか、そこあたり、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

もう来年の5月が開院でございます。もちろん開院には間に合わなくても、大方のめどを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） パル21前の三叉路の右折車線の整備につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、地権者との用地交渉に入るといふような連絡を受けている段階でございます。実際の工事そのものの、まだ県のほうから報告は受けてない状況であります。

いかんせん、用地がどのようになっていくのかということもにらんであるんだろうと思いますが、慎重になってあると思いますけれども、用地等が交渉が進みますと、順次工事に入っていくように、こちらからも要望は当然ながらしていくつもりであります。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 今用地交渉中で、なかなか難しいとは薄々聞いておりますが、県のほうの努力に期待をしたいと思います。

この件については何回も質問しますので、ここでやめときたいと思いますが。

次に、保有財産の件、そして保育所のまず件について、私の考え方を述べさせていただきたいと思いますが、これ、さっき市長も言いましたように、ここの場所は、旧国立病院、戦時中からあった、私の幼いころから知っておりますが、それが、今の中対馬病院に国立が移転しまして、それが当時の離島医療圏組合に移管されてという経過をたどっておりますが、あの一帯は、全て今までの国の財産、国立病院の土地でありました。

しかし、一部国立病院が、今の中対馬に移転しましてから、あそこに美津島町の母子センターが建築されたときには、その土地は、今で言う難知教育所の運動場、あのあたりが母子センターの跡地なんです、あそこはもう既に市の土地に名義になっております。

ですから、できるならばやっぱり保育所を新築するとき、その手はずを踏んでいただいとるならば、今もう既に何らかの形で市の財産になつとるのかなという気がいたします。

そして、手前のほうは、当時の美津島町が個人から土地を購入して、ですから、一部真ん中あたりが、病院企業団の土地に今なっているようでございますが。

私になしてこの問題を提案したかといいますと、今、新病院の土地につきましては、市が莫大なる予算を、造成をし、病院のほうに提供をしております。

やはり私は、この際に、この問題を解決しとかなないと、無償貸与で果たしてずっといいのかどうか、将来的に保育所の運営がどうなっていくのか、遠い将来的には民間移譲ということも考えられるでありましょうし、そのときのためにも、やはり今この問題を私は解決しておくべきじゃないのかなということで、これは問題提起ということでさせていただきましたので、無償で借りてるからという問題じゃなくて、やはり今の時期に、私は、すっきり市の土地として何らかの形で取得すべきではないかということで質問しましたので、今後、さらに検討をしていただきたいと思えます。

それから、雞知中学校の、教育長、問題ですが、これも、私もしつこく言いますが、今市長の答弁の中では、普通財産へ移行するとき、学校用地として必要ないという判断のもとに普通財産に移行したと、もちろんこれは、ケーブルメディアさんに貸すときに普通財産にしなければいけないから、そういうふうになったんでしょうが、私は、この問題については、以前から教育長も、雞知中学校の校長在職中にも、何回かお話したことがあると思えますが、あそこはもともとが学校の用地でありました。教育財産として私は記憶をしておりますが、19年、普通財産に変わっております。

ですから、もともとは、これは学校の敷地でありますので、やはり今、先生方の駐車場は、生徒たちが利用するロータリー、あるいは広場に駐車されておりますが、やはりロータリーはロータリーとしての役目を私は果たすべきじゃないのかな、子供たちが、休憩時間、昼休みに語り合う場所、運動場か教室しかないというのは、少し雞知中学校ぐらいの規模の学校としては非常に寂しいのではないのかなと。

今現在の駐車場、もともとはロータリーですが、あそこをやはり子供たちに開放して、そして、今問題になっておりますその土地を、学校用地として、私は、教育長が言いましたように、ブロックを外して、フェンスを外して、そしてケーブルメディアさんにはケーブルメディアさんでいいじゃないですか、もう建てたものはしょうがないですから、そこはフェンスではっきりとして学校用地として区分けをする、そして、アスファルトでも敷いて、駐車場としての体をなす、こういう、私は、予算措置を早くとっていただきたいということで、今回もお願いしました。

できましたら、市長、来年度に向けて、やはりこの問題については、私はケーブルメディアに

貸したのが云々じゃなくて、やはりはっきりした区分けを、民間で使う土地と学校用地としての土地ははっきり区分して、子供たちに危険が及ばないようなフェンスなり張って、そして雨のときでも、駐車場に保護者がとめられる、教職員がとめられる、そういう駐車場としての形をなしてもらいたいということをお願いをしておきたいと思います。

もうこの問題については、あとは触れたくございませんので、市長、そのあたりの考え方について、市長のほうからいただけませんか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁で申し上げましたように、19年の12月に普通財産のほうへ所管がえがっている、その部分等々を、再度精査、検証していかないといけないんだろうなというふうに思います。

今小川議員がおっしゃられるように、19年12月以降の状況というのも、あそこに個人住宅等が建ったこともあります、それが、今回立ち退きがされているという状況の中で、どのようにやっていけばよいのかということも、教育現場の意見も聞きながら、また先ほど申しました経緯等も検証しながら組み立てていけたらというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） わかりました。

子供たちは対馬の宝である。きのう行政報告で市長もおっしゃいました、力強くおっしゃって。どうか努力をしていただきたいと思います。

この問題については終わらせていただきますが、本題の農業振興について、残り時間を再質問させていただきたいと思います。

非常に、今、国の政策も、安倍政権は10年後の強い農業を目指す。しかし、その反面、今まで減反政策を見直し、非常に難しい時代に入ってきたことは私も重々に理解をしますが、やはり私がこの300ヘクタールいいですが、島民の主食であります米を半年分しか賄えない、この貴重な水田であります。これが年々、やはり遊休地化していくということが非常に寂しゅうございます。

御存じのとおり、水田というのは非常に多面的な機能を持っております。水を浄化したり、地下水を涵養したり、そしていろんな生物体系を維持したり、そして、大雨のときに一時的に貯水しダムの役割を果たす、いろんな多面的な機能が言われております。

ですから、今300ヘクタールという数字ですが、私がつ疑問に思ったのは、この300ヘクタール、私も、市役所、農協さん、農業共済組合さんに、いろいろ面積の積算を聞いてみましたが、非常に何か曖昧、私は、この300という数字が正解なのかどうか分かりませんが、共済組合さんにお尋ねしますと、共済引き受けが約270ヘクタールだから、おおよそ290ヘク

ターぐらいではないでしょうかねという答え、農協さんのほうに聞きましても、市と協議するんですが、県と協議するんですが、約そのくらいじゃないでしょうかねという数字。

じゃこの300という数字がどこから出てきたのか、私は、このわずか300ヘクタールの数字は、今から申し上げますが、今後やはり地域で考えていかなければいけない。今、市も地域づくり計画云々と入り込んでおりますが、やはり農村地帯、漁村地帯、いろいろあると思います。

やはり純農村地帯については、私は的確なる面積は把握できると思います。これだけの300ヘクタールの面積が、私は各集落から出てきた面積であるならば、これを私は精査しなければいけないと思いますが、果たして実際、この面積が、300が正なのか、290が正なのか、じゃもう少しあるんじゃないのか、私はお願いしときたいんですが、これは市だけの責任じゃないと思いますが、農協団体、農業共済組合、農業団体がやっばしひとつ手を取り合って、実際の面積の確認、そして今後水田を耕作をしていきたい、そして自分の代でやめる、それくらいの意向調査を、限られた農家人口ですから、私はできると思います。

ですから、まずこれにひとつ取り組んでいただきたい。これがないと、次のステップに私は踏み込めないと思います。

例えば、私が今美津島出身ですが、美津島管内をずっと眺めてみましたり、そしていろんな聞き取りしますと、もう俺の代で多分もうつくらんだらうと、今田植え機がちょっともう古くなったから、田植え機が壊れたら多分もう買い切らんだらうと、田植え機にしたって、2条植えて乗用でしたら百五、六十万ぐらいしますよね。トラクターだって二百五、六十万します。コンバインだって、一番小さいので二百五、六十万、乾燥機にしますと160万、約900万から1,000万かかるです、全部そろえると。

一つの機械が壊れるタイミングを狙って離農しようという方が、非常に今多いんです、正直なところ。ですから、例えば代かき、そして収穫、乾燥までしてくれたら、日ごろの管理、防除とか、肥培管理は自分でできるんだけどなという方が、私は今後ますます多くなってくると思います。

ですから、私は、大きな農業生産法人ももちろん必要です。振興公社を、もう少し機械を入れたって、それはいいでしょう、しかし、今の振興公社の組織体系では非常に無理がございます。

なぜかといいますと、田植え時期は大体みんな一緒です。そばの植えつけ時期だって一緒です。収穫時期だって一緒です。振興公社に五、六十台の農業機械を置いてたって、私は賄い切れないと思います。

いるじゃないですか、役所をリタイヤして自分の田んぼを少し耕してみようかな、しかし機械がないから、機械まで買ってはしないよという方もいらっしゃるかもわかりませんし、そして、サラリーマンの方も、今までサラリーマン勤めだったけど、自分の先祖から引き継いだ田畑を荒

らしたくないから米をつくりたいけど、機械まで買ってはどうかと、やっぱり二の足を踏むと思います。

ですから、私はそういう意味で、小さな集落ごとの営農体系を確立していくべきではないのかなと考えています。もちろん対馬では、大きな農業生産法人は厳しいと思います。

そういうことで、この件についても、本当は担当部長にお願いをしたいんです。まずその手順から入ってみてください、そうすることが、市長がいつも言うておられますが、やっぱり地域づくりは地域の皆さんで考えてくださいと言われますが、やはり私は農業もそうだと思います。

ですから、農業主体の集落は、集落ごとに、道路をこうつけてください、あそこの崖は崩れますから、それも一つあるでしょうけど、やはりその集落をどう維持していくかというのが、私は今後の大きな集落のあり方だろうと思います。

ですから、農業振興公社はいいです、それを拡大してもらっても。しかし、ここ一つではだめです。ですから、小さな協業体、補助対象になるような協業体、そして集団組織、こういうものに取り組む考えをお持ちかどうか、その点について、私の今の提案を聞いて御感想をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど300ヘクタールの面積のことがありました。そのあたりから、きちんとみんなで検証していく必要があるんじゃないかということでございますが、私、以前、減反の担当をしたことがありまして、常識的なことがわからないとき、水張り面積というのからはかってしたことがございます。

その水張りの面積等と農業共済の台帳の面積というのが、それほど差はなかったというふうに記憶をしております。そういう中で認定作業をずっと進めていった記憶がございますので、300ヘクタールという数字がどうなのかという部分は、疑問は払拭できない部分はわかりますが、そう遠い数字ではないんじゃないかなというふうに思って聞いておりました。

最後のくだりでおっしゃられたように、いかなる組織をつくっても、その組織が対馬全体を網羅できようはずもありません。まさに地域単位とか、地区単位での集落営農ということ、きちんと根づかしていくことが大切だというふうに思っています。

そういう中、今の政権において、地方の元気創造プランというふうな形で、プランの今集めを、私どももしておるところであります。あわせて、対馬市においては、総合計画の地域づくり計画というものを当然つくり出さなくてはいけないわけございまして、そこには、農業集落の場合は、当然ながら、吏員が今進めております人・農地プランのことを入れながら集落営農をどうしていくかということを組み立てる。

今がまさにいろんな制度が重なり合った絶好の時期だろうというふうに思っております。そう

いう意味において、市民の皆様も、そして私ども行政の職員も、そのあたりの部分をきちんと、地域の方々との話し合いをしていくように、こちらも指示を出していきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 期待しておきたいと思います。

非常に難しい問題だろうと思いますが、私は、やはり風光明媚なこの対馬、特に佐須地区、あれがカドミウムで汚染されまして、私が記憶しておりますのは、57ヘクタールぐらい、復旧田として稲作を中心として耕作をされております。あそこ佐須に入ったときに、特に6月、7月は、青々としたじゅうたんが敷かれてるような感じ、そして秋に行けば黄金色の稲穂がたれたすばらしい景色ですが、最近行きますと、聞きますと、何かもう今、全部で27ヘクタール、約30ヘクタールぐらい耕作面積が減っている。私は、これは危機的な問題であると思います。

ですから、このライスセンターも、あれは57年でしたかね、整備されたのが。ちょうど私が農協に在職しちよったから記憶はあるんですが、一生懸命苦勞してつくり上げたものですが、あそこの機械についても、やはりこれが機能を果たせなくなると、あそこの団地というのは、もちろん乾燥機とか何か持ちませんから、団地というのは崩落していくんじゃないかなと思います。

ですから、これは難しい問題でしょうが、ライスセンターの整備についても、今担当に聞きますと、検討中だということですが、今後、佐須地区の機械利用組合をやはり農地が借りられる法人化にもって行って、例えば美津島町の西部地区も抱き込んだ中での規模拡大をしていく、そういうことも一つ考えられると思います。

ですから、機械利用組合はすばらしいオペレーターを今まで持っておりますので、今からオペレーターを育成するというのは、特に農業のものについては非常に難しい、特に田植えとか、そういうのは難しい問題がありますので、今の佐須の農業機械利用組合を、もう少し発展的に改装して行って、あそこを農業生産法人みたいな形にして、そして農地を借り上げる、そして美津島町の西地区までも抱き込む、そういう構想も一つは考えられないのかなという、私はそういう考えを持ちましたので、あえてこのライスセンターの問題につきましても、あそこが機能を果たさなくなるとは大変にあります。

ですから、非常に難しい問題ですが、この件についても、課題解決に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ですから、今まで私もいろいろ質問してまいりました。今回は、検討する前向きな答弁ですが、必ずやそれを実現してください。

まず、農業については、農地面積の的確なる面積を把握すること、できたら集落ごとに、団地ごとに把握していけば、おのずとその地域の営農はどうあるべきかというのが見えてくるんじゃない

ないかなと思います。

私は、これが、市長がいつも言っております地域マネージャーの役割、いろんな道路をつくったり、側溝を入れたりするのが地域マネージャーではございません。

ですから、この地域の地域マネージャーにも、そういうハツパをかけていただいて、そして、その専門の担当も、その都度、農業問題の協議のときにはそこに入り込んでいく、そういう地域マネージャー制度にぜひしていただきたい。そうすれば、必ずや私は先が見えてくると思いますので、この点については、私から強く要望し、大いに期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで小川廣康君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時50分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 改めまして、おはようございます。会派つしまの小島徳重でございます。通告に従い、3項目、4点お尋ねいたします。

まず、教育施策充実の1点目、小中一貫校の設置についてお尋ねします。

小中一貫教育は、ここ10年来、教育政策の重要課題となっています。

少子化や地域コミュニティの弱体化、核家族化により児童生徒の人間関係が希薄化する中、小中連携、小中一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員、児童生徒とかかわる機会をふやすことで多方面にわたる成果が認められています。

具体例として、中学生の不登校出現率の減少、全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇など小中一貫の取り組みをしているほぼ全ての市町村でその成果が実証されています。

本年7月、教育再生会議は、小中一貫を制度化することを提言し、これを受けて、文部科学省は、仮称、「義務教育学校」を創設する方針を固めました。

小中一貫教育は対馬市の学校規模、地域の実情に合致した効果的な学校制度であると考えます。既に全国で数千校以上の学校で、何らかの形で小中連携、小中一貫の経営がなされています。対馬市においても、早急に小中一貫校の設置を検討し、9年間を見通した系統的な教育活動を営み、不登校の解消や学力の向上等、諸課題の解決に向けての取り組みを展開すべきであると考えます。教育委員会の見解を求めます。

ICT教育の推進については、昨年12月第3回定例会で質問したところ、「ICT活用の効果が確実にあることを承知しているが、財源を伴うものであるから、今後、協議を重ねながらモデル校である東部中学校の研究状況をもとに、平成27年度末までに整備計画を作成する」旨の答弁が教育長からなされました。

平成25年6月に閣議決定された「文部科学省、教育のIT化に向けた環境整備4カ年計画」によると、平成26年度から29年度までの間に整備すべき水準が示されています。

電子黒板、実物投影機は1学級当たり1台、タブレットは各校40台という水準を達成するため、全国の自治体に、単年度で1,678億円、4年間総額で6,712億円の交付税措置が決定しています。対馬市にも本年度から相応の交付税措置がなされているはずですが。

対馬市は、27年度末までに導入計画を作成するとの方針ですが、このままでは導入がおくれ、29年度までに整備できないのではないのでしょうか。

ICTの成果は、対馬では既に今里小学校の研究で実証されています。特に複式指導において成果が認められ、機器導入について、学校現場からの強い要望があります。

対馬市の児童生徒の学力調査の結果は、学校現場、教育委員会の懸命の努力にもかかわらず、ここ数年来、全国、県の平均をかなり下回っています。現状打開のためには、まず、小学校からICTを導入し、わかりやすく深みのある授業を展開する必要があります。教育委員会の見解を求めます。

2項目め、ふるさと納税制度についてお尋ねします。

ふるさと納税制度は、貴重な財源を確保するありがたい制度で、対馬市でも平成20年度から「対馬市ふるさと応援寄付制度」を設け、温かい御芳志をいただき、7つの事業に活用されています。

平成25年度は、対馬ヤマネコの生息密度が高い上県地区の森林の競売報道を受け、豊かな自然環境の保全に関する事業への寄付が800万円を超え、全事業でも1,300万円を超える多額の寄付が全国から寄せられています。しかし、他の年度では件数で10件から30件程度、金額で100万円から200万円程度で推移しています。

最近の全国、県内の各自治体のふるさと納税の呼び込む状況を見ると、さまざまな特典をつけて寄付をアピールする手法を取り入れた自治体が増加し、寄附額も飛躍的に伸びています。

県内の成功例としては、平戸市が昨年1億円を超える寄附を受け、本年度は4カ月間で既に1億7,000万円を超える寄附を受けたとの報道がっております。

全国的には、北海道の士幌町が、昨年、町税収入とほぼ同額の2億4,000万円の寄附を受け、今年度は6億円を目指すというように、いわゆる全国的にふるさと納税合戦の様相を呈しています。

特典つき納税制度は、財源の確保のみならず、お礼に特産物を送付し、地場産業を活性化する

とともに、ふるさと納税で対馬ファンがふえ、交流人口の拡大にもつながり、一石二鳥ならず一石三鳥、四鳥の働きが期待できます。

対馬市でも特産品のお返しや寄附額に応じたポイント制などの特典をつけて、ふるさと納税をもっとPRし、対馬活性化の起爆剤にすべきではないでしょうか、市長の見解を求めます。

3項目め、対馬市の人口減少対策についてお尋ねします。

全国知事会は、人口減少、少子化が地方をむしばんだとして7月に「少子化非常事態宣言」を採択しました。

内閣も、人口減少を克服して、地方を再生するため、政権の命運をかけるとして、3日に発足した第2次改造内閣に、新たに地方創生大臣を置き、「まち・ひと・しごと創生本部」が動き出しました。

対馬市は、人口減少に歯どめがかからない中で、平成31年の総人口の目標を、あえて現在を上回る3万6,000人と定めていますが、目標を達成するためには市の組織を挙げての取り組みが必要だと考えます。そのために、人口減少対策を担当する部署はどこかということを確認をしてお尋ねしたい。

また、人口減少に歯どめをかけるためには、市の組織を横断し、総合的に取り組む組織が必要ではないかと考えます。市長の見解を伺います。

以上、3項目について、簡潔で明瞭な御答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 私のほうから、まず、教育施策の充実についてということでお答えをさせていただきます。

まず1番目ですが、小中一貫校を設置する考えはないかという御質問でございます。

昭和22年3月に制定された学校教育法により、現在の小学校6年、中学校3年の学校制度になっております。もうすぐ戦後70年を迎えようとしている中で、現行の学校制度が現在の子供たちに合っていないのではないかという議論があります。その大きな理由が、いわゆる中一ギャップです。中一ギャップとは、中学校に進学したとたん、学習環境や学校生活の変化に適応できず、不登校がふえることです。この中一ギャップの解消の観点から、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性が生じてきたことがあります。また、現行の6・3制にこだわらず、4・3・2制や5・4制など、現在の子供たちの発達段階を考慮して、弾力的な編成を行うことで、よりよい学校制度を目指すことも目的の一つとして考えられています。

こういう状況を受けて、文部科学省は、学制改革の一環で、平成28年度にも小中一貫校を制度化する方向で検討に入っており、現在でも特例校として各地で設置されております。

対馬市の中学校での不登校生徒は、平成25年度では月平均約14名で、中学生全体の約1.5%です。ちなみに全国平均は2.5%であります。不登校児童生徒の削減は、対馬市教育委

員会の目標でもあり、その削減に各校が取り組み、年々減少していております。

不登校の原因は多様で、複数の要因によるものが多い状況です。しかしながら、いわゆる中一ギャップである中学校進学を原因とする不登校はほとんどないというふうに把握をしております。この中一ギャップへの対応として、対馬市の小中学校間では、交流学习や交流行事などで、児童生徒の交流に取り組み、中学校進学に対する不安感の解消を図っています。また、小中連携申し送りシートにより、配慮を要する児童に関して、小学校と中学校の職員で情報を共有して、中学校での指導に生かしております。

以上の状況から、教育委員会として、小中一貫校設置の必要性を強く感じるところは現在はなく、設置の考えは、今のところありません。

しかしながら、対馬市内では、北地区の中学校と上対馬高校が連携型中高一貫教育に本年度から本格的に取り組んでいます。少子化等により、上高への入学者数が減っており、地元中学校との連携により、お互いに魅力ある学校づくりが進められております。

長崎県下の小中一貫校も、過疎化、少子化が進む地域で進められている例を見ますと、小中一貫校について、対馬市も将来的に考えていかなければならないだろうと思います。

今後も、先進校の取り組みと成果を注目しながら、検討をしていきたいと思っております。

続きまして、ICT教育に関してでございます。

電子黒板、電子教科書、タブレット端末、実物投影機等のICT機器を活用した授業と学力向上の関係については、ICT活用の効果が学力向上に有効であるという研究報告があります。市内の小中学校のICT機器の整備状況は、電子黒板のみを保有している学校数が小学校4校4台、併設校1校1台、電子教科書、タブレット端末、電子黒板を整備している学校は、今里小学校と東部中学校の2校です。

東部中学校は、昨年度から平成27年度までの3年間、長崎県教育ICT化推進モデル校事業の指定を受け、昨年の10月からタブレットパソコンを20台、電子黒板6台、電子教科書4教科、国語、数学、理科、英語ですが、これを3学年分導入し、ICTを効果的に活用した、わかりやすい授業の実現に向けての実践研究をしております。来年1月30日に研究中間発表会を開催いたします。また、来年3月には、これまでの研究成果について報告書が提出されます。

東部中学校以外に長崎県内他市町の小学校6校、中学校5校がモデル校の指定事業を受けておりますので、これらのモデル校からの報告書、3点ありますが、児童生徒の意識調査、2つ目が保護者や近隣校の教職員の意識調査、3つ目が児童生徒の学力調査、この報告書を参考にし、ICT機器の整備計画を平成27年度末までに作成する方向で進めております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のふるさと納税の件でございますが、この問題については、当然ながら、国のほうが新たにこのような制度を設けて、今、地方がこの制度にのっかって動き始めたものでございますが、この8月の末に、実は、総務大臣のほうが、このことについて言及をされておられます。今の状況というのは、これは過熱ごみだと、ふるさと納税については、というふうな、この特典等のやりとりの問題について、まず最初に話をされているところです。やはり、この問題は、適度、適切な範囲にとどまることが重要であると、そういったことも含め、今後、総務省の中で、しっかり制度について検討をしていきたいというふうなコメントをこの8月の末に出されたばかりであります。

私ども、今、過熱しているこのふるさと納税の制度というものを、これは制度が始まった段階から内部でずっと話をしてきた問題でもあります。ふるさとが対馬の方、また、ここがふるさとではないにもかかわらず、対馬のファンで、対馬に自分の住民税、居住地の住民税の一部を振りかえていきたいというふうな気持ちを持って送ってくださる方々、この個々に特産品等を送っていくことによって、私どもが考えておるのは、税というものの一つの大きな考え方が崩れていく、これは危険性をはらんでいるのではないかというふうに自分らでは話しました。

と申しますのは、私どもと、仮に東京とします、東京とこの対馬の関係の居住者だったとしますと、東京の地方税が何がしか減額される。そして、向こうに払わずにこちらに払うことによって何がしかの特産品が私どもから送っていくということになったときに、本来納入してもらおう立場である東京というところにとっては、税が減るばかりでなくて、そこでの、仮にこちらから水産物を送ったとします。そうしますと、水産物の消費が落ち込んでいくというふうなことの二重のダメージになっていく、これは制度だというふうに私どもは話し合いをずっと進めてきた経過があります。そういう中で、私は先ほど申しました、8月の末に総務大臣が発せられたコメントというのはそういう意味を持つてる。昨年も総務省のほうからこの問題についての危惧する発表もあっておったと思います。そういう中、どんどん今、加熱をしているんだというふうに私どもは考えております。

私どもにずっと、毎年のように寄附をしていただいている方に対してお礼状を私は直筆で出しておるところであります。そして、ポストカード、はがきですね、はがきを入れて、また対馬を思い出してほしいとか、そういう意味で、使ってほしいという意味で送ったケースはありますけれども、その際に返ってきた逆に言葉があります。それにつきましては、このような返礼は私どもは要らないと。対馬に対してわずかでも経費を使ってほしくないんだということをおっしゃられる。やはり毎年、そして毎月わずかでもしていただける方たちがずっといらっしゃいます。そういう人たちの思いというものもしっかりと私どもは考えて、この制度というのを構築をしていかないといけないんだろうというふうな思いを持っておるところであります。

3点目の人口減少の担当部署はどこなのかと、そして横断的に、総合的に取り組む部署を設置する考えはないかというふうな御質問でございました。

当然ながら人口減少対策問題につきましては、総合政策部の政策企画課が、現在もこの部署として全庁の各部局と連携しながら組み立てをしているところでもありますし、今までより増して、今回、日本創成会議等のあのような発表があったことを受けて、国のほうも過疎化の問題、人口減少の問題に積極的に取り組んでいこうというお考えが示されたところですので、私どもも当然ながらこの問題は以前から議会のほうからも御指摘を受けてるところであります。どのようにしていけばよいのかということも含め、地方の元気創造プランのつくり込み等が地域から上がってくるように、こちらからも地域に入っていく予定であります。それらの組み立ての中で人口減少に幾らかでも歯どめがかかるようなことになればというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の中高一貫校についてのお話を少しさせていただきたいと思いますが、教育長のほうから答弁がありましたように、一貫校の設置について強く感じている段階ではないけれども、将来的に検討も必要だろうと、そういうふうを受け取ったんですけども、私、ここに今、新聞の記事を持ってきてるんですけど、これは見出しだけで、とてもちっちゃいところは見えないんですけども、私がこのことを取り上げたのは、今、教育長が答弁された中1ギャップによる不登校の増加、そのことが一番大きなことなんですけども、そのことだけじゃなくて、常に小中一貫校で、あるいは小中連携で実施された学校の成果というのをちょっと具体的にもう少し上げてみますと、不登校出現率の減少というのが第一です。対馬の場合は、このことについては小よりも中で倍以上の不登校あるいは不登校に近い状態の生徒がいるという事実は間違いありません。そして、それがなかなかもう、ある一定のところまでは落ちたけども、まだ落ちないというのが、この前、教育委員会から報告、私も受けました。だから、それを、まず一つあります。

それから、学力調査の正答率の問題、このことも既に実施した学校でのデータがあります。それから、児童生徒の規範意識の向上、それから、異年齢集団での活動による自尊感情の高まり、これは中学生が主にです、小学生と一緒に生活することによって中学生としてちっちゃい子供の面倒を見ることによって自分の立場をよく考えるようになる。これで、いじめとか、あるいは命にかかわるようなそういうようなことまで防げると。

それから、教職員のほうも、幅広い年代の子供を見ることによって子供を見る目が確かになる。それから、教員の指導法が工夫が必要になるというふうなデータが出ております。これは文科省の中央教育審議会の中の部会の中で出されているデータです。

だから、そういうことを踏まえたときに、確かに中1ギャップのことだけが一番念頭にあるのが、そういう感じがするかわかりませんが、小中一貫の狙いというのは、今、言ったようにもろもろの要素があると思うんです。そして、対馬の学校規模からすると、小中一貫で育てたほうが、いわゆる経営の方針も一貫性があるし、成果があると、そういうふうと思うんです。そして今、統合推進計画で統合がどんどん進んでいってますけども、もし小中一貫でつなげば、もっと地域に学校が残る可能性も出てくると。校舎は一緒じゃなくても隣接してる校舎、あるいは佐須奈小学校、中学校みたいにもう一緒に併設校でやってる学校、こういう学校とか、全部の学校じゃなくても対馬の学校の実態によって、もっと検討すべきじゃないかなと思っているんです。来年の国会でそれが検討されるということですから、そういうことも踏まえながら、教育長、もう一度、ギャップだけじゃなくて、そういう総合的な考え方のもとでお考えをお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今、小島議員がお話をされましたように、小中一貫教育については、いろいろのメリットといろいろの難しい問題があります。その中で、今、言われた5点ほど、期待できることを言われました。私も同感であります。

今、県内でも小中一貫校の取り組みが実際にあっております。特に特徴的なのが野母崎小中学校です。これ、小学校4校と中学校の統合ということで、新校舎をつくって、その中で小中一貫教育に取り組んでおられます。今年度が初年度であります。

ほかのところも小中一貫教育ということで取り組みされておりますが、校舎が離れていたり、なかなか環境的に難しいところもあって、いろいろ努力はされてるんですが、対馬市においても、最近、小中の連携がふえてきまして、例を上げますと合同運動会を小中一緒にするところが佐須奈小中はもちろんですけども、佐須奈を入れまして6校ある、6小中学校です、合同運動会が予定されております。

それから、学習発表会についても小学校が中学校に見学に行ったりとか、中学生が小学校の発表会で飛び入りっていいですか、ゲスト出演をするとか、それから中学校のほうのオープンスクールに小学生が行って、そこで体験をする。いろいろほかにも上げればあるんですが、そのような動きが出てきております。その結果、不登校児童生徒も減少してきているという実態であります。

将来的にといいましたのは、対馬もごく小規模校の小学校、中学校がありまして、遠い将来については校舎も建てかえというようなことにもなると思います。だから、そういうことを考えますと、小中一貫教育というのは避けて通れない問題であるというふうに思いますので、先進的な取り組みをされているところとか、そういうところも注視しながら検討していきたいと、考えをしっかりとっておきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ぜひ、国も制度として来年から検討し、恐らく17年度からそういう学校が、今の制度とは違った形で法的にも認められるわけですから、ぜひ御検討いただいて、そして1校でも地域に学校が、小中連携つながって残るように考えていただきたいと、そう思います。

それから次、今、言われた長崎市で野母の青潮学園が動き出しました。私も自分で、自費で行ってきました。実際に5月に見てきました。すると、今、私が申し上げた中教審で成果として認められてる、そういうことがはっきりとあらわれています。だから、ぜひ関係者の方もそういうところを見ていただきたいと。長崎市は、いわゆる周辺部の小規模校の学校は、今後、全部そういうふうの小中一貫でつなぐということを言っています。だから、ぜひ対馬市も県内でもそういう取り組みを見ながら進めていただきたいと思います。

次、2点目行きます。2点目は、先ほどの問題とも関連するんですけども、いわゆる子供たちの学力向上という意味で、いわゆるICTをということを行ったんですが、教育長の答弁、今聞きますと、昨年12月の答弁から先に進んでないように思います。

それで、私、わざわざ、ここにありますように、そのことを取り上げたのは、既にもう今里小学校で実証されましたよっていうことを昨年言いました。そして、県内でも、もう複式については既に雲仙の学校でもこうして取り上げられています。それから、全国的には、これあるように、子供たちの、タイトルだけしか見えないと思いますが、タブレットを使った授業で発表するのが楽しい、それからICT教育に熱い視線というふうに報道もされました。ゆうべはNHKのクローズアップ現代でもありましたので、ごらんになったと思います。これは陰の部分を行いましたけども、しかし、それは、陰の部分は取り入れてから使う工夫といいですか、その部分で解消できるわけで、対馬の、特に複式の小学校からまず入れてくださいよ。そうしますと、複式の学校、子供たちは半分、直接先生と向かい合って授業をしないときでも、タブレットがあり、そして電子黒板があれば、あるいは実物投影機とセットになれば、子供たちが自分たちで学習が進められるんです。すごくこれは大事なことだと思います。

だから、対馬の子供たちの学力のことを先ほども申しましたけども、やはりそれをカバーするには有効な手段だということは国がわかったわけですから、国がそれを勧めているわけですから、だから、全国に六千数百億の金を4年間でつぎ込むわけですから、それをぜひ教育委員会は財政のほうに遠慮されなくて、大いに財政のほうと検討されて、それを対馬も、今から27年待って28年からやりよったら、残り2年しかないですよ。2年間で対馬全部の学校に入れる余裕はないはずです。だから、早速来年からでも、まず複式の小規模校から、そして小学校段階に広げると。そして、中学校は教育長おっしゃるように、東中の研究発表終わってからその成果を見

てもいいじゃないですか。そのことについて、もう一度教育長に御答弁をお願いをしたいと思っています。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博。

○教育長（梅野 正博君） 今里小学校の成果については、おっしゃるとおり、複式学級において担任がついていないところ、学年について、タブレットなどがあれば意欲的に取り組めるのではないかということが私も聞いております。

取り組みが12月の回答のときから進んでないのではないかというお話もありましたが、担当部署もそのことについては急いで内部の検討をしていかなければならないということで、今年度ももう既に関係する部署同士の検討には、組織づくりも入っております。できたら学校現場の声も十分聞きながら、おくれることがないように整備には努めていきたいと思っております。

それから、先ほど全国学力調査のことをちょっと言われたので、現場、頑張っておりますので、一言だけちょっと言わせてください。

昨年度に比べて、今年度の結果は全国と全く同じレベルのところもありましたし、差が随分縮まってきております。これもそれぞれの学校の頑張りの成果だろうというふうに思います。今後また頑張っていくと思っております。

言われましたように、ICT機器の、どう使えば子供の発想力といいますか、思考力、想像力が伸びていくか、そういうことも考えながら慎重に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 教育長から前向きな御答弁いただきましたし、いわゆる協議が進んでるということをお聞きしました。

それで、市長のほうにお尋ねしたいと思うんですけども、ぜひ、今、教育委員会もそういうふうに熱心に計画を立ててあるということですから、ぜひ交付税で措置もされておりますので、財政のほうに教育委員会との協議を進めて、必ず次年度から、こうして有効な手段だということは教育長、答弁されたわけですから、それを実現できるかどうか、そのあたりちょっと市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 教育委員会のほうできちんと検証がされた上で、こちらのほうにそのような要求が上がってきたときに考えたいというふうに思います。

私自身、たまたま、昨日の7時半からの番組を見てたんですけども、あの中で、3Dの回転させたり、図形を崩していったりってことの映像がちょうど流れてる場面を見て、ああ、自分たちが子供のときってというのは、当然切ったり張ったりしてつくって、それを崩しながらとかいうのは当然ありましたが、あのような形で、いろんな角度から物事を見ていくように回転させてい

ったりとか、それを映像でやれる時代、ああ、そのようないろんな発想ができるような道具なんだなというふうに、あの映像を見てて思った次第です。

また、先ほど言いましたように、教育委員会の一つの方向性が出たときに考えたいと思いますが、1点だけ、ちょっと小島議員さんに交付税の考え方について、算入してるというふうに国のほうの考えが出ておりますけども、交付税というものはあくまで一般財源で、算定基礎にそれを使ったというだけでありますので、その後、補助金ではございませんので人の制限はありませんので、その点は御理解をいただければというふうに思っております。国としては、そのあたりの部分に地方自治体も力を合わせていって、一つの国全体でそういう方向になってほしいという政策の呼び水としての手法だというふうに理解いただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長のほうも、この機器の有効性は既に、自分でもゆうべ、テレビでも見られておわかりいただいたということで大変ありがたいと思っております。

交付税のことにつきましても、今、御講義いただきましたけれども、ありがとうございます。私もそのことはわかっています。わかっているからこそ、そういう算定の基準があるんだからその算定の基準に、全部とは言わなくても、その算定された基準があるんですから、それに沿った額のことには教育委員会から要望があったら実現してくださいということを言ってるわけです。

来年から教育委員会制度変わります。市長は総合教育会議の主催者になります。教育についても大綱を示さなければいけません。これからはもう市長の権限、教育についても大きくなるわけですから、もう既に準備されていると思っておりますけども、ぜひそういうふうに、子供たちが宝だと、そして、子供たちのためにはあえて聖域を設けてまでも自分は予算もつけるということを就任時にもおっしゃいました。私はそのとき現場にいて、すごく感動しましたよ。そのことをぜひ心の中、とめながら、これから教育施策も進めていただきたいと思います。お願いをしておきます。

それから、次、3点目行きます。ふるさと納税については、市長のお考えもお聞きしました。対馬市が20年から発足以来、特典はつけないというやり方で進んでこられたということです。そのことについても、それはそれなりのポリシーといいますか、考え方あってのことだろうと思いますから、それは一応置きます。

しかし、現実には、今、私が言ったように特典つきでふるさと納税が主になってるわけです。この現実を踏まえたときに、確かに8月末に総務省がそういう発言、特典の行き過ぎということを考えなきゃいけないというようなことが出てきたということは聞いています。しかし、こういう言葉が、発言があっただけで、いいですか、ふるさと納税と特産品をあわせるのはすばらしいやり方だという発言があっただけです。このことについてはどうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 済みません。どなたの発言でしょうか。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） これは、6月14日に安倍総理大臣が県単、県別の納税獲得額で1位になった鳥取県を視察した際に、地ビールの会社を訪問したときに報道された言葉です。それから、7月5日には、官房長官が兵庫県の小野市を尋ねて、ふるさと納税をもっともっと活用すべきだ。そして、次年度から控除の額を倍にしたり、手続を簡素化するという国も動き出しています。このことは市長も御存じだと思いますが、どうですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のお二方の話で、官房長官の話については承知しております。最初の総理大臣の発言というのは、私は全くわかりませんでした。官房長官がおっしゃられた部分というのは、手続論の話であったり、そして最初の控除額の問題であったり、そこを拡充をしていくことによって、ふるさと納税がもっとしやすいようにしていきたいという発言だったと私は記憶しております。必ずしもそのことによって産品等で報奨制度をついていきますか、をしていくということを言ったとは、私自身は捉えてないんですけども、制度としての地方自治体での財務上のやり方とかいうのが超えられない部分とか、いろいろなものがあるわけです。そのあたりをどのように国としてクリアにしていくかと。それで、ふるさと納税をもっと簡単にやれるようにしていけば、皆さんが面倒くさくなくできるんじゃないかとかいうことは、すごい今までネックになってる問題でありますので、そのあたりのことを私はおっしゃってあるんだなというふうにしての当時は思っておりました。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長が言われた、東京と対馬を引き合いに出されて、納税されてる方が住んであるところの自治体は困るんじゃないかと。そのあたりのことは国も何らかの方策を立てるようなことを聞いていますよね。それは確かに必要だと思います。しかし、現実問題として、こんなに特典付きの競争合戦になったとき、対馬市だけつつましくかかしていても税の入ってくる額は、去年のヤマネコ、森林の問題、そういうことがあって1,300万です。それだけ対馬に関心持ってください方、おるわけです。それから、対馬出身者じゃなくても、全国にはそういう特典を見て対馬のことを知って、対馬の産物や、あるいは対馬に来てみたいと思う人がおったら、そういう人をもっと抱き込むことは必要じゃないですか。

だから、今度はきのうの新聞、高市総務大臣がインタビューに答えて言っています。ふるさと納税制度の改善策はと、たしかに改善策を考えてみたい。使い勝手をよくしたい、納税が減る都市からは不満もあるが、税金を役立ててほしいという納税者の気持ちは大切なので事業を促進すると。国もそう勧めているわけ。

だから、長崎県も今年度から特典つきを取り入れたじゃないですか。県もそうやってるわけです。もう長崎県で特典つきをやってないのは、対馬と、あと時津町だけになったんじゃないですか。松浦も今度の議会に特典制度を取り入れるように提案しました。諫早も検討しているということです。市長のお考えも、個人的には市長の考えとしては理解できても、対馬市全体を考えたとき、対馬に税をどう取り込むか、それから対馬を特産物でどうアピールするか、対馬ファンをどうふやすか、よりあい処つしまがいい例じゃないですか。そういうふうに来てもらえば、対馬のことをわかってもらえる。そうすれば対馬への交流人口もふえるじゃないですか。ぜひこのことについては、何か県内でも出おくれたから、後追いになったらというふうなのあるかもしれませんが、ぜひ前へ進めてくださいよ。そうすると、先ほどから私が申してきましたように、学校にICTの機器を入れるのにも財源は苦しいわけです。そのときに少しでもプラスになるじゃないですか。子供たちに夢が持たせることができるじゃないですか。そういうふうにお考えをさせていただきたいと。

それから、時間、最後になりましたので、人口減問題についての部署、部署それはわかりました。そしたら、多岐にわたってるということも市長、おっしゃいました。ぜひ、それを総合的に取り扱う部署を、国も本部つくったわけです。県もプロジェクトチームを動かすわけです。だから、市もそれなりの組織を立ち上げて対応をしなきゃいけないと思ってます。このことについては、後でまた、船越議員さんが詳しく触れられると思いますから、私は一応ここで切っておきます。

それから、1点だけ、通告外ですけども、少し確認をさせてもらっておきたいんですが、午前中の雞知中学校の敷地問題のときに市長が（「時間になりましたので簡明にお願いします」と呼ぶ者あり）はい。確認だけです、確認だけ。学校用地として必要なくなったから普通財産に切りかえたということを発言されましたけど、そのときの校長は私でした。そのときに、私は現場の校長としては、これは学校用地として今後も必要ですからぜひ残してくださいと言ったんです。ところが、そのときに教育委員会のほうが定点地の緊急用の発電装置だけを取りつけさせてくださいと。そのために、そこの部分だけを削除するために、貸すために普通財産に切りかえるという話で進みました。学校用地として残したいということは、前任校長の今の教育長が私に引き継がれたし、そのときにきれいな青写真もできていました、美津島町時代。だから、このことを今度精査されるときは、教育委員会、それから管財課ですか、その部署でしっかり捉えていただきたいと思っております。ちょっと通告外でしたけれども、一応確認だけさせていただきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は午後1時からとします。

午前11時51分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さん、こんにちは。

ことしの夏は、日照時間が短く夏休み子供たちの夏が海水浴等々のことが満喫できたかなというふうに思っております。本当に、対馬で特別、日照時間が短かったと、県内でも発表があつております。また、農家の皆さんの作物にも影響が出ているんじゃないだろうかというふうに思っております。清風会1番議員の春田新一でございます。

さきに通告をしておりました2件について一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。一般県道大浦比田勝線豊工区の道路改良の早期着工に向けてということ質問をお願いいたします。これは豊区の長年の要望であります集落部分を含む1,500メートルの改良の見通し、この道路は国道382号の延長路線の県道であり、豊集落と北部対馬の中心地である比田勝を結ぶ基幹路線であり、豊地区の住民にとって重要な生命路線であります。

また、通勤通学、商業施設への買い物、病院への通院等、日常的に頻繁に利用されておるところであります。また、近年、車の増加、車の大型化が進み車の離合などのため渋滞をすることがしばしばあります。

また、韓国と比田勝港を結ぶ定期航路が開設されてから、大型観光バス、多い日には8台から10台、定期路線バス、通学バスも1日に数十台の大型車両が通行いたします。

また、御存じのようにこの豊地区には防衛関係者車両も頻繁に往来をし、いわゆる交通弱者と呼ばれる高齢者、また子供の人身事故、交通事故も懸念されるところであります。地区住民の切なる願いでありますこの道路改良を早期着工に向けて検討、御協議をされて進めていただきたいというふうに思います。

それと、2点目でございます。鰐浦地区斜面崩落対策についてということで質問をいたします。

皆さん方御存じのように、この鰐浦地区は急斜面に囲まれて中央が道路と川ということになって、山の麓に集落が立ち並んでいるということでございます。皆さん方も昨年度までは、ヒトツバタゴということで祭りも盛んにやられたところでありますので、御存じの方がおられると思いますが、大変斜面の急なところであります。

また、ヒトツバタゴの自生地ということでありますので、イノシシ、鹿等々が掘り起こし、下草も生えないような状況になっているという状況でございます。この斜面から6月ごろ、大きな

転石が転がり落ちて小さな倉庫が崩壊したと、倉庫使用不能ということになったという現状も出ております。そういうことで鰐浦地区、あるいは県地域活性化振興部のほうと十分協議をされて、どういう方向でまたどういうことで対策ができるのかということを検討していただいて、住民の負担を軽減できるような施工方法でやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

3点目でございます。行政一般危機管理体制についてということで、私一般質問を1回させていただきました。その中で地域防災計画というのが対馬市ではきちんとしたものができ上がっております。これを見たらわかるというふうに思うのですが、先週市長のほうで定例記者会見で市民便利帳の中で説明をされておりました。見てわかる人、または子供、高齢者、要援護者、いろんな方々がおられますのでその方々にわかる範囲の避難経路、または避難所というものをきちんと明確にできるようにお願いをしたいわけですが、先ほど小川議員の挨拶の中にもありました広島で土砂災害が起きております。

本当に72名の方が亡くなられたということで御冥福をお祈りいたしたいと思っております。また未だに1,100名ほどの住民の方が避難を余儀なくされているということでございます。そういうことで対馬市も土砂災害警戒区域というのがございます。その中で169カ所特別警戒区域というのが164カ所、県内の市町村別土砂災害危険箇所が対馬市は1,874カ所ということでございます。これは長崎県内でも4番目ということで本当に多いわけですが、そこら辺の県、市との取り組み危険区域箇所のいろいろな調査とかそういうものが、本当になされていつ起こってもいい災害に対応できるのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。

この3点をよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 春田議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目の一般県道大浦比田勝線これにつきましては、大浦を起点として比田勝、鰐浦、豊、泉、古里、比田勝というふうに循環していく道路であります。春田議員がおっしゃられましたように国道をある意味補完する道路となっております。路線延長は11.35キロありまして、改良済みの区間は8.8キロで未整備区間の延長が2.5キロとなっております。そのうちおっしゃられた1.5キロの区間が豊地区集落内の道路というふうになります。この区間につきましては、地区民の日常生活に欠かせない重要な道路として利用されておりますし、観光地へのアクセス道路としても利用され、また国際航路の開設に伴う韓国からの観光客の増加によって観光バスが頻繁に通行するようになっております。

そのため、この狭隘な道路の集落内では車両の離合時に渋滞を起こしており、地区より早急な整備要望が毎年上がっているところであります。振興局への陳情も繰り返し行なわれており今月

の2日にも地区の代表者による陳情が行なわれ、早期の工事着手を要望されたところでもあります。

また、この区間は国県道路等整備促進特別委員会におかれましても早期整備の必要性を深く認識され、平成25年2月に行なわれました振興局長への国県道路未整備箇所順次整備要望箇所にも含まれており、早期着手に向けて一体となった要望活動を展開をしているところでもあります。

この路線の整備は平成4年に豊地内の万歳峠から泉間の改良に着手をいたしました。一部区間で地区の同意が得られずに平成21年度以降は工事を中止した経緯あり、その後は整備事業が休止をしております。

なお、この路線の改良事業は防衛予算の補助事象により進められて来ましたが、県は今後も防衛予算を活用した道路整備を図っていくとの方針でありまして、市としましても防衛予算の確保に向けた県の取り組みに一体となった要望活動を推進することで、未整備区間の早期着手に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、鰯浦地区の斜面の崩落の問題でございますが、近年、異常気象に伴う豪雨で土砂災害が全国的に数多く活性をし大変甚大な被害をもたらしております。市内でも急傾斜が多いことから、工事には斜面崩壊や落石による家屋への被害が発生をしています。そのため、集落の近辺ではがけ崩れの予防対策事業として急傾斜地崩壊対策事業や治山事業などを行って民生の安定に取り組んでいるところです。

鰯浦地区の集落を取り巻く急傾斜地は西側を治山事業、東側を急傾斜地崩壊対策事業で急傾斜地の整備が行なわれておりますが、東側の急傾斜地約200メートルの間が未整備でおっしゃいましたようにイノシシ、鹿の食害による森林被害等も加わり、落石による家屋等への被害が報告されております。

今年度、鰯浦地区より集落内の急傾斜地危険箇所の対策要望が上がっております。現在事業主体の県に協議して地区長に予防的な危険区域対策事業の採択基準、受益者の同意、事業の指定、地元負担金等について説明をし地区内での取りまとめをお願いをしている段階です。

今後、地区内の協議がまとまり次第、事業主体の県に対し事業採択に向けた要望に取り組んでいく予定です。また、御存じのとおり要望箇所は国の天然記念物であるヒトツバタゴの群生地にあたることから、工事によるヒトツバタゴへの影響が懸念をされますが、影響を最小限に抑えるための工法と関係機関との協議も平行して進めながら計画的な予防対策を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の問題でございますが、危機管理体制のことです。市ではこの体制として対馬市地域防災計画に災害警戒本部の設置計画を記載をしております。災害警戒本部は各種災害の発生が予想されたときに設置をして、災害に関するもろもろの情報の収集、及び伝達等を行なうとともに完関係機関、及び民間の協力を得て災害の早期把握に努め、被害の未然防止及び軽減に

資することを目的としております。

現在の設置基準でございますけれども、1つ目に気象警報が発令をされたとき、2つ目に長時間の降雨等により河川及び災害危険箇所の警戒が必要と予想されるとき、3つ目に市長が設置の必要を認めるときとなっており、項目に該当する場合は直ちに災害警戒本部設置をしております。

なお、設置した場合は直ちに長崎県災害警戒本部対馬中央本部などの防災関係組織に連絡をして、協力体制を整えておるところであります。この災害警戒本部体制については、私を本部長として副市長、教育長、各部局の課長以上の職員、本庁総務課の職員及び消防本部をもって組織をしております。また、各振興部、各行政サービスセンターにも防災担当職員を配置し、設置基準に該当する場合は24時間体制で情報の収集に努めております。

市民への周知についてであります。この警戒本部設置後ホームページに防災情報のテロップを流し、その後災害発生の恐れがある場合はIP告知放送システムにて、音声にて通知を、また各携帯端末に直接送信されるエリアメール、緊急速報メールによる通知を行っております。

なお、災害が発生した場合は災害対策本部に移行をして災害復旧の取り組みを行なう予定であります。

以上、述べましたように災害に対する警戒、対応体制について防災計画に基づいた体制を整えておるところです。

続きまして、常に災害等の緊急事態に備えた、実際、訓練というものがなされているのがおろうかというふうな疑問が起ころうかと思いますが、昨今、日本各地でこれまで経験したことのないような集中豪雨が発生をして、土砂災害等が起これば尊い命が失われております。今後、対馬におきましても、このような災害が起これないという保障はありません。そのため対馬市では全国瞬時警報システム、緊急情報ネットワークシステムを用いた情報伝達訓練、災害危険箇所の調査、県防災訓練や各研修会等に参加をし防災に関する知識と対応能力の向上に努めております。

なお、11月5日に全国瞬時警報システムの導通訓練時に市役所各施設の防災訓練を実施する計画であります。また、平成27年度は長崎県総合防災訓練が対馬市で開催予定となっております。消防本部と連携をして訓練実施に向けて取り組むこととしております。

市では、地域の防災対策を効果的に行い、みずからの地域は皆で守るため、地域において自主防災組織の育成、組織化を促進しております。現在9組織が結成され、それぞれの地域での防災活動を行っていただいております。災害が発生した場合、交通網の寸断、同時多発火災などにより防災機関だけでは十分に対応できない可能性があります。そのようなときに力を発揮するのが自主防災組織となります。過去の災害では地域住民が自発的に救出、救助活動をして被害の拡大を防いだ記録があります。

各自主防災組織で避難訓練を行っていただいておりますが、今後市の担当者を交えた訓練、ま

た防災講話と積極的に自主防災組織の活動を支援していく体制づくりを推進したいと考えております。

先月、報道等で示されましたが日本海側での地震が発生した場合、対馬に到達する津波の高さが最大2.4メートルの報告がっております。これらを受け地域マネージャーが各地区にて避難訓練の必要性を地区と協議したいというふうにも考えておるところであります。

本市で災害が起きた場合に備え、防災関係機関団体との連携をとり、有事速報の体制を確立し市民への啓発、広報に努め防災意識の高揚と普及を図ることに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 御答弁をいただきました。

それでは、3点について整理をしてみたいと思います。

1点目の豊の改良でございますが、1.5キロ間の中に豊橋という橋がありまして、これが昭和44年にできているわけですが、46年たっているわけです。しかしながらその当時はすばらしい設計ですばらしい橋だったなというふうに思うのですが、今にしてみればちょうど橋の中央に橋台がありまして、その橋台に大雨時には伐採をした材料辺りが引っかかって水の流れを防御しているというような結果につながっております。

それで川の高さもそうありませんので、すぐに氾濫をするまたそこには民家も作物をつくっている畑もあるということですからすぐに水が乗るといような話でございます。そこら辺も踏まえてこの豊橋の老朽化も踏まえながら、この改良を早期に実現をしてもらいたい。先ほど市長が言いましたように、防衛予算でということでも私も泉から豊の万歳峠まではそういう話を聞いておりました。それはそれで豊区の住民として、また、市民として早急に着工ができて完成する道路なら予算の配分は行政のほうで考えていただければいいというふうに思いますので、1日も早い着工に向けて努力をしていただきというふうに思います。

また、皆さん御存じのように第19警戒軍の宿舎が48世帯立ち並んでおります。その中で単身の方もおられますが、ほとんど2台車がおるわけです。非常呼集等ありましたときには、非常にどうかな今の道路で走られるのかなというようなことも懸念をされます。早急にこの辺を着工に向けて頑張ってくださいというふうに思います。

また、2点目でございますが、鱈浦地区の急斜面、先ほど市長が言われましたように公民館の裏等々は治山事業で昭和7年に完成しております。その後何年間か県のほうも努力をされて工事はなされておりますが、なかなか先ほど言いましたようにイノシシ、鹿、被害で本当に治山事業の効果はあっているんですけど、網を乗り越すような土砂が落ちてきているという状況で

あります。私も1回、最初の質問のときに集落からの陳情の件で話したことあると思いますが、やはりこの3点目の危険区域というのにも踏まえまして、やはり防災機能を果たせる治山ダムそういうのの清掃というのも考えていかなければいけないんじゃないかな、また、急傾斜地にある土砂の取り除く方法も今から考えていかなければ、そのまま、たまったままの状態では被害が大きくなるばかりじゃなかろうかというふうに思いますので、かなりの予算がかかりますが現地を審査されて、一つ一つ片付けていかれればよいというふうに思います。

これによって、3番目の防災については免れるところもただただあろうというふうに思います。今、鰐浦のほうは組み立てられて地区との協議ということでございますので、十分な協議をされてあの地区は本当に御存じのようにヒトツバタゴの自生地であって、協力的な地区でございますのでそこら辺を踏まえていただいて、1日も早い着工ができるように頑張ってくださいというふうに思います。

3点目の防災ですが、県の方も離島防災機能強化等で離島活性化交付金の拡充ということで、離島の安全・安心の向上、定住の促進等通じた地域の活性化を推進するため離島活性化交付金の拡充を行なうということで打ち出しておられます。本当にこの中で避難施設の整備ということで廃校舎等の既存の公共施設の改修ということも載っております。そこら辺も踏まえながら、津波、土砂災害等々で避難所が危ないところもありますので、考えていただいて、その廃校舎もこのような避難所にされればというふうに思いますので、そういうところにも力を入れて、今後対策を重んじていただきたいというふうに思います。

それと、市民基本条例の中で危機管理21条、行政は常に災害等の緊急の事態に踏まえ、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう危機管理体制を整備するとともに、その対応に当っては市民関係団体との連携強化を図るものとするというふうに、市民基本条例でも定めておられます。本当に災害時に死亡者を出さない、対馬で災害が起きたけど死亡者がなかったというような報道がなされるようにみんなで頑張っていければというふうに思っております。

それと、私ちょっと気になるのですが、自主防災組織です、事業所と及び市民に対して地域における相互扶助による救出活動並びに応急手当救出活動についての知識の研究と技術の指導ということであります。自主ということですから地域の人方の協力ということになるかというふうに思うのですが、そうなったとしたらやっぱり分団、消防団等々が一番頭になって活動するわけですが、訓練等するのにどこが指導するのか技術指導となっておりますので、どこがするのかということも一つ皆さんで考えて指導する。また、そのリーダーというのをつくり出すのにはどういふふうにしたらいのかというのを市長のほうに答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず1点目の豊の件でございますが、これにつきましては、豊橋の橋の

下を私自身も見たことがなかったのですが、せんだって地区の方がお見えになられましてその話を聞かされて、今、春田議員が言われるように何か底に引っかかってそれから溢れていくとか、手前のほうが恐らく浸かっていくとかいうことも想定されるわけですし、これらの問題もクリアをするためにも今のおっしゃられました県道の改良ということにしっかりと取り組んでいかないといけない案件だというふうにもそのときもお答えをしましたが、県のほうにもその旨をきちんと伝えながら取り組んでいきたいと思っております。

それと、鰯浦のお話がありました。御提案が今あったことは、堆積をしているストーンガードと申しますか、そこに堆積をしている土砂等をとっていくことによって、そこを乗り越えてくる土砂を減らしていくことを考えていくことも1つの方法じゃないかと御提案だと思っております。

実際問題、ダムなんかの話もよく似通った話がありますが、さまざまなダムなんかについては、扱うことの法的な規制等もありますが、このような防災の施設においてその辺りの規制があるのかどうかというのも私も不勉強でございますので、それらも勉強しながら取り組めることから取り組んでいきたいと思っております。

それと、自主防災組織のお話がありました。これにつきましては、主に下地区が多いのですが、今、9組織だけという状況でございます。一番南は豆殿でありますし、一番北は芦見ですかね。北は1カ所あるだけで、あと佐須奈も北ですね、あとは巖原が中心の防災組織というふうになっております。これらと、現在の消防団、それから消防署とかいう部分をしっかりと連携をさせながら避難の問題とかいうことも地域マネージャーが入って行きながら、そこは意識を持っていただきたいと地区の人にも持っていただいて地区が今回2.4メートルの津波の話を私申し上げましたけれども、日本海側が地震源となった場合の話でございますのでその場合、東側の2.4メートルのエリアは想定される場所はどこなんだろうかというふうにも担当のほうにも聞いたところだったんですけども、そうしますと、やはりどちらに避難すればいいんだろうかこの地域はというのもありました。

それらの現実というのを地区にきちんと情報としておろしていくことが大切だと思っております。そういう中で非難を自分らの地域においてははどうしようかということをお先ほど言いました自主防災組織があれば自主防災組織とか消防団、消防署、私ども等々が一緒になって考えていかねばならない問題だというふうにも思っております。今、そういう指示を出しているところであります。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） どうも、本当にいつ起こるかわからない災害でございますので、早く訓練の方法とか訓練をしながらみんなで対馬市民を守り、対馬を守っていかねばいけないというふうにも思っております。

本当に、自主防災で私はちょっと一つ勉強したのですが、自主防災というのは地域でつくった

防災の体制、体系だというふうに思います。本当に大村市ととって見ますと四十何カ所も行政のほうと協定を結び、そういうふうなことでそのような自主防災をつくりなさいよというのは誰が決めるのかということも、私一つの疑問になるわけであります。その中で本来なら、区の代表さんが、リーダーがおってそこでつくって市に協定を結ぶというのが本当だろうというふうに思うのですが、なかなか対馬、離島考え方がちょっと遠のいているのかなというふうにも思っております。

新聞報道では、本当に長崎県内でも佐世保、大村、幾つかの自主防災と行政が協定を結んで災害が起きたときにはこうしますよというような協定がきちんと結ばれております。対馬でそれがあつたのかなというふうなことも私はちょっと気になったわけで、これをどういうふうにして誰が立ち上げてどう動かすのかというのが一つの問題だろうというふうに思うのですが、やはり、そこには地区の代表、区長さんあたりが積極的に動かなければいけない。そのリーダー的なものがこの対馬には少し薄れているのかなというふうな気もしますので、みんなでそこら辺を考えて地区内でいろんな案を練って、災害に強い対馬にしなければいけないというふうに思いますが、市長、今私が言いました自主防災というのが、芦見と豆敷ですか、南北でありますよということですが、ほかいろいろなところにもいっぱいつくって機能を発揮して一人でも二人でも避難経路に誘導していかれる体制をとらなければいけないというふうに思います。

消防団も市民ですので、我々も市民ですのでやっぱり一緒に力を合わせてやっていくのが本当の自主防災じゃなからうかというふうに思いますが、そこら辺を市長の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 春田議員おっしゃられるように、市民の皆様の意識というのが私ども大水関係は何年に1回襲うということがありましたが、大きく今回の広島のようなあのようなことはまだ私自身経験がないところでありますけれども、市民の皆様もそういう意味において、この防災ということに対して若干意識が持ちあわせていない部分がほかの地域よりもあるのかもしれない。

よく言われるのが、岩が固いからねというようなことをすぐ市民の方が言われますけれども、しかし、想定外のことが起こっているのが今の世の中でございますので、それにおいて先ほど言いましたどこからどういう災害というのが起こるかわかりませんので、それらのことも情報というものをしっかりと市民に流し込んでいくことが意識が変わっていくことだろうと思っております。

その結果として、自分らにおいても防災組織を立ち上げようじゃないかと市も当然それに関しては支援はしていきたいと思っておりますし、行政だけでやれる話ではありませんので一体とな

って、それぞれの地域だ、命だというものを守っていくようなことをこちらのほうからも話しかけていくことが大事だというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） よくわかりますが、なかなか市民の皆さんも大変忙しい中で大変なのですが、実際に起こらなければ始まらないというのが本当の防災なのです。そこら辺が一人一人の住民意識の向上だろうというふうに思いますが、それとあと避難経路になります。行政は避難経路の整備をしなければならないということで、市は被災者が避難場所に安全に到達できるよう避難誘導の標識を設置するということであります。

補正で載っておりました看板、標識等取りつけますよということですが、やはり、今、電柱に貼ってあります海拔2メートル、3メートルというふうに貼ってあります。大体、我々健常者が見たらわかるのですが、なかなか高齢者あと外に出て動けない方はその電柱に貼ってあるのがわからないというふうに思うのです。

そこら辺で、自主防災ということでその機能を発揮するわけですが、その中には先ほどから出ています地域マネージャー、郷土のまちづくということで一体となってやっていかなければ区民を守っていくことはできないというふうに思うのですが、標識等、市民便利帳には掲げてありますが、公民館、学校等々の公共施設のみにこうなっているようにあるのです。

それが先ほど私が言いましたように、土砂災害、あるいは津波、地震ということで避難場所が変わってくると思うのです。対馬の場合は特に。そういうものも考慮しながら避難場所、廃校舎を利用した避難場所をつくるということも必要じゃないかなというふうに思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、言われるさまざまな自然災害といいますか、そのときの被害が及ぶ範囲とか程度とか被害の程度、そして避難路といいますか、避難の経路等をまさにハザードマップとそれが全部載せ込んであるのをハザードマップと言いますが、それらを来年度はつくりたいと対馬市も思っております。

現時点においては、標高等は明確にわかって、地区のそれぞれの標高、そして細かいところの部分はわかっております。税のほうのシステムを使いながら地区のどこが低いのかとか、仮に津波の件で2メートルの津波が来たらどこまでが被るのかとかいうことは想定はされますので、それらをやはり先ほど申しましたように地域に入って行って、あつてはならぬことですが、あるやもしれませんのであえてそういうところはお示しをしていく必要があるのではないかと考えております。

何はともあれ、先ほどおっしゃられました避難経路も含めてのハザードマップ等を27年につくり

込んでいきたいというふうな考えはこちらは持っております。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 27年度にはマップができるということですが、一つ市長これも大事なことだろうというふうに思いますが、今年度取り組まれております内部支援員、外部支援員この内部支援員、外部支援員等々がやはり地域に入って活動されるわけですが、内部支援員は内部の方ですが外部支援員はその地区に入って活動をされるあるいは団体に行って話をお聞きするというようなところがあるというふうに思うのです仕事柄、外部支援員ですから。

そこら辺も視野に入れて、この防災もいろいろなことを聞かれるときもあるというふうに思うのです。ここはもし土砂災害が来たらどこに逃げたらいいと、そういうものはお年寄りの方が聞かれると思うのですね、そこら辺もやっぱり外部支援員さんにもわかるようにまたは、だからこれが地域マネージャー内部支援員、外部支援員が一体となってやらなければならないのでしょうけど、なかなかそう簡単にいくものはありませんので、そこら辺はみんなで一緒に取り組んで行けるようにしていければというふうに思います。

だから行政は行政のやり方だけでなく、行政も中に入ってやって、そして市民の皆さんと一緒にやって行くというのが私は一番大事だろうというふうに思います。だから行政は市民が安全・安心に暮らしを心豊かに生活できる環境をつくるために行政というのはあるというふうに思いますので、そこら辺も十分踏まえられて、今後、一緒になって一生懸命頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） これで春田新一君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時からとします。

午後1時42分休憩

午後1時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 皆さん、こんにちは。本日は最後の質問でございます。ちょうどお昼過ぎの一番睡魔が来る時間でありまして、最後までよろしく願いいたします。

会派新政会の初村でございます。質問前に8月20日未明に発生いたしました広島市での集中豪雨により、土石流災害に遭われた多くの方々が尊い命を失われました。お亡くなりになられました皆様へ、心より御冥福をお祈りいたします。また、被災に遭われました多くの皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

私たち対馬市といたしましても万全とは言えません。対馬市も災害危険区域箇所等も百数十カ所あると先ほどの春田議員の質問にありました。市長もその対策は十分にとってあるというようなことでございますので一応安心はしております。日ごろから防災点検を行い、市民が安心安全で暮らせるまちづくりに、市長初め理事者側の今後の御活躍をお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、市政一般質問をいたします。さきに通告のとおり、3点について順を追って質問をいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

1点目の、厳原漁火公園周辺の整備と温泉を活用した開発について。厳原観光道路沿いは、遠く九州本土を眺め、船の入出港等見える、美しい海の見える名所であります。現在、温泉を利用した足湯があり、その下に公園施設があります。市民の憩いの場としてなっていますが、公園、足湯付近の整備が行き届いてなく、雑草が生い茂っています。つけ加えますけど、今はきれいになっております。この前の土曜日のイベント前に、二、三日前に整備されておりましたので。日ごろからそのような景観には十分注意されて、市民がくつろげる公園にしてもらいたいと思います。

昨年の対馬市への観光客数は、県調査で約52万3,000人と聞いております。うち韓国の観光客18万人強とお聞きしています。日本人観光客は、差し引きますと30万強となっておりますが、実数はつかめていないようでございます。

韓国観光客も宿泊施設が足りず、日帰り客が増加していると聞き及んでおります。日本人観光客誘致、対馬市の物産の宣伝等に対馬福岡事務所も開設され、活動をしているところでございますが、まず対馬市は宿泊施設が十分ではないと思います。この観光道路付近には市有地もあり、一帯を整備して温泉を利用したホテル建設、企業誘致はできないか市長の見解を伺います。

2点目の、厳原天道茂の市駐車場内に旧みなと土曜市が行われておりました。その施設が平成9年に整備され、活用されていましたが、対馬市合併後、数年で自然消滅といえますか、現在は使用されておられません。施設としてはまだ新しく、何か有効活用はできないか、そのような考えはないか伺います。

3点目の対馬シイタケブランド化と販売についてお伺いいたします。

対馬シイタケ生産事業につきましては、平成18年度より「対馬しいたけとことん復活プラン」、平成23年度より「対馬しいたけやんこも再生プラン」、また平成26年度から「対馬椎茸“やる倍”ナバダス計画」と継続をして策定をされ、生産者には大きな力となり、生産に意欲を日々感じ、努力しているところでございますが、数年前の東日本大震災の後、原発の風評被害により価格が大幅に下落し、遠く離れた対馬市の生産者にも大きな打撃でございます。生産者は大変厳しい状況であります。

対馬シイタケは風味もよく、他の県のシイタケより品質も優れていると思います。市としても

年数回、大都市での販売・相談会等へ積極的に職員を派遣され、対馬農協とタイアップして販売力、単価の向上に指導をお願いしたいと思います。

また今年度限定で、シイタケ種駒・原木に国庫補助金がつくと聞いております。生産者、また新たに新規参入される方々に早目の周知徹底をされるようお願いをいたします。

平成23年度より緊急雇用創出事業で対馬シイタケ担い手後継者育成事業について、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

私の質問は、これで終わりますが、市長の明解な答弁を求め、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 初村議員の質問に答えさせていただきます。

まず1点目の厳原町東里の漁火の湯周辺のお話がありました。大変汚れている状況があるという御指摘でございますが、多くの方たちに使っていただいている空間だというふうに思っておりますが、そういう中、行き届かない部分があったんだなというふうに、また、これらについてしっかりと担当課のほうにも伝えていきたいと思っております。

自分自身、足湯ができたときの実は担当でございました。朝、出勤をして一番最初に足湯に飛んでいっておりました。ブラシをかけたり、それからお湯を張るというふうな作業をずっとして掃除をした経験がありますので、大変愛着のある場所なんですけど、そういうふうな状況に今なっているということで大変若干悲しく感じております。

この足湯そのものもさることながら、この温泉をあの野良周辺の場所を活用したホテル等に引き込んで、今困っている宿泊施設が不足しているのを解消することはできないかというお話でありました。この足湯の温泉施設ですけれども、これは平成16年度から稼働をしておりますが、源泉の温度が低いため、加温をして温泉スタンド及び足湯に利用をいただいております。燃料費に係る経費をいかに削減するかが課題となっております。その取り組みとして22年度から漂着ごみからつくるスチレン油を利用をしているところでございます。

また、この温泉水のホテル等での活用ということにつきましては、ホテルまでの配管工事に係る経費の面、それから温泉の温度を上げるための燃料費の面などから、近隣の既存施設でさえもその活用を見送っている状況でございます。

しかし、先ほど御指摘のありました昨今の宿泊施設不足というものを考慮しますと、この厳原地区においては、この野良地区にまとまった市有地があり、これらを活用していくということは第一に考えるべきことであろうと思っております。もし施設参入の意思がある場合、行政として三宇田の上対馬地区同様、温泉源が近くにあるということを利用して誘致に取り組んでいく時期が到来をしているというふうにも思っておりますので、初村議員がおっしゃられた部分について、念頭に取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目の、天道茂の駐車場内の施設活用についてのお話がありました。御質問のこのみなど土曜市につきましては、当時の厳原において、地産地消の販売拠点施設というものになかったために、農林水産生産者と消費者との交流促進と生産意欲の増大を目的として、平成8年度に国庫補助事業によって天道茂駐車場内に農林水産物直販施設として旧町が建設をし、当時、厳原町漁協前でみなと土曜市を開催してたわけですが、そのみなと土曜市運営協議会というものが平成9年度より移転をして、19年度まで土曜市を開催をされておられました。これらを運営をしていた協議会は、厳原町漁協、阿須湾漁協、それと佐須地区の野菜生産組合、厳原町内の野菜生産者、農産加工業者等で構成をされ、毎週土曜日に鮮魚や野菜、一次加工品などを販売をしてきたところであります。

しかし、地産地消の機運の高まりに合わせて、JAにおいて潮菜館や、それから交流センターにおいて朝市、最近では厳原町漁協前の志賀鼻朝市等の生産者直売所がふえたことによりまして、また野菜生産農家の高齢化等により出店者が減少するとともに販売額も激減をし、土曜市の開催が維持できなくなり、閉鎖することとなった次第です。

現在、この施設は、先ほど申しました交流センターの朝市等に利用する商品陳列台ほか資材等の保管庫として利用をされております。

今後の活用につきましては、商品陳列台等の保管庫が近隣にないことと、当施設が駐車場機能に支障を来していないため、当面は現状のままで維持をしたいというふうに考えておるところであります。

次に、3点目のシイタケのブランド化と販売についてでございますけれども、議員が述べられたとおり、対馬のシイタケ生産というのは、東日本大震災の原発事故によるセシウムの風評被害、また食卓からのシイタケ離れ、あわせて旧態依然とした流通体制に漫然と浸っていたことが重なったこと等によりまして、消費者のシイタケ離れに拍車をかけ、単価が暴落し、生産価格を大きく割り込み、植菌を一時見合わせるなど、生産者の皆様は大変御苦労されていると聞いておりました。

また単価暴落対策として、昨年より原木生シイタケの出荷に取り組み、一定の成果はありましたが、やはり採取時期の問題や選別技術の向上が課題として上っておると聞いております。

こうした中、6月開催されました全農の干しシイタケ品評会において、豆殿の永尾賢一様御夫妻が昭和61年以来の農林水産大臣賞を受賞され、これを機に対馬シイタケ復活の弾みにしたいというふうに考えております。

また、対馬シイタケのブランド化の推進としまして、農林水産省所管の知的財産の地理的表示に関する品質管理基準等作成支援事業によりまして、長崎県しいたけ振興対策協議会から「対馬原木しいたけ」ということで応募し、承認を受けました。この事業は、先ほど申しましたように、

地理的表示が使用された地域特性を有する産品について、産地が当該産品の品質管理基準を定めること等により、産品の品質をより明確化し、産品の評価を高める取り組みを行うものであります。今後は、この制度を利用し、「対馬原木しいたけ」のブランド化に向けて、販路拡大に取り組んでいきたいと考えております。

このような中、担い手対策の部分でございますが、国の緊急雇用創出事業等を活用し、対馬原木しいたけマイスターを中心とした優良農家のもとで、シイタケ栽培の作業を体験しながら人材育成する事業に取り組み、平成20年度20名、24年度10名、25年度7名の育成を図りました。その成果として若い生産者も育ち、中には、シイタケ生産組合を発足させる担い手もあらわれるなど、現在もそのうち23名がシイタケ栽培に取り組んでおります。今後も担い手の育成には積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、国は今年度、原木シイタケの東日本大震災等の被害と干しシイタケの価格暴落対策として、「原木しいたけ再生回復緊急対策事業」というものを国のほうで創設をしていただきました。原木及び種駒等に補助することとなった次第です。この制度を活用して、シイタケ調理方法の開発と発信、また全国における物産展に出展をし、普及啓発を図るとともに、販路開拓による新たな顧客獲得、消費拡大、販路拡大に向けた取り組みを行っているところであります。

また、今年度の種駒支援、原木支援を活用した補助事業については、この制度の運用について、国のほうが各県との調整に時間を要し、先月末にやっと国の方針が固まりましたので、今月3日に開催しました対馬市しいたけ生産部会役員会に提案をし、承認を得ることができました。今後、生産者の研修会等を通じ、シイタケ生産者にこれらの周知利用を図っていきたいと考えております。

さらに、今年度から新たな対馬市シイタケ振興5カ年計画として、生産者のやる気を倍増、生産量を倍増、系統外出荷を倍増の三原則を基本とした「対馬椎茸“やる倍”ナバダス計画」を策定をし、生産から流通に至るまで一体となった取り組みを関係機関と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） どうもありがとうございました。再質問するような事項もないようでございますが、なかなか前向きな答弁でございました。

第1点目で、そうしたらホテル誘致につきましては、市長も今後、考えていくというようなことでございますので、それはそれで結構だと思います。厳原とやっぱり上対馬のほうと2つ、どうしてもやっぱりホテルが必要やと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それと、この前の新聞で島おこし協働体ですかね、何かハマグチさんというて、すばらしい人

が今度採用されたようでございます。彼は不動産販売経験、特にホテル等の販売に携わった人と聞いておりますので、ぜひこういう方を利用して売り込みに励んで、早急な誘致ができ、開発ができますようお願いをしておきます。

どうしてもやはり対馬は、今からやっぱり観光業である程度の食べていくといえますか、そういうようなことをしていかなければ、なかなか伸びていかないんじゃないかと、人口減少にますます拍車がかかってくるんじゃないかと思っておりますので、今後の活性化のためにもぜひ進めていただきたいと思っております。

そして、漁火公園の整備ですけど、先ほど私が言ったように、1週間ぐらい前までは、てんで草が公園内も足湯のとも、もう私の腰ぐらいまで来るぐらい生い茂っておりました。やっぱりこれは日ごろから、子供たちが行っても子供たちが走れないような状況でございますのでですね、いつ行っても市民がくつろげるような場所に、定期的に草を刈るような方法を考えてもらいたいと思っております。行っても、子供たちはとてもじゃないが、走って回られるような状況ではございませんので。

私もちょいちょいあそこには足湯がありますけんがいきますが、足湯のところに行くにも草がぼうぼう生えておりますけんがですね、せめてそのホテルが、温泉施設がいつできるかわかりませんが、それが早急にできることからひとつお願いしたいと思っております。足湯のところに行く10メートルぐらいか、駐車場から。それがコンクリか何かでちょっと張ってもらえばですたい、それはできないか。ちょっとそこのお尋ねをいたします。その駐車場から足湯まで行く間、10メートルぐらいと思っておりますけど。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 実は、先週といえますか、漁火公園を活用、使って、巖原の若者たちが中心となって、名前が正式な名前、ちょっと憶えてませんが、ラブ・ミュージックフェスタとかいうのがあっておりました。その前に大雨が降って、一、二時間開始時間をおくらせてから、8時間、9時間のロングランのフェスティバル、ミュージック・フェスティバルを開催をするということで、私も夕方、上のほうから帰ってきて、のぞきに行ったんですが、そのときもその漁火公園自体もとてつもなくぬかるんだ状態とかなっておりました。

そして、もう一つ気がかりなこともありまして、さらに海側といえますか、そちらも園路があるんですけども、園路にも亀裂が入るとかいろんな問題があるというふうに思って、その周辺を見ましたけども、今おっしゃられた部分も含め、利用者の方たちがどのような使い勝手がよくなるのかということ、そして今言った亀裂の問題等については、あの施設全体の根本的な大きな問題が起こるやもしれないこともあろうかと思っています。それらを含めて、どのようなやり方をしていけばよいかということを検討をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） ぜひですね、精査をして、できることからやってもらいたいと思います。

足湯まで行く駐車場からの距離が、やっぱりいつも草ぼうぼうで歩きにくいわけですよ。2メートルぐらいの幅でそこまで行くような、行けるぐらいのコンクリでちょっと流してもらえれば、それは金もかからんと思いますので、それはぜひ早急にやってもらいたいと思います。

それと、私もちょいちょいつかりに行きますので皆様からよく聞くんですよ。やっぱり雨降りですね。雨の降ったときは、雨が打ち込んで、なかなかつかりにくいというような苦情も結構聞きますので、それを壁をするにはちょっと難しいかなっちゃうのも思いますけど、せめて、海側はそのままがいいと思いますけど、後ろ側を、上から下まではせんでもいいと思いますけど、どうかいい方法はないか、それもついでに検討はしてもらいたいと思います。

それと漁火公園の背後地ですね。背後地は数年前までは、たしかヒノキか何か植わったとと思うんですよ。それ今伐採をしてありますね。それわかりますか、背後地。道路があって道路の横のほうですよ。上に道があってですね、その下のほうです。

せっかくあの見晴らしがいいっちゃうか、伐採をしてあります。実際は昔はヒノキがあったと思います。それでそこに、せっかく伐採して、また雑木がぼうぼう生える状況にございますので、そのところでせっかくの背後地でございますので、公園でございますので、それにゲンカイツツジでも植えたらどうかなというように思いますけど、その辺の整備の考えをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） あの場所の伐採というのが、旧焼却場に上る道路の下のことだと思いますが、そこから今度は海に向かっての面を、実は伐採を何年か前にさせていただきました。あの全体を明るくしようということと、もう一つは、あそこでお亡くなりになられる方があった関係で、それらのものを除却したほうがいいのではなからうかということもみんなで話し合っ、伐採をさせていただいたところであります。

今新たな提案として、ゲンカイツツジのお話がありました。先ほど申しました大きな亀裂の問題等を含めての中に、どのようにしていけばいいのかということの検討の一課題に挙げていきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） わかりました。それじゃ、ひとつ今後、検討して、できることから順にやっていってもらいたいと思います。

それともう1点ですけど、これは無理な話かもしれませんが、付近に温泉施設はできないか、

考えてないか、できないものか、そこのところ1点、聞かせてもらいたいと思います。難しいと思いますけど。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私ども市が単独でそのあたりを組み立てていくというのは、なかなか難しいだろうと思っております。先ほどの答弁で申し上げましたように、温泉源はこちらが持っておりますので、仮に参入していいんだと言われるようなホテル業の方がいらっしゃれば、それらをつくり込んでいただくことで宿泊施設の付加価値も上げていただきながら、市民の方たちも使えるものをつくり込んでいただくこと等をこちらの条件に挙げていくことを今想定していますが、いかんせん手を挙げていただく方が出ないことには始まらない問題だというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） はい、どうもありがとうございました。今後、検討して先に進むようお願いをしておきます。それでは、この件につきましては、これで終わりたいと思いますけど。

2点目の土曜市施設ですね。私はあれは何も使っていないかと思いや、きのうかな、ちょっと帰り、気になったものですけが、見てみたら、何か、きのう道具がいっぱいありました。今市長が答弁で言われたように、交流センターの朝市の施設が入ってるということですが、それはもうそのまま倉庫もなきやできませんので、それはもうしようがないと思います。私は何もなければ、もう解体して、元に戻したほうが、車も駐車場としても活用ができるかなというふうな感じで申し上げたとおりでございますので、それはそれで結構だと思います。

そして3点目ですね。市長のほうから、シイタケにつきましてもいい答弁をお受けいたしましたのでですね、今後の対馬シイタケにつきましては、いろいろ市長のほうからお聞きして、大変力強く感じております。

それで今、下原のほうに下原協業体っていうて、ショウエイさんが幅広くやっておられます。やはり、やっぱこの人はこの前、香港かね、香港の世界最大と言われる食品見本市にも出品をされたと聞いております。新聞等に載っております。やっぱりこういう、やっぱり対馬の商社ですよ、一つの。商社と覚えてもらって、こういう人を対馬のリーダーとして育てていって、対馬シイタケの販売のあり方に、市としてもやっぱりそういうような支援をしながら育てていってほしいと思いますけど、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 下原協業体の中心メンバーでありますショウエイさんのことにつきましては、この何年間かの向こうの彼の動きというのは、まちで会ったときなんか話をちょっと

聞いたこともございます。で、そういう中、全国を駆け巡って出口のほうを探すことを一生懸命取り組んでいる姿、お話を聞いたところです。

そういう中で、私、当然なのかもしれませんが、私どもが甘えてるのかもしれませんが、東北のほうから東京を経由して福岡に帰ってくる。それはどうしても急ぎだから飛行機で帰ってきた。最後の便で帰ってきた。それから12時のフェリーに乗って、時間があるからまちを見ながらゆっくりって行って大きな荷物を空港から築港まで歩いて移動して、まちを見るのも勉強だからといって歩いて移動したって、2時間ぐらいかかったって言うておりましたけども。やはり何かその話を聞いたときも、すぐあす、次、翌朝からシイタケ、生き物ですから待って欲しくないということもあって、すぐ帰ってくる、帰るんだという、帰ってきたんだという話でしたが、ああ、やはりそこまでやる生産者っていうのを、みんながそんなふうになっていけば、対馬のシイタケそのものも底上げできるんだろうなと思って、そのとき話を聞きました。

その後、JAさんとのいろんなお話し合いもあったと聞いて、農林のほうからも報告は上がってきておりますけども、この価格が暴落する中でどのようにしていけばいいかということもJAさんと協議しながら、JAさんも大英断の中、新たな方向性を見出されたというふうにも聞いております。

そういう意味において、シイタケにおいて、今ショウエイさんの本当に強力なリーダーシップのおかげでこの一、二年はあるんだろうと思っておりますし、これからは行政としても、この下原協業体を含め、全体の対馬のシイタケ、先ほど申しましたように、いろんな認定等ももらっておりますので、しっかりと全国に向かって自信ある本当の本物でございますので、この本物をしっかりと私どもも応援をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） どうもありがとうございます。

それと、あと1点お聞きしたいというか、報告したいと思います。これは昨年10月の新聞ですかね、これは、熊本県のあさぎり町というところがあるそうです、球磨川沿いにですね。そこが合併したんでしょう、いずれ旧役場を利用したシイタケ栽培、それに合併、学校の統合による旧校舎を利用したシイタケ栽培等をやっていると新聞に載っておりました。対馬市としても、この新規に参入する人たちが、もしそういうようなところがあったら、やっぱりぜひそれもひとつの方法だと思いますので、もしそういうような希望者があれば、積極的に進めていってほしいと思いますけどどうですかね。よろしく。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） それは遊休施設等については、そのその施設があります地区の皆様との合意の中で、担い手というのが本当で、これからの対馬にとって必要なんだということももち

らも訴えながら、地域の方々も理解をしていただける環境が整えば、そういうことというのは十分に考えられるのではないかと考えております。

○議長（堀江 政武君） 14番、初村久藏君。

○議員（14番 初村 久藏君） 今後の課題として、新規参入者もおられますので、なかなかそのような施設をつくろうにも大変でございますので、もしそういう人が使われるようなところがあれば、ひとつ検討してもらいたいと思います。

時間があと7分ぐらいありますけど市長の積極的な答弁でございましたので、きょうはこれで終わりたいと思います。ぜひ今言われたことを胸に刻んで一生懸命にやってもらいたいと思います。

それと、市長も副市長たちも大変忙しい体だと思えます。業務による出張等は結構多いと思えますので、体には十分注意をされて、対馬市の発展のためによろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。よろしくお願ひします。

○議長（堀江 政武君） これで初村久藏君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わりました。あすは定刻より本日に引き続き市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時45分散会

平成26年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成26年9月10日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成26年9月10日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

2番 小島 徳重君	3番 入江 有紀君
4番 船越 洋一君	5番 渕上 清君
6番 脇本 啓喜君	7番 黒田 昭雄君
8番 小田 昭人君	9番 長 信義君
10番 波田 政和君	11番 上野洋次郎君
12番 齋藤 久光君	13番 小宮 教義君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員(1名)

1番 春田 新一君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根ノ 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。春田新一君より欠席の届け出があつております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 皆さん、おはようございます。早速ですが、通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。

今回の内容は年金一本でございます。まず、質問する前の前提でございますが、国民年金と厚生年金、共済年金ですね、1号、2号とありますけど、その妻であります3号ですね、今回私が質問をいたします国民年金等というのは、国民年金の分だけでございます。その部分に対して、ちょっと上乘せの分に対しての質問でございますので、よろしく願いいたします。

国民年金等の公的年金の制度は、国民にとってその人の人生、生活に大きくかかわることであるにもかかわらず、その仕組みをよく理解している方は、どれだけおられるでしょうか。私は、国や日本年金機構、そして自治体が丁寧に説明をしてこなかったことも一因しているのではないかなと思うと同時に、何十年も生き続けるかもしれない老後の大切なお金を国任せ、会社任せにしまって本当にいいのかと思っているところでございます。

ちなみに私の例を当てはめると、私はサラリーマンを26年勤めてまいりましたので、老後になりますと国民年金と厚生年金、2ついただきます。ただ、弱ったことに15年の4月から総報酬制ということで、ボーナスまで加算されて計算される場所、私はその年数が非常に少ないために26年間、40年間とすれば26年で過半数以上を占めているわけですけども、非常に掛け算すると少ない金額でびっくりしたところでございます。

その私の家内につきましては、サラリーマン時代は保険料を払っておりません。もちろん私の3号ということで払っておりませんが、議員に出馬すると同時に1号に変更いたしまして、今妻と私で3万円ちょっと年金をお支払いをしております。子供が2人おります。長男は大学生になりまして、この前二十歳を越えたところなんですけど、きのう息子が帰ってきました、私も確認したんですけども、ちゃんと猶予制度に加入しているということで私も安心しました。万が一病気になったりすれば、障害年金が出ないので、それが私に大きくかかわってくることでありますので、親としても安心をいたしました。

もう一人、次男がおりまして、これは高卒で就職をいたしましたので厚生年金に加入をしまして、私も26年間の経験からやっぱり労使折半ということで、すごくやっぱりありがたい制度だなということで、社長に感謝しながら仕事をしなさいということで、私も忠告をしております。これが私の現実でございます。

さて、本市にあつては国民年金等の理解はどこまで進んでいるのでしょうか。年金の制度は厚労省、運営は日本年金機構で、市は関係ありませんよと言われたらどうにもなりませんけれども、

市民から見れば一緒でございます。ちなみに、やっぱり問い合わせは市町村と年金機構と2つになっておりますので、ただ国の政策を最後まで見届ける役目を地方自治体が担っているわけでありまして、堅実に執行することが市民の安心、所得が担保され、本市への信頼、そして市長への信頼に変わってくることではないでしょうか。

国民年金の納付率は県下で最低レベル、さまざまな要因を分析しておられることと思いますが、私は年金教育、年金啓発等が十分に取り組みれていないのがその根底にあると思っておりませんが、市長の所管をお伺いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の質問にお答えさせていただきますが、市は関係ないというわけではいきませんよというふうなお話がありましたが、私自身この年金事務に関しまして門外漢に等しい部分が正直あります。

と申しますのも、平成14年ですか、平成14年に機関委任事務だったものが法定受託事務、そして協力連携事務ですかね、これに変わってしまうという中で、平成14年前については窓口において市民の方たちが自分の年金の将来のことも含め、そして過去の保険料の納付状況等々の相談、また付加年金の問題とか、そういうことを相談にずっと見えられていたのは承知はしておりますけども、10年前から、10年以上前から、もっぱらそれに関してのデータというのが吸い上げられてしまう、国に一元化されてしまう中で、今市はそういう状況にあるものですから、ある意味個人ごとの問題についてはこちらがわからない部分があります。

それは、法の中の問題でありますのでお許しをいただきたいと思いますが、この年金の問題について納付率が50%を若干超える程度、申請免除の方たちが40数%いらっしゃるというふう聞いております。それを実際、じゃあ1万5,250円ですかね、ことし。これをお支払いをされている方たちはどれだけいらっしゃるんだろうって割り戻していきますと4分の1ぐらいの方たち、4分の1から3割ぐらいの方たちが払ってある。あと7割の方たちは申請免除なりお支払いをされていないということで、これは確かに県下においても対馬市の率というのは、決して最下位とは申しませんが、低いところに位置しています。

こういう状況というのは、ほかの市町村においてもあっています。国民年金自体がよくニュース等で出るのが、「私たちの時代もうもらえるかどうかわからんから、私はもう払いません」ってぼんと言いついていますが、ところがよくよく考えますと、この国民年金の制度というのは昭和36年からこのことが国民皆年金という一つの方向性が打ち出されて、市町村が全面に出てそれぞれの社会保険事務所と連携しながらやってきたところでありまして、そのときにおきましては、納付率等についても当然相当の高さ、申請免除もありますけども、相当の高さでありました。もう100%に届くような高さであったわけですが、その後、賦課方式でいくのか、積み立て方式

でいくのかというふうなことが論議をされてきています。

相互扶助という考え方において、他世代にわたって次の、今の高齢者の人たちを支えていくという賦課方式、またその積み立て方式っていう部分におきましては、自分が納めていたものを運用してもらいながら、自分が一定の年齢になったときに年金をもらうというふうな積み立て方式っていうことの論議があっております。現時点においては賦課方式ということで日本はきておりますけども、どのようにそれを組み合わせていけばよいのかということが論議されているのはニュースでも見ております。

それと、二、三年前ですか、論議がありまして、いや、もう四、五年になりますかね、国の税の投入という問題、これが以前の給付に対しての3分の1を国が税で見ているんじゃないかというふうな方向があったわけですけども、3分の1ではとてもじゃないけど年金制度が破綻してしまうんじゃないかというふうなことで、2分の1になり、2年ほど前の消費税の一つの方向性が定まった段階において、その2分の1の財源が担保されるというふうな国民年金の歴史といえますか、そのあたりのことについてはこちらもわかっている範囲はそれぐらいでございます。

しかし、国民皆年金というすばらしい、私は相互扶助の制度だというふうに思っています。これが破綻していかないような形をとる責任が、やはり国だけにぶつけていく話ではないというふうにも思っておりますし、お互いが本当にこの問題についてどのように考えていけばよいのかということを行行政だけではなくて、市民の皆様方も真剣に考えていただかなくてはいけない問題だろうと思っております。

そういう意味において、今の状況というのを、年金の状況というのをやはり若い人たちにしっかりと知ってもらうためにも、高校等への啓発、教育といえますか、というのには北社保がうちを介して取り組んでいただいております。

昨年から取り組み、ことしも公募をかけて取り組んでいくというふうなことも聞いておりますし、私ども市としてできる分、協力連携事務というふうに書かれている部分については、その広報的な問題は当然市報、ホームページそれからタウンページの中の年金コーナーも使ってはいただいているところです。

当然ながら窓口におけるパンフレット等、そして国民年金のみならず、厚生年金のことについても窓口でお手伝いをされる範囲をやっている。ただし個人情報の問題とか、いろんな問題がここに絡んでおましてなかなか踏み込んでいけない。基礎データがこちらにないということがもう全てだと思いますけども、そういう中、北社保との問題について、連携をとりながらやっておりますし、年金相談についても場所を毎月変えながら、北と南で北社保が1日かけて年金相談をしていただいているというふうなことも承知しているところであります。

先ほど申しましたが、この国民皆年金という制度を残していくためにもしっかりと皆様方と、

国民全員が本当は論議をしていかないといけない問題だというふうにも思っておりますし、年金だけの問題ではなくて、本当社会保障全体をどのような形にしていくのかということが論議される中で、そこに対してどのような負担を市民が、国民がしていけばよいのかというふうなことも考えなくてはなりませんし、スウェーデンみたいにある意味大きな負担があるものの、雇用の問題とか、次の再就職に対する教育の問題とか、いろんなのが整うことによつての老後のことが全く心配がないというふうな、全体の姿を、将来の姿を見せ込む中での社会保障制度のスキームづくりというのが、どんどん論議がされていくべきことなのであろうというふうに思っているところであります。大変浅薄な意見で申しわけございません。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。納付率の悪いのの主な要因としては、低所得者だということでございます。低いなら低いなりの制度もありますし、高いなら高いなりの制度もありますので、今回制度の中身も確認をとらせていただきながらお伺いをしてまいりたいと思っております。

資料で、生命保険文化センターというところの生活保障に関する調査によりますと、老後の資金を賄う手段、公的年金が86.5%、預貯金が61.7%、退職金企業年金が39.5%でございます。やっぱり公的年金に皆さん頼っていらっしゃるのが現実でございます。ちなみに、この一番最下位に近いところが子供からの援助というのが2.4%でございます。

やっぱり私も子を持つ親として、自分としてお小遣いをやりたけれども、お小遣いはもらいたくないなというのがやっぱり現実かなと思います。

次の設問で老後保障に対する充足感、要するに満ち足りている感じですね、これは十分足りている、どちらかといえば足りているというのが18.6%ということで、最初公的年金に頼らざるを得ないというのが現実でございますけれども、やっぱり足りないと思っているのは皆様の思いでございます。

そこで、ここ最近の年金制度の国の改正によりますと、低年金と無年金ですかね、これにものすごく力を入れた政策を盛り込んでおるようでございます。これは、納付率、これも上げたいという思いでございますので、ぜひ対馬市の納付率は非常に悪うございますので、所得の低い方は低い方なりのやり方もありますので、お話を進めながらちょっと質問させていただきたいと思っております。

国民年金ですね、今40年、満額納付しますと77万2,800円いただけます。1月当たり6万4,400円でございます。この金額は満額でございますので、やっぱり満額にならない方が非常に多うございまして、やっぱりこの金額をどうかして77万2,800円に上げたいというのが市民の心情でございます。これに答えるために、政府もいろんな制度を盛り込んでおりますが、

まずお伺いいたしますが、追納制度と後納制度についてお伺いをいたします。簡略にお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務の詳細につきましては、担当部長のほうに答えさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） まず、議員さんの質問にお答えしたいと思います。

簡潔にということですので、追納制度というのは被保険者または被保険者であった者が、保険の免除、若年者収納猶予を受けた期間とか、学生納付の特例、年金額を計算する場合、満額の年金額としては計算されないことから、将来資力が回復した場合等において、過去の免除期間等について保険料相当額を追納することを認めることが追納制度ということになります。追納できる期間は現時点から過去10年以内の免除期間ということになります。

後納制度ですけど、後納制度については平成24年の10月から施行をされております。保険料は納付期限が2年間経過した場合、時効ということで納付することができませんでした。過去10年間の保険料について時限措置ではありますけど、平成27年の9月30日まで3年間に限り厚生労働大臣の許可を受けた上で、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができる制度であります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。簡単にいいますと、追納制度は免除申請、そういった申請によって免除を受けた方と猶予制度によって免除を受けた方の後で納める制度でございまして、後納制度は普通は時効が2年ということなので、滞納したらもう2年たったら払う手段がないところを、特別措置をいたしまして、3年の時限措置をもちまして27年の9月30日まで10年間にさかのぼってお支払いできるということでございます。

この27年9月30日までということで、後納制度を、これについて先ほど市長のほうから基礎データがないということでございますけど、この後納制度によって何か救われた市民の方、保険料が多くなったとか、受給資格期間を満たすことができたとか、そういう事例は市として把握はしていらっしゃるんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 担当者の話としては、そういった事例はあっていると聞いております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。詳しくお聞きしたかったんですけども、

事例はあるということで理解をしておきます。

これは、後納制度、追納制度というのは多分、我々の年代が行うべき、学生から我々の年代までが行うべき制度でございまして、今年年をとって60歳のもらえる、年金をもらえる繰り上げできる年齢でございますけど、60歳から70歳まで受給資格期間を獲得するためにというのと、あとは満額支給に近づけるためということで、制度がございまして、任意加入制度について簡略に御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 60歳以降、納付期間の不足とか、そういったものに対して本任意で国民年金に加入をする。任意加入を、そのままですけど、以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） これは、60歳から65歳までにつきましては、いかなる理由によりまして任意加入ができる制度でございまして、65から70歳までにつきましては受給資格期間25年を確保するためだけに加入すべきものでございます。

こういった制度を、ありますので、これ日本年金機構から時折何か出すときについてにリーフレットも添えて出すものなんですけど、基本的に理解するのは難しいと思います。ちなみ、私自身もやっぱり高浜の実家については、全ての社会保障についてはもう読むのも面倒くさいっていうから、書類が来たら私が読んで全て処理しているところでございますけど、やっぱり現実はその市民の方、こうやって頼れる息子がいればいいですけど、頼れないところは非常にこういう制度というのはつくっただけで何の効果も示さないものとなりますので、ぜひそういう分を年金機構と調整をとりながら上手に市民にわかるように進めていきたいと思っておりますけども。

ちなみに受給資格期間の短縮ということで27年10月、いわゆる消費税が10%に上がるかもしれないという、その時限によりまして施行されます10年、支給資格期間10年の制度でございまして、これについては非常に大混乱を私はすると思っております。

ぜひこれにつきましても、早目のことをやっていかないと、これだけ日本の中でも高齢化の進んでいるこの島でございまして、これはあえて質問しませんが、綿密に調整をしていただきたいと思っております。

もう一つが、この国民年金の金額を上げる手段といたしましては、繰り下げ支給ということで、ずっと1カ月伸びるごとに0.5%伸びていって、最終的には70歳でいただく人には4.2%増加していただくという制度でございまして、これについても現実、対馬の定年が60ですね、なかなか大企業がない中で60以上雇用するのは難しい対馬でございまして、これについては知っていてもなかなか65以上でもらうとか、いらっしゃらないと思っておりますけど。ほとんどの方は60でもらっているというのを聞いておりますけど、これもやっぱり理解はしていただきたい

など思っております。

これまでがこの国民年金の金額をちょっとかさ上げする手段でございましたけど、今度は別の制度で上乗せする制度がございます。付加年金、国民年金基金、個人型確定拠出年金、これは大概いろんな年金の資料によりますと必ず載せております。確かに任意でございますので、無理やり押し進めることは公としてはしてはいけないと思いますけど、やっぱりこういった載っている制度については理解をしてほしいかなと、市民の方に教えていってほしいかなと思っておりますけども、ここで付加年金のことについて私も議員になりまして、議員年金がなくなったということで、すぐ付加年金にかかりました。この付加年金について簡略にちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 付加年金についてですけども、付加年金については国民年金の保険料に加えて月々400円の付加保険料ということを追加をして、上乗せをして納めていただくということになります。付加年金のもらうときの受給額の年金額はその200円掛ける付加保険料の納付月額、納めた月数を掛けたものになります。それが年の受給額になると思います。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。一番大事なことをちょっとお話していただきたいと思うんですけども、これは2年で元をとってしまいます。例えば、二十歳から付加年金を加入しまして400円ずっとお支払いをします。60までですね。19万6,000円、トータルになります。年金はこの65から今度はもらいいただけますけど、もらうときに9万6,000円、要するに半分いただくことになります。いわゆる二年で元をとってしまいまして、3年目からはもうずっと9万6,000円がお小遣いのように入ってまいります。運用率としてはこれを超える上乗せ制度は一切ありません。

これについて非常にわからない方が多うございまして、これ途中でわかったら非常に少ない金額になってしまいます。最後、50歳からになりますと2万4,000円いただくことになりますけども、やっぱりはじめ、二十歳からわかれば普通の所得の少ない方につきましてはたった400円で加入できますので、国民年金とかほかの一般の民間会社にするよりこれはもうよほどいい制度でございますので、ぜひ勧めていただきたいと思いますが、現在145人の方だけでございます。ぜひ、これ1号の保険者に限ってでございますけど、ホームページだけの公告でございますので、もうちょっと力を入れていただきたいなと思っております。

ちなみに私、夫婦二人でこの付加年金というのを加入したんですが、いろいろ社会情勢いろんなニュースを聞きまして、やっぱりこれでは足りないぞということで、国民年金基金というのを職能型ということで漁協のほうに加入をいたしました。この国民年金基金について、簡略に御

説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金基金については、まず自営業者やフリーランスなどの国民年金の第1号保険者の方々が安心して老後を暮らせるように老齢基礎年金に上乗せの年金を支給するものであります。20歳以上、60歳未満の自営業者やフリーランスなどの国民年金第1号被保険者及び、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であります。ただし、国民年金第1号被保険者であっても年金保険料を免除されている方や、農業者年金等の被保険者の方は加入することができないことになっております。

まず、内容ですけど、若干わかりにくいんですけど、終身年金が基本ではありますが、年金の給付、毎月の掛け金等を選択し、給付の形と口数、加入時の年齢等により年金額、それから掛け金が若干変わってまいりますので、若干掛け金が高く設定されていますので、基本となる終身年金のA型で20歳ですね、二十歳で加入すると大体月額7,000円程度掛け金になって、もらう受給のときには毎月2万円程度になろうかと思っております。

ただし、付加年金と国民年金基金は同時に加入することはできないことになっております。これは年金基金のほうが国民年金本体の付加年金の代行という性格を持っているためであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。この分、付加年金、国民年金含めまして唯一の確定給付、給付が確定しているという制度でございます。これは将来に本当に当てになる年金制度の上乗せでございますので、ぜひ周知していただきたいなと思っております。

今、普通の国民年金も納める金額も変動しますし、もらう金額も徐々にマクロ経済スライドで少なくなっているようでございますので、ぜひこれで上乗せを図っていただきたいなと思っておりますけども、この国民年金基金と個人型確定拠出年金、これにつきましての一番のメリットというのは、この議場で言っているかどうか分かりませんが、節税メリットでございます。掛け金は全額社会保険料控除になります。いわゆる住民税、所得税が少なくなります。

もらうときには公的年金等の雑所得ということで、120万円ほどの控除をもって課税所得になりますので、これも入り口出口ともいい制度でございます。よく、運用利率が1%ぐらいということで、そんなことだったら定期預金とかそんなのがいいじゃないかと思われそうですが、この節税メリットというのはも50万円ぐらいすれば3割程度の、掛け金が50万円であれば、3割程度15万円ぐらいの節税になりますので、いかなる貯金の運用利率よりも高くなってまいりますので、だから掛け金と最後給付金ですね、同時でも同じ金額十分お得な年金になりますので、こういう分もぜひ説明できる範囲でしていただきたいなと思っております。ちなみに、もらうときも利

子税、普通貯金しますと利子税がかかります。20%取っていかれますので、これについてもいかにお得かなと思っております。

こういった形で、個人型確定拠出年金というのはかなり投資性もあるんですけども、ここ最近の世情を見ますとやっぱり401kの制度を生かすそういうもう社会情勢になっていますので、学校教育段階から、またはそのいろいろな部分で周知できるところは改革をしていただきたいなと思います。

ちなみに、個人事業主の退職金制度として、これは質問しませんけども、小規模企業共済というのもございます。いわゆるひとり親方ですね。漁師でも加入をできます。これも運用利率がそうよくはありません。けれども、これも小規模企業共済掛け金控除という所得税控除がありますので、これについても制度があるということぐらいは周知していただきたいなと思っております。

いろいろ年金制度について、ちょっと面倒くさい質問をして部長にちょっと御迷惑をおかけしましたけども、こういうふうになかなかやっぱり理解するのは難しいと思っております。こういう今個人情報保護とかいろいろのあるから、やっぱり契約についても、重要事項の説明についてはやっぱり資格者でないと説明できないとか、またはこっちが説明しますよね、聞かれた人が納得したかどうかまで問われる世の中ですので、これを公的な皆様に求めるつもりはありませんけども、それぐらいの市民の方が本当に理解したのかなというところを、思いをめぐらせて制度の周知にあたっていただきたいなと思っております。

それから、障害年金と遺族年金ということで、最初に自分の息子をたとえにしましたが、ここにおける議員の皆様もあと市の幹部の皆様もよく聞くことは多いとは思いますが、国民年金の加入を低所得、いろんな理由によりまして若年のときにかけていなくて、その後障がいを負われて障害年金をもらえない市民の方、多数いらっしゃいます。

本来、免除猶予の枠に入れる人にもかかわらず申請をしていない人がいるとは考えられないかとは思いますが、そういうデータというのも多分、基本データがないからこれも難しいとは思いますが、だからここまでめぐらしていただいて周知を図っていただきたいなと思います。何分、権利性ですね、いつもらうかとかそんな市民の権利が動く申請主義のこの年金でございますから、市民みずからが文書を見て、リーフレットを見てですよ、それを理解して自分で今は他筆は許されませんから、自分で書いて役場とか年金機構に書類を送らなければいけないというのがこの制度の基本でありますから、多分、多くの市民の方でもういろんな書類が来て積んでいるだけの方が多数おられると私は予想をしております。

これ提案なんですけども、民間の銀行は生命保険会社がよく年金セミナーじゃなくて、ライフシニアセミナーとか今後の老後のことを現実を目の当たりにさせて自分のところの商品を買っていただくというセミナーとか、よくあっております。民間ではですね。この公的年金につきまし

でも適切な人材を使っただきまして、ぜひこういった、年金相談20回行われていますけど、各地区で、そういったセミナー類も組み込まれないかなと私は思っておりますけども、これについては年金機構長崎北事務所とは、ぜひ私は調整していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） 国民年金にかかる事務の協力、連携事務ということで北年金事務所と協力をしながら、そういった周知等を行いたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。ぜひ調整をしていただきたいと思っております。

なぜかといいますと、年金制度または税制でもそうですけど、その時代の要請、政策的見地など毎年、下手すれば半期ごとに変わる、改正されます。変わったことを知っている人だけが得をして、知らない人は損をするそういう不公平な社会にはしないでいただきたいと思っております。常に最新の情報を市民の理解に苦しむような方にも届くような、大変でございますけど、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。種々いろいろお話ししましたが、やっぱり市長の最初の御答弁もありますように、基礎データがないということが大きなネックというのは、私も感じているところでございます。年金相談というか、たまに対馬に20回ほど来られて、説明を求めたい方だけのみが触れられて、本来その悩まなければいけない方、本当はこういういろいろな文書が来て悩んでほしいというのものあるんですけど、悩まなければいけない方が悩まなくて、そのまま放置されて、放ったってられる、そういうことが現実じゃないかなと思うんですが、そこで、よく民生委員、児童委員のように、年金にかかわることは年金委員というのが、これは市町村の推薦によりまして、厚労省が認められて、選定されて、市とともにというか、日本年金機構と橋渡しをしながら市民の方にいろいろ啓発をしていくという制度でございます。やっぱり、いろんな基礎データがない、年金機構はたまにしか来ない、どうしてもやっぱり核となる人が必要だと私は思っておりますが、ただ、いろいろこの制度についても、なかなかうまくいっていないのは知っておりますけども、私の個人的な意見としましては、日本年金機構はそんなにいろんな方針とか言われなくても、また国、厚労省から言われなくても、対馬市だけは島なりに何とか、私はこの年金制度については、年金委員を通してこの政策をスムーズに進めるようにお願いしたいと思うんですが、この年金委員については、つくろうというお気持ちはおありでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この年金の問題につきましては、今言われたように、北社保のほうから入って来られてから、年金相談等が行われておりますけども、これでは物足りないのではないかと

という思いの中で、私どものほうも出張所みたいなもので設置することによって、身近な相談というものを受ける体制が必要じゃないかということ九州の年金機構と言いますか、協議会みたいなところに挙げております。その段階においては、返事がされる段階ではないみたいですが、一応、機構のほうにその御意見というのを挙げてみましょうというふうなところで、現時点では終わっているようなところであります。

今、おっしゃられました、その年金委員という問題については、以前のことを思い出しますと、年金に携わる職員さんというのは、結構専門的な知識を持たないといけない、社会保険労務士みたいな、極端に言ったら、それぐらいの知識を持ち合わせてないと市民の御相談に答えていけないみたいな部分があったものですから、私どもの町におきましては、相当長い、そこに携わってもらうというふうなやり方をされていたように記憶しています。長い期間携わってもらうということは、どういうことかという、それだけ年金に詳しい人もなかなか育って行かない部分も、また逆にあります。年金委員が求めて、国のほうが求めている部分というのは、その年金の経験者ということも項目の中にはあったと思っております。

毎年というか、毎回のように年金法というのが変わっていく中で、附則がむちゃくちゃ多い、この法律です。それを読み込んでいって、年金の制度に落とし込んでいくという作業というのをすごいスキルがいる仕事だというふうに思っております。そういう意味において、その年金委員さんというのが、右から左にいるとはなかなか難しい部分がありますが、今、おっしゃられるように、市民の皆さんの老後のことを考えたときの年金のあり方というのをしっかり啓発、相談に乗っていくためにも、必要性は感じております。

また、北社会保険事務所等とも、そのあたりのやり方について相談をしなければいけない案件だろうと思っております。さっき言いますように、事務は全部国が吸い上げておりますので、相談を、こういうふうなことを市としても考えられないかという相談を持ち上げて、また黒田議員のほうにお返ししたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。市長がおっしゃるように、年金委員よりそういった組織があるほうが私はいいいと思いますので、こういった形でも結構ですので、進めたいなと思います。

最後に、老後や万が一の場合の備えを考えると、まず、公的年金の保障の範囲、水準をよく理解し、その上で自助努力をどこまで考えるかが必要でございます。

私、個人の意見でございますが、年金額が減額されたとしても、または支給年齢が引き上げになったとしても、インフレ対策機能が整っており、障害保障、死亡保障、保険料免除制度な

どもある公的年金は頼りになる存在と、私は確信をしております。どうか、市民の理解を深めていくことが大事でございますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩とします。再開は11時5分からとします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 報告します。大部初幸君から早退の届け出がっております。

再開します。

3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、一言市民の代表として行政の方をお願いしたいことがあります。

私は、厚生施設を5月の1日から始めてるんですが、1カ月ほど前に福岡から成年後見人のついた方を入所させたんですが、福岡の後見人の方から対馬のほうの後見人をお願いしてもらえないだろうかということで、本庁の担当課の部長さんにお会いしたんですね。ところが、その成年後見人制度というのを全然わかってない部長さんで、私は、そこで大きな声でどなりましたが、担当課の部長たる者が成年後見人制度ぐらいわからないで部長をしてあるということは、本当に情けないことだと思いました。

それで、ここにおられる部長さんクラスもそうですけど、もうちょっと勉強をされて、市民の方から聞かれたときにはきちんと答弁のできるようなお勉強していただきたいと思います。お願いしておきます。

以上です。

一般質問に入らせていただきます。通告をしておりました対馬いづはら病院跡地利用についてお尋ねします。

私は、この1年間、巖原市民の一番注目しておりますいづはら病院跡地利用について市長にお尋ねしてまいりましたが、市長の答弁が、1年以上たちましたが、全然進歩がなく、くどいようですがもう一度、今回一般質問をいたしました。巖原市民の一番注目していることなので、今回、何回もしているということをおっしゃっていただきましたが、また一般質問させていただきましたので。

今回の市長の行政報告でやっと法人名が、1年3カ月にわたって質問してまいりましたが、上

がってまいりました。市長は、和白病院のことを発表されましたが、これは県や国と和白病院と協議の上で今回発表をなされたのですか、お答えください。今回の発表は、和白病院の許可をもらって発表されたのでしょうか。それもお答えください。

和白病院に、私がきのう電話をいたしました。和白病院の理事長はノーコメントということでしたが、恐らく私は協議はできてないのではないかと考えております。病院を残す場合は、県の許可が必要なのですから、県との交渉が終わってから発表すべきじゃなかったんじゃないかと私は思います。

今まで市長は、県や病院企業団は関係ない、国と直接交渉しているんですからということは何度も言ってこられたんですが、これは真っ赤なうそで、県が国に書類を出さないと許可が出ないはずなんです。それを、ぜひとも国に直接交渉してるということをずっと言ってこられました。議事録を何回か読み直してみましたが、ほとんどそれを言うてあるんですが。国に、市から直接交渉ができるもんなんですか、それもお答えください。

もう一つ、12月に県に病床数の変更を出しておられますが、どこまで進んでいるのかお答えください。

次に、対馬市の指定管理についてお尋ねします。

この問題は、私は6月の議会でやることにしてたんですけど、時間がありませんでしたので、今回に持ち越しました。対馬市の大事な財産を指定管理させている市長の親戚の社会福祉法人梅仁会の不祥事についてお尋ねします。

3月17日、長崎地裁厳原支部の社会福祉法人梅仁会に対して330万円の賠償命令、元市議に対して20万円の賠償命令が出ておりますが、対馬市として市長はどのような処理をされたか、どのような処分をされたか、詳しく御説明をお願いいたします。この社会福祉法人梅仁会の件に関しては新聞報道も大々的にされておりますので、対馬市民が注目しておりますので、きちんとした御答弁をお願いいたします。

私は、こうして1年以上、いづはら病院跡地利用について質問してまいりましたが、1年以上勉強した結果、市長の答弁が、偽りの答弁がかなりあるということがわかりました。それで、今度は偽りじゃなくて本当の答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 3番議員の御質問に答えさせていただきます。

偽りの答弁があるとおっしゃられました。私は真摯に答えてるつもりでございます。6月議会において偽りの質問をされたことも、今、ふとよぎりました。そこについてのお話は抜きで物事が進むのはいかがなものかなというふうに思います。

いづはら病院の跡利用につきまして、まずもって答弁させていただきますが、これにつきましては、昨年の12月、跡利用の検討委員会のほうから提言がありました医療施設と介護施設を併設した施設を整備をしていくというふうな方向で物事を進めておるところであります。

今回の行政報告の中で、福岡和白病院を経営をしてある池友会というところが、一般病床10床、そして回復期の病床50床、それと外来というような形を基本としながら、あの跡利用を組み立てていきますというふうなことであります。

この問題について和白病院の許可を得ているのかと、発表について、相手と大筋合意ができましたということをおっしゃいました。合意ができましたということは、当然ながら許可というのはいくらも持っているというふうに思っております。

一民間団体における理事長さんがノーコメントとおっしゃられた一因は、私はわかりませんが、私どもはこのことについて一定の合意をいただき、そして市民が待ちかねている問題でありますので、市民に向かって発表をしてよろしいでしょうかということを理事長さんに直接私も聞きながら、この問題出してもらって結構ですというふうなことまでいただいた上で、皆様方市民に対しても発表をさせていただいたということでございます。

もう一点の、国と直接交渉をするからというふうな発言がたびたびあったとおっしゃられました。いや、その解釈が違います。厚労大臣といいますが、厚労省において、医療法の特例措置を認めていると。だから、しかるべき流れの中で最終的には、そのやり方っていうのがあるんですよと。

私が直接交渉するなんていう言葉は一言も言ったことはありません。それは歪曲した解釈のやり方じゃないかと思っておりますので、よく読み込んでいただければと思っております。大きな間違いをされてます、それは。私は一回も国と直接交渉するなんてことは言ったことはありません。

医療計画の見直しというのは、当然、県がそこには絡んできます。そして、そのどういうふうなベッド数が必要かということについて、県と私どもはずっと協議を進めておるところであります。そういう中で、どういう形のものが入ってくるかを皆さんにお示しする中で、今から県のほうとも、この厚労省の平成18年通知でしたか、その特例に向かって走り始めるというふうなことで物事を進めているというふうに御理解をいただければと思っております。

次に、2点目の社会福祉法人の梅仁会の不祥事についてというふうに通告がっております。

これにつきましては、本年の3月18日付の長崎新聞の記事に出ておりましたが、社会福祉法人の幹部の元市議に全身マッサージを強制されるなどして精神的苦痛を受けたとして、元その法人職員の女性が慰謝料などの損害賠償を求めた訴訟の判決によって、3月18日長崎地裁厳原支部は訴えを認め、法人などに約330万円、元市議に20万円の支払いを命じた。法人は適

切な職場環境を提供する義務を怠った過失があるというふうに報道には出ておりました。

この社会福祉法人梅仁会の指定管理の状況でございますが、対馬市が社会福祉法人梅仁会に指定管理者制度で運営を委託をしている施設は養護老人ホーム丸山と公園施設であります対馬市ファミリーパーク、それに温泉施設のほたるの湯の3カ所でございます。

養護老人ホーム丸山につきましては、平成14年度に対馬総町村組合が設立をし、梅仁会に運営を管理委託契約で委託をしているというふうな状況です。その後、平成16年3月から、皆さん御存じのように、対馬市の合併に伴い、21年3月まで運営を指定管理者制度で委託、さらに21年4月から平成31年3月までの期間の2回継続更新をしております。

次に、公園施設対馬市ファミリーパークにつきましては、平成14年4月に開設をし、財団法人峰町総合開発公社に平成19年6月まで管理を委託契約で委託をしております。その後、指定管理者制度により公募を行い、2者からの応募がありましたが1者が辞退をされ、審査の結果、平成19年7月から平成24年3月までの5カ年間を指定し、その後期間満了に伴い、前回同様公募を行い、平成29年3月までの5カ年間指定をしているところでございます。

温泉施設ほたるの湯につきましては、平成17年3月に開設し、当初直営で運営をしておりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る目的で規定により公募を行い、1者からの申請があり、審査の結果、平成21年4月から平成26年3月までの5カ年間指定を行い、その後指定期間満了に伴い、前回同様公募により、平成31年3月までの5カ年間指定を行っているところでございます。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識をしておりますが、養護老人ホームにつきましては、入所施設でもあり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設でもあり、また、利用者の利益保護を図る上において非公募という形をとらせていただいております。

なお、継続更新に当たり、法人の事業実績及び事業計画並びに経営状況等を指定管理者選定委員会で選定基準に基づき審査をし、指定管理者として妥当であると決定をし、指定をしているところであります。

この指定管理者制度による指定管理者の取り消し要件というものは、地方自治法244条の2の第11項に、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すか管理業務の全部または一部の停止を命ずることができるというふうに定められております。

具体的には、指示に従わず住民の利用を拒んだり、利用に当たって差別的取り扱いをした場合、あるいは指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合など公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる、または生じるおそれがある場合を指すものであります。

また、指定管理基本協定の第13条に、対馬市は法人が指示に従わないとき、その他法人の責

めに帰すべき事由により管理業務を継続することが適当でないとするときは指定を取り消し、本協定を解除することができ、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができるというふうに定めております。

今回の裁判案件に伴う社会福祉法人梅仁会に対する処分については、関係法令の規定に抵触する行為には当たらないと判断をしております。さらに、正当な理由もなく対馬市から一方的に指定を取り消した場合は、指定を取り消された法人のほうから指定の取り消し訴訟や国家賠償法に基づく損害賠償請求の対象となるということも想定をしております。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ありがとうございます。

対馬市いつはら病院跡地利用について病床数の変更の要望書を県に出しておられますが、何か言ってきましたかと、私は3月、6月の議会でお聞きしましたら、何も言ってきてないという答弁でしたが、皆様のお手元に証拠として出しておりますが、議長と市長が12月に要望書を持っていかれた後、県のほうから返答が来てるんですよ。それを、この前の議会でも言われて、私をうそつきと言われましたが、来てる書類を皆様のお手元に渡してますので見てください。ちゃんと送付と書いてありますので。それを、何でそういうのが来てるのに、3月も6月も来てないと言われたんですか。部長も言われましたよ。

皆様のお手元見てください。5ページの下から5行目だったと思います。

市長と議長が県に行かれたその後、病床数に関するその要望、大臣会議に必要な項目を送付って書いてあります、ちゃんと。だから、証拠はそこにあります。だから、これが来てないということ、3月の議会も6月も言われたんですが、医療政策課がこれほうそのファクスを流してきたんですかね。

だから、あなたさっき、私にうそつきって言われましたけど、あなたこそうそつきじゃないですか。ちゃんと皆さんにお渡ししてますから見てください。

6月16日、医療対策室より山田県議宛でのファクスを見てください。市長及び市議会議長が県に要望、この後、対馬市医療対策室へ特例の大臣協議に必要な項目などを送付とはっきり県は書いています。市長の答弁は、3月も6月も来てないといいましたよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この、まだどこか、私も書類、今もらいましたので、何ページっておっしゃいましたっけ、5ページ。

○議員（3番 入江 有紀君） 下から3行目です。資料5ページの下から3行目をごらんください。

○市長（財部 能成君） 要望書の回答ということではこれなくて、何か項目等の送付ということですので、正式な何もこれ回答ということではないんじゃないですか。私ども、だからこういうものは、私のほうにも何も決裁でも供覧でも上がってきてるわけではありませんで、その当時。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 回答とは言ってませんよ、私は。何か言ってきてますかという、あれをしたはずですよ。県のほうから何か言ってきてますかって。3月も6月も何も言ってきてません。そしたらですよ、何も言ってきてないなら、何で26年2月21日、対馬市医療対策室と協議、26年4月11日、副市長と協議とありますが、何も言ってきてないなら、何で行くんですか、県に。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 事務打ち合わせは、当然職員はやってきましたよということを行いましたよ。その中の事務の中のこのやり取りことなんじゃないんですか。私どもに正式に何もこういうことを回答ということでは返ってきたわけでもありません、私どもに対して。

だから、職員との間で何かのこのどのようにこの後の、何ですか、ここで言う特例の協議に関することをどう詰めていけばよいかという話し合いを始めたということじゃないんでしょうか。そのように解していただければ助かりますが。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか。ちゃんと、もう県が、医療政策課がうそをつくんですか、これ。何も言ってきてないと、私、そういう返事を聞いてないんですよ。要望書を出した時点で、何か言ってきてますかって言うたんですよ。何か言ってきてますかって言うから（発言する者あり）待ってくださいよ、まだ。（発言する者あり）人が言いよるのに。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。ちょっと質問まだありますか。

○議員（3番 入江 有紀君） 何か言ってきてますかということに対して、書類が来てますかとか言ってないです。3月も6月も何か来てますかっていうことに対して何も言ってきてないと言ったんですよ。何も言ってきてない人が2月21日に医療対策課が県に行って、それから4月11日に副市長が県に協議に行く。何か言ってきたから行ったわけでしょうが。そしたら、何か言ってきてるやないですか、うそばかりついてから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 厳正なる中でうそとか言うのはあまりあれですが、私どもうそを言うつもりはありません。

○議員（3番 入江 有紀君） あなたが言ったじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。

○市長（財部 能成君） この回答が返ってきてますかというふうに、たしか言われたと私は理解をしております。そういう中で、私どもは文書で返ってくるのが普通だと思いますので、私どもは何も来てませんよっていうことを言わせていただきました。いや、そういうふうにしか記憶はありません、私には。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言いますけどね、来てるんですよ、現に。そして、医療対策課にも尋ねたら、ファクスでは流しましたから、それはもう隠すことはできません、山田県議宛てに流してありますからっていうことで、医療政策も言ってるんですよ、もう出しましたということ言ってますから、それを来てないというのは大きなうそじゃないですか。人のことをうそつきよばわりしたけど、あなたもうそついているんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こういう論議が、ここでいいのかわかりませんが、6月のことを私は言いましたのは、あなたが20日行ったとか言うのが、それは医療政策課も病院企業団も一度もお見えになったことがないというお話があったから、私はそれは虚偽の質問じゃないかという意味で報告をさせていただいたところでありまして、そこが、今のこのいづはら病院の跡地の次なることに対して、私は決して大切なことではないような気がいたします。

今、市民が求めているのは、どちらがうそかとかいう話じゃなくて、いづはら病院をどのような形で、どのように残していくかということ論議をすることが、私は今求められているような気がいたします。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなこと言わなくてわかってますよ、誰でも、そのぐらいのことを何や、ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

あなた、ぜひとも、もう私は会議録読んでみましたけど、「病院企業団や県は関係ありません。僕は国と交渉してます」会議録に書いてあるんですよ。さっき言われたけど、そうじゃないでしょう。県の医療政策課に書類を出して、それを国にお伺いを立てて、それから医療審議会にかけて。それからまた国に出すんですよ。全然、あなた、病院企業団も関係ない、県も関係ないって言ったじゃないですか。県の許可がないと病院はつukれないじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 病院企業団は直接的には、この医療法の30条の特例の問題には直接的には関係はないというふうに思っております。医療計画の見直しをするのは県のほうであります。病院企業団というのは、あくまで公営企業法に基づく団体でありますので、県とは明らかに違う団体というふうな意味で、病院企業団は医療関係をやっている団体という意味でございます。

冒頭言いましたように、医療計画の見直しを最終的に判断をされるのは国のほうの問題でございます。当然、その間には県が関係はしてきますし、県のほうが出してはいただかんばいけませんし、県の中の医療審議会等々もでございます。それらのことはありますが、あくまで国の方の厚労省通知に基づいた手続に向かって巖原市民の思いを遂げていくということをやっているというふうな話でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 県の医療政策課と話をしたんですが、12月に医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくよう依頼しておりましたが、9月2日までの段階で、まだその書類が、まともな書類が上がってきてませんということだったんですけど、9月3日の1時過ぎからやっと上がってきましたと言われるんですが、去年の12月から交渉に入って、何でその不足した書類を約9カ月ですけど放ったとったんですか。何で持っていかないんですか。今ごろになってから、もう来年が、5月に開院になってから、今ごろ持っていくんですか、県には。

それで、今まで持ってきた書類では不足をしておりますから、あとの不足した書類を出してくださいとお願いしてますけど、9月2日まではまだ上がってきてませんと。9月2日の言葉で、「あした市から持ってこられます」と。でも、その書類が確実に医療審議会に出される書類かどうかということはわかりませんから、まだ、なかなかこれは話が進みませんということなんですよ。

だから、そんなに9カ月も、12月に行ってきたのを9カ月も何で放ってたんですかということですよ。早く、来年の5月開院なら早目に書類を出して、どうしてどンドン話をしてないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 要するに、ベッドの数の考え方っていうの、ずっとそこに患者さんが入所されるわけではなくて、回転をしていかれるし、その病態によって入院日数っていうのは違っていきわけです、それらのことを考えますと、単純にベッドを、すぐに今という根拠をつくり出すというのは大変な作業だということもひとつ、まず理解をしていただきたいと思います。

それともう一点は、次なるところがどういうふうな形で医療を提供してくれるかと、要するにベッドの割り振りの問題、それとも絡んできます。要するに、そのベッドによっては70日のベッドもありましょうし、十七、八日のベッドもありましょう。そのために、どれだけの不足が逆にしていくか。

それともう一点あるのは、統合病院の話がございます。統合病院のほうでベッドの考え方というのが、社会保険診療がどんどん今変わっております。そういう中で、どういう形で組み立てていくかということ、基幹となる病院も実はこの時期、最近まで迷ってたということもあります。

私どもは早くにそれを決めてもらわないと、補完する立場であるいつはら跡の病院のことが定まっていけないということもあり、いろんなことが絡んでくる中でのこの問題は延び延びになってきているということも御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 新病院が来年が開院になるんですが、対馬で一番人口の多いいつはら病院をなくすということが厳原市民のために、どんなに厳原市民が苦しんでいることかということを知っておられますか。そして、透析患者だけでも厳原町だけで53名の患者がいらっしやいます。その透析は南部市民はもちろんのこと新病院までも行くのは大変ですよ、3日に一遍の。それは、市長はどんなにお考えですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今現在のいつはら病院に透析のベッドが2階につくられて、そこも行ってあります。25ベッドたしかあったろうと思います。現在、対馬島内で101名の方たちが透析の治療を受けてあります。恐らく、早い人は2日に一回は受けられてるんだろうとは思いますが。

この状況の中で、新統合病院における透析の予定は40をされておられます。この数っていうので、本当に充足するのかというふうに私も疑問は持っております。単純に上のほうもございしますので、全部合わせると2日に一回といえ、回ることは回るんだろうとは思いますが、やはり長い時間の治療を必要とする透析でありますので、そこまでの移動というのが大変苦痛になっていくことも十分にわかっておるところであります。

そう考えますと、特に厳原南部地域にお住いの透析患者の方が何名かいらっしやいます。この方たちのことも考え、また厳原の中にも当然ながらいらっしやいますし、通うのがつらい状況までなっている患者さんもいらっしやいます。

これらのことにつきましても、池友会のほうにもお話はさせてはいただいておりますけども、当然ながら、統合病院の40ベッドの関係との問題もこれは調整もあろうかと思っております。これは、ベッドの数には入る話ではございませんので、十分に基幹病院である統合病院のほうとも調整をしながら、新たないつはら跡地の病院において透析のベッドが幾らかでもかなえられるように私は努めていこうと思って話はしておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 厳原市民の方たちが、今、個人病院にずっと移りつつあるんですよ。新病院までは、もうバス代もかかるし、行けないからということで、個人病院が今ものすごくふえてるんですが、こうなると新病院が赤字になるんじゃないかと思うんですが、もし赤字になった場合ですよ、市長、この前、あなたはどこが負担するかわかりませんと言われましたよね、その赤字分を。勉強不足でどこが負担するかわからんと、あの6月議会で言ってありますが、も

し新病院が赤字になった場合は、どこが負担するんですか、言ってください。もう勉強してあるはずですので。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公営企業法のもとで、あの企業団はやっているということを私はそのときも言わせていただいたはずであります。赤字が出る形をとっていかないようにしていく、累積的にもですね、というふうに努めるのが公営企業の役割だというふうに思っております。

また、公立病院という意味合いもありますので、交付税への参入というのもあります。それらは市を通して物事が流れていくということも以前からある話であります。

運営っていうことが、今もそれぞれの単年単年でいけば、病院が黒字になったり赤字になったりはしております。それらを私どもが赤字補填をしてるかというところとそういうわけでもありません。という考え方、基本にのっとっていったときは、私どもが補填をするということにはならないというふうに、私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 赤字が出たときには市が負担じゃないですか。何でそんなこと言うんですか。

それと、私は病院企業団の議事録を読ませていただいたんですけど、米倉企業長の言われたことを抜粋して読み上げさせていただきますが、いつはら病院跡に病院機能を残したいというのは、何で市長は企業長には一言も言ってなかったんですか。じゃ、そんな言われるなら読み上げますよ。

米倉企業長は、「いつはら病院の今後を非常に心配している。いつはら病院の機能がゼロになるということは、巖原市民に非常に御迷惑をおかけすることになるんじゃないかと心配している。しかし、対馬市はいつはら病院跡を空にして明け渡してくれればいいというだけのことしか私には言ってこないし、何か巖原町民が医療に困るようなことがあってはならないので、私に何か跡地利用の提言をお願いされるということが一切ない。」という趣旨の発言をしておられますが、選挙公約で2年半前に言っているのに、米倉企業長に話を持って行ってないのですか。

いつはら病院を残すということは選挙公約だったわけですから、早目に病院企業団にお願いすればよかったんじゃないかと私は思います。いつはら病院存続を考えているが、その対応策については相談が全くないので、企業長が言うておられますが、どうして市長は相談しないのですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては、何度となくこの場で言ってきたと思います。

米倉企業長が就任をされた年の4月に、こちらにお見えになりました。そのときのいつはら

病院の会議室でお会いしましたが、その前の前任の矢野企業長さんがおられたわけですが、新しくなられたということで、私ども対馬市はこの建物についてはケアミックスという方法で物事を組み立てていきたいというふうに考えておりますということは明確にお伝えをしております。そして、ほかの人もいらっしゃいました、その席には。そのことは何度となくここで私は言ってきましたよ。何で、私もこの議場で物事を言ってることは、事実をお伝えしてるつもりです。それを信じていただけないと、次の物事は進んでいかないと思うんですが、それは言ってるんですよ。

そして、その後においても、米倉企業長は、こちらにお見えになることもありました。私が向こうに行くこともありました。その場でも、この問題については言ってます。

ただし、一つ言えることは、病院企業団がああ施設を全部介護施設にするべきだという方向を出されてるわけですね。ところが、今、市民は思ってるのは、病院施設等がやはり必要なんだという市民の思いがあると。それ、だから私はケアミックスでいこうじゃないかという話をしておるわけで、病院企業団の基本的な考え方と私ども対馬市の考え方は違いがありますから、だから別の法人を見つけに走るといふふうなことになったということで理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） この会議録では、米倉企業長には市長は一切相談してないじゃないですか。この会議録はうそが書いてあるんですか。（発言する者あり）してないじゃないですか。対馬市からは頼まれておりませんと書いてあるじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） だから、言いましたように、あの施設の跡を利用することについて私は病院企業団は方向が違いますから、何も頼んではおりません。それは事実です。跡利用を病院企業団に頼むという状況ではないと思っております。だから、別のところをお願いをするというふうなことで組み立てをしている次第です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 別のどこを組み立てるにしても、県に今ごろになって書類を、9月3日になって持って行ってですよ、来年の5月開設に当たって、12月から言ってきたのを出してなくて。県のほうの意見としては、現在出てる書類では、一切これは医療審議会に出される書類じゃありませんと。それで、9月3日の日のお昼から書類を持ってこられますので、それを見て、また決めますということなんですけど、何で早目にそれをずっとしないんですか。病院を残したいなら、来年の5月が開院なら早目に巖原市民の人のためにということを考えなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この質問についての答弁は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議員（3番 入江 有紀君） ああ言やこう言う、ああ言やこう言う。

○市長（財部 能成君） いえいえ、私が言っていることも御理解いただきたいと思っております。

以上です。（「全然理解できません」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長の言ってることは、ああ言やこう言い、ああ言やこう言いです、もうみんながわかっていますから、対馬市民が。何で市長はあんななんですかと。本当、市長になられたときはよかったんですけど、今はもうしゃべり過ぎて、うそばっかりついて、私思いますよ、そんなに。何ですか、それ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の発言は取り消してください。うそばかりついてっていう根拠なき発言は、私は取り消してもらわないと困ります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そんなら、さっき言われたことも取り消してください、私のことをうそつきと言いましたから。一緒でしょうが、それは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、6月の議会でみずから謝罪をされたと私は理解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何を言ってるんですか、人のことをうそつきって言うたりしするのに、自分のことをうそつきは取り消せとか。私は取り消しませんよ。言ってるじゃないですか、これ、おかしいじゃないですか、言われていることが。おかしいですよ、今から、今まで（「議長、やめさせんね」と呼ぶ者あり）

私は、ずっと1年間この病院問題について質問してきましたけど、いろいろ勉強したら市長の言っていることがおかしいことがあるんですよ、中身がずっと。だから、それは市民の方からも電話がかかってきて、あれは、市長の言っていることはすごいおかしいんじゃないですかとか来るんですよ。だから、ああ言やこう言い、ああ言やこう言われるのはいいけど、ちゃんとした答弁をしてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 入江議員に申し上げます。うそつき、うそつきはちょっと不穏な発言にもなりますので、今後、気をつけて発言をお願いします。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。

濟いません、梅仁会の件が、まだ時間がなくなりましたけど、どういう処置もしてないわけですね。不祥事を起こした社会福祉法人梅仁会に対しては、市としては何もしていないということですね。市民の人が注目してありますので、はっきりしてください、このことに対しては。社会福祉法人がこれだけの賠償命令が出たり、それからドーム型のサウナの中に職員を連れ込んでマッサージをさせたり、こんなことを施設でしていいんですか。そんな法人がまともなんですか、これは。それで、市が何もしてないということはおかしいじゃないですか、これは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げましたように、地方自治法に基づく中での指定管理の取り消し処分の範疇には当たらないというふうなことで私どもは解しております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 幾ら親戚でも、そういうことをちゃんと処分をしないと、対馬市民は新聞報道でわかってるんですよ。「ああ、やっぱり親戚だから何もしなかった」そういうことになってしまうんですよ。あなた親戚主義じゃないですか、ずっと。

今度の丸山の件でもそうじゃないですか。丸山の件でも3月17日に賠償命令出てるんですよ、これは。その後、4月1日から非公募で渡しているじゃないですか、ちゃんと。そして、峰の杜の件もそうですけど、峰の杜を公募した時点で、もう小屋があったところも解いてるんですよ。それが、まだ梅仁会に移る前に、もう小屋の造成をしてるんですよ。だから、もう梅仁会にやるということは決定しとって、8会社応募したんですよ。それで、くじ引きにせえということでもめたんですが、くじ引きにせんで、梅仁会にやったんです。だから、そのときは1時間半もめたんです。これは、不公平にならんようにくじ引きにしてくださいということでしたんですけど、それもくじ引きにせんで、梅仁会にやっつてもうた。そのときは、もう土地の造成ができてたんです。だから、その証拠も全部持ってますので、だから、そういう身内主義の政治は、もうやめてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりの問題については、私は身ぎれいに物事をやりたいというように思っておりますし、選定委員会等はできて、プレゼンテーション等をされた上で物事がほかの案件についてはしておりますので、ほかの案件についても選定委員会のほうに、それについては委ねております。

今、おっしゃられた小屋のことですか、よくちょっと、私もそれについては存じ上げない問題であります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は、この梅仁会の問題に対しては、神に仕える巫女さんを、職

員をドーム型のサウナの中に油を塗ってマッサージをさせる。そういうような本当、女として許せることじゃないんですよ、これは。だから、そういうことをした社会福祉法人に330万円の賠償命令が出てるんですから、何かの処分をするのが当たり前だと思うんです、これは。

それで、対馬市民は注目してますよ。いつやりますか、いつやりますかということで。だから、このテレビは、おそらく視聴率がぐっと上がってると思いますよ。何がおかしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭、申し上げましたように、私どもの市のほうの指定管理の関係でいきますと、管轄が及ぶ範囲ではないんだというふうな法的な話がございますし、また、そのような処置をした場合の指定の取り消し訴訟だ、国家賠償法に基づく損害賠償請求ということも想定される事案だということも十分に御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江 有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 済いません、もういろいろ言いましたけど終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

.....
○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は、1時から再開します。

午前11時55分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております13番議員の小宮教義でございます。

きょうは、昼1番ということで、眠たい時間ではございますが、消防長、眠たい時間ではございますが、私の持ち時間は50分でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

きのう、皆さんもそうでしょうけども、朝6時からテレビ放送がございました。全米テニスの試合、決勝戦ですけども、日本の錦織さんが決勝戦に臨んだんですけども、かいたく敗れたわけでございますが、次の大会にはぜひ優勝をしていただいて、そして日本の国民に力を与えていただきたいと思います。

国際的な話になりますけれども、今、世界の海で、海の資源の枯渇が心配をされておられます。今月の1日に、福岡でクロマグロの捕獲制限に関する国際会議がございました。中西部太平洋ク

ロマグロ類委員会というそうです。公称をWCPFCということでございます。ここで、クロマグロの漁獲制限が決定をいたしました。

どのような決定かといいますと、まずベースとして、2002年から2004年の漁獲量をベースに、その半減ということでございます。そうすると、それを対馬に当てはめてみますと約600トン、これは非常な影響を与えます。この制限というのは、やはり対馬の漁師は一本釣り漁が多うございます。制限をすれば、やはりまき網軍団、これを中心にぜひ制限を加えていただきたいと思います。

そして、今月の3日には、安倍内閣の改造がございました。私ども長崎県選出の国会議員からは、入閣がございませんでした。谷川代議士には、今後ともさらに活躍を期待をしているところでございます。

それにしても、この夏は何という夏でございましたか、非常に雨が降りました。そして、寒い夏で、異常というふうな夏でございました。しかし、そのような異常な夏でも、各地域の祭り事はございます。厳原町に8月の第1土日は厳原港まつり、俗に言うアリラン祭がございます。

一番最後に花火を打ち上げてフィナーレを飾るわけですが、ことしは中止になりました。私も、この祭りについてはずっと携わっておりますけども、このようなことは初めてでございます。なぜかなと思って、私もずっと考えておりますが、これじゃないかと思ひまして、去年、峰町の木坂の海神神社と豊玉町の小綱の観音寺、これから仏像が盗まれました。中止になったのは、この仏像のたたりではないかと私は思っておりますが、市長さんはいかがお考えでございましょうか。

では、さきに通告しておりました3点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず、第1点の国境離島の政策について、これは2つございますが、第1点はオスプレイ、今話題でございますオスプレイ、これについては国のほうが佐賀空港に17機配備をするということで、今、佐賀県と、そして地元と協議をしておるようでございます。でも、なかなかうまくいかない。ならば、対馬に誘致してはどうか。17機が無理でも、2機でも3機でも誘致するお考えはないのかということです。

それと、2点目は、朝鮮半島の有事に備えて、自衛隊増強をもっと強く国に働くべきではないかという点でございます。

2番目が、観光開発について、今、カジノ法案が国会で審議をされております。長崎県がハウステンボスですか、あちらのほうで今計画をしておりますが、この対馬にも誘致できないか。対馬は全部周りは海です。保安上、非常によい、これが誘致するお考えはないのかということです。

それと、3番目ですけども、観光交流センターの建設について、これは前々日ですか、バス停の話もございました。今のティアラ前のバス停、そして新しくできる観光交流センターのバス停、2つの配置を考えておられますが、2つは要らない、1つで十分だ、ならば観光交流センターに

観光バスの駐車場として、再度、検討するお考えはないのかという3点でございます。市長の答弁を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の質問に答えさせていただきます。

3点ございましたが、冒頭、花火の中止は仏像の盗難のたたりじゃないかというお話がありました。それについて、私の意見を求められたところではありますが、私は異常気象のために中止になったというふうに思っております。

では、通告がありました3点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

国境離島新法といいますか、これについては議会の皆様の活発な活動によりまして、若干先が見えてきたなというふうに思っておりますが、何せ国のほうが決められる話でありますので、そのあたりをしっかりと注視もしていかないといけませんし、国への要望活動、またそれだけではなくて、多くの方たちがこの対馬にこの件に関しましてもお見えですけども、そういう方たちに訴えていく必要があるかと思っております。

また、先だって、静岡の商工会議所の方が、たしか21名だったと思っておりますが、お見えでした。朝鮮通信使の世界記憶遺産に向けての活動と連動したいというお話でお見えでしたけども、その場もおかりしながら、特別措置法のお話等々についても話をさせていただいたところでもあります。

そのように、機会あるごとに、このことについてはしっかりと私どもも取り組んでいきたいと思っておりますし、来年の通常国会においてしっかりと形になるように、取り組んでいく予定であります。

最近、テレビのほうもこの問題について取り上げていただいておりますし、九州のRKBについても、そしてBSの朝日なんかも取材の申し込み等がずっとあっておりますし、番組をつくるというお話も聞いております。そういう意味において、国境に接するこの対馬の状況というのをしっかりと伝えていきながら、国民皆様の御同意をいただけるような展開に結びつけていきたいと思っております。

そういう中、自衛隊の増強のまずお話もございましたが、これについては以前からずっとお話をさせていただいておるところであります。そして、実際、自衛隊のこちらに駐屯してある方たちにおかれまして、この増強に向かっての話というのもきちんといろんな形でそれを組み立てていただいております。実際、どれだけ動き始めてふえたのかということに関しましては、自衛隊のほうも機密情報でありますので、詳細は言えないということではありますけども、しかしふえていることは事実であります。

半島有事の際、起こってはいけませんけども、半島有事の際等を考えたときの備えということをしかりと自衛隊の皆様方も当然自分たちの立場でもわかってあり、こちらの思いというもの

わかっただいて動いていただいておりますので、今後とも伝えていきたいと思っておりますし、先日も第4師団長の深津陸将がお見えでしたけども、そのときもそのようなことも含めてお願い等は事あるごとにしているつもりでございます。

また、オスプレイのお話がありました。これの誘致につきましては、中期防衛力整備計画の中で、26年から30年までの間の期間の中期防でございますけども、5年間で17機の導入の計画が明記をされているというふうに聞いております。

そして、報道等で佐賀空港への配備をめぐる議論がなされているようにありますが、離島防衛ということ考えたときの戦略上の問題として、どこがいいのかということがまず先にあるべきだろうと思っておりますし、そういう中で自衛隊のほうも、今、佐賀ということを選ばれたんだろうというふうに思っております。そういうふうなことも踏まえ、この誘致等につきましては慎重に検討をしまっている問題であるというふうに考えております。

また次に、観光の一環として、保安上、島だからすごくいいからというお話がありました。それで、カジノを対馬に誘致してはどうかという御提案がありました。この関係法案につきましては、昨年11月に国際観光産業振興議員連盟という、通称、IR議員連盟というそうでございますが、この総会において特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案と及び特定複合観光施設区域整備法案というものが確認をされて、12月の5日に国会に提出され、現在、継続審議中であります。

この秋の臨時国会で可決される可能性が高いというふうに見られておりますが、法案成立後1年以内をめどに、IR実施法案というものが策定をされ、これが可決されたことにより、カジノを含め統合型リゾートの建設が開始され、地方自治体が主体で計画を進め、国の認可を得る形になるというふうに思われます。

また、同様にカジノについても、地方自治体が民間企業を選定し、国が免許を交付するというふうに見られておるところであります。

御存じのように、長崎県では佐世保市がカジノ誘致に向け、平成18年度にハウステンボスと勉強会を実施をして、19年8月に西九州リゾート研究会を発足し、本格的に取り組みを始め、平成21年度には佐世保市周辺6市で特区提案をしております。その後、平成24年度に、西九州リゾート研究会計画が作成をされております。

長崎県では、議会の本会議や常任委員会において、長崎県へのIRという施設導入に関する活発な議論が行われ、平成24年10月15日に意見書が可決され、内閣総理大臣等へ提出されております。

佐世保市の市議会におきましても、同様に活発な議論が行われ、平成25年3月に佐世保市市議会統合型リゾート誘致推進議員連盟が発足、誘致に向けて先進地事例の現地調査等が行われて

おります。

法案提出及び継続審議を受け、長崎県、佐世保市では本年3月に誘致導入に向けた検討、取り組みを一体的に実施するため、共同で長崎県・佐世保市IR推進協議会が設立されており、これまで9年間をかけて方針と計画が取りまとめられており、法案が通ればすぐに提出できる段階であるというふうに聞いております。

この法案成立後には、誘致期成会を組織し、官民一体となつての取り組み展開を予定されておられるそうであります。県、市長会、それから町村会のスクラムミーティングの中でも、このような報告があったところです。

県のアジア国際戦略プロジェクトにおける対馬の役割は大きく、韓国人観光客への対応については、宿泊施設問題をはじめさまざまな施策の問題があるところではありますが、対馬へのカジノ誘致につきましては、先ほども説明しましたような制度上、具体的な構想策定について、単一自治体だけではなく、広域自治体との連携・協力のもと、幅広い地域全体の振興を図るための大きな政策目的を達成する効果的な1つの手段として、政策的適合性や政策効果が高い構想計画が求められており、大変厳しい状況にあるんだろうというふうに思っています。

そのようなことを踏まえ、また対馬市本来のまちづくりの基本理念と申しますか、そのあたりとも考えたときに、現在の状況下において誘致への動き出しについては、現時点においては考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、3点目の観光交流センターの観光バスの問題がございました。

これについては、何度となくこの場でもお話をできておりますし、既に工事も始めておりますが、厳原から南側、もしくは南西部の方々の公共交通のあり方というのが、私どもはそのこともしっかりと考えていかねばならないということで、公共交通の政策上の考え方から、今進めております観光交流センターのほうに定期バスの発着場を設けることで、事業を進めているということをお理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 質問に入る前に、1点だけ確認をしたいんですけども、きょうはうそを言った、言わなかったというのが非常に多うございました。恐縮ではございますけど、私も1点確認をしたいんですけども、さきの一般会計補正予算の審議の中において、私が市長はやめるとかやめないとかというのほうそをついたらいけませんよと、そのようなことがないように職員にも教育をといた質問をしたときに、市長のほうから、私ほうそはついておりませんという回答がございました。

やめる、やめないということでのうそでございますよ。最初はやめると言って、次はやめない

と言ったということは、最初はうそであったということなんですよ。うそをつかないということであれば、最初から修正する必要はない。そういった意味では、うそをついたのではないかと思いますけれども、その辺の考え、うそをついたのか、つかなかったのかというのを先に確認をして、あとは質問に入ります。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） うそをついたというふうな考え方では全くありません。お互い人間でありますので、その瞬間の感情というのも当然御理解をいただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 普通の人ならいいですけど、やはり公人じゃないですか。公の場で物を言うということは、言葉を選んで物を言うわけですよ。その中の発言だと、あなたはそう言うけれども、ほとんどの方はそうは思わないんです。公の中の発言は全てなんですよ。その中で言ったことを取り消すということは、以前のことをうそを言ったということになるんですよ。そういった意味では、うそをついているわけですから、正すところは正したほうがいいですよ。だから、何も言わないということは認めたということでしょう、それは常識ですから。ということで、質問に入らせていただきます。

一番最後の観光交流センターの建設についてからお尋ねしますが、ここに対馬博物館の基本計画というのがございます。これは、平成24年3月に作成をされたものですよ。その中に、今の観光交流センターの位置、資料はないですか、先にしゃべりましょう。

この位置の中に、観光交流センターは観光玄関口ということで指定をすると書いています。その中に、観光バスなどの駐車場の整備も検討をしますと、これは平成24年の3月に作成したものですよ。約1年半ぐらい前に作成しておるんですね。そして、今回の計画は、駐車場ではなくて路面バスじゃないですか。1年前に計画をした基本計画そのものを無視した計画ですから、間違っているんじゃないですか。まちづくりの基本というものをつくりながら、その辺はどうなんですか。

あるでしょう、ここに。ページが22、観光玄関口、観光バスなどの駐車場の整備も検討しますと。基本的なものがずれているんじゃないんですか、政策上は。早く言ってくださいよ、時間がない。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、言われる計画の中でおっしゃられた、観光バス等というふうなくだりがあるというふうにおっしゃられました。もし、読まれるならば、等の中に公共交通のことも考えていただければ、市民も助かるのではないかなというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） よく文章を読まんとだめですよ。観光バスなどの駐車場ですよ。駐車場というのは、車をとめて、継続的にするのを駐車場というんですよ。路面バスは停車するんですよ。停車場というんですよ、文面的には。そういう語源の基本もわからないんですか、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、ここに手元にはありませんので、私もそんなふうに責め立てられても、どうも言いようがないんですが……

○議員（13番 小宮 教義君） 手元にあるでしょう、この計画は。

○市長（財部 能成君） いやいや、私の手元にないと、これしかないものですから。

○議員（13番 小宮 教義君） 一般質問するんですから、用意してくださいよ。だから、さっきの言葉の意味があるんですから、それについてはどうなんですか。駐車場ですよ、これは。駐車場と停車場は違うんですよ。それほどに駐車場がないんだから、ここにということで玄関口を指定しているんですよ。

○市長（財部 能成君） そういう中、駐車場の問題については、幼稚園の跡地の問題、それから以前のB&Gプールの跡地の問題等々で物事を組み立てていくということに、話をこの場でもさせていただいたところでありますし、今現在においては乗降場という形で使っている状況であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほどの幼稚園だという問題も後で話しますけれども、ならば町をどうするのかを基本的なものをつくらないから、そういうことになるんですよ。

そして、このやつは時間をかけてやっているんですよ。つくったこの人たちの意見の集約なんですよ。それを無視するということは、これそのものをかかわった人の意見を無視するということになるんですよ。時間がないからいいですよ。

それと、この駐車場については、市長が単独で決めたということは皆さんが御案内のとおりですよ。そして、民間からどのような話が出たかという、これは観光交流センターの運営プロジェクトチーム11名でつくった案ですよ。これは、昨年の会議を3回しています。5月の17日、6月の7日、6月の24日、そのときの会議の資料です。これについては、観光バスが4台、これとまっておるんですよ。計画です。これは当たり前計画なんですよ。博物館基本計画と一緒に、当たり前なんです、これが。

しかし、市長は単独で、勝手に決めるんですからどうしようもないですけど、単独でこれを6月の17日、決定をしています。決定して作成したのが、今のこれなんですよ。そうするならば、このプロジェクトの参加の方のプロジェクトに参加をして、そしてその人たちの意見も聞い

ていないでしょう。市長が言う市民の声というのは全く生かされないじゃないですか、聞かないんだから。なぜ、聞かなかったんですか、こういう立派な計画ができていないのに。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民の声を聞かないというわけではなくて、前回は申し上げましたけども、市民のその参画される方以外の意見、考え方ということも必要なのではないかという意味において、厳原南部の人たちの待合所的な場所というのをどのように作り込んでいくのかというのが欠落しているのではないかというふうなことを私は申し上げ、そしてそのような決定をさせていただいた次第であります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） わかりました。わかったわけじゃないんですけど、次に進みますよ。

文化庁の許可関係についてお尋ねいたしますが、幼稚園跡地は臨時駐車場ということで、たしか来年の3月30日をもって使用ができないと、使用期間は平成27年の3月30日と聞いておりますが、それでよろしゅうございますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 済いません、言葉尻を捉えて、3月31日だそうでございます。

○議員（13番 小宮 教義君） 3月31日まで使えるんですね。

ここに、市が文化庁に出した資料がございます。先ほどの臨時駐車場については、これは許可をもらうために市が出した分ですよ、文化庁宛てに。下記のとおり許可をいただくために、補足資料を提出しますという文章ですよ、手元にあるかと思っておりますけども。

ここに、臨時についてはこう書いてあります。現在、大型バスの駐車場及び昇降場となっている観光交流センター建設予定地の工事期間中、代替機能を持たせ、臨時駐車場、昇降場として暫定的に使用しますと、こういうふうに文化庁に許可のお願いを出しておりますけれども、そのとおりに理解してよろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 当面の間については、こういうことで申請を出しております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ただ、観光交流センターができた後は、観光バスは、準備をしていると言うけども、今の場所には駐車できないわけですね、停車じゃなくて駐車がね。ならば、来年の3月31日ですか、この分を二、三年延ばしてもらわねえにはいかなないんですかね。一番いいんです、あそこが、駐車場は。2年か3年か、来年の3月いっぱいじゃなくて、その辺はどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ある意味、そのあたりの問題というのをクリアしていくために、今回の補正予算において、あそこの周辺の計画づくりというものを委託料で計上をさせていただいているということで御理解ください。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 来年の3月31日をもってということは、ほかに市が文化庁に対して許可をいただくときに、なぜかという、3月30日という区切りがあるわけですから、何か条件をつけて、3月の30日というふうな設定にされたのではないんですか、その辺はどうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもは、この文面にある範囲内でのことしか承知はしておりませんけれども。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ここに、さっきの文章と一緒にすけども、文化庁に許可をお願いした日付が今年度の1月の20日ですよ。そして、条件をつけているじゃないですか、はっきりと。いいですか。巖原幼稚園解体後の用地の整備等についてということで、5項目上げています。先ほど述べたのは2項目めですけども、3項目、4項目ですよ。いいですか、これは1月の20日に出している分ですよ、文化庁に。

3番、4番は、こう書いてありますよ。観光交流センター完成後は、大型バス昇降場として機能が復帰するので、当該地における臨時駐車場と昇降場としての機能は解除するんだと。要するに、観光交流センターができれば、以前のように観光バスが入るんだと、その目的を達成したから、3月30日で解除すると約束しているじゃないですか。そして、観光交流センター完成後の平成27年4月以降は、史跡等として本来の緑地計画をしますと、条件をつけているんじゃないんですか、その辺はどう認識するんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このあたりのことにつきましては、文化財の行政が走っている部分だというふうに私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） この許可申請は、市長部局が出すんですよ。これを長官宛てに出すんですよ。その手続上は、文化財保護法188条には手続の規定をしていますよ。これは、長崎県教育委員会と、そして対馬市の教育委員会、これにも出すよということ、保護法上は決まっています。これを出したのは、市のほうから出ておるんですよ。そういう手続なんだか

ら。文化財とは関係ないんですよ、作成したのは。

だから、いいですか、今の観光交流センターができれば、機能を戻すんだと、そして解除するんだから、3月31日までですという約束なんですよ。この約束をどうするんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このあたりの物事のやりとりについては、私どもの意思疎通がきちんといっていなかった部分が市長部局内であるんだろうというふうに思います。それは認めさせていただきますが、この問題については、私どもは基本的に幼稚園の跡と先ほど言いましたB&Gとか、そのあたりの問題については、文化財の指定をする段階において、平成4年の段階に議会のほうの承認をもらっておるわけですけども、その際の文化財国指定の承認を認める条件として、私どもは文化庁のほうに、ここの駐車場の使い込みについてはきちんと議会でも論議され、そのことも言ってきた話でございますので、このことについてはまだ職員が見えない部分があるかどうかと、職員もわからない部分もあるかと思っておりますけども、そういう流れの中で文化財の指定がされてきて、私どもはそういう方向で、今後も文化庁に対して求めていくというふうなスタンスは変わってはおりません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ならば、このように許可をいただく時点で、条件を国につけているわけですから、許可の条件としてあるわけですよ、あそこに戻すんだという。ということは、許可そのものに対して、虚偽の申請をしたこととなりますよ。国を欺いたこととなりますよ。既に、市民は欺かれているけども、国を欺く行為じゃないんですか、これは。どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど言いましたように、平成4年、20年以上前のことをしっかりと押さえていない中での今の文化財のやり方ということで、このような書き込みをしているんだろうなというふうに私は理解します。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 書き込みをしておろうとか、これは長官宛ての許可申請ですよ。戻すと約束しているんだから、これそのものを国を欺くなんて、どうするんですか、そういうことで。恥ずかしい話ですよ。

それと、結論は出ていませんけど、先ほど文章を言った、これは1月の20日と言っていますよ。そして、私どもの議会で、さきの12月の議会では提示もされて、そして路面バスをとめるということでお話もされました。昨年12月に、観光交流センターにおいては路面バスをとめますよという話で、物事は進んでおったんですよ。

そして、これを出したのは、年が明けて1月の20日ですよ。その20日の中の文章が、先ほ

ど言った観光交流センターが完成をしたら、今の幼稚園跡地の観光バスは移しますよという約束をしているんですよ、その後に。その以前なら知らず。これは、議会無視も甚だしいんじゃないですか。全く違うことを国にお願いするんだから、どうなんですか、その辺は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議会を無視しているということではなくて、私どもの内部の部分において意思がきちんと伝達されていない部分があるだろうと、それについては私の責任だろうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 意思の伝達がどうのこうのじゃない、文化庁長官に出す公文書ですよ。自然と印鑑を押さんといかんじゃないですか。部下の責任じゃないんですよ。さっきから責任をとると言うけども、またおやめになりますか。それが一番いいんですけどね。これは、完全な国を欺く行為ですよ。どういう責任をとるんですか、それなら。お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 文化庁に対して、平成4年にさかのぼって、文化財の指定申請のことを整然とすることがまず第一だと、私は思っております。そのことじゃないと、この問題についての解決には至らないんだらうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昔の話をしよるんじゃないんですよ。ことし出した、1月20日に出した公文書に偽造があるんじゃないかと言っているんですよ。偽造じゃないですか。国を欺いたらいけない。何回も言いますが、対馬市民は欺かれておりますが、失礼な話ですよ。そういうことじゃ、トップとしてふさわしくない、寂しい話ですけどね。よく考えてやっていただきたいと思えますよ。進退を考えて。

それと、時間がありませんから、この前の専用駐車場についてですけど、これは市長のほうは確かに、小宮議員、あれですよと、その他の事項が抜けているんじゃないかと、あなたはおかしいよと、そうでしょう、抜けておったかもしれませんけれど、でもその他の事項の5項目のうち1つを市長は指摘をされた。

あと残りの専用駐車場としての基準、手引がございます。何回も言いますが、それは5つのもので全てを満たさなければいけないということなんですよ。市長のほうは1つをただ取り上げて、あたかも1つしかないような表現をされたけども、あと4つあるんですけども、4つとも全て満たさなければいけないと私は理解をしておるが、市長は特別な思考力の持ち主ですから、何か意見があればお聞かせをいただきたい、そのとおりのかどうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私には何も能力はありませんが、特別なものは、今、そう書いてあることでの形をつくるために、補正予算を上げさせていただいておるところであります、まずもつてですね。そして、その前提となるのは、22年前のそのときの論議っていうのが、まずベースになって、今度の新たな計画、周辺整備計画ですか、それを駐車場を含めてつくりこんでいくというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 昔のことは言いよらんとですよ。現在のことを言っておるんですよ。許認可の問題を私は話をしよるんです。不備があるんじゃないかと、それは素直に認めて、そうですよ、と。じゃあ、善後策をどうしましょうか、という話にならんと前には進みませんよ。

それで、時間ありませんけれども、提案ですが、バス停が2つできるでしょう。まあ、それもいいかもしれない。やはり、使う人の身になって、よく考えていかなければいけないと思います。

今の観光交流センターに、確かに電子掲示板できるかもしれないが、そこには切符を売るところもない、そして、大もとの対馬交通も入れない。入れないことについては、先日でしたか、しまづくり何とか部長さんが、目的外の使用だからできない、ということですよ。もし、本当にやろうと言うならば、都市再生事業ですから、5年間ずつ区切りがあるんですよ。その中において、先ほど言われたような史跡も含めて、全体をどう整備していくのか、それを決めてやれば、先ほどみたいな昔の話も出てこないんです。確固たる計画図がないから、右に行ったり、左に行ったり、そのたびに市民は迷うんです。これは、本当の皆さんの考えです。

それで、駐車場は2つもいらない、済いません、バス停は。それで、もう工事を進めるといふことですが、できれば、この駐車場とバス停の分は、建物はそのまま一緒ですよ。バスをどう配置するか。つまり、路面バスを入れるか入れないか。入れなくてももう1つあるわけですから。工事には支障はないんです。外構工事が始まるのは、ことしの末から、多分、年が変わってからだと思います。まだ決断のときは十分あるんですよ。そうしなければいけないと思いますよ。

それとも、国に出した許可を覆してやるのか、それとも本来どおり、許可申請の分に対して、市として国に従ってやるのか、そういうふうな話になりますんで、2つもいらないから、駐車場は、1つを本来どおりの観光バスの駐車場にするように検討をお願いをします。

ここで区切りましょうかね。答えはお願いをします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その問題については、文化庁への届けている問題については、再度内部の組織的な問題もあろうかと思えます。私自身の責任もあろうかと思えますが、善後策を考えたいと思えます。

その外構工事のお話がありましたけども、これについては、私どもは公共交通の結節点としての拠点という位置づけは、どうしてもこの場所には必要だということは、公共交通の立場も踏まえて考えてましたので、この分については動かす予定はございません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 国を欺かないように、市民は慣れとりますけど、国は大きい機関ですから、慣れてないようにございますから。国を欺かないような行政をしなければいけないと思いますよ。

最後に、あれがありますね……。

○議長（堀江 政武君） 小宮議員、時間になりましたので簡明にお願いします。

○議員（13番 小宮 教義君） わかりました。

責任の取り方がたくさんございましょうけれども、市長はいつも単独で決めるけれども、このバス停もそうです、ほかにもいっぱいございます。

やはり、自分の考えがすべてじゃないんですよ。10人いれば10人の考えがあるんですよ。それぞれの意見をまず聞くこと。これが行政の始まりです。自分勝手にあれを決めたり、これを決めたりするのはとんでもないことだ。だから、よく市民の声を聞くように。まあ、私の大義ですけど、市民の声を生かすということですけども、ぜひ市民の声を聞いて。単独はいけませんよ。だから、こういう失態を招くんですよ。そして、責任をぴしゃっと取る。これが一番です。市民をだまさない。

以上。

○議長（堀江 政武君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時5分からとします。

午後1時51分休憩

午後2時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 清風会の船越洋一でございます。通告に従いまして、2点について市長の考え方をお伺いをいたします。時間が50分しかございませんので、前置きはやめまして本題に入らせていただきます。

1点目は、人口減少に対する施策はあるかお伺いをいたします。2点目は、お船江広場に公衆トイレ及び堤防突端に常夜灯の設置はできないか、以上2点についてお伺いをいたします。

まず、1点目の人口減少に対する施策はあるかでございますが、現在の日本国内の人口は都市部に集中し、地方の人口は減少の一途をたどっており、我が対馬においても昭和30年代前半は6万9,000人ぐらいいた人口が、平成26年8月末で3万3,000人まで減少し、25年後の対馬の推計人口は1万8,000人とされており、そのうち65歳が8,000人、15歳から64歳が8,000人と推計をされております。生産年齢者1人が高齢者1人を支えるという状況になります。

国も、地方のそのような状況を踏まえ、地方創生まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、秋の臨時国会に議員立法で法案を提出し成立を目指すとのことで、1年ぐらいかけて内閣官房が検討していくところであります。

また、長崎県も、対馬交流人口拡大プロジェクト推進会議を設置され、対馬振興局、対馬市、島内の15団体で組織され、観光客増加の効果を島内全体の雇用や生産、消費の拡大につなげることが目的ということで今後協議がなされていくと思われまます。

そこで平成25年度の移動者数を見てもみますと、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間で、出生者数は272人、死亡者数は494人、転入者数は1,331人、転出者数は1,712人、出生者及び転入者で1,603人、死亡者及び転出者で2,206人、結局1年間で603人の減少であります。

また、本年4月1日から7月31日までの3カ月間で、出生者76人、死亡者157名、転入者数416、転出者数373、出生者数及び転入者で492人、死亡者及び転出者で530人、3カ月で38人の減であります。

そういうことで、現在の福祉施設の入所状況を見てもみますと、特別養護老人ホーム5カ所で定員230名に対し利用者が230名、待機者が325名、介護老人保健施設2カ所で定員が160名、利用者数も160名、待機者は100名であります。特定施設入居者生活介護3カ所で定員が160名、利用者160名、待機者が181名、認知症対応型共同生活介護6カ所で定員が63名、利用者数63名、待機者は38名であります。待機者数が644名になりますけども、複数の施設に申し込みが行われているもので、実待機者数は326とされておりまます。

次に、高齢者率を見てもみますと、平成25年度で31.3%、年々上昇傾向にあります。介護保険料基準額は5,520円で、全国平均は4,972円であります。

次に、保育所の入所状況であります。島内の保育所、保育園は2カ所で、入所児童数は0歳児46、1歳児100名、2歳児146名、3歳児182名、4歳児212名、5歳児226名、合計の912名であります。

なお、定員は1,220名でありますので、まだまだ余裕はございますが、地域によっては定員オーバーのところもあります。

それで、まず保育料の金額がどれぐらいかかるかというのを、目安をちょっと一例を上げてもらいました。夫婦と子供2人の4人家族で、父親が給与18万円、お母さんがパートで8万円、第1子が小学生、第2子が5歳児で保育所入所の場合、それぞれの控除内容によって違いはありますが、入所料は約1万4,800円ぐらいになるとのことです。

また、島内の26年度の3高校の卒業生は、対馬高校149人、豊玉高校21人、上対馬高校41人、合計の211名でございます。うち島内の就職者は20名であります。対馬の有効求人倍率は0.83%であります。

このような状況の中で、今子供の出生、それから子供の保育所の入所者数、いろいろもろもろ言いました。それから高校生の卒業生の数も言いました。これぐらいやっていると、どんだけ人間が減っていきよるかというのは、おのずからわかると思うんです。25年後には1万8,000人になるというのは大方の検討がつくと思うんですよね。年に600人、700人ぐらい減っていけば、約そのぐらいにはなってくると思いますが。

やはり、これだけ減っていく現状を見てみた中で、今る私も言いましたけども、こういう状況の中で対馬の首長として、どのようにして人口減少に歯どめをかけるか、その施策があれば一つ市長にお伺いをしたいと、このように思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 船越議員の質問に答えさせていただきます。

人口減少に対する施策はあるのかというふうな御質問でございました。これについて人口減少というのを抜本的にとめるのを、地方自治体が施策ということでは持ち合わせはないというのが、正直なこれは話です。

しかし、今取り組んでいる部分としましては、私どもは3つの力を合わせて「つしまヂカラ」と言っておりますけども、本当に地域資源というものをきちんと表に出していく作業をしないとイケない。東京のほうを見ながらの資源探しではなくて、足元にある資源というのを見落としてきている部分があるのではないかという部分での本来ある対馬の底力というものをしっかりと見つけ直していきましょうよという話を、まず1つの力で言ってます。

2つ目の力として、私ども行政だけがやれた時代ではなくて、市民の皆様の考え方とか、地域の一体感の中で物事をやっていく部分というのが必要なんではないんですかと。そういう意味において、市民力によるまちづくりというのに取り組んでいきましょうという話をしております。

そして3つ目の力として、広がる力で未来づくりということではありますが、まさに外の人たちの力をどのようにこの島で発揮をしていくか、そしてその方たちが持っている情報とか技術とかいうものを先ほど言いました底力、市民力に落とし込んでいくことをしないとイケないのではないかというふうなことを、ずっと言い続けておるところであります。

そういう中、ことしから今JAの組合長をはじめ各機関の代表の方たちで構成をして話し合いが始まりましたが、異業種の連携協議会というのを立ち上げて話し合いを始めたところであります。それぞれがそれぞれの業種だけで考えていっても太刀打ちいかないのではないかというのが、その機関の長の方たちからもお話が出ておりました。それぞれの弱み、強みというのをしっかりと捉えて、それぞれ全体の業種が一つになって動き出すことを作り出す意味において、そのような会議を設定をして動き出したばかりであります。

また、そういう中、5月の下旬だったと思いますけども、地方の元気創出プランというのが総務省のほうから出されました。新しい骨太方針の中に、そのあたりのプランづくりというのが形にしていく予定だから、どのような動き出しを地方のほうからしてもらえるかというふうな投げかけがありまして、私ども帰ってから今の言う異業種の問題もありましたし、また個別で、そこにも落とし込んでおりますが、個別で産業界と産官、私ども、そして学の大学等々専門機関、それから金融機関、産官学金と言っておりますが、この4者がその計画をつくり上げて、国のほうは1万のプロジェクトを吸い上げていきたいということで、来年度の概算要求もされているようにあります。

そして、各省庁の予算を概算要求の状態を横断的に見ますと、各省庁がその地方創生に向かっの連携をしていく枠というものを組み立てておられるようにあります。まさに5月の下旬に総務省の課長のほうから話を聞いた内容が今度の概算要求の形になってきているんだろうと思ひまして、それらのことをしっかりと私ども行政もそうですが、市民の皆様にもおろしていく中で、そこに向かっいけないといけないと思っております。

その国が言ってることはどういうことかと言いますと、大きな企業とかいうものは生まれてこないことをもう想定されてます。都会と田舎というふうな考え方でいった場合、田舎においてわずかばかりの雇用でも創出することが大事だし、その地方における将来的な都会とのかかわり方というものを明確につくって、都会の人材を地方のほうに流し込んでいこうというふうなこともそこには見え隠れしております。

まさにそのような方向というのは、3つの力を申し上げましたけども、そのあたりの流れとも合致するんだろうと思っておりますが、理念ばかり言っても私も始まりませんので、そのあたりについては既に担当課のほうから新政策推進課のほうからそれを頭になって、各部署、各機関にそのことについては説明会等もずっと開きながら、今は落とし込んでおるところでありまして、どういう形で10月中旬だったと思ひますが、それがまとまっていく作業をしていくんだろうと思ひます。

行政として、そのあたりの産官学金、金融機関からの金の流れというのもスムーズに流れていく形、その計画に上がれば、国の1万プロジェクトに認定されればいくということでございます

ので、まさに今回つくられた地方創生の本部ですかね、総理大臣が本部長で石破大臣が副本部長のようにありますが、そのあたりの本部が中心となって地方の問題について取り組んでいっただけのもだと思いますので。向こうが求めるものではなくて、私どもがこのような地域とか地区とかいう単位で組み立てをしていくことをしっかりと伝えていきながら、そしてそこにわずかばかりの雇用が幾つも集まっていくようなことというのがすごく大事なんではないかというふうに思っています。

私どもの島であれば、もう第1次産業というものの再生といいますか再興といいますか、そのあたりの根本的な組み立て直しというのが必要だと思っています。そこに絡んでくる問題としては、当然観光とかいうのがそこには絡んでくる問題だと思っておりますし、それをどのように絡めて第1次産業等の組み立て直しをするかということだと思っています。

また、エネルギーの問題についても取り組んでおりますが、この問題についても当然水産業に寄与できる問題だと思ったり、林業の活性化につながることもなろうかと思えます。当然エネルギーそのものの施設に対しての雇用というのも生まれると思っておりますが、私は水産業における水産物の資源管理の問題とか、それから燃油のたき減らしの問題とかに当然つながっていくエネルギー政策だというふうに思って、今これには取り組んでおります。

当然それぞれの産業が元気になることによって、自分らが汗かき働き、そしてふるさとであるこの対馬というところで生き続けられる形というのをつくっていくことが、私ども行政に求められているんだなというふうに思って取り組みはさせていただいておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 市長ね、言われることはわかるんですよ。しかし、やはり対馬の島民の方たちが、東日本大震災がある前はNUMOの核燃料最終処分場という話も一時出ましたよね。あれはやはり対馬はこのままじゃ沈むぞと、国からの補助金でももらわんと沈むじゃないかという、そういう不安感があったからこそそういう話も出て、青森県の六ヶ所村にも二、三十人の人が視察にいったという経緯もあるんですが、要は震災があった後には、もうその話は断ち消えてしまいましたよね。やはりそういう危機感というのを島民の皆さん、みんな持ってるんですよ。

今現在、対馬の中で何かやろうとしても資本力がないんです。経営者が、それだけの資本持ったところがないんです。だから何やろうにも、まず行き詰まってしまうというのが現状なんです。

今言われるように、県が主体となって、交流人口拡大プロジェクトというのをつくって、いろんな業界団体が集まって、いろんなことをやろうという協議が始まったということですが、やはりそれも恐らく行き詰まってしまうですよ。議論はしますけどね、要は金がないんです。15団

体ありますけど、15団体がみんな出資して何かやろうかと言ったって、そこまでは私は行き着けなと思う。そういう小さくやっつけていながら、雇用を少しずつふやしていこうということは、まずできるかもわかりませんが。

先ほど小宮議員が言いましたように、何かの起爆剤が要ると思うんですよ。例えばカジノをやるのも一つの起爆剤になるでしょう。あるいはオスプレイを持ってくるのも一つの起爆剤になるでしょう。いま一つは3,000人から5,000人規模の刑務所の誘致、これも一つの方法でしょう。そうするとやっぱり変わりますよ。一遍に国のお金がぼんと入ってくるわけですからね。

そういうことも含めた中で、小さくは県とか団体とかでいろんな話はしていきながら、根ではそれをしっかりとやっつけていながら、やはり行政たるものそういうところにも目をつけて、足を運んでどれがいいのかというのは、目をつけて引っ張ってくるようなことも考える必要が私はあると思うんですよ。

例えば、LCCの飛行機を呼ぶにしても、あれは大型ですから、対馬空港は1,900メートル、LCC呼ぶには2,000メートル要る。小型機を、もうちょっと小型化せんことには入れんわけですね。今一番問題になっているのは何かと言うと、国内からの観光客が来るにも、例えば対馬から出て行って一家で里帰りしようにも航空運賃が高い、船運賃が高い、一家そろって帰ろうと言ったら10万円以上かかる、これじゃ里帰りもできんというのが現状なんです。

だから、やはりそういうことがネックになつてくるわけですから、それを打破するためには、交付金なりそういう補助金なり国の金を引っ張ってくるような施策を何か考えてこんことには、どうにも先行きならんことになってくると思うんです。雇用を生まないかん、雇用を生まないかんと言いますが、なかなかそこまで私はいかんと思う。ですから、そういうことも一つ考える必要があるんじゃないかな、思います。

それから国境離島特別措置法、これも今国会の秋の国会には何とかというような話も出ましたけども、しかしこの秋の国会にはカジノ法案が出ますし、それから地方創生、これも出ますよね。これは2つとも議員立法です。議員立法で両方とも出してくるわけですから、やはり国境離島というのは一つ置かれた感じだろうと、私はそう思うんです。だから来年の通常国会にはというような話も出てきてますけども、何とかこの国境離島特別措置法というのが通っていただければ、対馬も何とかいい方向にいくんじゃないかな、これは期待せにやいかんと思いますが。

地方創生関連予算では新聞報道によると、27年度に2,500億ぐらい盛り込むというようなことも新聞報道にも出てました。ですから、やっぱりそういうことで石破幹事長が今度担当相になってやるということですから、地方のこともしっかり見てくれるとは思いますが、先ほど市長は行政がということじゃなしに、行政は行政でそういうところでしっかりと動いてもらわんと、なかなか歯どめがかからんと思いますよ、私は。

ですから、そういうことも含めて一つ考え方を、今私が言いましたね、そういうことを含めた中で、先ほど小宮議員もちょっとそこまでは行き着いてませんので、やはりそういう施策は私は必要だと思うんです。答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 特別措置法の問題については、皆様方と同じように動いているつもりでございますし、これからも来年の通常国会に上げていただけるように動き出しはしていきたいと思っております。

次の点につきましては、この対馬における最終的な生き方というものをしっかりと見据えて、私に入ってくるさまざまな情報とか人とかいうものの中で、しっかりと判断はしていきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） もう少し市長ね、元気を出してやってください。というのは、冷え込んでいくと、この1万8,000人を切ると対馬の商売人というのはできませんよ。今対馬全島のスーパーあたりでずっと見てみますと、100億から150億ぐらい購買はあつてと思いますよ。ところが、これ1万8,000人になってきますと、もうそういうところは出店できませんよ。だからそういうことが、もう先に見えてくるわけですから、それは食いとめなきやいかん。食いとめるためにはどうせにやいかんかということは真剣にやっぱり考えないかんと思う。

行政の中でそういうことをやる、小島議員も言っていましたけども、担当部署はどこかというようなこともありましたかね。そういうところも一つはつくって、真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

先ほど言いました刑務所の誘致、こういうことも考える必要が私はあると思うんですよ。頭の片隅に置いて、やっぱりどっかそこら辺でやれるときがあつたときには、そういうことも含めて考えていただきたい、このように思います。

それから地場産業を見てみますと、農林水産業にはいろんな国の補助制度というのがありますよね。ところが対馬は真珠業、真珠というのも、これは昔から大変頑張つてあるわけですが、ここら辺についての市、国、県の補助金等々どういうものがあるのか、一つお知らせをしていただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど刑務所のお話がありました。これにつきましては、実はことし何月だったかちょっと月は忘れましたが、それと四、五年前ですか、法務省の矯正局のほうに御相談に行かせていただいたところでありまして。その段階において全国で確かそのとき51番目だったと思えますが、もう既に50団体来てるというふうな話がありました。

ことしの話では、五、六年前というのは飽和状態だったんですね。それでどうしても必要だということで全国につくられた経緯がありますが、今は逆に若干余裕が、余裕があるほうがいいんでしょうけども日本の治安のためには、余裕があるというふうな表現されました。

その中で私どもとしては、当然つくられた場合、島内のいろんな産物がそこで使われたりということもありますし、もしPFIでその事業をつくり上げた場合は、いろんな警備会社等がそこをつくり込んでいくということにもなりましようから、その雇入れとかいろんな形のものがあるんだろうなと思いつつ、そこには相談には行かせていただいたところでもあります。

また、真珠のお話ありがとうございました。真珠、要するに養殖関連に関しまして、真珠のみならず養殖関連については、ほかの業態よりも手薄な措置だというふうに私も感じております。それは私ただけの話ではなくて、国からの一つの方向性がそのあたりにあるんだろう。だから、補助とかじゃなくて融資とかいう形での物事づくり込みがされているというふうにも思っております。

ただし、前回中村知事と真珠養殖の若い経営者たちとの話し合いにも参加させていただきましたが、今は一昨年と比べて30%ぐらいいい状況があるんだという話も確かあったと記憶しております。ただし、今度はそこに雇用があるのに、雇用で今度は勤めてもらえないということがあると。それを一生懸命にハローワーク等に持っていき、そこに勤めていただけないで困っていると。逆に人が勤めていただけないことに対する将来的な事業継続の不安があるという話があったというふうに、そのときは思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 真珠養殖について、私もちょっと調べてみたんです。やはり、この真珠養殖というのは、全国的に言いますと1番目が愛媛県、2番目が長崎県、3番目が三重県なんです。長崎県の大半は対馬なんです。これだけ全国的に有名な、世界的にも有名な対馬の真珠を基幹産業として、やっぱり行政も援助といいますか、そこら辺も少しは考えるべきだと思うんですよ。衰退していくのをじっと見るんじゃないかに、やはりどういうことか手を差し伸べるといふことも必要だろうと思うんです。

購入する稚貝1個が4円ぐらいするらしい。その補助金が1円ですよ。去年の対馬栽培漁業振興公社が80万個生産をした、売れたのが59万個、残り29万個は廃棄。廃棄するんであれば、そういうところに無償でやっても構わんぐらいなもんじゃないかなと私は思うんですよ、有効活用してね。そういうことも含めた中で、基幹産業のそういうところを手厚くしてやるということは、私は大事なことだろうと思うんですよ。

最盛期には、3,000人から4,000人の雇用があったと言われておるんですね。その当時は46億ぐらいの売り上げが上がってる、46億。ところが現在は、いろいろ阪神大震災とか円高とか、それから天候による大量死とかいう被害があつて、25年度には46業者、最盛期には

96業者あったのが今現在は46業者、売上高で約16億ですよ。

例えば最低賃金というのは東京でいきますと888円です、1時間当たり。長崎県は676円ですか、今度10月から13円上がりますからね。だから211円ぐらいの差があるんですよ。ですから、これは県でやるわけですから対馬だけ上げるわけにはいきませんが、要はそれだけやっぱり低いんです。低い上に対馬は特に離島やから物価が高い、給料は安い。それでやはり人口は高齢者がふえていくことによって介護保険料も上がってくる。いろんなマイナス面が多いんじゃないかな。

生産年齢者を上げていくにはどうしていかないかんかな。そこら辺を考えてみますと、やっぱり保育所、保育園の園児、これは将来の若者が育っていくわけですから、ここら辺にもやっぱり、先ほど言いましたけど1万4,600円ですか。家族的な負担も大変なもんだらうと思うんです。これは1人の子供だったらいいんですが2人いくとまた変わってきますんで、やはりそういうのは負担がかかって消費が伸び悩むという傾向もあるでしょう。だからやっぱり行政として思い切った施策をやる必要がいろいろあるだろうと、私は思う。

将来の子供たち、将来青年になっていって生産年齢に上がっていくまでは言いませんが、やはり保育所の金額、1人当たり今1万4,800円ですか600円になるやつを、5,000円ぐらいは市が負担してやって、未来の投資だというぐらいの気持ちで、子供たちを手厚くしてやる、あるいはまた福祉施設についても待機者が今326名。そうしますと、これは自分のお父さん、お母さんが家におるから働きにもいけんという人もおるんでしょう、自分で介護せにゃいかんから。施設がないわけですから。

だから、今からの対馬の持っていくよというのを、やはり子供をしっかりと育てやすい島にしていくのか、あるいは老人福祉が完全になって、安心して対馬で老後を暮らせるというふうにしていくのか、そういうことも含めてやっていくには、どうしても外資の金を引っ張ってこんことには。今から交付金も削減されていくんですよ。そうしますと余計に厳しくなってきます。それがどうしても外資の金を引っ張ってこんことには、私は先行きえらくなってくる、このように思います。それがやっぱり人口減少の歯どめをかけるには、やっぱりそういうことも必要だろうと思います。

それと、交流人口をふやしていくには、思い切った政策が先ほど要ると言いましたが、今度今中対馬病院ありますよね。これは土地も、確か建物も病院企業団の持ち物だらうと思いますが、やはりあそこは今度新病院ができれば解体するだらうと思うんですけどね。

今言いましたように、要は農業、林業含めて、農林会館ぐらいをあそこら辺につくって、それに真珠組合も連携をさせていただいて、例えば真珠のそこで販売をするコーナーをつくって、対馬の真珠ですよというのを出すようなところも展示場もつくる。あるいは対馬産ヒノキを加工して、

そこで売る。あるいはまた農産品をそこに持ってきて農業の人たちが売る。道の駅みたいなそういうこともできるぐらいのやはり施設というのは要ると思うんですよ。

今現在農協会館にしても今巖原にあります、あそこはバスもとまりません。そういうふうな販売をするにもできませんよ。旧中对馬病院跡ですとバスも入りますし、駐車場もゆっくりとれますから、やはりそういうことも含めた中で、そういうことも考えていただきたいと思います。

それから、市長、「韃靼の馬」という本を読んだことありますか。ないですか。（発言する者あり）全編読んだ。（「読んでません」と呼ぶ者あり）読んでない。これ私も読んだんですけど、対馬藩士の阿比留克人と利根という2人の主人公がおるんですが、これが朝鮮通信使ですと江戸まで行って、江戸家老の平田直右衛門とか雨森芳洲とかいろんな人との交流、朝鮮通信使のことも出てくるんだ、話が。帰りがけに大阪に行って、大阪で朝鮮通信使を切る。切って、切ったやつを雨森芳洲とか大阪の豪商の唐金屋ですか、対馬藩とかかわりのある人なんです、その人が韓国に逃亡させるんですね。逃亡させて韓国で將軍家から対馬藩に韃靼の馬を調達せよという命令が来る。それを韓国で韃靼の馬というのを阿比留克人というのが潜伏をしとってやっていくという、そういうふうな大まかに言うとそういう物語。ところが朝鮮通信使というのが、ずっとそこに出てくる。雨森芳洲先生というのも出てくる。

歴史的なその中での本なんです、こういうこと含めてテレビ化するとかいうことによって、今対馬でもやってますけども、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産、こういうことにも大きくこれはつながっていくんじゃないかな。あるいはまた交流人口の拡大にもつながっていくんじゃないかな、こういう気もするんです。

五島は、この前新聞に載ってましたけど、五島を舞台に中学校の合唱部員たちの青春を描いた映画「くちびるに歌を」というのがクランクアップしてるんです。これが7月の中旬から8月上旬にかけて、もうやってるんですけどね、ロケは。これ三木孝浩監督がやっているんですが。

そういうことも含めた中でテレビ放映をすることによって、その地域がクローズアップされるということも一つの方法でしょう。やっぱりそういうことも含めた中で、交流人口拡大プロジェクトチームの中でも、いろんな業種の方がおられるわけですから、いろんな友人、知人の方もおられるでしょう。あるいは東京対馬会もあるでしょう、関西もあるでしょう、福岡があるでしょう、長崎もあるでしょう。そういうところに投げかけて、そういうことを一つ一つ積み上げていくということは私は必要だろうと、そう思うんですが、市長どう思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 「韃靼の馬」については私も、全編は読んでないんですが、阿比留克人が出てくること等々については知ってますが、辻原登先生とつながりのある職員並びにOBもおりまして、確か1カ月ぐらい前、2カ月になったかな、ちょっと定かじゃないですが、辻原先生

のほうから直接電話があって、この「韃靼の馬」に関していろんなところから今、本人もアプローチかけてるし、向こうからもかかってくる、テレビとかの話だったと思いますが、映画じゃなかったと思いますが。そういうことが来てるよというふうなお話も、私のほうにも直接その方からも話がありました。

また機会がありましたら辻原登先生のほうにもお会いをし、そしてまた今おっしゃられたようにそれだけではなくて、関西対馬会、東京対馬会さまざまなそういう出身者の方たちに対して、そういうフィルムコミッション的なものをどのように組み立てて、何かないかとかいうことは投げかけは、当然やっていかなくてはいけない問題だというふうに、今お話を聞いてても感じておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ぜひ、辻原先生とも面識があるのであれば、そういうこともやっぱり対馬市からもアプローチをする、朝鮮通信使の記憶遺産にかかわる人たちにも、そういうことの話をしていただいて、やっぱり辻原先生ともいろんな話をしていただいて、いろんなところからアプローチをして、そういうことを一つテレビドラマ化すると変わりますよ。やっぱりそういうことも必要だろうと思うんですよ。

ですから、先ほど言いましたように対馬には資本力がありません。何とか人口流出に歯どめをかけるには外部の資本が要ります。あるいはテレビ等でそういうことをやって、いろいろな流入人口を入れる。あるいはまた韓国との交流の中で、それをやっていくということも必要でしょう。

そこら辺を一つ一つやっぱり、これは我々が主導でやるわけにはいきませんので、行政の中に担当部署一つづらいつくって、そういうこと専門にやっていくぐらいの気迫が私はあっていいと思うんですよ。どこの課でもいいんですがね、やっぱりそういう担当者を1人置いて、こういうことに積極的に取り組んでいって、こういうふうに対馬変えていくぞと、行政はこういうふうな取り組み方をしとるぞと。議会にそういうことを発表して、議会の皆さんも応援してくださいというぐらい、反対に持ってくるぐらいにすると、議員のほうもやっぱり一生懸命なりますよ。皆さん、議員、そういうふうに関心は持つとるわけですから、どうかしたいという気持ちがあるんですが、我々が先に動いてどうのこうの、行政を置いてどうのこうのというわけにはいきません。しかし、応援は我々もいろんなところでそういうところのことはやっていってますけど、しかし、我々が動くよりも行政にそういう部署があって、そして、そこから出て行って、こうですよ、ということ示してほしい、そう思うんですが、そういう課でもつくってやるぐらいの気迫がありますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の政策企画課が中心となって、この問題には取り組んでいるところで

ありますが、横断的なそのような部をプロジェクトチームをつくるのは、可能でございますが、少なくとも、今こういうことが我々の自治体にとって、とても大きな政策課題だということは、各部もそれぞれ考えてはおるところであります。それらを今までひとまとめにして、組み立てていたのが政策企画課でありますし、またその中で、ほかの部には直接つながらないであろうけども、特化して取り組んでいかななくてはいけないというところで、新政策推進課と未来創造・交通政策課を立ち上げて、別部署でやっていただいております。

今の御意見というのを、また持ち帰りながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 時間が3分になりました。最後に、お船江の件についてお伺いしますが、お船江広場に公衆トイレ及び堤防突端に常夜灯の設置はできないか、ですが、お船江は確かに観光客が今多いです。それと、お船江大橋をつくったときに、あそこのらせん階段の下は確かに市があそこをちょっと買うとるはずなんです。私も定かじゃないんですが、確か買うとるはずなんです。らせん階段がこうあるところ。県か市かが買うてますよ。そういうところがあるはずなんです。そういうところに、やはり、民家の人が、バスが大通りにとまるんです、とまったところの家に入って来るんです、トイレ貸してください。それが日本人ならまだしも、韓国人が来たということで、言葉がわからんで、「トイレ、トイレ」と言って、こう来るというようなこともありますので、そういうことはできるだけないようにするには、観光地の一つですから、そういうこともないようなことを、ひとつ、ぜひ公衆トイレをつくっていただきたい。

もう一つは、お船江の堤防がある、突端があるんですが、そこに今、旧野良崎にあった燈明台、それをちょっと小さくしたような形の常夜灯ができないかということなんです。あそこを橋の上からバス等で通ると堤防がずっとすぐ見えるんです、下に。そうすると、そこにそういうものが建つとるということは、確かに昔、船がお船江に入る時に、これを目当てに来よったんやな、というふうなそういう思いは駆り立てられると私はそう思うんですが、どうでしょうか、市長。もう残り時間1分ですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その突堤のところを市が買ったかどうかもちよっと私も定かじゃありませんが、どこの所有かも正直、難しい判断なんだろうと思っております。昔からの護岸というのが。それに対する燈明台、常夜灯をというお話でございますが、お船江大橋との関係も当然あるかと思っております。高さ的な問題もあろうかと思っております。どのような形が最もいいのかということの検討に入りたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ぜひ、今言ったその常夜灯、並びに公衆トイレっていうのは、振

興計画にでも上げていただいて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。これは、お願いをします。時間来ましたので終わります。よろしくどうぞ。

○議長（堀江 政武君） これで、船越洋一君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日予定の市政一般質問は終わりました。

あすは定刻より、本日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分散会

平成26年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成26年9月11日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成26年9月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 湊上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） おはようございます。私は、今回対馬の林業振興につく問題、そしてその材を運び出す林道の基盤整備、この大事な今後の対馬の農林業の産業の中で、非常に道路をつくるということは金のかかる問題でございますが、今後その問題を解決せずに林業振興はないと思っております。どうか対馬市長の前向きな答弁、回答を、ともに意見をもらいまして、前に進んでまいりたいと、このように思っております。

それと、再質問でございますが、昨年12月の定例会の一般質問で、私、厳原町曲地区の道路新設のことについてお尋ねいたしました。この点につきまして再度質問をさせていただきます。

通告に従いまして、市政一般質問を行います。

まず、対馬の林業振興と林道網の整備について、お尋ねをいたします。

戦後我が国は、農林業の振興策として造林事業を積極的に進めてきたところであります。対馬においても、昭和30年ころより集団的な造林事業が進められてきたのであります。

現在、人工林の総面積は1万9,690ヘクタールであります。対馬の森林面積の約30%に相当します。その内訳であります。長崎県林業公社5,111ヘクタール、県有林1,090ヘクタール、国有林5,165ヘクタール、市有林1,090ヘクタール、残りは民有林の5,165ヘクタールとなっております。

植林当初の計画と半世紀に近い時の流れは大きく変化し、貿易の自由化による安価な外材が大量に消費され、国内の林業生産者に壊滅的な打撃を与えたところであり、以降、不振にあえいでいる実情でありましたが、対馬地域においては、近年韓国への輸出が徐々にふえていることも明るい兆しであります。

なお、国内の木材消費量の71%が外材が占めております。

一方、対馬の流通の実績であります。平成24年の実績であります。島内流通8,300立米、島外移出6,500立米、韓国輸出5,000立米、製紙用チップ1万9,000立米、合計3万8,800立米であります。これを平成32年に9万500立米、約2倍以上の取り扱いを目標としております。

しかし、木材の搬出は、林道の存在なくしては成り立ちません。今後対馬市が進めようとする林道網の基盤整備の計画についてございましたら、詳しくお聞きしたいと思います。

次に、厳原町曲地区市道新設工事について、再質問をいたします。

昨年12月定例会において、一般質問により計画の一部ができにくい用地の問題等の説明を市長から受け、難しいことが過去にあったということを十分に理解をしたところあります。

しかし、今後さらに時間をかけ、用地問題が解決していくことがあれば、再度検討していくものと私は理解していたのであります。この最近、一部の関係者に対し、議会議員より、あその道路新設は無理であるというような発言を私は間接的にお聞きしました。このような発言について、私は、市のトップの市長の発言から出たものとは思われませんが、そのことについて一応あったかどうか、確認をしてみたいと思います。

この2点について、林業の振興についてはかなり時間が私にかかると思いますし、ゆっくり話し合ってみたいと思うんですが、2点について市長の答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきます。

2点ありました。

まず、2点目のほうからお答えをちょっとさせていただきたいと思います。

12月の定例会の折にも答弁させていただいたところですが、事業効果の面、それから用地の面等々を考えると、大変難しい状況に陥っている事業だというふうにたしか私は答えさせていただいたと思っております。時がたちまして、あそこに道路の問題が、本当に効果が出てくるのかどうかというのも、甚だ疑問なところもあります。

それとは別に用地の問題が、やはり筆界未定のところなんか、その先にも存在をしております。そのあたりのことを考えますと、その時代によって、また変わってはくるんでしょうけども、今大変な難しいところに陥っているというふうな答弁でお許しいただければと思っております。

そして、どなたかわかりませんが、不可能であると、この事業実施はというふうな発言があったということで、それに私の何か関与があるのかというような今質問でございましたが、私もどなたがどのようなことと言ってあるかもわかりませんが、12月の私の答弁を受けて、そのように発言をされてるのかなというふうな今質問を聞きながら感じておるところであります。

次に、1点目の林業の振興と林道網の整備についてお答えをさせていただきたいと思います。

御存じのように、対馬が89%が山林でありますし、民有林が33%、3分の1を占めている中で、そのうち35年生以下の育成途上にある若い山といえますが、5,000ヘクタールを超えています。5,262ヘクタールということで、人工林面積の27%を占めております。これらの森林の適正な保育管理とともに、36年生以上の利用間伐をすることが急務となっておりますというふうに理解をしております。

そういう意味におきまして、林道網の整備というものは、御存じのように、森林整備計画に基づいて効率的な森林施業が実施できるよう、森林経営計画を策定した地域を優先的に地域の特性を反映した路網の整備を順次進めているところでございます。

現在、市発注の林道、また林業専用道は3路線でありまして、延長で6.3キロあります。公

社発注の林業専用道が3路線、こちらは延長で2.4キロ、そのほか森林作業道が9.1キロ整備中で、完成いたしますと、年間669ヘクタールの間伐が可能ということになります。

また、来年度より新たに市発注の林業専用道1路線1.2キロ、それから森林作業道として8.0キロから9.0キロの整備をしていくというふうな計画で進めておるところであります。

人工林の活用につきましては、林道網の整備なくしてはならないというふうには考えております。効率的な森林施業を推進していき、人工林の活用が容易にできるように一般車両の走行というものを想定する中での林道、そして林業用車両の走行を想定した、先ほどから言います林業専用道、それから林業機械の走行の想定をした林業作業道の3つの区分に整理をして、これらを適切に組み合わせた耐久性のある路網整備を図って、林道密度の向上に努めていきたいというふうに思っております。

また、森林作業道整備事業を利用したほうが早く間伐作業ができる場合もあります。そのようなことから林道網の整備だけではなく、森林作業道整備に係る補助金の拡充、さらに高性能機械を利用した間伐等の補助事業についても、国、県へ要望をしているところでございます。

併せて、木材の利活用の拡大を図るために公共建築物の木造化、さらにエネルギープロジェクト等で一体となって組み込んでおりますけれども、木質バイオマスのエネルギー利用、土地の利用を生かした木材輸出の促進を同時にこれからも進めていく必要があるというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 林業のほう時間がかかりますから、再質問のほうを先に私のほうからさせていただきます。

私も会議録を十分読み直しまして、それと過去の対馬、この事業は平成14年、旧厳原町の時代に計画を樹立されて、その施行が14年からスタートした。ここにおられる渕上町長の時代です。それと、合併後、松村市長、それから要望書が上がった時点で財部市長ということで、一つの首長の3人の方がおられた中で事の展開があったというふうに理解しております。

それで、私は、対馬市の元部長の方2名と現部長と、3名の方々に、もうお二人は退職されておりますが、現地に行きまして、御意見を聞いてまいりました。それぞれそのときの首長の考え、あるいは判断として、方向として、幾らか違いがあったと思います。

そのことをまず申し上げますが、当初計画は循環道路であったと、確定的にそういうふうなことで入ったわけです。小浦に抜けるような地区の法線を構想として上げとったということは、最初から市長の答弁の会議録にもあっております。その用地が一部、今申し上げました筆界未定もあったでしょうが、小浦地区の全体的な説明会の中で受け入れられなかったという、平成13年

だと思えますね、14年から入ってますから。そういうふうなことで、事が進んでおります。

これ言えるのは、話が解決しておれば、この路線は最初からできとったというふうなことに逆にはなるんです。ちょっとその辺のニュアンスが今とはちょっと違うんですが、もともと話し合いがつけば、この事業はなっておったというふうなことになります、今までの説明から聞けば。

それで、平成21年ですか、20年か、財部市長が、市政が誕生したころに要望書として継続の事業実施、お願いしたいと、こう来とるわけですよ。そしたら、その回答は、用地問題が一つ、そして事業効果ということで、新しい材料であります。事業効果が費用対効果、ここについてやや問題があるという言い方に変わとるわけです。もともと用地が話し合いがつけば、この路線は循環路線として旧巖原町は計画を押し通しちよったというふうなことになります。

だから、その辺の違いが若干あると私は思っております。これについて市長どうですか、私は、あなたのお話と旧巖原町時代の話と、若干変わってきているなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 前回の12月のときも申し上げたと思いますが、私自身が企画をする担当として、この事業にはかかわっておりましたので、今おっしゃられたように、曲地区から小浦地区の麻生セメントの裏に抜けていく路線ということで計画をして、物事は始まりました。

そういう中で、事業を進めていったわけですが、大きな当時の曲地区からの要請というのは、高台に住んである方々の緊急車両が入らない問題、そして衛生車両が入らない問題、これらを解決するために中腹に道路が要するというので、曲地区からの要望というのは以前から、ずっとその前から上がっていた問題だと思っております。

そういう中、循環道路をつくることによって、行政としては計画を、それをつくり込む以外に方法はないんだろうなということで、この事業の組み立てをしていって、事業を進めていったわけですが、一番起点側を曲としますと、終点側の部分の用地がうまく進まない状況、またその筆界未定がその先に、山裾から尾根のほうに存在をしている問題等々もあって、この問題、それより先の計画を断念せざるを得なくなったわけですが、当初の曲地区の皆様方の緊急車両、衛生車両等の問題については、一定の効果というものは上がったろうなというふうに私どもは考えております。今おっしゃられるように、最初の段階においては、循環をすることが行政としては最も望ましいことだろうということで組み立てたのは事実であります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） よくわかります。3人の部長さん、特に西村部長は別としまして、過去の部長さんたちが取り組んだ考え方は、時のトップが違いがあったというふうなこともあったかもしれませんが、終点から道路を引き直すかの検討をしてみたいというふうな考えであ

りました。それは担当部長さんに直接聞きまして、それである法線の中で、今おっしゃられるコンクリートプラント、セメントプラントですか、あそこに行くこと、非常に急傾斜の構造物もまいておる、これが非常に扱いにくいぞというふうな指摘もある中で、今度はそれをそのまま下からず横の方面に、小浦の小学校方面に行く路線も私、一部聞いたわけです。

それと、最後に墓地から、いわゆる起点のほうから上に上がるとるわけですが、その起点の上を、墓地の裏を通って神社に抜ける方向で検討がならんかというふうなことがあってました。その3つについて検討したが、結構経費がかかるというふうなことはお聞きしました。

ただ、今市長がおっしゃいましたように、用地が解決したならば、今言われましたとおり、下へおりるといふようなことは、私は一番事業費のかからんことであろう、下というのはコンクリートのほうですね。

ですから、そのときに解決できなかったが、実は市長、曲地区の皆さんは、今までは市におんぶして、その用地の交渉等についても努力なかったが、みずからそのことを解決せにやいかんといふような思いであります。

ですから、その問題が解決した場合、再度検討をしましょうといふようなことに、私は、これはつなぐことが当然かなと、確かに難しいからやってもだめよちゅうのありますが、そのところを一つ、時間がなくなりますから、一応そういう解釈で私は持っていますが、用地が解消すれば、問題が、市長としてどう答えられますか。それでもだめと言うんですか、あるいは前に進むことも、一から検討しましょうと、こうおっしゃいますか、そういうふうな努力をしようといふようなことでありますが、いかがですか、地元のほうの心意気です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今先ほど申しましたように、セメントのプラントの小浦側、その下側に同じ流れのところには、急傾斜の区域がかぶってきております。そのすぐ横を通るわけにはいきませんし、区域が入りますので、その区域を外した場合に、先ほど申しますように、筆界未定がございます。筆界未定の問題、そしてこれを解消していただかないと、始まらないと。どうしてもそこが、一番下側といいますか、低いところから山の高いところのほうに縦に筆界未定が伸びておりますので、どうしてもそこを通過していかないと、小学校側のお話もありましたけども、そこはかわされないと思うんですね、斜面を。

だから、その問題が一番大きな問題として横たわってるんだらうなと思います。それらの問題について、地域の方々が汗を流してでも、この道路が効果が上がっていけられるんだといふようなことが整えば、私どもも当然検討に入ることは一切拒むものではありません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その言葉を聞いて、私は十分だと思っております。ですから、

努力をするというふうなことが今あっておりますから、それを当分の間見守って、近い将来そういうことが解決したならば、またそういうふうな一から取り組んでいただきたい、このように思っています、一応この件につきましては終わります。

林業振興と基盤整備についてのことに入りますが、あと24分しかありませんので、市長、この7月の末日に地域材供給倍増協議会というふうな会があって、木質バイオマス、要は電力を発電する供給エネルギーとして対馬の木材を、チップ材を活用して電気を起こす、このことの話合いがっておりますが、市長は御存じでしょうか、少しその辺について若干触れたいと思うんです。根拠は、それを動かすにも確保するにも、やはりまた林道網の整備ということがございますので、その関係の話をも先にお聞きしたいんですが、バイオマスです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 分散型のエネルギープロジェクトのマスタープラン策定事業ということで皆様方に御説明申し上げ、約6,000万円の補正をお認めいただいたところですが、まさにこの分散型エネルギーの一つにバイオマスの発電というふうなことが入っております。

ほかの再生可能エネルギーの場合は、とても不安定な要素がございますが、バイオマス発電となりますと、そこに発電の安定性というのが担保されますので、対馬の分散型にとっては大変よろしい方法だというふうに思って、これは進めているところです。

そして、バイオマスの発電となりますと、当然豊玉発電所のほうから対馬中に電気を送っておるわけでございますので、そのもとであります豊玉発電所の近いところにそういうバイオマス発電を設けていく必要があるというふうにも考えます。

さらに、対馬中からのバイオマス発電のエネルギー源、まさに木材をそこに集積をしていくことがすごく重要なことになっていくと思いますし、そのことによって間伐等が促進されることにもつながる。

ただし、問題は対馬の山がある意味、木がなくなってしまうとは、50年後まるでないというようなことに陥ってはいけませんので、その自然発生量とか、造林を新たにしていくこととかいうこともあわせて取り組んでいくことによって、持続的なバイオマス発電というものが供給できることになる、ひいては今の火力発電のCO₂の排出というものを抑制をしていくことにもつながります。

そのあたりのことと全体で、調和のとれた電力のあり方というものを求めて、今作業を進めているところでありますので、大事なバイオマス発電であるというふうに位置づけております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） この会議の一部を見せてもらいましたら、今年度からそういう準備を図らばいかんとかいうふうなことやら、その発信元については阪和興業という会社が対

馬の資源を見られて、そういうふうな推進を図っておるといふようなことを聞いておりますが、このことについて対馬市のほうは関与して、これを一体的に進めるといふようなことにかみ合っているのかということをおよそここで確認したいんですが。

それで、資料を見ますと、3万5,000立米、トンですか、の木材チップが必要な需要が、需要と申しますか、必要量になるだろうと、そして3,000キロワットの発電を行うような一つの提案がっておりますが、対馬市としては、この問題に関与と申しますか、承知されておるかという問題なんですが、その辺についておおよそ確認したいんですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨年度からこの分散型のエネルギーの問題については、総務省の事業をもらいながら事業の中でやっているわけですが、その時点においてエネルギーコンソーシアムということで、いろんな企業の方たちがそこに参画をし、その分野ごとに参画をしていくというふうな体制でおります。

そういう中、木質バイオマス発電の問題については、木材輸出の全国でも有数の阪和興業さんが輸出も当然ながら、その手前の発電ということも視野に入れて、このことにはコンソーシアムの中に入ってきてあります。

また、九州電力の系列会社ですか、バイオマス発電とかワイナリー発電とか、そういうものを手がけてある会社の方たちと輸出を専門とされる阪和興業さんが、この問題については昨年度から関与をされ、エネルギーコンソーシアムの中での話し合いが進められているというふうには私は理解をしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） これは、しかる計画が阪和興業さんからなされて、それを対馬市全体としては3万5,000トンの、立米のチップを確保すると、そういうふうなことがうたわれております。

そして、もう一つは、先ほど言いましたように、3万8,000ぐらいの現状の24年度の実績から9万立米の2倍以上の木材が、この平成32年ぐらいには対馬市の中で供給をしていかんやいかんというふうなことがうたわれております。

今のバイオマスのこと以外に、例えば林業公社等が今まで45年の造林の分収契約が、これが35年延びて80年になっております、平成14年のそこらですが。この後の対策は45年の林齢は切っていく、65年になっても切っていく、そして残った80年を切っていく、そこに生まれた何と申しますか、販売した果物は分収で精算していくと、このような方向で決まっておりますので、今から利用間伐が、さっきおっしゃいますように、どんどんどんどん出てくるというのが数字の上で上がっております。

32年に9万立米というふうなことが恐らく出るだろうという見込みなんです、市長はその辺の認識についてはいかがですか。数字の上でといいますか、林業公社の分収の中での利用間伐がいや応なし出てくるということ、そしてバイオマスの3万5,000もあわせて考えにやいかんということが、この近年にすぐ出てくるということをどういうふうに捉えておりますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 公社の分収林の問題については、二、三年前でしたか、私自身もその期間延長の変更契約というものに、私がわずかばかり親からもらった山が公社に出しておりますので、その契約をさせてもらって、長期になるということは当然自分自身理解をしております。

そのことの部分と、このバイオマスの発電の問題については、固定買取制という経産省、国が設けている制度といいますか、ありますが、この部分は基本的に間伐ということの一つのくりが確かあったと思います。そうなりますと、林齢といいますか、年数が伸びていく中での間伐の組み立てというのをしっかりやっていって、そのフィットの固定買取制にのせ込んでいくことというのがすごく大事だと思っておりますし、そのためには、先ほど答弁で申し上げましたが、林道網、林道作業道、林業の専用道等々を設けていく必要があります。

ところが、国の補助事業の予算の伸びと、今おっしゃったのはバイオマス発電を利用しようとするときの供給量の差をどんなふうに埋めていくのかという疑問も持つてあるんだろうなというふうに質問を聞きながら思っております。

そういう部分につきましても、申し上げましたように、林業作業の高性能機械みたいなものを入れ込みながらも、きちんと間伐を進めていく林道網の整備プラスアルファの部分も必要なんだろうなと、そうじゃないと、必要量、供給というのが難しくなると思っております。

今7万立米というお話がございました。たしか対馬の山の場合、自然発生量はざっくり20万立米ぐらい、自然発生量が計算上は、今切り出している量が、今おっしゃられた7万から8万立米だったと、確か思います。用材で出しているのは、その半分以下だったんじゃないかなと思います。

林内に眠っているのを合わせますと、そのあたりのものは賄えるのではないかと思いますし、今以上に間伐をしていくということも当然大事ですし、先ほど申しましたように、どのような造林の仕方をしていくかということもきちんと決めながらやっていかないと、次なる森というのが生まれてこないということにもなるかと思っておりますので、十分なる検討とかいうのはあわせてやっていく問題だと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ちょっと補助事業の現在のあり方について、今後変わっていくというふうなことを私は耳にしております。公社造林が全島に5,111ヘクタールある中で、

みずから林道を公社がつくっておられた時期もあります。ことしまでだということでございます。そのことなんですが、メーター5万以内であれば国費と、もう一つ森林整備加速化・林業再生事業基金、この名称の基金で100%補助、これを活用して林業公社は幹線をつくってきたと、その対応は27年度から打ち切りとなっておりますのでございます。

それで、対馬市と林業公社と、今後の話し合いをしていきたいというふうな文書をたしか、今の部長は御存じないかもしれませんが、平成25年の6月ぐらいにそういうふうな林業公社が対馬市に対して協議をして、そして林道の整備についてはお願いしたいというふうになっております。これは今申し上げます基金が、全て26年度で終わるというふうなことが背景にあるようでございます。

そして、さっき申しあげました1ヘクタールの面積に1,600本の木が残ると、それを45年で480本切る、65年で370本切る、残った750本を80年生で切るというふうなことです。これが今からどんどん出てくるというふうなことに数字の上から見れば、35年以上が公社の場合、8割を占めておるような数字が出ております。

そうしますと、契約からいえば、利用間伐がじゃんじゃん出てくるから基幹の道路の林道の整備を対馬市と一緒に検討していただきたいと、このようなことでございます。その路線の本数は約20本、このようなことが具体的に上がっておりますが、市長が御存じなければ、担当部長のほうがもし御存じであれば、その件につきまして非常にポイントになるかと思うんです。その点につきまして、市長いかがでしょうか、林業公社の実情を言ってるんですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今のお話、林業公社のほうから私に直接あったかどうか、ちょっと記憶にありません。担当部長のほうに答弁をさせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 議員の御質問にお答えいたします。

公社からは前々からそういったことで、ぜひ市と一緒にやってほしいという申し出はあっております。

ただ、どうするという方向性は、まだ結論は出しておりません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、それは仕方ないと思います。今からの問題でございますから、26年度まではこの基金がついて、公社の林道については100%補助ということで、これ以上の幸せはないわけですが、それがなくなる。国費の50だけで終わるわけですが、それで、私は、市長、それをするとか、せんとかという話の前に、やはり長崎県が投資した大きな400億

の金を対馬林業公社には総額で投資がっておりますから、ことしのうちに、やはり県のその担当部の、あるいは出先のほうも含めまして、このことは慎重に、また、どうしたら可能性が、やれることができるだろうか、このことについて、ぜひとも話し合いをしていただきたい。

それと、市長、私の提言なんです、対馬市の林道事業の負担は、通常の事業であれば国の50、そして対馬市39%、地元1%、こういうふうなことをお聞きしますが、これでよろしいですか。もし市長が御存じなければ担当部長でも結構ですが、対馬市の実態がそういうふうなことで、一般林道の施工についてはその補助率ですか。確認いたします。

○議長（堀江 政武君） 市長。

○市長（財部 能成君） 公社との27年度以降に向かったの、どのように組み立てていくかというこの話し合いを持たしていただくことは、一向にこちらとしても問題ありませんし、先ほど言いましたように、進めていこうとしているその分散型エネルギーのことも考慮を当然しますと、民有林だけでできる問題でもございません。公社等々の協力も仰ぎながら、そして公社の経営にも浴する部分もあろうかと思っておりますので、その話し合いはしっかりやっていきたいというふうに思います。

地元負担率の問題につきまして私のほうで詳細に抑えておりませんので、それについては担当部長に答えさせます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 林道事業につきましては、議員のおっしゃられるとおり、国が50%、県が10%、地元負担が1%ということで、市負担は39%になっております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は林道事業を専門でやってるわけじゃないんですが、作業路、伐採して山から下す3,000メートル、3,000円未満。このことについては、森林組合も、公社も、市も、全ての団体が可能でありまして、最終的にこの事業については、森林環境税が県の事業の中で補助がございます。そして、100%の、たしか、負担なしの事業だと聞いております。年間1人当たり500円から3億5,000万前後の税収がある中で、それを活用していくということでございますが、そこらの、やはり今聞きますように、39%の対馬市の負担の中でじゃんじゃんできるわけがありませんし、何かのやはり、何とかいいですか、財源確保について特別の手段を選ばんと、この仕事は進まんというふうに心配をされます。森林環境税の活用ができないかどうか、市長のほうからも県に協議されたいというふうなお願いを私はいたします。

時間はあと1分です。私、もっと話したかったんですが、森林組合からは、やはりそれだけの路線が上がっております。本数にして10本ぐらいの。ですから、森林組合と公社とを合わせて、

近々に20本ぐらいの林道の整備、これは作業路じゃなくて、幹線への引き込み林道、搬出です。そういうふうなことが背景にありますので、私は近々に長崎県と協議をしてほしい。このことについて、特に市長にお願いいたします。

もっと内容的に話したいことはあったんですが、時間が来ました。継続的に、私は、残った分は、12月の定例会でゆっくり。やはり山の木は半世紀を超えてつくっとるわけですから、そう簡単に今の実情の中で合わんから、あるいは……。

○議長（堀江 政武君） 簡明をお願いします。時間が来ましたので。

○議員（15番 大浦 孝司君） ちょっと待って。最後ですから。

そういうことを含めまして、12月の定例会にこのことの残りをいろいろ話してみたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わります。

○議長（堀江 政武君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆様、こんにちは。会派つしまの波田政和でございます。このたび、私が所属いたします会派つしまのほうから、3名の登壇の機会を与您にいただき、議会人として市政に対し質問や御提案を差し上げることができ、大変感謝している次第でございます。どうか最後までお付き合いいただきますようによろしくお願いいたします。

では、本題に入らせていただきます。

今回、私は、市長へストレートに観光誘致が及ぼす経済効果と、本市が目標とする20万人の外国人観光客来島の本音と、来島される観光客をどのように分析されているか、いま一度お聞きしたいと思って登壇しております。

本議会の初日の市長の行政報告の中にもありましたが、国境観光のモデルとして、日韓の自治体の交流を拡大させていくとともに、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産の登録推進など、開会の挨拶の中でも市長の強い思いが具体的に伝わり、私なりに理解はしておりますが、観光客の自然増ではなく、受け入れ側、つまりこの対馬市が観光客の来島を増加させるためどのような対策を打たれているのか、また今後どのような方向性で進んでいかれるかなど、具体的な説明を伺いたいと思います。

1つに、外国人主導で行われている誘致に失敗がないよう、先手必勝の精神で果たして臨んでおられるのか。この観光誘致については、私も再三にわたりこの議会において質問させていただいておりますが、いま一度、市長が島の生き残りをかけた事業であると確信の答弁のもと、この観光誘致に対してどのように取り組まれているのか、またどのように取り組んでいかれるのか、市民の皆様にご理解をいただけるよう市長からお話を伺いたいと存じます。できますなら、6月議会での市長の答弁の答え、方向性が見えたなら、説明も受けたいと思います。

なお、通告しております項目は、自席より一問一答でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告の前段の部分の、ある意味、観光事業というものに対する基本的な考えということの質問がなされたものというふうに思っております。

この観光というものが、24年の外国人観光客のもたらす金額というのは、皆様方にも既に発表させていただいたとおり33億円だったと思います。観光、昨年が18万人お見えです。そして、国内からの観光客の部分ははっきりとつかむのが難しい部分もありますが、今、担当課として押さえておる数字が、約17万人ぐらいじゃないかというふうに国内は見ておるところであります。約半分ぐらいずつの状況です。

皆様方から、国内観光客をふやすことをしっかり取り組まないといけないというふうなお声もある中で、7月7日、福岡のほうで国境観光というものをテーマにしたシンポジウムを私ども、北大の先生方、それから九大の先生方、そしてJTB総研の方、JR九州の高速船の社長さん、一緒にそのシンポジウム等も開催をさせていただきながら、国内の人方がこちらに目が向くような取り組みもさせていただいておるところであります。

また、対馬という地勢的な条件というものをしっかりと最大限使っていくためには、当然のことながら、お隣の韓国のほうとの関係とか、お客様がたくさん入ってこれる環境というのをつかっていかないといけないというふうなことは、議会のほうでもたびたびお話が出てるところであります。これを一度に物事を組み立てていくというのも、財源的な問題で難しい部分はあります。ただし、今ある市有地の問題をどう活用していくかという問題、それから空いていく公共施設、そのあたりをどう本当で使い込んでいくのかということも、やはり実際そこに住んである市民の方たちの御理解というのももらいながらやっていかないといけない問題だろうと思っております。

そして、一番北の三宇田の市有地の問題につきましても、自然公園区域ということで一定の制限がある、これを、制限を撤廃まではいかないにしても緩和してほしいということで、県のほうに要望を出しております、そして環境審議会だったと思っております、そちらのほうである程度の緩和措置というのもお示しをいただいたところあります。それらの状況というのを、私どもは

しっかりと捉えてやっていかないといけないと思っております。

また、10月26日に実施予定で実行委員会が進めていただいております国境花火大会につきましても、今、さまざまなマスコミのほうからも、ドキュメンタリーをつくりたいとかいろいろな問い合わせ等もあっているところでもあります。そのことによって、国内の皆様方に、この対馬の問題なんかも発信することができるんじゃないか、そのことによってお客様がふえていく、国内外の方たちがどんどんふえていく状況をつくらないといけないと思っております。

先ほど、私、33億円といいましたが、観光消費額がたしか、年数が24年度じゃなかったかもしれませんが、89億ぐらいだったと思っております。仮に、89億のうちの33億が韓国からお見えの消費額と捉えております。対馬の総生産額というのは、約1,000億で推移をきてます。その中の89億円、約8%、9%という数字ですが、国のビジット・ジャパンの構想でいきますと、2020年に、今1,030万人ぐらい来ている外国人の方たちを2,000万人にふやしたいというふうな考え方で、国交省初め動き出しをしてあるようにあります。それらの方向性ということも、私ども、ある意味、ほかの自治体に比べますと先駆ける存在だろうと思っておりますので、この地勢的な部分というのを十分に利用、活用しながら、韓国からのお客様というものも、しっかり私どもは視野に入れて誘致をしていくことも必要だと思っておりますし、その意味でも、釜山にあります対馬の事務所の充実ということも考えていかなければならない時期が到来したのかなど、そのビジット・ジャパンとかいうことを考えますと思っております。

8月20日、長崎市長会が釜山のほうで開催しましたけども、これらについても、釜山のほうから、対馬が窓口になって長崎の自治体等に流し込んでいけるようなことも連携していくことも考えていかなくてはいけないという思いで、この韓国と対馬の間の航路というものがもっと太いものになっていくことが、おのずと人がたくさん入ってくる、またそれに合わせた受け入れ体制というもの等も、先ほど言いました自然公園の規制緩和等の方向が出たようにありますので、それらを受けて、次なる動きというものも展開をしていかないといけないというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ありがとうございます。ただいま御説明がありますように、市長から前向きなお話をいただくことで、観光誘致に対し市民の理解度が、少しでも理解していただき、受け入れに対して対馬島民の南北の温度差が少しでもなくなれば、目指すところに行くのではないかと、かように思うから、あえてこの話をしております。

ではここから、観光誘致を盛り上げていくためにも、一つずつ具体的にお聞きしたいと思います。

なお、今から御説明します内容については、ほとんどが地域の住民の皆様から御指摘や御要望

を受けた内容でありますので、市民の皆様にご理解いただけるよう親切な御答弁をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

また、最後に、ただいま市長がお話の中でもありましたが、観光誘致全般について若干質問をしますが、通告外かもしれません。可能な限り御配慮いただければありがたいかなと思っておりますので、これも含めましてよろしくお願いいたします。

まず初めに、対馬南部豆酏地区における観光整備について3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目でございますが、豆酏地区の尾崎山公園にあるトイレについてお尋ねしたいと思います。現在、この公衆トイレの処理については、雨水を利用した自然雨水槽の水を利用し、排水処理をしておるのが現状であります。しかしながら、年々ふえ続ける観光客の利用増から、排泄物の処理が無理があり、早急な対応を望む声がたくさんある中、このトイレを利用する人、また運営管理をする人、豆酏地区を守る会の人々が満足する方法はないものかお尋ねします。

次に、2点目でございますが、豆酏地区の集落内の道路が狭く、大型バスが通行できず、観光スポットとしての知名度がいま一つ低い点であります。このことは、先般の議会においても同僚議員から質問がございましたが、その後、何らかの進展があったのかお尋ねいたします。

次に、3つ目でございますが、この豆酏地区は古くからさまざまな歴史と多くの遺跡がございます。このような歴史的遺産の価値を広く知っていただき、対馬の観光名所の大きな一つにしていくためにも、PRの戦略を再検討する必要があると私なりに考えております。これらについて、市長、どのようなお考えがあるのか、また何らかの検討や対策をとられているのか、重ねてお願いしたいと思います。

市長、寂れゆく対馬南部の再起をかけた思い、地域の人々の思い、一緒になって盛り上げていくではありませんか。

以上の3点について、まずは御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 豆酏地区が持っている自然資源もそうですが、民俗学的な部分での資源、そして対馬において最も南で太陽の恵みを最も受けるような地形、そんなことを考えますと、豆酏が持っている潜在能力というのは、私はすごくあるというふうに以前から思っております。

そういう中で、尾崎山自然公園の突端のほうからの景勝を、以前から豆酏というと景観まずあるわけですし、そこに行かれる方っていうのは当然多いわけですが、あのトイレ等につきましては、地域の方に管理等をお願いをしているはずでございます。今、雨水処理、あそこの場所的な問題とか水の量の問題等々考えると、とてつもない、あれだけの距離が離れておりますので、相当の事業費がかかろうかと思っております。

利用者がふえていく中で、その施設が追いつかないというお話でございますが、トイレといい

ますと、後処理のこと等を考えますと、今、よく世の中でも出回り始めておりますが、燃焼型のトイレとかいうことも考えていく必要があるのではないかと。対馬の場合、山とか海とかいうものがどうしても売りになっていく部分があります。じゃあ、そこに水道という問題がきちんと整備されてるかという、なかなか難しいところに全てがあると。そうなりますと、今言いましたような新たな施設を導入をしていく、それに先ほどからのお話がありましたけども、バイオマスの活用等をどうしていくかということも絡めていかないといけない問題だろうというふうに、このトイレの問題については感じておるところであります。

それと、町中の、豆殿の市街地内の道路が狭いというお話がありました。それは、申しわけございません。家の間の道の狭さの問題でございましょうか。それとも、申しわけございませんが、県道のほうも広くないわけですけども、どっち、両方とも。（「県道です」と呼ぶ者あり）県道のお話でございましょうか。

県道については、以前からこの問題については、浅藻から瀬に抜けていく道路の計画というのは、豆殿地区に恐らく二、三十年前も提案があったと私は記憶をしております。そういう中、町中を抜けていくというのが難しさが事業としてあるという中で、今度は農道関係の整備とかいうことに振りかわっていく部分もあったというふうな記憶もしております。地区の方たちのそこに係る必要性等々を十分にお聞かせいただく中で、しっかりと、管理者であります県のほうにその問題は伝えていかなくてはいけないことだというふうに思います。

3点目が、PRでございまして。

この問題の中で、今、豆殿というものを表にどんどん出していくために、最もよその方たちが注目をされる部分は、まず赤米神事のことが、やはり都会の方たちにはクローズアップされている部分があります。そこを導入部としながら、ほかの豆殿の資源というものをしっかり表に出していくことを、市民の皆様、地区の方々も数年前から私どもの事業等を活用していただいたり、ほかのところの制度も使って動き出しをしていただいているところでもあります。外の方たちの、赤米大使になっていただいております歌手の相川七瀬さんなんかの力も借りながら、この豆殿というものをさらにクローズアップしてやっていきたいとは当然思いながら、行政を進めているところでもあります。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） この問題に関しましては、ただいま市長の答弁からも察しますが、前向きな答弁であったと思いますが、この豆殿地区においての1点目の尾崎山公園のトイレ、ただいま説明では、現代的なもの、簡単に言えばバイオトイレみたいなものを考えるべきじゃないかというように私なりに捉えましたが、相当部落から距離があるので、水道敷設は難しいかなと私なりにも思っております。そういう中で、今、市長が答えられたように、近代的なもの

を取り入れていこうということをお話なされましたので、まずはとっかかりとして早急にこれをやっていただきたいということが1点と、まず雨水を利用しながら現時点やっておりますので、これを緊急的にも大きなものに据えかえるとか、ましてやそういった足りない場合の補給するシステムをもう少し充実していければ、当面、地区の皆様が考えられるものが解消していくんじゃないかなと思っておりますので、そこを踏まえまして早急な整備をよろしく願いしておきます。

それと、前々から市長も、議会の中で答弁をお聞きしますと、ただいまありましたが、豆酩地区の観光整備については重要視されているというお話であります。しかし、私は、豆酩地区が秘めている魅力、2009年のにはんの里100選にも選ばれた経緯もあります。この豆酩地区を、もっともっと広く、内外問わずPRを広げていくことが大事じゃないかなと思っております。財部市政が誕生し、豆酩地区における観光整備は少しずつ進んでいると理解してもよろしいのでしょうか。そこもあえて聞いときます。

まだたくさんの課題があることは私も承知しておりますが、この地区は対馬も最南端でありますので、取り残されることがないように配慮を行政もしていただければ、十分な観光地としての魅力といたしますか、物を持っているのではないかなと、共通の意見であったと思っております。これも含めまして、豆酩の問題については3点申しましたが、全般的な考え方として力を入れていただきたいなと要望しておきます。

また、市長、何かあれば御答弁よろしく申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、先ほどから申しますように、豆酩地区の問題につきましては、地域の方々の動き出しというのもあっておりますし、私ども行政側が一方向的にやっていくといっても、観光という受け入れは不可能な部分もありますので、まさに動き出しをしていただいているということがありがたいことだというふうに思っております。

そういう中、隠ス山付近の大銀杏周辺のパーク化とか、散策道の整備とかいうのも、ほかの制度等を私どもと一緒にしてから動いていただき、市民が汗かいていただいております。尾崎山のやはりあの景観というものを残していくための植樹作業等も、皆さんでやっていただいているという状況が今あって、そのあたりの一体的に物事をやっていこうという環境というものの醸成というところは、ある一定レベルまで来てるんだなというふうに私どもは思っております。

あそこの地区につきましては、何人かの方たちが、やはり今の旅行の形態が、大人数で動くのではなくて、個人単位といたしますか、孤族化していく中での、民泊等も取り組みを皆様方がされてる。まさに、世の流れというのをキャッチしていきながら、自分たちの地域のこともわかった上で動き出しをされてるというふうに思っております。もっともっとあの地域には潜在能力があ

りますので、先ほど言いました醸成の段階はある程度のとこまで来てるんだなと思っております。あと、皆さんが一体的に一つの方向で一気に動き始める、それは赤米神事のこともそうですし、海という資源もあそこは持ってあります。定置も持ってあるとか、果樹も持ってある。いろんなことがあそこはある地区ですので、それらを一体的な形での地域づくり計画関係をつくり込んでいただきたい。そうすることによって、私どもも動き出しがすごくしやすくなるというふうな段階に来てると思っております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、豆殿地区の整備については市長も前向きであるということで、地区の方ともどもしっかり市役所に営業に行きながら頑張っていこうということ、地区員にまた報告したいなと思っております。

では、豆殿はこの辺で終わります、次に、久田地区について、お船江周辺についての整備について、重ねてお伺いします。

現在、お船江を観光するための観光バスでいらっしゃる観光客、たくさん見受けられますが、私も久田に住んでおる関係で、このお船江周辺にいらっしゃる観光客の皆様が、バスから降り名所へ行く姿を見ております。

そういう中で、このバスの駐車場、これが不足することから、地域住民の感情が少しよくない。先日も、トイレの問題のお話があったおりましたが、まさにこういったものが、地域住民のイメージを悪くするのではないかということがクローズアップしております。

このような関係で、私は今回市長にお尋ねしたいのは、PRもし誘致もする以上は、せめて最低限の必要なもの。前回からお話ありますが、観光客は、体系は変わったとしても、自分の身の回りのものはいろいろ勉強しながらいろんな知識を得ながら持ってきます。しかし、どうしてもできないものは、受け入れ側がしっかりしなくちゃいけないと私なりに思っておりますので、このバスの駐車場に関して、市長も地域を見ながらどう感じてられるのか、今のちょっと素直などこをお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 昨日の船越議員におかれましても、お船江という、巖原港にとっても大事な遺構でありますし、日本全国にとっても、この遺構というのが残ってるのはもう数少ない状況で、そういう全国レベルでも大切にしていかななくてはならない遺跡であります。

これをどこから眺めたら一番いいのかっていうと、昨日の船越議員がおっしゃられた部分のほうから眺めていくのが最もいいわけですし、臨港線ではなくて県道のほうからというのは、やはりそのよさっていうのは感じられない、なかなか、と思っております。そうなりますと、向こうの突堤といいますか、そちらのあの広場のほうに県道側から入り込んでいくというのは、長久橋のと

ころから川沿いに入っていくってなりますと、何軒もあそこには家が建っております。県道からおりる場合、バスがまたおりるとなったときの高低差が若干あるかと。取り付けによって、長久橋の下流にありますベンリ橋のほうまで緩やかにおろしていくってということで、あそこを道路を取りつけるというふうなこともできるんだろうなとは思っています。

それともう一点は、お船江大橋において、あれが施工される段階において、らせん階段がつけられました。これは、今おっしゃられた道路のほうからの進入が難しい状況にあるであろうということを見込みを立てられる中で、あの橋からのおりていって、突堤のほうから、広場からお船江を眺めるというふうなストーリーであそこはつくられたんだろうなというふうにこちらは想像をしております。

バスの進入道路となりますと、当然のことながら、用地との兼ね合い等もあります。もし、そのあたりのことが可能というふうな状況が見えた場合は、事業延長といえますか、それ自体はそんなに延長があるものではないと思っております。事業量なんていうのは全く積算をしておりますので、私も何とも今言えませんが、延長的にはもうあそこで想像がつく範囲だろうと思っております。それが可能かどうかということの検討は、まずもってできるというふうに思います。そのことによって、巖原港の中矢来とかお船江とか、そういう観光資源、涅槃像とかいろんなものが巖原港にはございます。それらの資源というものをしっかり見ていただける環境整備というのは、当然ながら必要だろうというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、お船江の駐車場について、私なりに市長に提案をしたい件があります。といいますのは、いろいろ住民の方から駐停車、乗降に対しての苦情があります。私は、観光というものは、別に歩いて何も問題ないと思っておりますので、そこまで進入するための改良をするのをお願いしているわけではございません。私の提案は、市長、久田の浜に消防の宿舎があるのは御存じですか、臨港道路のところに。わからないですか。行ってみてください。その消防の宿舎があります。消防長ありますよね。その横に、4階建ての自衛隊の宿舎があるんです。その向かい側は臨港道路です。この臨港道路の線に沿ったところに、港湾道路の余剰地があるわけです。私なりに、約で申しわけございませんが、8メートルの50メートルぐらいの道路沿いにあります。

この敷地は、現在、不法駐車とか車両ナンバーがない車とかがたくさん駐車されております。恐らくこの用地は、多分、県が管轄してるんじゃないかなと思っておりますが、このような余剰といえますか、名所に近い場所が、今御提案しているわけですからあります。だから、いろんな使い方とか基準とかあるかもわかりませんが、早急にこういった余ったところを、県とも相談しながら、しっかりした駐停車場所をつくるのが、さらなる、地域も協力していくんじゃないか

なという思いでありますので、行政間の間でやれることだろうと思っておりますので、早急な整備をやっていただきたいなと思っております。これは要望としてかえさせていただいております。

それでは、通告はこの2点でございましたが、先ほど冒頭の中に、市長が全体観の話もなされておりますので、観光誘致に対して。私も、それなりにこの件を再度確認したいなと思っております。通告外でありますので、可能な限りで構いません。

この観光に対する整備の関連としてお尋ねをします。

先般開催されました6月定例会の折、私は市長へ幾つかの提案とか質問をしております。その中でも、特に韓国人といいますか、外国人観光客の受け入れ体制について質問をしていると思うんですが、その際、市長の答弁の中にも、先ほどの説明の中にもありましたが、宿泊客の問題について確認しておきます。

年々ふえ続けるであろう観光客に対して、宿泊施設の不足から、この施設をどういう感じでふやしていくかという認識のもとで、市長は私に必要であろうと、6月、お答えをいただきました。必要であるというなら、読み返していただければ、財源の話とか、今、諸作業をやつとるといような答弁も中にあると思います。そういったことを考えながら、それから3カ月ぐらいしかたっておりませんが、先ほどの話の中で、観光客は待つてはくれませんので、毎日毎日が進んでおると思いますから、もしそういった進みがあられるとするならばお答えをお願いしたいと思します。

このポイントは、ホテルの誘致事業について実はお伺いしてるわけですが、ポイントとしまして、先ほども話がありましたから、いまだ誘致先が見つからない比田勝の三宇田浜、このホテル誘致について再度確認をしておきたいと思します。私は、前回の中で、外国資本でもいいんではないかというようにお話をさせていただきました。そういう中で、一つの結論を出さなくちゃいけないのかなという話も市長はあっておりました。

そこで、いま一度、このホテル誘致に関して、市長の見解を。今まで私なりに情報を集めてみますと、誘致のいろんな諸条件が文章化したものもあります。そういった中で、一つの考え方ですけど、今までみたいにグレードの高いものをまだ誘致してあるのか、それとも若干もう少し窓口を広げて、たくさんの方が誘致条例を見ながら検討されるだけの幅を持ってあるのか、その辺も含めまして市長の見解をお聞きしたいなと。市長の話の中で、宿泊の不足が、ここを遊休地としていつまでも開発しっぱなしではいけないという考え方で進んであるとはわかっております。そういった意味から、この件をもう一度、今まで文章で出してあるこのような条件をまた変えられたのか、またここでもよろしくお伝えください。どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 前回、不調に終わりましたこちらの誘致条件というのは、当然、同じよ

うにしても新たなところの参入というのは望めないというふうには思っております。そういう中、先ほど申し上げましたように、県のほうの環境審議会における一つの足かせが全て外れたわけではないですけども、緩和されるというふうなことも出てきておりますので、それらを踏まえて、そして前回の応募の状況等をきちんと精査して、宿泊施設が入ってこれる条件等々を、間口をどこまで広げるかという問題はありますけども、それは今までよりも広がっていくことには当然なろうと思えます。そうじゃないと、宿泊施設が可能とはならないであろう、ふえることはないだろうというふうな思いで今はおります。

○議長（堀江 政武君） 波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 前向きな御答弁ありがとうございました。私がさらにその件を問うとするならば、市長の取り巻きといいますか、周りの優秀な人材の方々だけで考えるのではなくて、もう3万島民、対馬おりますから、島民を信じて、そのノウハウとか、知識とか、営業力に期待して、幅広く情報の窓口を広げてみたらどうでしょうかと御提案したいわけですが。

市長が常々申してありますように、3つの力の1つの項目として、市民の力もあるんじゃないかなと、このように思っておりますから、市民協働で頑張るとするならば、こういったものをたくさん開くために、全員で営業活動でもやれるような体制をとっていただけないかなと、このように思っております。

この今までの誘致の中身を見ますと、市としては最大限の配慮があつてと思えます。しかしながら、これできないとするならば、さらなる緩和をしながら、貸付条件なり、そっちをもう少し優遇に優遇を重ねて、もう一度公募をしてみたらいかがかなと、このように思います。

全国的に見ますと、きょうは秋田県書類を持ってきておりますが、ここなかれでも重点企業であるという形を、先ほどから市長が言われますように、県とかいろいろ含めまして、やり方次第ではいろんなものが財源も確保もできるんじゃないかなと、前回の議会から私なりに思っております。だから、いろんな補助金を活用するなり、いろんな方法で、本当に今、対馬の誘致産業は、本当に絶えることなく大事にやっていくと考えられるなら、受け入れ側じゃないかなと思っております。そういった意味から、いろんな全国のモデルがあるようにありますので、しっかり市は市なり、県と相談しながら、できますなら、1日も早くそういった受け入れ体制が十分であるような体制をとっていただきたく一般質問をしましたので、また今後ともよろしく頑張ってください。何かありましたら、一言でも。

○議長（堀江 政武君） 市長。

○市長（財部 能成君） ありがとうございます。以前も市民の情報に基づいて、大阪のほうの有名企業の副社長さんを訪ねていくというようなこともありました。市民の皆様からの情報を決して軽んじてるわけでもありませんし、こういう可能性があるんじゃないかというふうなことがあ

りましたら、私どもに教えていただければ、こちらのほうから足を運ぶということは一向に私的には問題ない部分だと思っております。

それと、補助金の利活用というお話もありました。補助金もさることながら、やはり収益事業という意味合いが宿泊施設は強くなりますので、今の、国全体も変わっていかうとしてますが、ファンドをどう活用していくかとかいうことも視野に入れながら、この問題については取り組んでいかないといけないだろうというふうなことも考えておるところであります。しっかりいついつまでについていうことは明言は今ではできませんけども、皆様方と一緒に、この宿泊施設の不足解消に向けて動きたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） 波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、るる申しましたが、よろしく願いしておきます。

それで、市長、6月にお尋ねしておりました、港湾使用料の島内の認識度を高める意味でどういうふうに使われているんだという件に関しまして、近々、近い内に提示できればというような御回答をいただいておりますので、できますなら、どこか近いうちにどういう形かでお知らせください。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで波田政和君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は1時から再開します。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） こんにちは。6番議員、新政会の脇本啓喜です。

さて、早速ですが、3月の施政方針演説には、市長の目指す対馬市の方向性が明確に示されていて、一般教書演説ばりのすばらしい内容でした。特に、里山資本主義の理念を語るくだりでは何度もうなずかされました。

行政依存の体質から脱却し、自助、共助、公助のバランスを考える必要性が唱えられるようになって久しくなります。私が訴えているように、低成長時代に突入をした現代政治に求められていることは、利益をいかに分配するかではなく、不利益をいかに分担してもらうか、不利益を負担する市民に緩和策を提示し、いかに納得していただくか、へと変わってきていると思います。

今春、加志々中学校閉校時にシンガーソングライターの野田かつひこ氏がつくられた「加志々

が好きなんだ」の歌碑の除幕式が行われました。その歌碑は、地元の方々の浄財で建立されたとのこと。従来どおりに行政に助けを求めるばかりでなく、地域のために自分たちで何ができるのかを実践されている素晴らしい事例だと思います。このような取り組みがますますふえていくよう支援することが、これから求められる行政像ではないかと感じさせられました。

それでは、通告に従い、以下の2点について質問します。

1、対馬市における雇用対策と市民所得増大について。

昨年末から市長の話の中に、対馬市の有効求人倍率が高水準にあることがよく出てきます。こういう指標がよいことは、気分もよく、大変喜ばしいことだと思います。しかし、市民はその気分浸りに浸っていてもいいのでしょうか、政治家や行政は実態との乖離はないか、あるとしたならば原因は何であり、その改善策を考え実行に移す責任があると思います。実際、対馬市民の多くは、景気が好転しているとは実感できていないようです。

(1) 対馬市における雇用状況の現状について所見を求めます。

(2) (1) を踏まえ、雇用の維持・拡大と市民所得向上に関する具体的な政策について答弁を求めます。

2番、JR九州高速船による比田勝博多間国際線国内線混乗航路就航実現に向けた取り組みについて。

北部市民の悲願であるJRビートルでの国際線国内線混乗による比田勝博多間直行航路については、地元選出の谷川代議士や坂本県議の御尽力で、法的にはおおむねクリアできる状況までこぎつけてくださいました。これまでの経緯等については既に市民も御案内のところであり、就航実現に向けた今後の具体的な取り組みのみに絞って簡明な答弁を求めます。

以上、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 脇本議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の雇用関連の話でございます。

現在の対馬市における雇用状況というものを現状をどのように捉えているのかというふうなのが1点目にございました。これにつきましては、平成16年3月の合併時点においては、有効求人倍率が0.16というふうな数字でありました。平成25年に入り少しずつ有効求人倍率が上がって、25年11月には0.93というふうな数字になり、平成3年5月の1.01という、そこには及びませんが、高い水準まで回復してきております。この要因については、さまざまな公共工事、病院とかトンネルとかいうことの公共工事の雇用の影響というのも大きいものと思っております。ことし7月現在の有効求人倍率は、0.83です。全国平均1.06と比較をしますと低水準にあるものの、県の平均も0.83というふうな同じ数値となっておるところであります。

す。

産業別の求人数の推移を見ますと、平成元年から平成24年までが、農林水産業、建設業、製造業の分野において極端に減少しておりましたが、平成25年度には全体的に回復してきているようではございます。農林水産業においては、平成元年404人の求人数が、平成24年度は35名という91.3%もの減少というふうな状況でありました。これは、真珠養殖業の減少が主な要因でございましたが、25年には66名まで回復をしております。また、建設業におきましては、元年が224名、そして平成24年度が60名、73.2%の減少ということでありまして、25年度は198名まで回復をしてきておる状況です。製造業では、元年が323名でございまして、24年度が61名まで、81.1%の減少となっておりますが、25年度が164名まで回復をしている状況であります。

この製造業及び卸小売業につきましては、25年度の求人数が大きく増加をしておりまして、その要因として、ハローワークにお尋ねしたところ、景気の底上げ、そして観光客の大幅な増、建設業の受注の増等により、土産品それから食品、建築資材などの購買がふえたことにより、この分野の求人が増加したものと分析をされているようでございます。

また、医療、福祉、建設業、製造業等の分野における求人数は多くなってはいるのですが、その分野での就職希望者が少ないというミスマッチの減少が生じているところもあります。

また、高等学校の新規卒業者の島内への就職状況につきましては、平成23年度からの3年間ではそれぞれ16名から17名でございましたが、26年では、求人数48名に対し就職をされたのが20名でございました。高卒就職者の半数以上は島外へ就職をしておりまして、若者の流出がやはり続いているというところでございます。

そういう中、今後の具体的な政策についてのお尋ねがございましたが、対馬の活性化のためにこの雇用の促進、特に若者の雇用の場の確保、拡大、島内産業の発展が極めて重要であり、それが市民所得の向上につながるものと思っております。

市では、若者の就職希望者を島内で就職していただくための受け皿を広げるため、7月8日に対馬公共職業安定所及び対馬振興局とともに商工会、農協、建設業協会を訪ね、新規高卒者等の採用枠の拡大と早期のハローワークへの求人申し込みをお願いをしたところでございます。

雇用の場の創出といたしましては、具体的に企業誘致及び新規ビジネス応援事業等の新規創業への支援による新規雇用者の誘致、また他分野への進出や運転資金、設備資金など既存事業者に対する制度資金、これは中小企業振興資金とか中小企業の創業資金などがございますが、これらの制度資金による融資によって雇用人数の拡大、所得の向上につなげる取り組みを行っているところでございます。

また、国、県による雇用創出事業としましては、緊急雇用創出事業の企業支援型地域雇用創造

事業及び地域人づくり事業による失業者の雇い入れ、就職支援、在職者の処遇改善の事業も積極的に取り組んでいるところでございます。

また、農林水産業分野におきましては、新規就農総合支援事業による後継者対策を継続をしていくこととしており、林業分野においてはシイタケ再生のための生産量増加のための生産団地の整備や品質向上施設整備、シイタケマイスターによる技術指導、種駒購入に対する助成制度等を実施をさせていただいております。

また、水産業分野においては、県の支援を受けながら実施をしております後継者育成事業とあわせて、市単独での後継者育成事業を新設することとしております。

次に、新たな地域の担い手育成施策としては、よく協本議員も御存じの地域おこし協働隊事業の拡充や域学連携事業による外部人材の目線での地域資源の活用というもの、それから、地域課題を解決できる事業の発掘、洗い出しというものを行い、新たな企業化や定住化を目指しているところであります。

今年度からの新たな取り組みとしましては、新規企業の創出に重点を置き、これまで庁舎内各部署においてそれぞれが取り組んでおりました企業支援体制を改めることとしております。具体的には、新政策推進課を想定しておりますが、対馬市のワンストップ相談窓口というものを設置をし、各企業者の事業規模、ニーズを把握した上で各種支援を提供することとしております。

また、対馬市のみならず、市内各地方銀行や市提携の各大学を初め、商工会や農林水産各団体等の協力を得て、対馬市創業支援会議というものを設置をし、産学官金が一体となった支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな企業支援事業として、国の制度を活用した対馬市地域経済循環創造事業や市の単独事業として対馬市6次産業化等促進支援事業を新設し、既存の補助事業とあわせ、業を興す企業者の事業規模、ニーズに合った支援というものを実行していくこととしております。

また、行政報告でも報告させていただきましたが、各業種、団体間の情報、技術、ノウハウなどの連携、交流を行う情報交換の場として、対馬市異業種連携交流協議会を設立をしております。それぞれの業種、団体のトップリーダーによる情報交換や技術、ノウハウの連携、協議、検討を行う場として考えており、それぞれの事業活動に役立てていただき、雇用の維持、拡大などにつなげていければと考えておるところであります。

現状の雇用情勢は楽観視はできないと思っておりますし、かなり厳しいものではありますけども、若者やU・Iターン者、また働き盛りの世代の方々が、対馬で働き、郷土の活性化の一翼を担っていただけるよう、良質の雇用の場の確保を図るとともに新たな産業の創出、誘致、既存事業者への支援等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のJRビートル国際線の混乗問題についてのお尋ねがございました。

この問題につきましては、これまでも機会あるごとに関係省庁へ出向いて協議を行ってきたところですが。

協本議員の御指摘の件についてでございますけれども、昨年の10月22日、地元国会議員、県会議員の肝入りで、衆議院議員会館会議室におきまして奥野法務副大臣、それから私どもの地元選出、谷川衆議院議員、また地元選出県議であります坂本県会議員同席のもと、財務省、法務省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、海事局の担当課長等と意見交換の機会を持つことができました。

その席上、長崎県と対馬市から国際航路への混乗に関する要望書の提出を各関係省庁に行うとともに、対馬市から要望の趣旨説明というものもさせていただき、長崎県企画振興部長より、混乗に関する基本的な考え方の提案が行われました。

提案の内容は、比田勝博多間の島民の混乗を認めてほしいとの趣旨であり、それにつきましては、関税法、植物検疫法に基づく検査を、混乗する島民は博多で検査を受けるということ。2として、入国管理法の関係では、国内移動に検査を行うことは不可能であるため、ある意味対象外であるということで、渡航者と島民が接触しないよう管理をする必要があり、開閉できない形の間仕切を行うことにより混乗を認めていただきたいというものです。また、この島民混乗については国内移動であり、C I Qの問題はないとした上で、混乗を認めていただきたい旨の提案でございました。

その後、各省庁の担当課長との意見交換が行われ、各省庁からは、関税法上、検疫法上、入国管理法上の問題として、接触させない、交わらせなければとの発言をいただき、結論として、間仕切の方法、隙間のない構造、完全に遮断できる方法、これらの間仕切の方法でございます。それと、誘導方法次第では可能性はありと、検討できるとの回答をいただきました。

協本議員御指摘の法的にはある程度クリアできたのではないかという認識については、可能性はあり、検討できるというものでありまして、法的なお墨つきを得たというところまでは至っていないというふうに理解をしております。

その後の対応としまして、県が中心となって、航路事業者、国、そして私ども対馬市との協議調整を行っていくということで確認が行われたところであります。その協議結果を受けまして、11月に長崎県企画振興部長とJR九州の企画部長が県庁で面談をされております。11月末にJR九州から長崎県のほうに検討の結果について文書で正式に回答がなされております。回答の内容というものは、ビートル船内での居住空間の隔離、上下線の際に国際旅客と国内旅客を区分するという考え方について、安全面への影響として、分離する壁、分離壁は旅客の安全確保、誘導上で大きな障害となると。この分離壁等の設置は、国際条約で定められている避難通路幅の確保ができない。確保するには、客席数の減少や改装に伴う投資が必要となる。

2としまして、旅客サービス及び運航への影響についてがありました。その中では、専用トイレを有する隔離空間の新設は国際旅客の居住空間を狭めることになる。使用可能トイレ数の減少を招き、サービス低下につながる。ビートル客室内において隔離された空間を新設することは、国際旅客へのサービス動線及び船内移動にも支障が出る。隔離空間を設置するとサービス提供のために要員の増員が必要と考えられる。

3つ目としまして、博多釜山間の旅客数が激減しており、経費、要員の削減を行いながら業績回復に努めている。このため、多額の投資や収支悪化につながる可能性の高い施策の実施は避けたいなどの理由により、この長崎県の提案による混乗にはJ R九州としては対応しかねるとの回答でございました。

間仕切で遮断したスペースを確保することで、国際旅客の安全面やサービス面に影響を及ぼすとのことであり、現時点において対馬市としては打開策を見つけようとしているのが現状であります。

今後の取り組みについてでございますが、ビートルのこの混乗問題につきましては、大変難しい状況にあり、入国管理法の壁がとても高い中で、新たな方策の作り込みがないか等を模索をしている段階でございます。具体的な施策、方針等が定まりましたら御報告をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） では、ちょっと順番は違いますが、先にこの混乗のほうから行きます。

○議長（堀江 政武君） 脇本議員、マイクを。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 国際線国内線混乗は、私が初めて選挙に出た際に提案したもので思い入れのあるテーマです。株式会社J R九州高速船前社長の町孝氏は、比田勝釜山間に定期航路を就航させる際に、法的条件を整えば九州郵船と共同運航をも視野に入れ、実現に協力したい旨の発言をされ、新聞でも報道されました。

しかし、対馬市の目立った動きがないまま現在に至っており、法的条件がある程度整った、可能性が見えた段階になった現在、逆に今おっしゃるように、J R九州高速船の業績不振もあり、実現が困難な状況となっていると、そこはもう皆さん認識してと思います。

今後も、釜山港は釜山駅の近くに移転するといういい情報というか条件も整ってきますが、それ以上にエアプサン等のL C Cが、今度、仁川福岡、金海福岡、増便するというような悪い材料も、情報も入ってきております。ますます対馬釜山間を主翼にしていかないと、J R九州高速船のほうの経営は厳しい状況になってくるというのは、もう市長も同じ考えだと思っております。

そこで、私、この混乗にはすごい思い入れがあります。しかし、これにばかりこだわってい

てはいつまでたってもできない。じゃあ、どうしたらいいか考えましょうよ。それは、この1案と2案です。

一つは、混乗にこだわらないで、全部おりてもらう。この方法です。比田勝から博多、これは国内線です、朝。博多から釜山、釜山から博多、これは全て国際線です。乗るのは混乗になりません。博多から比田勝、これは国内線。逆に、これだけではJR九州やっていけないと思います。もう1隻、ここで稼いでもらおうという考えです。ただし、これは、A船のダイヤはやはり時間的に計算すると冬期は無理だろうというふうに思われます。

もう一つ、A船が全て比田勝にとまってることになりしますので、整備場が比田勝に必要なようになってくる。このお金も必要になってきます。ただし、先ほど言ったように、船を改修するお金は要らなくなる。この冬期が難しいってということと、その部分について問題がありますが、検討はしてみてもいいような案ではないかと。

それから、もう一つ、こちらです。A船とB船があるなら毎日おんなじ航路を使わなくてもいいじゃないかという考え。A船が比田勝から博多、これは朝一番で行きます。これは壱岐経由でもいいと思ってます。博多、釜山、釜山比田勝、比田勝釜山。B船、釜山から比田勝、比田勝釜山、釜山博多、最後に朝行った人が載れるような形で、博多比田勝、この1。この時間帯であれば十分冬期でも可能だと思います。だから、A船、B船を2日間のローテーションで回すという考えです。

こういう提案をしていかれたらどうでしょうか。

もう一つ、町前社長がおっしゃられたように、JR九州だけではなくて、九州郵船のほうとも共調した運航に取り組む提案です。乗り継ぎを便利なダイヤにして壱岐経由にすれば、壱岐からの乗船者もあるはずですよ。壱岐も喜んで乗ってくるんじゃないですか。

魅力的なパッケージツアーを提案すれば、採算ベースに乗ると私は思います。今現在、昨年度18万人と言われてたのが、ことし倍近く、30万人になるかもしれません。25万人は僕は行くと思ってるんですが。そのうちの2%が、私が言うこの航路を使ったとしたら6,000人です。1日当たり50人です。それ以外に壱岐からの乗船も合わせると、何とか採算に乗るんじゃないですか。採算に乗らないことは民間はやりません。そのためには努力して、国内客も誘致する、韓国の方も対馬だけじゃなくて、日本の田舎と日本の都会を味わってもらう。そういうパッケージツアーを提案していったらいかがですか。

10月から消費税免税品の基準が緩和されます。これによって買い物客もふえる可能性があります。対馬の方は、韓国の方が来てもあんまり買い物をしないと言いますが、飛行機で来る方より、この船で来ている方のほうが大量買いをする人は多いはずなんです。その理由は、ちょっとここではなかなか言うことはできませんが、実際、大量買いをして帰る方は飛行機よりも船のほ

うが多いというデータが出てます。

この辺を充分利用して、今言った3つの案、ぜひ早急に、地元と一緒に頑張って取り組んでいきませんか。いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、1案、2案がそれぞれ示されておりますが、私ども、実を申しますと、国際航路を国内航路に使うというふうな混乗ではなくてっていうやり方を3カ月ほど前から実は国のほうと協議を今進めている、ちょうどところです。

そのとき、私どもが国のほうに提案をした航路の流れっていうのは若干違うところもありますが、脇本議員が示されたその2つの方法も、またあるなど、こういう流れもやり方としてはあるなどというふうに思ってます。

私ども、国に北部のジェットフォイルがなくなった問題について、この5年以上わたってずっと協議してるわけですが、なかなか壁が厚い、高いと、乗り越えられないということがありますので、ビジットジャパンという一つの大きな国の流れを私どもはどうかして活用させていただくことによって、国内航路をつくり出す方法がないかという視点で今国のほうと協議を進めております。ただし、いろんな部署が関わります、これも。全ての部署がまだ承諾されたわけでもありません。そして、航路事業者のほうもこのことについて細かいところまでの提案ではありませんけども、1時間以上にわたって、こういうふうな話でやってみたいということまで相談はしておるところです。

現時点においては、まだ色よい返事をいただいたところではありません。どうかして、北部の方たちの足、今おっしゃられた韓国からお見えのお客様の1%でも2%でも今度は対馬から、仮に比田勝から博多に向かつての国内移動に乗り込んでいただけるような商品というものを私どももつくる中で、この新たな組み合わせの航路っていうのを考えていただきたいということを航路事業者のほうにも御相談をかけているところであります。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 方向性は同じ方向を向いていると思いますので、これからいろいろ相談しましょうや、それぞれ別々じゃなくて、私も案を持っています。一緒になって動いていきましょう。議員だからとかそういうことじゃなくて、じゃあ、僕辞めてもいいですよ、これできるなら。一市民じゃないと一緒に動けないって言うんなら、そのぐらいの気持ちで僕はやりたいと思います。

次、今度は雇用のほうです。ちょっと時間なくなってきました。

対馬市の雇用状況を把握する前に、まずは対馬市の産業別就業構造人口、産業別総生産額の現状と推移を対馬振興局発行のつしま百科で拾ってみました。先ほど市長が述べられたような感じ

です。製造業の落ち込みが特に著しいというのがはっきりわかります。

それから、ハローワーク対馬で業務月報、年報、約2年分いただき、自分なりに分析してみましたので紹介します。

表1をごらんください。有効求人倍率とは、ハローワークに登録した求人数を求職者数で割った数字です。

表2をごらんください。平成25年11月の有効求人倍率——この赤い折れ線グラフ——は0.93と極めて高い水準で、同年12月に0.78と0.15ポイント下がったものの、同年2月の0.35を底に11月まで右肩上がりのトレンドを継続しています。また、全月対前年同月比大幅増であることがわかります。

表3をごらんください。しかし、肝心の就職者数——このオレンジの折れ線——は、4月の87人をピークにおおむね減少トレンドにあることがわかります。

表4をごらんください。有効求人倍率のピーク平成25年11月と1年前を比較すると、有効求人数が293人から440人と147人増。有効求職者数658人が471人と187人減。求人数の増加よりむしろ求職者数の減少が有効求人倍率を押し上げている要因であることがわかります。景気の好転により市内の求人数が増加して、それに伴って市内に就職することができた人、就職者数がふえ続けて、その結果求職者数が減少しているのであればよい傾向だと言えますが、表3で示した通り、4月の87人をピークに減り続けて、12月は38人まで落ち込んでおり、アベノミクス効果が早くあらわれて条件が格段に上の島外に職を求めて出て行った人が多いのではないかと私は推察しています。すなわち、求人数が増加して景気が好転しているように見えても、労働力人口の流出に歯どめがかかるどころか、むしろ労働力人口の流出に拍車がかかっているのではないかと推察できます。大変心配してます。

なお、職につけない方々が生活保護世帯へ流れているかどうかについても調査しましたが、ここ二、三年は全体、構成世帯別に見ても大きな変化はないので、そういう影響はないというふうに思われます。

表5をごらんください。直近3年間の産業別規模別・新規求人状況を見ると、ほぼ全産業で好転しているように見えます。しかし、建設業については、佐須坂トンネルや大地バイパス、新病院建設等の大型公共工事開始による好影響と、それまでの余りにも干上がっていた反動だと思われます。製造業は、上対馬の水産加工の求人という特異な事情でしょう。宿泊業・飲食サービス業は、依然として堅調な増加が続くと見られる韓国人観光客による効果でしょう。卸・小売業は、大型量販店の進出に伴う一時的なものによることが大きいでしょう。医療・福祉については、医療従事者の慢性的人手不足と、特に介護職においては実質増員というよりも高い離職率を反映した補充求人ではなかろうかと推察します。

私の推察を検証するため、対馬振興局、商工会、建設業者、製造業者、福祉事業者等にお話を伺い、資料の提供までいただきました。現場の皆さんによれば、おおむね私の推察は当たっているのではないかと感想でした。ヒアリングに御協力いただいた関係者に厚く御礼申し上げます。この分析について、市長の見解を求めます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、個別に分析したことは全くありませんが、まだ。今お話を聞いておりまして、確かにそのような一面があるだろうなと思いながら聞いておりました。

それで、0.83とかいう有効求人倍率に、最低の頃よりは幾らかは好転はしてるとは間違いなく思いますが、0.83に必ずしも安穩としてはいけないうふに、今御意見を聞きながら感じた次第です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） これはチャンスのように、僕はピンチだと思ってます。これから、まだ震災の復興も続いていきます。それから東京オリンピックによる労働力不足も出てきます。ますます対馬から労働力人口が出ていく、今はチャンスじゃなくてピンチだという認識をぜひ持っていただきたいと思います。

東京商工リサーチの調査と分析によれば、全国で去年1年間に休業や廃業をした企業数は統計が残ってる平成12年以降で最多となり、景気回復の動きが続く中でも、中小零細企業では、業績の低迷などで事業の継続を断念せざるを得ないケースが多いことがうかがえ、さらに企業の倒産が減少している一方で、自主的な休業や廃業がふえているのは、経営者の高齢化に伴って後継者を確保することが困難になっていることに加えて、建設業を中心に人手不足で人件費が高騰していることが背景にあると分析しています。直接、同調査会社から長崎県の統計を取り寄せ、分析もお聞きすると、本県も傾向は変わらないだろうということでした。

さて、雇用政策検討に当たっては、厚生労働省職業安定局が公開している平成25年度雇用政策研究会報告書が大変参考になると思います。この政策方針に、対馬の雇用の現状と課題を照らして、以下のような対馬市における具体的な雇用策を提案します。

表6をごらんください。報告のポイントは、このパネルに示したとおりです。また、今後の施策の方向性として4項目が示されています。

1、労働市場の戦略的強化では、企業内、個人主導などさまざまな機会を捉えた職業能力開発の強化、民間人材ビジネスとハローワークが連携し、外部労働市場全体でマッチング機能を最大化することが上げられています。求人があっても企業が求める能力に達していない求職者が多く、マッチングがうまくいってないと推察します。

表7に示すように、ハローワーク対馬でもITビジネス基礎科でのパソコン講座、車両系建設

機械運転技能講習が開催されている程度であり、企業が求める能力が身につく講座の開催等を、民間人材ビジネスが脆弱な本市においては、市がハローワークと連携して支援することを提案します。

さらに、3月議会で観光物産推進本部長が、対馬市と金融機関が共同で儲けた小規模企業振興資金融資の借り手がない理由に、後継者難による借り控えを挙げていましたが、前述の東京商工リサーチの分析を待たずとも、中小・零細企業後継者バンク制度、中小・零細企業版M&A支援制度等を検討すべきでしょう。その際には、経済センサス等、市が保有するデータを商工会に公開し、密接に連携して活用できるようビッグデータのオープンデータ化を推進すべきだと思います。

それから、全員参加の社会の実現では、「高齢者も経済成長の一翼を担う」「女性の活躍は当たり前という社会へ」「さまざまな事情、困難を克服し、就職を目指す人材を支援」と挙げられています。

1月27日に、NHK「クローズアップ現代」で、「あしたが見えない〜深刻化する若年女性の貧困〜」という特集が放送されていました。乳幼児を持つシングルマザーが職に就きにくい社会であり、手厚い福利厚生を準備している性風俗産業へ駆け込んでいることを、公の社会福祉の敗北と取り上げていました。宮崎県西米良村の若年独身者住宅、広島県安芸高田市の子育て婚活住宅新築補助金等、先進地の取り組みは参考になると思われます。対馬出身の若年層が帰郷し、定住できる施策の調査研究を提案します。

ところで、1月19日に開催された対馬市福祉大会での木原孝久氏の基調講演は、大変興味深いものでした。「ボランティア講座より助けられ上手講座の開催を！」いうことでした。「助けて」と言うことで、日本人の多くは初めてお助けスイッチが起動すると。つまり、人とのつながりは、みずからをさらすことから始まるというふうにおっしゃりたかつたんだろうと思います。

市単独では解決できない問題は、大きな声を挙げて国や県に助けを求めていかなければ、他の自治体の助けを求める声にかき消されて、国や県のお助けスイッチはなかなか起動しません。

建設業に関しては、ことし2月に、前倒しで県の労務単価が引き上げられましたが、この程度の上昇では、業者が下駄を履かせて手出ししている賃金分の解消はおぼつかないため、上昇幅に見合った賃金上昇は見込めないでしょう。震災復興に加えて、東京オリンピック・パラリンピック整備事業の開始によって、このままではますます労働力の島外流出は避けられなくなります。

2月11日付の長崎新聞によれば、長崎県土木部発注工事の入札不調が、前年同期比で4倍にも膨れ上がっています。先日の報道では、長崎県は、建設業者に対して、労働環境の改善を図り人材確保に努めるよう要請したそうです。県は業者にそのような要請をする前に、労務単価を上げることが先でしょう。本県の厳しい経済状況は承知していますが、労働人口流出先の福岡県など、隣県との労務単価の格差を縮小すべく、さらなる労務単価の引き上げを県に陳情すべきだと

私はと思いますが、この点について、市長、どう思われますか。

○議長（堀江 政武君） 市長。

○市長（財部 能成君） 労務単価のお話がありました。労務単価。そういう状況に、ほかの県との比較ということは私も当然したことはございませんでしたので、今のお話を聞きまして、実情というものを、確認をちょっとさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の話では、福岡県が幾ら、長崎県が幾らっていうのは御存じないですね。ちなみに、この2月の引き上げで、福岡県が1万5,700円、長崎県が1万3,400円と。その前の段階から比べると、福岡県が1,100円上がって、長崎県は1,000円。ますます差が開いてきてます。これを縮めないと、ますます労働力人口の流出は止まらないと思いますよ。その辺、よく県のほうとも話をぜひしてください。

時間が来ましたので、きょうの質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（堀江 政武君） これで脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、予定の市政一般質問は全て終わりました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

議事日程(第5号)

平成26年9月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例
- 日程第3 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例
- 日程第4 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例
- 日程第5 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第9 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第10 請願第2号 TPP交渉並びに農協改革に関する請願書
- 日程第11 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第12 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第13 議案第93号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)
- 日程第14 議案第94号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(唐崎漁港)
- 日程第15 議案第95号 財産取得契約の締結について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 追加日程第2 発議第4号 TPP交渉並びに農協改革に関する意見書
- 追加日程第3 発議第5号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

追加日程第4 発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第66号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第78号 対馬市介護保険地域支援事業基金条例
- 日程第3 議案第79号 対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例
- 日程第4 議案第80号 対馬市仁田ダム運動公園条例
- 日程第5 議案第81号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第82号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第83号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第92号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第9 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 日程第10 請願第2号 TPP交渉並びに農協改革に関する請願書
- 日程第11 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第12 陳情第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第13 議案第93号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾)
- 日程第14 議案第94号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(唐崎漁港)
- 日程第15 議案第95号 財産取得契約の締結について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 追加日程第2 発議第4号 TPP交渉並びに農協改革に関する意見書
- 追加日程第3 発議第5号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
- 追加日程第4 発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担

担制度2分の1復元をはかるための、2015年度
政府予算に係る意見書

出席議員（21名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君

総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長より議案の訂正の申し出がっておりますので、お諮りします。

議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例について、お手元に配付のとおり字句を訂正することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。議案第79号は、配付のとおり訂正を承認することにします。

日程第1. 議案第66号

日程第2. 議案第78号

日程第3. 議案第79号

日程第4. 議案第80号

日程第5. 議案第81号

日程第6. 議案第82号

日程第7. 議案第83号

日程第8. 議案第92号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）から、日程第8、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてまでの8件を一括議題とします。

議案第66号は、各常任委員会に分割付託、議案第78号、議案第81号から議案第83号及び議案第92号の5件は厚生常任委員会に、議案第79号及び議案第80号の2件は産業建設常任委員会にそれぞれ付託をしておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金でがんばる地域交付金の追加、学校施設環境改善交付金の減、15款県支出金で緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、消防団員加入促進事業費補助金、18款繰入金で振興基金繰入金、教育施設整備基金繰入金、子ども夢づくり基金繰入金の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で集会施設等改修工事、博物館建設に係る周辺整備計画策定業務委託料、路線バス発車時刻表示システム構築委託料が主な補正であります。

9款消防費では、消防庁舎改修工事の追加、10款教育費ではスポーツ活動振興補助金の追加、建築単価の改正に伴う上対馬学校給食共同調理場の建設工事費及び備品購入費の追加が主な補正であります。

当委員会において、特に意見が出された点について御報告申し上げますので、今後の市政に反映されますようお願いをいたします。

博物館建設については、現在、県との合築を基本に協議中ではありますが、国内観光客の増加策等を検討しながら、周辺整備計画策定に臨んでほしい。

消防団員加入促進事業については、4月1日現在で、定員1,900人に対し、実員は1,552人となっています。「自らの地域は自らで守る」の理念を幅広く啓発し、若年層の入

団について、関係者一丸となって取り組まれることを望みます。

また、今年度の長崎県消防ポンプ操法大会のあり方について、現団員の消防に対する士気の減退が危惧されます。このことについても関係者で協議され、的確な対策をされますよう望みます。

以上、議案第66号につきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案について、その審査の経過の概要と結果を同規則110条の規定により報告いたします。

まず、保健部にかかる審査の経過を報告します。

議案第66号、対馬市一般会計補正予算（第3号）のうち、保険課にかかる歳入、14款2項1目1節総務管理費補助金は、国が進める社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に向けて、各自治体に補助金が交付され、国庫補助率は事業費の3分の2で、残り3分の1は一般財源の投入となりますが、これらは全額交付税で措置されます。

マイナンバー制度導入経費については、特別会計への繰り出し等を含め、健康増進課や福祉部からも詳細な説明を受けました。以下、同制度に関する補正部分は割愛します。

歳出、3款1項4目28節繰出金の一部は、糖尿病性腎症重症化予防事業に、新たに取り組むための国民健康保険特別会計への繰り出しです。

なお、糖尿病性腎症重症化予防事業とは、糖尿病との合併症として発症する腎症の予防と重症化を防止することで、人工透析患者増加の抑制などを図り、医療費の抑制を目指すため、対馬市が重点的に取り組む事業です。

健康増進課に関する歳出4款1項2目予防費は、予防接種委託料の追加です。これは予防接種法第5条に基づく水痘、成人用肺炎球菌の定期接種化によるもので、それぞれ9割、3割の交付税措置がされています。

議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例は、本年の通常国会において、全国一律の介護予防給付であったものが、市町村単独で取り組む地域支援事業に移行される法律が制定されたことに伴い、地方自治法第241号第1項の規定により、条例を制定し、基金を設定するものです。

委員からは、サービス低下を心配する声も出される中、限られた財源の中でサービス低下を可能な限り抑制し、かつ健全な基金運営に努めるよう指摘がなされました。

続いて、市民生活部関連の予算について報告します。

歳入21款1項3目衛生費は、(仮称)対馬市中部汚泥再生処理センター整備事業に係る予算
における振興基金繰入金の充当に伴う合併特例債の減額です。

歳出の主なものは、4款1項4目衛生費、環境衛生費、斎場峰浄苑の修繕料にかかる11節需
用費の増です。これで昨年2炉とも使用不能となる事態を生じさせ、市民の皆様にも多大な御迷惑
をおかけしておりました当斎場にかかる一連の改修は終了することとなります。

次に、2項1目15節工事請負費の増は、現在、整備中の生ごみ堆肥化施設建設工事費が、平
成26年2月の建築単価等の改定に伴い、人件費、資材費等が大幅に高騰したため、建設事業費
が平成25年度繰越事業費を大幅に上回り、所要の補正を行うものです。

2目塵芥処理費では、燃料費の増に伴う11節需用費の増で、昨年11月の県による対馬ク
リーンセンターの排ガス測定検査により、一酸化炭素濃度の低減対策の指摘を受け、それに対応
するための燃料費が増加し、所要の補正を行うものです。

13節委託料の増は、同センターの機械器具法令点検、保守点検業務にかかる後期分です。

3目し尿処理費は、し尿処理3施設の運転管理委託料の執行残の減額です。

担当課長からの、当初予算編成時から灯油単価が12円10銭上昇したとの説明に対し、委員
から、島外業者からの購入も今後は検討すべきだとの意見があり、担当課長から、調査を行うと
の答弁がありました。

なお、今回、付託案件外ですが、今年度より新たに開始された少量排出事業者登録制度の進捗
状況中間報告を求めたところ、現在、全島で110の事業者が登録しているとの報告でありまし
た。制度の周知に努め、対象となる事業者には、新制度登録勧奨や自主搬入及び収集業者との委託
契約締結の指導など、公平公正な事業系一般廃棄物回収の徹底に努めるよう指摘しました。

また、ことしで12回目を迎える日韓市民ビーチクリーンアップ事業について、市民への周知
不足を指摘しました。事業の目的には、海岸漂着ごみ問題に関する市民の関心を高めることも含
まれており、市民に対するごみ削減等への啓発活動を推進するよう指導しました。担当課長より、
今後、より積極的な啓発活動に取り組む旨の答弁がありました。

次に、福祉部関連の議案について報告します。

補正予算のうち、福祉課に係る歳入、14款1項1目1節社会福祉費負担金は、障害児通所給
付費負担金で、児童福祉法により身体や知的障害及び精神に障害のある児童が、児童発達支援施
設や放課後等デイサービスを利用した場合の経費に対する負担金の追加見込み分で、2分の1が
国費負担です。

同様に、15款県支出金1項2目1節社会福祉費負担金も、同負担金追加見込み分で、4分の
1が県費負担です。

歳出の3款1項5目19節負担金補助及び交付金は、栃木県で10月に開催されるねんりんピ

ックの全国大会に、豊玉町卯麦地区のゲートボールチームが参加する旅費の補助で、県の補助金を引いた残りの5分の2の補助です。

こども未来課に関する歳入は、12款2項2目3節児童福祉費負担金で、広域入所負担金を追加計上し、14款国庫負担金、15款県負担金も同様に追加計上しています。

また、14款1項1目3節児童扶養手当負担金の追加、15款2項2目3節児童福祉費補助金では、放課後児童健全育成事業補助金を追加計上などです。

続きまして、歳出は、3款2項1目8節報償費から11節需用費において、子ども・子育て会議に係る経費を追加しています。

今回の付託案件外ですが、消費税の引き上げに際し、所得の低い方（住民税非課税世帯）へ支給される臨時福祉給付金の申請状況報告を求めました。

8月末現在、申請率39.2%と低水準であったため、9月1日から未申請の受給者対象見込み者全員に対し、申請書を交付しました。

また、当初の申請締め切りは9月末日でしたが、今後の申請の提出状況を把握し、12月末日までの申請期限延長も検討しています。詳細は福祉課にお尋ねください。

なお、児童福祉臨時給付金の申請は9割以上申請済みですが、こちらも申請期限を延長する予定です。詳細は、こども未来課へお問い合わせください。

議案第81号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第82号、対馬市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から本格実施されることに伴う新規の条例制定です。

議案第81号は、認定こども園、幼稚園、保育所からなる施設型給付及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業内保育からなる地域型保育給付についての運営基準を、議案第82号は、地域型保育のそれぞれの事業の設備、運営に関する基準を定めています。

なお、施設型給付は、県の認可、市町村の確認、地域型保育給付は、市町村の認可確認となります。

また、議案第83号は、放課後児童クラブの拡充に必要な基準を定めるものです。

少子化が急速に進行し、かつ津々浦々に集落が点在する本市においては、少人数の保育をどのように組み立てていくかは重要な課題です。

また、持続可能な社会形成には、女性の社会進出が欠かせません。保育士不足を初めとするさまざまな課題も山積する中、早急に新制度の調査、研究を行い、市民に制度の周知を図るとともに、本市の現状と将来予測に則した子ども・子育て支援制度、支援に関する計画策定と円滑実施に取り組むよう指摘しました。

議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議については、特に慎重審議が求められるとの観点から、最後に持ち越し、十分な審議を行いました。

本案件は、壱岐市が長崎県病院企業団に加入するために必要な規約の変更を行うものです。御案内のとおり、平成20年に長崎県離島医療圏組合が解散するころの壱岐市民病院は、業績及び医師の確保も堅調で、長崎県病院企業団が発足時には加入しませんでした。

しかし、国の研修医制度改革等で医師の確保が次第に困難となり、それに伴い業績不振に陥ってしまいます。平成23年12月議会で、壱岐市長が企業団加入を表明します。

その後、県や企業団から、人件費削減、単年度黒字化、累積赤字の解消等の経営改善を求められ、この度その成果をもって企業団加入の準備が整ったとして、加入各自治体に壱岐市の企業団加入承認を求めるものです。

審議に先立ち、現在でも対馬地域の3病院は慢性的医師不足にある状況であり、壱岐市民病院が独自で医師の確保を行うことを企業団病院加入の条件とすべきだとの観点から、当委員会より企業長名で、それを担保するに値する公文書を委員会当日まで提出いただくことを求めました。その文書を添付しておりますので、ごらんください。一番最後につけております。

そこには、県病院企業団から壱岐市民病院への義務期間中の養成医の派遣は当分の間行わないこと、壱岐市民病院が企業団加入後も、従来どおり福岡圏域の大学からの医師派遣の継続をいただく約束ができたことが記載されています。

当日の審査概要を報告します。

まず、担当部課長から詳細な説明を求め、次に病院企業団議員からもこの案件に関する当該議会への報告内容等の補足説明を受けました。

説明によれば、壱岐市民病院による経営改革、累積赤字の解消は、一定の成果が認められるため、現時点での医師確保はできているものの、将来にわたり独自の医師の確保が可能であるか否かが、加入承認の焦点となることが再確認されました。

企業長から提出を受けた公文書の文言のうち、「当分の間」とは、果たしてどれくらいの期間を指すのかが不透明だなど、委員からの不安を感じる意見もありましたが、これ以上の回答を県及び病院企業団から引き出すことは困難であろうとの結論に達しました。

壱岐市においては、今後も独自での医師確保に努めていただくよう、切に要望いたします。

以上、本委員会に付託されました議案第66号、議案第78号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第92号について、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により6議案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例、議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例の3議案であります。

その審査の過程と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）につきましては、本委員会に係る歳入の主なもののうち、14款国庫支出金において、水産業費補助金の減額は、瀬漁港整備事業補助金の間接補助による県補助金への組み替えであります。

15款県支出金において、総務管理費補助金の増額は、林業技術者育成2名分の新規補助事業、農業費補助金の経営体育成支援事業補助金は、アスパラガス共同生産管理施設やトラクター、コンバイン等の購入に対する補助金、20款諸収入において、雑入の増額は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金の追加であります。

21款市債において、水産業債の増額は、阿連漁港、瀬漁港整備事業費の組み替えによる追加、都市計画費の増額は、まちづくり交付金事業で、厳原小学校線改築事業に伴う用地取得費及び補償費の追加によるものであります。

歳出の主なものとしては、6款農林水産業費で、対馬北中部アスパラガス生産部会が導入する共同生産管理施設や、豊玉町作業受託組合等が導入するトラクター、コンバイン等機械購入に対しての補助金の助成、農業施設維持補修工事が7カ所、大谷農道災害防除工事及び農道島山支線舗装工事の増額、林業振興費の委託料の増額は、長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の地域人づくり事業で、未来りん業が行う森林整備に携わる林業技術者の育成事業の新規雇用2名分を計上、有害鳥獣駆除事業補助金の追加、漁港建設費の委託料の増額は、ストックマネジメント事業の組み替えによるものであります。

7款商工費で、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの内部施設整備委託料、備品購入費の計上、また、湯多里ランドつしま温泉水中ポンプ購入、比田勝港国際広場整備工事の増額など、8款土木費で、卯麦宿中線排水溝整備工事の増額、グリーンピア樽ヶ浜線道路改良工事の減額は、公有財産購入費に組み替えるものであります。

議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例につきましては、現在、厳原町今屋敷672番地1に建設中の対馬市観光情報館ふれあい処つしまの新設に伴い、この施設の管理運営について指定管理制度を導入するもので、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例につきましては、現在は主体がゴルフ場であり、

このゴルフ場の設置運営は、非営利の任意団体であります対馬ゴルフ倶楽部が行っております。

しかしながら、ゴルフ場については占用主体を地方公共団体等に限定し、占用の許可が行われているため、今回ゴルフ場を含む運動公園を指定管理により運営するため、条例の制定を行うものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第66号、議案第79号及び議案第80号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 付託案件に対する審査報告が終わりました。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第78号から議案第83号までの条例制定議案6件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 反対討論でございます。私は、一般会計補正予算（第3号）における観光交流センターにかかわるバス停事業に反対でございますので、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、反対の理由でございますが4点ございます。

まず、第1点は、2つのバス停は要らないということです。そして2点目は、1年半前に市が計画をしたまちづくりの基本計画を全くもって無視をしているということ、そして3点目は、国を欺く計画であるということです。そして4点目は、議会を愚弄する行為であるということです。この4点でございます。

まず、第1点のバス停は2つは要らない。これは現在の対馬市交流センターの前にティアラの

バス停がございます。それと、今、計画をしておる観光交流センターのバス停もともにするというところでございます。

この観光交流センターのバス停の問題については、観光物産協会を中心に、経営運営プロジェクトチームをつくっておりました。そして、その中においては、当初の計画どおり観光バスが4台とまるようになっておりました。それを市長の一言で路面バスに変更した経緯がございます。

そして、この新しくできる観光交流センターのバス停、ここは切符の売り場もございません。そして、交通関係の情報を提供する対馬交通も入らないわけでございます。なぜ、入らないのか、これは当初の計画に盛り込んでないからであります。だから、目的外使用としてみなされて入れないわけでございます。要するに、行き当たりばったりの政策のあらわれであります。

そして、2点目は、基本計画を全く無視をしたということです。ここに対馬市博物館基本計画がございます。この中に、一般質問で申し上げましたが、この中に今現在、観光交流センターのあの土地は、観光玄関口として位置づけております。その中に、観光バスなどの駐車場の整備も検討しますというものが入っております。

これにつきましては、私が一般質問の中で質問しましたら、市長はこれについて、観光バスなどの駐車場ということであれば、あたかもバス停も含むようなお考えのようでもございました。駐車場とバスがとまるバス停、駐車場と停車場、これは全く意味が違います。この用語の基本的なことも理解できていない、まさに基軸がずれた計画でございます。

それと、3点目は国を欺く、市民は慣れておりますけれども、国を欺く行為だということでございます。

ここに、対馬市が文化庁長官に出した書類がございます。これは、今、解体が終わりましたけれども、巖原の幼稚園解体の跡の利用について、文化庁長官に許可をいただく文書でございます。文化庁長官宛てです。

この中で、今までは、今、観光交流センター、工事していますけれども、以前はあそこにたくさんバスがとまっておりました。それを現在は巖原幼稚園のほうに移しております。その取り決めの分でございます。許可をいただく条件として、市が文化庁に提案をした理由です。

よろしいですか、5項目ございますけれども、まず2項目に、「現在、大型バスの駐車場及び乗降所となっている観光交流センター建設予定地の工事期間中、代替機能を持たせ、臨時駐車場、乗降所として暫定的に使用する」と、これは市のほうが文化庁に願い出たことです。

そして、3番目には、こうも書いてあります。「観光交流センター完成後は、今の建物が完成をした後には、大型バス昇降所として機能を復帰するので、当該地における臨時駐車場は機能は解除する」と、要するに、今、幼稚園のところととめておるけれども、今の観光交流センターができれば、従来どおりあそこに観光バスを入れるので、今の駐車場は機能をなくすというふうな

申し合わせでございます。

これは、でも実際は路面バスが入るようになっております。以前に決めてそうなっとなるわけですから。国までだますというこの行為、まさに神をも恐れぬ不届き者でございます。これが3点目です。

そして、4点目でございますが、議会を愚弄しておるんじゃないかと、あまりにも。と申しますのは、この文化庁長官に出した日付は、本年度の1月の20日ですよ。そして、私どもが路面バスの予算関係を審議して決定したのは、去年の12月です。そして、11月には全協において詳しく説明を受けました。その後、12月に予算関係も成立したわけです。

よろしいですか、12月に予算が成立したその時点においては、路面バスだったんですよ。そして、これは何たることか、文化庁長官には、出した分には、復帰をするんだというふうなことになっておるわけです。全く、議会を無視するのも甚だしいと思います。

以上、4点でございます。

私ども議会は、市長の追認機関じゃございません。私どもそれぞれ議員が、市民の皆様から選んでいただいて、そして議席をいただいておるわけでございます。

ならば、市民のためにやらなければいけない、私がいつも言うんですが、議員の職務とは何ぞや、これは行財政の批判と監視なんです。悪いものは悪いんだと、いいものはいいんだとはつきりと言うこと、これが私どもが市民から付託されたものでございます。

いろいろと考えがございましょうけれども、やはり心静かに、明鏡の止水に、この心に戻っていただいて、何が正しいのかを何が悪いのかを、市民のために御決断をいただけますように切にお願いを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する各委員長の審査報告は、いずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、対馬市介護保険地域支援事業基金条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、対馬市観光情報館ふれあい処つしま条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」、「議長、起立採決」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議があるようでございますので、起立によって採決をします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、対馬市仁田ダム運動公園条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第82号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第83号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、3件を一括採決します。3件に対する委員長の審査報告は可決であります。3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 請願第1号

日程第10. 請願第2号

日程第11. 陳情第3号

日程第12. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第9、請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書から日程第12、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてまでの4件を一括議題とします。

陳情第4号は総務文教常任委員会に、請願第1号及び陳情第3号は厚生常任委員会に、請願第2号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 審査の経過と結果を報告いたします。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

本陳情は、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備を求めるものであります。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、そのための少人数学級などの定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することを含め、教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう関係機関に意見書提出を求める陳情の趣旨は十分理解できるものであります。

審査の結果、陳情第4号は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、請願書及び陳情書並びに当該提出団体から送付されたパンフレット等、さらには委員会独自に入手した当該提出団体に関する資料等をもとに、慎重に審査を行いました。

請願第1号については、手話が音声言語と対等であることを広く国民に周知し、ろうあ者が手話を学ぶ権利を保障し、どこでも気兼ねなく自由に手話ができる社会環境の醸成を求めるといふ請願の趣旨は、2011年に障害者基本法の改正が行われた趣旨と合致している。また、請願内容に関しても妥当であるとして、委員からの反対意見はありませんでした。

次に、陳情第3号についても、陳情の趣旨は十分理解し得る内容である。また、陳情内容も妥当であるとして、委員から陳情内容に関する反対の意見はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました請願第1号、陳情第3号は、審査の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 審査の経過と結果を報告します。

平成26年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、TPP交渉並びに農協改革に関する請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本請願の趣旨としては、政府は農業の成長産業化を旗印として、TPP等による農業市場の開放、農業改革などの市場経済の論理による施策を推し進めようとしているが、行き過ぎた市場開放、農業改革は、家族農業を中心とした我が国農業、農村のありさまを根本から否定するものであり、離島、中山間地等、条件不利地が多い本県においては、特に地域の崩壊に直結することが強く懸念されるため、TPP交渉並びに農協改革に関して、農産物の重要品目について、除外または再協議とした国会決議を遵守するとともに、同決議に基づき、国民への十分な情報提供と国民的論議を実施すること、またJA総合事業を堅持するよう政府に対して強く働きかけてほしい旨の請願であります。

本市においても身近な問題であり、請願内容も妥当であるとして、委員から反対意見はありませんでした。

以上のとおり、本請願の趣旨は十分に理解できるものであり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから4件の委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

請願第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第2号、T P P交渉並びに農協改革に関する請願書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時15分からとします。

午前10時59分休憩

午前11時14分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第13. 議案第93号

日程第14. 議案第94号

日程第15. 議案第95号

○議長（堀江 政武君） 日程第13、議案第93号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）から日程第15、議案第95号、財産取得契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第93号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いします。

本案件は、平成25年第4回定例会で御審議・御決定いただいております国と長崎県が並行して事業を進めております、厳原地区旅客ターミナル再編事業にかかわる公有水面埋立てについての案件でございますが、御決定いただいた後、国と長崎県の施工する区域を変更する必要が生じたため、今回、長崎県が追加して実施する埋立ての、公有水面埋立て免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

埋立ての必要性につきましては、追加議案書の4ページの埋立て必要理由書のとおり、今回、ジェットfoil対応岸壁を整備しようとするものでございますが、これが水深、泊地を備えた係留施設であるため、既設護岸の前面を埋立て、その用地を確保しようとするものでございます。

追加議案書の7ページの位置図並びに8ページの平面図で黒く塗りつぶした部分、74平方メートルを埋立てるものでございます。

なお、国直轄事業の埋立て分につきましては、埋立て区域縮小に係る変更許可申請となりますが、市町村の意見聴取は不要となっております。

また、公有水面埋立法第3条第1項に基づく埋立免許願書の縦覧期間が9月2日までとなっておりますことから、追加議案で上程させていただきました。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申

し上げます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案第94号、漁港区域内公有水面埋立てについて（唐崎漁港）の提案理由について御説明いたします。

追加議案集の9ページをお願いいたします。

本議案は、対馬市が整備を進めております唐崎漁港地域基盤整備事業に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、同条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋立ての必要性につきましては、別紙12ページに埋立て必要理由書を添付しております。既存のマイナス2メートル物揚場の前面に、マイナス3メートル岸壁を整備することで、陸揚げ及び積み込み等の作業スペースを確保し、作業の効率化を図ろうとするものでございます。

埋立て面積は301.33平方メートルでございます。

議案末尾に位置図及び平面図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 続きまして、議案第95号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

追加配付の議案集17ページをお願いいたします。

本案は、消防本部が現在導入を進めております災害対応特殊救急自動車の取得契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る9月2日、3社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1社の辞退があり、2社による入札の結果、最低入札者である西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店、支店長吉本明浩氏が、3,100万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した3,348万円で、9月3日、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします車両は、本署で運用しております平成10年度に導入した救急自動車の更新車両で、地震等の災害時に路面変化等に対応すべく、4輪駆動方式を取り入れた災害対応型の高規格救急自動車でございます。

大変簡単ではありますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第93号、この厳原港湾の埋立てについてですが、説明の際に、ジェットフォイルの岸壁として埋立て部分が足りないから、やるんだということでしたが、このジェットフォイル、御案内のとおり、もう製造は禁止されておりまして、これからどれくらい、このジェットフォイル自体がこの対馬の厳原の港に入ってくる期間が考えられているんでしょうか。この埋立てに係る年数です。それから、その後、ジェットフォイルがまだその埋立てたところを使う、使用する年数です。分かっているらっしゃれば、答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ジェットフォイル岸壁については、30年度にジェットフォイル岸壁が完成すると振興局から聞いております。シフトができると聞いております。

どのくらい入るかということですが、それにつきましては、現在の入っている船の数だと、それ以上の数は今聞いておりません。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ジェットフォイルが今後の耐用年数を含め、製造という見通しのお話であったかと思いますが、明確なことは私どもも持ち合わせてはおりません。

ただし、最近、このジェットフォイルというのは、もう皆さま御存じのように、川崎重工さんがもっぱらつくってあったわけですが、5機というのか、5隻というのか、よくわかりませんが、というまとまったオーダーがあればつくってもいいんだというような話は漏れ聞きはしますが、現時点において、1艇、1機では対応はしていかないんだというふうなお話でした。

それと、あと何年もつんだらうかというお話ですが、これについては、飛行機ではありませんけれども、重整備等を毎年行っておりますので、相当年数はもつんだらうなというふうなことしか、私どもも情報としては入れておりません。申しわけございません。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 私も専門家ではないので、どれくらい、今走っているジェットフォイル、高速船自体が修繕を繰り返しながら耐用年数があるのか。これから、そういう整備の技術等も上がって行って、延びる可能性はあるとは思いますが、今後、どういう船をこの厳原港に停泊できるような形にしていくのかというのは、重要な計画だと思います。今のままのRO-ROのほうのRORO船でいいのか、LOLOのほうのLOLO船に切りかえて、それまで入れるような形にしていくのか。私は、今後、対馬の経済の鍵は貿易にかかっているというふうに常々言っていますが、この港の整備というのは、将来何十年にもわたる計画になってきます。後から、こういう船を入れたいと思っても、もうここでこういう計画をつくってしまっているとい

うことでは手おくれになる場合も考えられますので、どういう船を将来的に発着場としていきたいのかという構想も、難しいことですが、検討していただきたいというふうに思っております。

以上です。これは要望です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第93号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第93号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第94号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（唐崎漁港）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第94号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第95号、財産取得契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第95号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり、可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

決算審査特別委員会、3常任委員会において審査中の事件であります、認定第1号、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第11号、平成25年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの11件について、配付しておりますとおり、継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。11件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。配付のとおり発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書、発議第4号、TPP交渉並びに農業改革に関する意見書、発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書が提出されました。4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第3号から発議第6号までの4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 発議第4号

追加日程第3. 発議第5号

追加日程第4. 発議第6号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書から追加日程第4、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書までの4件を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 発議第3号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員脇本啓喜、賛成者同、小川廣康、賛成者同、小田昭人。

「手話言語法」制定を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話が言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう、強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。

○議長（堀江 政武君） 次に、8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） ただいま議題となりました発議第4号、TPP交渉並びに農協改革に関する意見書は、まず、TPP交渉については、農産物の重要品目については、国会決議を遵守し、国民への十分な情報提供と国民的議論の実施を求め、また、農林水産業、地域の活力創造プランによって盛り込まれた農協等の改革においても、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重するよう求めており、市議会としても意見書を採択したく、意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第4号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員小

田昭人、賛成者同、小川廣康、賛成者同、脇本啓喜。

TPP交渉並びに農協改革に関する意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

TPP交渉並びに農協改革に関する意見書（案）。

TPP交渉については、継続して首席交渉官会合が開催されるなど、参加国間による協議が進められており、重要品目の関税が撤廃されることとなれば、離島・中山間地を多く抱える本県農業は甚大な影響を被ることは明白であり、地域農業・農村の崩壊につながるものが危惧される。

一方、政府は、6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」という）を改訂したが、プランでは、これまで同様「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標を掲げつつ、新たに農協、農業委員会、農業生産法人の改革が盛り込まれた。

農協改革については、JAの具体的な事業やガバナンス、連合会の事業・組織形態、中央会制度の自律的な新たな制度への移行など、事業・組織のあり方について、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を出すとしている。

については、国におかれては、TPP交渉並びに農協改革の審議に当たっては、下記の事項に留意するよう強く求める。

1つ、TPP交渉について

TPP交渉に当たっては、農産物の重要品目について、「除外または再協議」とした国会決議を遵守すること。

また、同決議に基づき「国民への十分な情報提供」と「国民的論議」を実施すること。

2つ、農協改革について

農協改革の実施に当たっては、農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革の内容を十分尊重すること。

(1) JA総合事業の堅持について

プランは、信用事業の代理店方式の活用を推進するとしているが、仮に代理店化した場合、営農資金への対応や集出荷施設等の地域農業振興のための投資が困難となることが懸念される。

プランが目指す農業所得の倍増を実現するためにも、信用事業を含むJAの総合事業を堅持すること。

(2) 准組合員の利用制限について

プランは、准組合員の事業利用について一定のルールを導入するとしているが、JAの事業は地域の重要なライフライン機能を担っており、利用者の利便性や利用者保護、地域社会への貢献、一定の事業量確保などの観点からも、准組合員の事業利用について制限しないこと。

(3) 理事会制度について

プランは、理事の過半数を認定農業者及び農産物販売や経営のプロとするとしているが、現行制度においても理事の3分の1は外部登用が可能であり、新たな理事の資格要件を課すことはJA運営の混乱を招くこと等が懸念されるため、現行制度を維持すること。

(4) 全農の株式会社化について

プランは、全農の株式会社化を前向きに検討するよう促すとしているが、全農の株式会社化は協同組合であることを否定するものであり、選択肢として疑問がある。

全農の株式会社化については、系統組織がその必要性を議論し、全農みずからが会員の意思により決定すべきものであり、外部より一方的に促すべきではない。

(5) 中央会制度について

プランは、農協法上の中央会制度は自律的な新たな制度に移行するとしているが、県中央会のあり方については、会員である県下JAや自治体等の意向も踏まえて決定すべきである。

これまで県中央会が果たしてきた代表・総合調整機能や農政推進等の公的役割、会員JAの経営指導等は今後も必要であり、少なくとも県中央会は農協法上存置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。農林水産大臣様。内閣府特命担当大臣様。内閣官房長官様。

以上のとおりであります。御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 7番、黒田昭雄君。

○議員(7番 黒田 昭雄君) ただいま議題となりました発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書は、世界保健機構において、軽度外傷性脳損傷の病態について定義づけされているにもかかわらず、日本の医療における認識率の低さとMRI等の画像検査においても異常が見つかりにくいことから、労災や自賠責保険の対象外として、本人、家族等が悩み、苦しんでいるケースも多く、その啓発・普及が重要であります。

市議会としても、当意見書を採択したく意見書を朗読し、説明にかえさせていただきます。

発議第5号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員黒田昭雄、賛成者同、小川廣康、賛成者同、小田昭人。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書(案)。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝

撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいと、労災や自賠責保険の補償対象にもならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望します。

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長様。参議院議長様。内閣総理大臣様。総務大臣様。厚生労働大臣様。文部科学大臣様。

以上のとおりでありますけれども、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 最後になろうかと思えます。もうしばらく御辛抱ください。

ただいま議題となりました発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書は、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出すための教育の役割は重要であり、その条件整備として、一人一人の子供に丁寧な対応を行うための学級規模の引き下げについては、その趣旨についても同意できるこ

とから、市議会としても当意見書を採択したく意見書を朗読し、説明にかえささせていただきます。

発議第6号、平成26年9月19日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者同、脇本啓喜、賛成者同、小田昭人。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書（案）。

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供にも丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

社会状況等の変化により、学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや、障害のある子供たちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校などの生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源補償すべき必要がある。また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民の意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人～30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財源が圧迫され、非正規教職員もふえている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国におかれましては、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の割合を2分の1に復元することを含め、教育予算及び学校現場に必要な人員を確保するよう、関係機関へ働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月19日、長崎県対馬市議会。

提出先、内閣総理大臣様。総務大臣様。財務大臣様。文部科学大臣様。

以上でございます。議員皆様の御同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。4件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

発議第3号、「手話言語法」制定を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号、TPP交渉並びに農協改革に関する意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発議第5号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を、会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（6番 脇本 啓喜君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たり、お礼と御報告を申し上げます。

本定例会におきましては、9月8日から12日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げました平成26年度対馬市一般会計補正予算（第3号）及び条例の一部改正、制定などの議案につきまして御決定を賜りまして、ありがとうございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

本日御決定いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、対処してまいりたいと存じます。

また、本定例会の本会議や各常任委員会での審査におきまして、議員皆様から頂戴しました御意見等につきましては、今後の行政施策への検討課題として捉え、機会あるごとに情報の発信と共有に努めていく所存でございます。

次に、本会期中に御指摘がありました事項中、次の3件につきまして、概略、御報告を申し上げます。

まず、脇本議員から御指摘のあった海水浴場監視員の勤務実態についてでございますが、対馬市が県公安委員会へ開設届を提出しております海水浴場11カ所のうち、上対馬振興部管内に6カ所ございます。

安全管理については、風雨の激しい荒天時においては、遊泳禁止指示ののぼりを設置した後、監視員が待機していないという勤務形態がありました。事故防止措置は、海水浴場開設者である市の重要な責務でありますので、現状を真摯に受けとめ、安心、安全な海水浴場の運営に努めてまいりたいと思います。

次に、波田議員からお尋ねのありました国際ターミナル使用料の用途についてでございますが、25年度、利用客が18万7,900人、使用料が約3,660万円で、観光客の増加により、年々増加をしております。

その用途については、平成25年度は、使用料の約38%に当たる1,380万円を使用料徴収委託などの委託料と国際ターミナルの光熱水費や修繕料等の維持管理に、約3%の110万円をターミナル関連の市債の償還に、約18%の680万円をターミナル関連事務を行う職員の人件費に、それぞれ充当しております。残りの約41%に当たる1,500万円につきましては、将来の大型補修に備え、基金積み立てを行っているものでございます。

なお、市民皆様へは、改めて市報等でお知らせをしたいと考えております。

3件目は、議会初日に、8月8日開催の第32回長崎県消防ポンプ操法大会の結果について、作元議員より御質問を受け、議会開会中ではありますが、お許しをいただき、手がとれ次第、県に出向いて話をしてみたいとの答弁をさせていただきました。その報告でございます。

9月12日に、長崎県消防保安室に出向き、佐伯危機管理監、河内消防保安室長とお会いし、審査及び審査結果確定の経緯、改善点や、今後どのように消防団へ理解を求めていこうとしているのかということについて説明を求めました。

失格の要件についてはルール説明を受けたわけでございますが、会場で操法競技を見ている人々の目と審査結果の乖離があまりにも大き過ぎるということにつきましては、こちらが納得できる説明はもらえずに終了したところでございます。

大会審査に対する信頼回復には、厳正審査、説明責任といったものを第32回大会より格段に上げた上で、明らかにする必要があり、今後は審査基準の内容確認と見直し、また執行部の大会運営についても大きく改善することを確認してまいったところでございます。

長崎県消防協会が出した結論を覆すことはできませんでしたが、この思いをばねに、今後の大会において、必ずや優勝し全国大会出場を果たすことを切に願うものであります。

なお、平成25年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめとする認定議案につきましては、閉会中の決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託されますが、審査につきましてはよろしくお願いいたします。

また、比田勝港国際ターミナル新築工事（建築本体）及び、仮称ではありますが、上対馬・上県学校給食共同調理場建築工事に係る契約案件について、御審議いただきたく、11月に臨時議会の開催をお願いしたいと考えておりますので、議員皆様方の御理解を賜りたいと存じます。

最後に、議員皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年の第3回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成26年第3回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 洲上 清

署名議員 脇本 啓喜